

AR-75-2

核時代の安全保障

—世界の核と日本 1975年版—

1975年8月31日

財団法人

政策科学研究所

Institute for Policy Sciences, Japan

まえがき

核についての論議は盛んになってきたが、核を本当に考えた上での政策はそこから生まれてきていない。ひとつには、飽くまでも「論議」や「談議」が多くて、国民的討論が真剣に進められていないからかも知れない。

良く言われるように、日本では核についてのタブーのようなものが多い。このため、一部に確かに存在する核武装論者の意見を、公けの場に引っ張り出して、核兵器の実体と国際政治の現実とに照らして、これを論破するといった作業がいつかに行なわれていない。本当に日本が核兵器を持ったとしたら、安全保障がいかに困難になるかを多くの人が理解せずに居られるのはこの為である。いっばい、そのような形でひそかに流布されている核武装論はこのところ増えてきた日本人の大国意識にアピールするものが多いようだ。

「核」は決して静止していない。核兵器の技術は日に日に前進し、今日アメリカやソ連が持っている核戦力がいかに巨大で複雑なシステムとなっているかは恐らく常識を超えるものであろう。そのような過程を通じて、核の戦略的・戦術的評価は大きく変わりつつある。今日、いわゆる工業先進諸国の中で核の保有が自国の安全保障に直接貢献すると考えている国は、あったとしても非常に少ないであろう。核拡散防止条約の世界が成り立っている背景にはこのような「核の変貌」がある。

私達の研究会が「世界の核と日本」1975年版を書くに当たって考えたのはこのようなことである。核兵器の恐ろしさを知り、核武装が技術的にも政治的にもわが国にとっては不可能であると確信するが故に、最近の核論議の傾向の中にひそむものに対して強い警戒の念を禁じ得ない。核の実体についてより多くの人が認識を深めることが私達の望みである。

この報告書は研究会の第3年目の成果として1974年9月から1975年8月までの1年間をカバーしている。

(主査)	今井隆吉	(科学評論家)
(委員)	石井 恂	(読売新聞論説委員)
	前田 寿	(上智大学教授)
	笠井章弘	(政策科学研究所)
(幹事)	竹下寿英	(")

なお、学習院大学教授 田中靖政氏に「現代日本の核意識再考」という論文を特に寄稿していただいた。

研究に当たって御意見を伺った以下の方々に感謝する。もちろん報告書そのものについての責任は研究会が負うものである。

秦 郁彦氏	大蔵省大臣官房
梅 博氏	小松製作所参与
三好 富美雄氏	防衛庁防衛局調査第2課長
木村 修三氏	参議院外務委員会調査員
源 田 実氏	参議院議員

目 次

まえがき

第1章 序論と要約	1 1
1. 問題意識は生まれたが	1
2. ラロック証言の意味	2
3. 核思想の変貌	4
4. 日米安保と核防条約	6
5. 東西の融和と南北の対立	7
6. その他の重要問題	9
第2章 「核」の変貌と安全保障	1 2
1. 日本の安全保障論議	1 2
2. グローバルな安全保障	1 4
3. 核兵器の役割	1 7
4. 大国の影響下の低下	1 9
第3章 核 防 条 約	2 1
A 核防条約再検討論議	2 2
1. 再検討会議の背景	2 2
2. 南 北 の 対 立	2 6
3. 個々の問題点	3 0
B 核防条約をめぐる国内の論議	3 3
1. 国会提出までの経緯	3 3
2. 安全保障論議とタカ派の条件	3 6
3. 野 党 の 反 応	3 9
4. イシューの混乱	4 2
5. 軍縮外交の欠如	4 7

6. 国民一般の考え	48
第4章 各国の核軍備	50
1. 概 要	50
2. 米ソ戦略戦力比較	50
3. 戦術核兵器	58
4. ア メ リ カ	64
5. ソ 連	68
6. 中 国	72
7. フ ラ ン ス	76
8. イ ギ リ ス	78
第5章 軍 縮 問 題	81
1. 概 要	81
2. 戦略的攻撃兵器の制限	84
3. 核実験の禁止	88
4. 非核地域の設定	90
5. 環境破壊兵器の禁止	96
第6章 原子力平和利用	102
1. コンフリクトの高まり	102
2. 原子力発電計画	104
3. 安全問題の影響	106
4. 核拡散との関係	108
5. 原子力産品の輸出	110
6. 核燃料サイクルへの反省	111
7. 資源ナショナリズムとエネルギー外交	113

第 7 章 核に関する雑誌記事の内容	1 1 9
1. 核に関する内容分析の概要	1 1 9
2. 安全保障と核に関する記事	1 2 9
3. 「ラロック証言」に関する雑誌記事.....	1 3 3
4. N P T 批准に関する雑誌記事	1 3 4
5. S A L T に関連する雑誌記事	1 3 6
6. 核戦略、核兵器開発に関する記事	1 3 7
7. 原水爆禁止運動に関連する雑誌記事	1 3 9
8. エネルギーとしての核・原子力発電に関連する雑誌記事	1 3 9
9. 「むつ」に関連する雑誌記事	1 4 0
 (付) 現代日本の核意識再考	1 4 2
1. は じ め に	1 4 2
2. 「核意識」とは何か	1 4 3
(1) 調 査 の 手 法	1 4 3
(2) 核意識の対象	1 4 4
(3) 核意識の内容	1 4 5
(4) 核意識の持ち主	1 4 8
3. 日本人の核意識の整合性	1 5 4
(1) 「核意識」世論調査にみられる「理想」と現実の乖離	1 5 5
(2) 核意識の潜在構造	1 6 5

核関連年表（ 7 4 年 8 月 → 7 5 年 7 月 ）

第 1 章 序 論 と 要 約

1 問題意識は生まれたが

「世の中の本当の動きには目を閉じていて、しかし、何だか変だという感じを持つようになり、それにもかかわらず見当違いな議論を盛んにしている状態」を一言で現わす適当な言葉は見当たらないが、この一年の「世界の核と日本」をふり返ってみると、まさにそういった状況である。

安全保障と核の論議が確実に増えていることは、月刊誌、週刊誌でこのテーマを取扱った件数が昨年に比べてちょうど2倍になっていることからわかる(第7章)。従来の核論議が常に抽象的な道德論に流れがちであったのと比べて、話題がずっと具体的且つ身近かになってきた。ラロック証言、核防条約批准論議、インドシナ停戦後の朝鮮半島といったふうに日本にとっては他人事では済まされないところまで、核の問題が近づいてきたということであろう。報告書の作成の都合上ここには含まれていないが、核の論議は1975年8月に入って更に盛んになっている。例年の8月が原爆記念日にちなんで記事数が増えるのとは今年は趣が違ふようである。

それでいながら、日本国内での核の取扱いが世界の常識から見て妥当であるかというところはなっていない。核戦力の実体、核の戦略理論、安全保障などについて甚だ納得のしかねる、いわば日本でしか通用しないような議論が大手をふって歩き廻っている感じである。もちろん、常識が常に正義というわけではないが、少なくとも国際社会の一員として人々を納得させる政策を樹て、実行していかなばならぬ立場からすると、少なからず困った状態である。どうしてこんなことになっているのであろうか。

① 日本国内で「核は悪いものだ」という以上の議論をすることは特にインテリの間ではタブーとされる状況が長く続いた。

② その間に世界の核の実体には大きな変化が何回も訪れ、特にごと2～3年の間で戦略思想に根本的な改訂をもたらす可能性すら出て来た。このことは当然、政治的、軍事的な面で国際関係に大きく影響している(第2章)。

③ この一年間に起きた一連の出来ごと～インドシナ戦争、核防条約、韓国問題～のおかげで、日本はもはや今迄のようにPax Americana(アメリカの強大な軍事的、政治的

支配の下で平和を享受する。)に頼って安穩に經濟成長だけを心掛けているわけに行かぬことに気が付き始めた。

④ そういう目で改めて日本の安全保障を考え直そうとすると、世界の核戦力、特に米ソが保有する兵器とその体系は手がつけられないほどに大規模で強大なものになっていることがわかってきた。

⑤ こうして「問題意識」は生まれたが、何分日が浅いこともあって、問題の全貌が広く把握されるという状態には到らず、かなり混乱した論議が続いている。このことは、雑誌論潮の中で、解説的なものは別として、登場する執筆者の顔ぶれが比較的少数に限られ、新しい参加者が少ないという事実からも見てとることが出来る。

2. ラロック証言の意味

アメリカの退役海軍少将で、その後民間の国防情報センターを主催しているジーン R. ラロックが1974年9月の米上下両院原子力合同委員会軍事利用小委員会で証言した

「核兵器積載能力を持っているすべての船は、核兵器を積載している。それらの船が日本など他国の港に入る時も、(通常は)核兵器をはずすことはない」

という言葉は日本国中に大きな衝撃を与え、その後核防条約の国会審議の過程にまで影響したほどである(第3章、第8章)。アメリカ政府はこの証言の内容については、従来通りいっさいコメントを避け、日本政府は、アメリカ政府が核を持ち込まないと約束したその言葉を信じているとの態度を取り続けた。

ラロック証言のこの部分はアメリカを初め世界の他の国でも全く問題をおこさなかった。大問題が起きたのは日本だけであり、「日本など他国の港に入る時は」という証言であるから、これは日本だけがよほど特別の事情を持っていることを示している。いうまでもなく、非核三原則のうち「持ち込ませず」にかかわる問題である。ラロック元提督は1975年8月に来日して各方面と話合いを行なった。なお、ラロック氏自身は核兵器そのものを基本的には肯定し、アメリカの防衛を第一と考える人物で、わが国で言うハト派のイメージとはかなり異なっている。

来日中の会見の中で、彼は前年の証言を確認した上、さらに次のように説明している。

「米海軍の艦船は、旧型に属する船で改造されていないもの以外は、核兵器を持ってい

ます。たとえばアスロック（対潜用ロケット）がそうです。これを搭載しているが、核弾頭を持っていないというのは、全然意味がないわけです」。

「艦船の核搭載はやめる可きだと思います。今のところでは、核装備可能な船は、必ず核兵器を搭載しているわけです」。

「もし、艦長がどこにいても、たとえば日本の領海内にあってでも、大統領の許可を受けているとすれば、おそらくは自分の船を守るために核兵器を使うでしょう」。

（週間朝日 1975年8月22日現在）

この内容はすべて軍事関係者にとっては全くの常識である。その上、防衛の為にせよ、持っている核兵器を、日本に寄港する為にわざわざ途中で積みおろして行くということは軍事的に全く意味をなさない。むしろ、この常識を否定して、虚構の第3原則を守っているかの如きジェスチャーをとっている日本政府と日本国民の姿こそ、世界の目には「常識の外」とうつるのではあるまいか。

ラロックの証言には、このほかに3つの意味がある。

- ① 戦術核兵器といっても別に特別なものではなく、近代的なミサイルその他に小型核弾頭を装着するだけのことである。これらはいわゆる抑止の戦略核と違って、実際に戦場での撃ち合いに使われるつもりで設計され、配備されている。（いわゆる「核の傘」論議の時の核は第一義的には戦略核を指すのであって戦術核ではない）。
- ② 実戦における戦術核の使用は、いったん大統領から包括的な使用許可が出た後は、現地指揮官や艦長の判断に依存する。つまり「アメリカ国」が意図したのとは違う使われ方が可能である。
- ③ アジア地区に1700発、太平洋艦隊に1500発、ヨーロッパ地区併せて8000発というふうに戦術核が多数置かれるようになると、事故、核ジャック、或いは同盟国に入質にとられる、など不測の事態が本当に心配される（第4章）。

なお、核搭載艦について、領海通過、一時寄港、母港化は国際法上も夫々違った概念であり、この3つでは後のものほど「持ち込み」に近くなる。領海の範囲が広がるにつれて通過の問題をどう扱うかは新しい海洋法の下での大きな論点である。日本では、これらが皆いっしょに議論されている。また、国内の一部には、「ラロック証言は日本の核アレルギーに対するショック療法としてアメリカが意図的にやったことだ」といううがった意見

もあるが、真相はわかっていない。

3. 核思想の変貌

(第2章、第4章)

一番初めに生まれた核思想はアメリカの核独占であり、これを達成する手段としての原子力国際管理であった。1950年代に入って米ソの間で猛烈な核軍備競争が始まった頃は、アメリカがその圧倒的優勢を盾に「大量報復の思想」を打ち出した。ソ連陸上部隊がヨーロッパ侵攻を始めたら、アメリカはソ連の都市に核を打ち込むという脅しである。この頃に、ソ連がアメリカ本土に届く核ミサイル基地を入手しようとしてキューバ事件などが起り、またそれに先立ってはフルシチョフ首相のブラフに乗せられたアメリカに「ミサイル・ギャップ騒ぎ」がおきた。

1960年代に入って、ソ連自身がICBM(大陸間弾道ミサイル)やSLBM(潜水艦搭載ミサイル)を中心とする核戦略体系を入手し、米ソ双方が第二撃能力(いかなる核攻撃にも耐えて相手の都市を破壊する能力)を入手するに及んで、物理的な形での「核の傘」は消滅した。アメリカもソ連も自国が完全に破壊されるリスクを冒してまで第3国の救援に駆けつけることは考えられないからである。今日核の傘が存在するとしたら、それは

- イ) A国がB国を攻撃し、或いは脅かそうとするに当たり、
 - ロ) ある数値を越える以上の行動をしたならば、
 - ハ) 核を持っているC国が介入してA国に核報復をするだろう
- という判断が働く所にあることにはかならない。

この場合、

- ニ) A国はB国がC国にとってどのくらい重要であるか、
 - ホ) 核介入することによってC国自身が核の脅威にさらされる危険をどの程度と判定するか、
- を見究わめねばならない。

こうしてみると、核の傘とは本来次のようなものだと言うことになる。

- o A国がC国の意図を判断する形で成り立つ。

- ある数値まではB国自身が通常兵器による防衛を行なわねばならない。
- 核介入というのは抑止の意味で心理的効果があるが、同時に核のエスカレーションの危険を考えると通常兵器による介入が先行するのではあるまいか。

これらを考へて、1960年代後半からは柔軟対応の理論が採用されるようになった。ヨーロッパの中央で紛争が起きワルソ―条約軍が侵入を開始した時は、NATO軍はまず通常兵器で対応し、場合によっては戦術核兵器も使う。核が登場することで事態の深刻さとアメリカの防衛決意は十分はつきりするであろう。この間にもし、紛争が第3次世界大戦の意図と規模であることが明らかになったならば戦略核としてのICBM、有人爆撃機、SLBMなどの出番になるというのが大体の筋書きである。

しかし、米ソの間で単なる抑止の均衡ばかりでなく、核戦力そのものの数量的均衡が成り立つようになり、兵器技術の進歩も著しくなるにつれて更に問題は複雑化してきた。戦術核兵器は

- ① 心理的には核でありながら、全面核戦争にエスカレートはせずに済む準通常兵器と
いう矛盾した役目を持たされている。
- ② 大きな破壊力という利点はあるが、同時に戦場で使う兵器としては必要以上に目標
の周辺まで破壊する欠点があり、実際に使用できるターゲットが限られる。

最近になって誘導ミサイルの命中精度が著しく向上して目標物に百発百中に近い成果を挙げられる能力を備えるようになって来ると、上記②の問題が解決され、①のような性格の曖昧さが問題にされるようになった。更にラロック証言にもあるように、事故やハイジャックなど不測の事態を考えると、多数の戦術核を平時に配備しているのは止める可きだという議論が強まって来る。これがラロック証言の本旨である。いっぽう、戦略核についても陸上のICBM基地を叩く可くミサイルの命中精度が向上すると、海中の潜水艦搭載のミサイルによる第2撃能力を持つ限り、ICBMはかえって無用の核攻撃を誘発する危険ばかりが目立つ存在になってくる。移動可能な種類を含めて、陸上ICBMの潰し合いをすることは無意味な戦争ゲームでしかなくなる。アメリカやソ連で核戦略思想の組み換えがいろいろ行なわれているのはこの為であり、長期的にはいろいろな変化が表立って来るものと考えられる。戦後30年にして核軍備の縮小につながり得る論理の可能性が、核兵器体系そのものの中に見え始めたことの意味は極めて重要である。

4. 日米安保と核防条約（第2章，第3章）

この1年間，わが国では安全保障論議がかつてない程盛んとなり，その一部は石油危機以来のエネルギー資源の供給安定にかかわるものであるが，論議の中心となったのは核防条約批准とベトナム戦以後の朝鮮半島の安定にかかわるもので，いずれも日米安保条約に関する論争に発展して行った。その経緯を考えてみると，わが国におけるこの種の論議がいかに未熟であり，事実認識に欠けたスローガンのやりとりが多いかが良くわかる。特に三木内閣以後をねらう自民党内の派閥争いが第75国会に批准案件を提出する時期を大巾に遅らせ，遂に批准が成立せず，多くの国々の批判を招き，また現実にはウラン資源その他の輸入に障害を起こす事態を招いたことは甚だ遺憾だったとしか言いようがない。このことは単に核防条約の取扱いに関して今回だけ生じた現象ではない。問題の焦点ならびに理由として，次の2つをあげることができる。

① 外交案件を国内政治優先に処理しようとする。対外的な影響を考え，あるいは国際政治の場における長期的な政策目標といった考え方がいっこうに見当らない。

② 外交政策を立案し，審議し，実行する為の適当な機構が無い。逆に言うと，関連する情報を集めて国際政治の場と国内政治の要請を結びつけて，必要なコンセンサスを得るための機構が政府の各部門で勝手にバラバラな活動をしている。

この点に関しては与党の自民党ばかりでなく，野党についても同様である。また直接外交の衝に当たった外務省についても，省内不統一，問題点の把握と説明の不足，外交の場につねに国会対策を持込む傾向などについての批判は免がれぬであろう（第3章）。

核防批准問題を混乱させた原因の一つに，この条約自身の複雑さをあげることが出来る。核防条約は戦後長きにわたる米ソ核対立の総決算として書かれたものであり，単純な現状維持条約以上の意味を持つ。いわば，現在の米ソ中心の政治，軍事体制を受諾するか否かの踏絵である。これに対しては次のような議論が次々と生まれては消えていった。

a. 不平等条約である。～もちろん，現状維持条約が平等な筈はないが，不平等だといふだけの理由で参加を拒否することが日本にとって有利か不利かという判断の問題である。

b. 査察（保障措置）が不公平である。～1975年2月のウィーン交渉でわが国はユーラトム並みの保障措置協定を獲得した。また査察は核防条約とは無関係に以前から

日本に適用されている。

c. 核防条約に加入しなくとも日本の原子力平和利用に支障を来たさない。～資源と技術の多くを海外からの輸入に頼るわが国が核防の体制外で長くはやって行けないことは既に最近の締めつけの様相からも明らかである。

d. 日本は核保有のフリーハンドを持つ可きだ。～日本にとって有意且つ安全保障に役立つ核武装は潜水艦ミサイルによる第2撃能力である。日本の技術の伝統ではこの種の仕事は技術導入によってきた。いずれにしても、原子力潜水艦隊を作り上げるには10年以上を要する。技術導入が可能であったり、或いは10年の核兵器活動をやって資源の輸入が止まらないような事態がもしあれば、条約加盟の有無にかかわらず核武装は可能であろう。

e. 核武装を放棄するならば日米安保条約依存である。アメリカが日本を護ってくれるかどうかわからないし、また非核三原則は矛盾である。

a～dの点については、一部の狂信的な人々を除いて核防反対者のほとんどが結局説得を受け入れたが、最後のe項は自民党内及び自民党と野党の対立の政治的イシューとなってしまう、ついに解決に到らなかった。非核三原則に矛盾があることはラロック証言との関連でも述べたが、このことは本来核武装のオプションを持っていない日本国が条約に加盟するかどうかとは無関係な筈である。

5. 東西の融和と南北の対立

この1年、軍縮、軍事管理問題について特に目立った進展はなかった(第5章)。中心となる核戦力についてはSALT(戦略兵器制限交渉)の形で米ソ間のじか取引きとなり、これもMIRV(多重核弾頭)の制限、150kt以上の地下実験の禁止などについての具体策の合意でひっかかったままになっている。これは同時にジュネーブ軍縮委員会の無力化ともつながっている。1975年にはメンバーも31カ国(うちフランスは欠席を続けている)に増加し、軍縮問題の直接当事者でない国々の発言力が増えて来た為に、実際の効果よりも討論会的雰囲気の方が強くなってしまったことも原因の一つである。しかし、軍縮、軍備管理のように気の長いテーマについてはこのような公式討論の場が常設されていること自体が有用なのであろう。

化学兵器についても特に有効な前進はみられていない。一つ一つの要素は比較的無害でありながら、合わせると猛烈な毒性を発揮する、いわゆる binary兵器の出現によって検証が非常に困難となった為である。環境破壊兵器についても、目下のところはまだとりとめの無いことしか行なわれていない。いっぽう非核ゾーン(nuclear free zone)設定が多くの人々の興味をひき、なかにはこれこそ将来の軍備管理の有力手段だと主張している人々もある。

一般的に言って、核防条約の体制実現がもたらした東西間の融和は非常に進んでいる。これに対して、その安全保障を核防の体制に直接依存していない非同盟諸国と先進国グループの間での対立が次第に表面化するようになった。このことは国連総会の運営についても、世界海洋法会議でも、或いは天然資源の問題についても、随所にその例を見ることが出来る。1975年5月にジュネーブで開催された「核防条約再検討会議」においても、東西間の融和と南北の対立がきわ立っていた(第3章)。一つの中心となった争点は、核保有国が誠実に軍縮交渉の実をあげているかどうかであり、非同盟グループはSALTが実質的には米ソの御都合主義に過ぎず、むしろかえって核兵器とその破壊威力を増大させていることを激しく非難した。

これに対して、核戦力では抑止と均衡の合理的状態に到達したと信じる先進国側は、再検討会議の席では「小異を捨てて大同につく」かの如くに、核の横の拡散についての心配を強調し、これこそ核防条約本来の目的であることを強く打出した。具体的には、原子力発電の世界的拡まり(第6章)と共に核兵器の製造能力が世界中に拡散し、現に1975年のインド核実験がその実例を提供している点を衝いたものである。もっと基本的なことを考えると、先進工業諸国の中で原子力平和利用に多くの努力を集中し、ウラン濃縮やプルトニウム生産の施設と技術を保有している国とが数個の原爆を簡単に作り出せることは明らかである。しかし、現状維持に基本的な不満を抱いていない国々にとって、数個の原爆の保有は安全保障の面でマイナスにこそなれ、プラスになる可能性は少ない。

これに比べると、インド、ブラジル、イラン、韓国などが核爆発の能力を取得した時にいったいそれがどのように使われるのか、予測がつけにくいところがある。いわば、体制派には核能力はあっても核を持つ必然性がないのに対し、反対派が核をもって体制そのものにチャレンジした場合は世界の平和に対する重大な脅威となり得るという思想であり、

反対制側から見ると到底受入れることの出来ぬしるものであることは明らかである。

核拡散を防止する具体的な手法としては国際原子力機関による保障措置（査察）があり、このほかに核燃料や原子力器材の輸出制限、プルトニウム抽出能力をもつ使用済燃料再処理の化学工場を国際管理とするなど、幾つかの考えがあり、特にアメリカが中心となってその実現に努めている（第6章）。

6. その他の重要問題

1974年のウラジオストック会談で米ソの間に成り立った合意により、

- ・ ICBM, SLBM, 重爆撃機の総数を2400に、また
- ・ そのうちMIRV装備のものの総数を1320に、

制限することとなった。この中で特に問題となるのは、MIRV装備か否かを発見し、検証する手段が果してあるかどうかである。アメリカ自身がICBM, SLBMのMIRV化を着々と進めていることは既に公表されている。ソ連については、ミサイルをMIRV化するにはサイロ（地下格納庫）の直径を広げる作業が必要となるから、人口衛星による観察で発見出来るとの説もあったが、結局これも困難であることがわかった。今のところ、一度でMIRV化されたものが出現したとわかった時は、同一機種は全部MIRV搭載と数えるというアメリカの考え以外に名案は浮ばないようである（第5章）。

いっぽう、このMIRV化のおかげで、米ソが保有する戦術核爆弾の数は急速に増大し1975年半ばには、アメリカ、9500発、ソ連2800発に達している。これは中距離用のIRBM, MRBM, 戦術核兵器などを数えない場合である。ソ連のMIRV化は既に始まっているので兵器の数は今後も増大を続けるであろう。軍縮交渉がいつこうに進んでいないという、非同盟諸国がジュネーブの再検討会議で行なった非難は十分に根拠あるものである。

米ソ以外の核保有国の中で、イギリスはほぼ完全にアメリカ追従の政策をとっているが、フランスについては、ジスカールデスタン大統領が1975年3月の声明で「防衛政策に関してはドゴール將軍と同じ結論に達した」と言っている。NATOに所属するが、防衛については独力で且つ独立した方法でこれを確保するということである。核戦力については

地上の I R B M の増強よりも、ミサイル潜水艦の 6 隻目の建造を指示した。有効な抑止力としては最も賢明な方向に進んでいるということであろう（第 4 章）。

いっぽう「地上の核」専門の中国は、開発の速度が鈍ったとは言え、依然水爆搭載の I C B M に力を入れているようである。現在のところ中国の核に対する考え方がどう動くかは特に注目を要する点である。米ソの核が前述の如き方向に変貌を遂げ、フランスもまた防衛の為の抑止力として一応もっともコスト／エフェクティブな政策をとりつつあり、いっぽうインドの核は局所的な政治／軍事問題に止まるとなると、規模において既に引返すことの出来ないところまで発展してしまい、しかも I C B M 中心の方式を採用している中国がいつの時点で米ソと同じような考え方をするようになるのか、それまでの間、中国は I C B M 型の核を単なる防衛面での抑止力と見做すだけなのか、それともこれによって政治的な主導権を一部の分野についてとろうとするのであろうか。この 1 年を通じて特に目立った動きの無い問題であっただけに今後世界平和、特に日本の安全保障に及ぼす影響は極めて大であろう。

原子力平和利用の分野で最大の関心事となったのは

- ① 石油問題のあとを受けて、20 世紀の残りの年代において核分裂によるエネルギーの利用にどのような位置づけをしようとするか、
- ② 安全問題を解決するための「規準」とその運用のフィロソフィーをどのように考えるか、
- ③ 放射性廃棄物とプルトニウムの処理と処分にかかわる安全問題を如何に処置するか、
- ④ 濃縮ウランの技術はどのような国に拡散して行くのか、また長い間混乱を続けてきたアメリカの濃縮政策の方向づけは可能であるのか、
- ⑤ 横の拡散防止と原子力機器の輸出振興というお互いに矛盾するテーマをどのように妥協させるか。

などであった（第 6 章）。

これらの問題に対する解決策には夫々国によって可成りの違いが見られる。

更に掘り下げて根本問題をさぐると、次の諸点が浮び上ってき、今の時点でのこれらに対する方向づけが原子力エネルギーの将来を決定することになるだろうと考えられる。

- 1) 原子力反対運動の焦点が原子力発電所設計の細かい問題から離れて、プルトニウム、

核拡散，廃棄物などという基本的な問題に移行してきた。これらについては原子力推進側との真剣な討議が必要とされる。

ii) 従来ともすると核兵器産業とその技術基盤に引きずられ勝ちであった原子力産業が規模と複雑さにおいて大きな成長を遂げ，独立した大規模産業として純粹に商業ベースで存在し得る段階に到達するようになった。各国の原子力発電計画が依然としてかなりの水準を維持し，国によっては飛躍的に増大していることから来ている。これによって，今後は経済性の達成，莫大な建設資金の調達などが問題となる。

iii) 国際エネルギー機構（IEA）の考えの一環として組み入れられるいっぽう，ウラン資源についての産出国のナショナリズムの勃興は，先に述べた拡散防止，輸出産業としての性格づけ等に加えて，原子力がエネルギー外交の上でますます重要性を加えていることを示している。

第2章 「核」の変貌と安全保障

「核」の意味合いはこのところ大きな変化を遂げつつある。長い間にわたって世界の政治と軍事を支配する要因であった核が次第に兵器としての有用性に限界を見せるようになり、いわば「抜かないのが建前の伝家の宝刀」のような立場をいっそう強めて来た。これは単純な抑止の理論とも異なり、兵器技術の長足な進歩が作り出した状況である。これと共に一国の安全保障の概念もその内容についていろいろと変って来つつある。この一年間を通じて「核」と「安全保障」について世界中で活発な論議が展開されたのは、このような変化に備え或いはこれに対応して新しい秩序を見出そうとする意識が強く働いたからであろう。

2-1 日本の安全保障論議

この一年を通じてわが国で「安全保障」が大きくとり上げられたのは次の3つの事柄を契機としてであり、この3つは良く考えてみると夫々かなり相異なる内容を備えている。いうなれば「Pax Americana の下の日本」が終りに近ずいたことを日本人が痛感するようになったのである。

a 経済、資源の対外依存

石油危機によって、日本の経済が如何に大きく輸入資源に依存する脆弱な体質を持っているかが改めて認識され、それと同時に経済活動の継続に必要な天然資源を確保することが日本の安全保障を広義に確保する為の大切な手段であることが強調された。一番の関心は石油であり、各種鉱物資源から最近では食糧資源の確保に及んでいる。ソ連がアメリカの小麦を多量に買付け、いっぽう食糧不足の低開発国は特に石油危機に端を発した外貨不足から必要な食糧の入手が難かしくなっているなどの最近の状況は、輸入食糧に大きく依存しているわが国の不安をかき立てるに十分である。

わが国の資源政策が一貫した形で整備されるにはまだまだ日時を要するが、基本的には

資源の有効利用の技術開発，供給源の多様化，よほどの事が起きない限り簡単には崩れないような貿易関係の樹立，国際的な緊急時相互援助体制への加入など，考えられる手段は比較的限られている。石油に関して国際エネルギー機構（I E A）への参加などが後者の例である。エネルギーについてはアメリカがいち早く「エネルギー独立計画」を打ち出したのに相当することはわが国では行なわれるに到っていないが，原子力平和利用を今後どのように推進するかが一つの重要な鍵をなすことは確実であろう。

I E Aが石油消費国の団結を中心とするキッシンジャー外交の一つの柱であり，いっぽう原子エネルギーの資源であるウランやプルトニウムが核兵器拡散の問題を密接に結びついていることを考えると，資源確保にかかわる安全保障問題が実は多様なディメンションを持っていることは明らかであろう。

b 核防条約の批准

核拡散防止条約の国会提出を機に主として自民党内部で核の問題が正面から取上げられるようになった。一部には日本の核武装を強く希望する感情的な議論があり，これが核のオプションを放棄すべきで無いとするいわゆるフリーハンド論と結びついて行った。果して日本に核武装は可能なのか，或いは必要なのかという考察，核防条約の体制に入らないで日本は原子力平和利用の開発を続けることは出来ないだろうなどの点が議論された。

「安保は1年，核防は20年」という誤ったスローガンから核防条約の評価は日米安保条約による「核の傘」の信頼性の談議に移り，最後には非核3原則のうち「持ち込まず」は妥当かどうかという奇妙な方向に発展してしまった。日米安保条約が1年間の事前通告で廃棄出来ることに着目するのであれば，核防条約でこれに対応する予告期間は3か月である。またアメリカの「核の傘」が有事の際は日本を護ってくれるという発想そのものが現代の核兵器のあり方を無視した議論であり，またわが国自身の通常防衛能力との関係を明確にしない限り核を発動する「きっかけ」をどう決めるかの規定が出来ない。ましてや，アメリカが護ってくれないかも知れないから日本は核を持つ可きだと考える人々が，どんな核兵器を持てばどのような防衛が可能なのかを明らかにしたとは聞いていない。

結局のところ，日本の防衛，アメリカの極東政策，核兵器の現状などを無視し，更に核

防条約が1970年代の世界にどのような意義づけを齎したか等を考えようとせず、抽象的に「核」という言葉をもてあそんで議論をしたことになるが、それでも従来の日本で安全保障に関連して「核」を論じることがタブー同然であったことに比べると一段の進歩と言えよう。ただし、半年に及ぶ論議の末、遂に核防条約批准が第75国会では達成されなかったことが今後どのような影響を残すことになるかは未だ明らかでない。

○ 朝鮮半島の安定

インドシナ半島からアメリカが撤退したことから「それでは朝鮮半島はどうなるのか」という疑問が出て来た。従来わが国が核の問題に比較的無関心で居られたのは、極東で米ソが衝突し、日本が戦火にまき込まれるという形のクレジブルなシナリオが存在しなかったことによる。もし朝鮮半島に動乱が起り

i) アメリカが介入せず北による統一が成功したならば、そのままの勢で日本にも押し寄せてくるかも知れない、

ii) 米政府高官が言明した如く、アメリカが核による介入を行なったとすれば、極東で核戦争が始まる、

という形で多くの日本人がこの問題に強い関心を抱くようになった。アメリカ軍をアジア大陸から引き揚げ軍事的コミットメントを削減するという、いわゆる *disengagement* の政策が具体的にどのような形になるかの見当がつかぬ為に生じた問題と言えよう。

実際には韓国にとって北からの脅威が実在するのかどうかは疑問である。むしろ韓国そのものに内在する政情不安の故に北に対して故意に事を構えたり、韓国に配備されている米軍の戦術核兵器を人質としてアメリカに介入を要求したり、或いは朴大統領が言明した如く自から核兵器の開発を始めたりしたら、そのほうが日本の安全保障にとっては重大な脅威となろう。

2-2 グローバルな安全保障

ここに挙げた3つの安全保障論議はいずれも日本という局所的観点から眺めた場合のも

のである。それにもかかわらず明らかなことは、日本が完全に現状維持勢力の一環となっているということである。朝鮮半島について言えば、南北が38度線でにらみ合っていてくれるのがわが国にとっては実のところ一番都合が良いのである。対立の接点に関連する四カ国の丁度中央にあることが一番無難であることはアメリカ、ソ連、中国、日本のいずれにとっても同様である。もちろん、朝鮮半島が平和的手段で統一され、そこに新たな安定勢力が生まれればより好ましいであろうが、それが出来ずに動乱の可能性が生じ、或いは不安定な統一国家が生じることは誰にとっても迷惑だというのがいつわざるところであろう。現状で考えられる唯一の代案は四カ国共同の保証の下に朝鮮半島を非核地帯(Nuclear Free Zone) とすることであろうが、中ソ対立の現状からしても容易に達成される目標とは思えない。

いわゆる現状維持が実際問題としては最善の策であるという思想は「欧州安全保障会議」の成果の中にも見ることが出来る。軍事力による国境の変更を否定する取決めにNATO、ワルシャワ条約機構双方の国々が合意したことは単なる「ソ連外交の勝利」である以上に欧州における将来のコンフリクトの原因が排除されたことを意味する。もちろん、一片の条約によってNATOとワルシャワ機構という2つの軍事集団の対立が解消したわけでは無いけれども、戦後永らく支配していた両集団の「核による対決」のムードが単なる「対立」に置き換えられたくらいの効果を持っている。2つの軍団がドイツ/ポーランド国境を越えて互に侵略を開始し、戦術核が打ち込まれ、次第に戦略核兵器が大西洋上を飛びかうようになり、世界の破滅を意味する第3次世界大戦に到るという伝統的なシナリオは次第に迫力を失ないつつあるように思われる。欧州の現状維持体制が一応全面的に承認されたと考えて良いであろう。

そこに到った理由は2種類あげることが出来る。その一つは言う迄もなく核兵器の変貌であるが、それは次に述べることにして、まず1975年インドシナ戦争の終結が何を意味しているかを考えてみたい。

第2次大戦が終わってから30年経って、世界の主要軍事国家が直接介入している戦争、或いは紛争が無くなったということが一つ言えるであろう。軍事動乱の可能性を強く残しているのはアラブ/イスラエルの対決だけとなった。もし第5次中東戦争が始まり再び石油の生産削減から輸出禁止に到る措置がとられることになるとその影響は極めて深刻な形

で全世界に及ぶことが憂慮されている。目下の対立点はゴラン高原だとされている。イスラエルとエジプトの間には和平の可能性が強まっているが、いわゆるアラブの大義によって結束した形の中東諸国にとっては、パレスチナ人の国家を何等かの形で成立させ、安定に導く迄は単純な休戦状態を続けることは難かしい。キッシンジャー国務長官の努力もその点に奇蹟をあらわすには未だ到って居らず、戦闘機からミサイル、タンクに到る高級兵器を山ほど買い込んで準備を進めている国々がいつまた事を起こすか油断のならない状況にある。この戦線ではイスラエルの核保有が常に問題とされている。イスラエルが数発のプルトニウム原爆を作る程度の能力を備えていることは以前から知られている。しかし、イスラエルにとっては、この「核」は自殺的な使い方しか出来ないであろう。一つにはもしイスラエルがアラブに対して核を使えばソ連が代って報復することになっている。更に現実問題としてイスラエル軍のほうがアラブに比べて優勢なのであるから、本当に追いつめられて、イスラエル国が亡びるという瀬戸際までは核を使う必要は無いことになる。むしろ、そこまで軍事的、政治的にイスラエルを追いつめてはならないという警告乃至抑止としての効果が期待されているわけであり、これは極く初期からイスラエル核政策の基本となっていた。もし万一、核の拡散が進んでアラブ側も核を持つようになった時は、紛争の最中にどちらが早く核を使ったほうが有利かという形で問題が発展するおそれがあり、これは本当に心配せねばならぬ状態になるであろう。

このように核が基本的な現状維持に寄与する場合には問題は少ない。世界における軍事対立のもう一つの舞台が中ソ国境であり、強大な陸軍が国境線をはさんで対峙する状態が続いていることは良く知られている。しかし、ここでは明日にも戦端が開かれる様子にはなっていないようである。ソ連の圧倒的な核の優位をもってしても中国の核を先制的にたたき潰すことは出来ず、いっぽう今の時点の中国の核の実力ではソ連地上軍の侵入に当って防衛的に自国内で使用する事が主眼とならざるを得ない。中国の中距離弾道弾がソ連の幾つかの都市に届き得るとしても、単に技術的に可能だからという丈の理由でそのような攻撃に手を出すとは考えられない。結局のところ、核があるからかえってこり着状態となっており、この事態は中ソの関心をお互の国境線に向けさせることでかえってアジアの政治的安定に寄与していることになる。

2-3 核兵器の役割

戦略核兵器の使い方として敵の工業や人口の集中している場所に大きな損害を与えるという思想がある。30年前に広島、長崎に対して核攻撃が加えられたのはまさにそのような使われ方であった。米ソの間に関する限りそのような核攻撃がお互いに不可能であることは明らかである。如何なる場合にも相手方の都市を潰滅させるだけの破壊力がSLBM（潜水艦搭載の核ミサイル）として残っているのであるから、先に都市攻撃をかけたほうは必らず自国の都市に対して復讐的な核攻撃を受けることになる。従って、もうこの世の終りだという自殺行為として以外に都市に対する核攻撃は考えられない。

現代の戦略ミサイルの攻撃目標は軍事的に価値のあるもの、特に敵のICBM基地である。ICBMの命中精度を一生懸命改良し、弾頭の破壊力を増やし、攻撃目標の選択をコンピューターのネットワークを通じて自動的に行なう等の一連の改良がミニットマンⅢに対して加えられているのもこの為である。同時に地上のICBM基地を移動可能な形態に変更し、或いはコンクリートのサイロを更に補強し、また航空機から発射出来るICBMを開発したりしているのは、自国の核ミサイルを敵の核攻撃から護ろうという努力のあらわれである。その意味では1万トン以上の原子力潜水艦が潜行したまま4500海里以上を飛ぶ弾道ミサイルを打ち出すトライデントなどは、安全圏から核攻撃を加える為の究極兵器のようなものであろう。1974年春にシュレシンジャー国防長官が公表したミサイルの目標選定方式の変更はこれら一連の事情を反映している。

そうすると戦略核ミサイルを打ち合っの米ソの核戦争の様相は理屈はわかっても段々に非現実的な匂を持って来る。まして、目標への誘導、敵のミサイル発射状況の監視を人工衛星で行ない、現代の宣戦布告はまず相手方の人工衛星の破壊から始まり、これが丁度第一次大戦において動員令が開戦の連鎖反応を起こしたのと同じ役割りを果たしたのと同じことになるという解説に到っては高等数学ではあり得ても現実の戦争とは程遠い感じになってくる。もし仮りにソ連が日本に対して核による脅しをかけた時にアメリカが直ちにこの高等数学的な戦略攻撃に手をつけるとは思えないし、まして自国の都市に対する報復攻撃のリスクをおかしてまでもソ連の都市に核を打ち込むなどとは到底考えられない。そのような形で核の傘は仮りにあったとしても、とっくの昔に現実的では無くなっている。

核が抑止力としての効果を持つのは、たとえば第三国が日本を攻撃することを考えるに当たって或る限度を越す行動に出たならばもしかするとアメリカが核を使う気になるかも知れないと判断するところに成立する。このような「限度」が実は無限に近く、何をやってもアメリカの核が発動される確率はゼロに近いという判断であれば抑止の効果は日本に関する限り成り立たないことになる。逆にこの限度がゼロに非常に近い、つまりどんな小さな攻撃でもアメリカの核攻撃の誘因になるということとはあり得ない。そしてそのような限度までは通常兵器による防衛しか手段が無いことは明らかであろう。核の傘論議が通常兵器による防衛の思想と明確にリンクされていなければならないのはこの為である。念の為つけ加えると、このことから直ちに自国による核防衛能力の必要という理屈は出て来ない。核を持つことは直ちに他からの核攻撃を誘う原因となり、敢えて抑止の効果を持つほどの規模の核戦力を保有することは日本にとって不可能だからである。

もう一つ、実際に戦場で使う目的で開発された核としていわゆる戦術核がある。従来この種の核の問題点とされていたのは

- a) 戦略核までエスカレートしない程度の使い方が出来ること
- b) 核を使ったという心理的效果を同盟国及び相手に与えること

という二つの相矛盾した要請を同時に満たすことは出来ない点であった。第4章にも説明されているように最近における近距離誘導技術の進歩のおかげでミサイルなどの火器の命中精度が著しく向上し、戦場における軍事目標の破壊には通常弾頭で十分事足りるようになってきた。そうすると、当面の軍事目標以外に周辺まで余分に破壊してしまう核兵器はかえって不便だということになって来る。このようにして戦術核兵器の有用性は減少し、かえって核戦争の引き金を不用意にひいてしまう危険性のほうが強調されるようになった。この際唯一の例外は対潜水艦兵器として潜水艦自身が持っている核である。現在の技術では相手の潜水艦の位置を正しく見つけることは不可能である為、正しい誘導が出来ず、どうしても大約の見当で破壊力の大きい核兵器を撃つことになってしまうのである。

このような核兵器思想の変化は第4章に詳しく各国別に説明されているが、最近米国で問題にされている中距離巡航ミサイルで、地形を読みながらコンピューター誘導によって非常に高い命中精度を持ち、しかもミニットマンⅢ級の核弾頭を搭載出来るものなどは兵器としては確かに面白いが、実用ということになると現在の戦略核と戦術核の中間のよ

うな半端な形のものになってしまうであろう。逆に言うと、単なる兵器としての面白さだけを理由に大国がこの種の兵器の開発と配備を進めるとすると、核の戦略思想の中に新しい不安定要因を持ち込むことになるであろう。

2-4 大国の影響力の低下

抑止の概念の中で、ある限度までの戦闘行為或いは紛争までならば核大国の核の発動のリスクは非常に小さいという判断の問題に触れた。米ソの核の今日の在り方はこの「限度」が次第に高いレベルに設定されるようになってきていることを示している。つまり、大国の核に関する限り、それは次第に背景に引込んで今日の世界の基本的秩序を作り出す役はしているものの、現実にはその他の諸国にとって政治的にも軍事的にも行動の自由度が大きくなって行きつつある。核防条約の批准に関連してわが国に見られたフリーハンド論、アメリカの核の傘、非核三原則との関係などの論議は通常兵器による防衛をなおざりにし、且つ核防条約の本質が米ソ間で大規模核戦争の不可能性の確認にあったことなどを無視した議論として、可成り見当はずれの面があったことが明らかとなるであろう。

むしろ今日目立つのは次のような現象である。

(a) 本当に意味のある核の取り決めは米ソ両国の間の交渉で決められ、他の国々が口をはさむ余地があまり無くなってきた。両国はたとえば戦略兵器制限交渉 (SALT) などの場で双務的な形で核の軍備管理と相互均衡の維持について話合っている。他の国々はその成果について時おり通報を受けるのみで、たとえば地下核実験の制限のようなテーマに到るまで伝統的な交渉の場であったジュネーブ軍縮委員会の手を離れて SALT の一環として取り上げられるようになってきている。実際に核兵器の数や効力を減小させて不安要因を低下させる努力が本当は望ましいのではあっても現実にはその実現を推進する政治的、軍事的立場にある強力な集団は存在していないことになる。

(b) 現実の政治的、経済的世界秩序に本質的な不満を持たぬ現状維持勢力、すなわち工業先進国にとっては中東の軍事的不安と石油供給見通しの不安さを例外として、あとは軍事的紛争も特に無い現在の姿そのままが維持されるほうが軍事的にも望ましい。これは

核戦力が適宜均衡している状況についてもあてはまることであり、この観点からすると

- i) 米ソいずれかの核能力に急に長足の技術進歩があらわれること
- ii) 政治的、経済的な現状維持を不満とする国々がたとえわずかなものであっても核兵器能力を取得すること

はいずれも極めて望ましくない。

ことに後者については、もし幾つかの非先進国が核兵器能力を手に入れるようになると、それが米ソの核とは比べものにならない原始的なものであっても局所的スケールならば既存の世界秩序に挑戦するだけの効果は持ち得るだけに現代における最大の関心事の一つとなっている。現実には米ソの核が発動される為の敷居値が非常に高くなり個々の国の自由度が増えているだけにいっそう厄介な問題となる。原子力のエネルギーとしての利用技術そのものは世界的に拡散しようとしており、これが核兵器のそのような拡散につながりぬように共通の輸出規制、保障措置を全面的な原子力産業に適用することの要求など、いろいろな措置が先進国の間で協議されている。

〔c〕 国連総会において非同盟77か国の動きが先進国グループと完全に対立していることからも見られるように、現在の政治的、経済的秩序に何等かの意味で不満を持ち現状の変更を望んでいる国々が結束するケースが目立つようになってきた。これらの国々は核兵器能力の拡散乃至は取得の問題についてもはるかに自由な態度をとっているし、また自分達の圏内にある天然資源の利用については先進国に対して従来よりもはるかに厳しい条件をつけるようになって来ている。このような形で目立ち始めている現状維持派と現状変更グループの対決をいかにさばいて行くかにむき出しの核兵器よりも今後の安全保障問題の焦点は移って行くのではあるまいか。

第3章 核防条約

核拡散防止条約はいろいろな意味でこの一年間を特徴づける問題点となった。1970年に署名をしたまま批准を遅らせていたわが国では三木内閣がこれを今年の国会に上提して批准措置を完了することを大きな政治目標としてとり上げた。この為国内ではほぼ4カ月余にわたって核防論議が展開されるに到った。論議の内容は当初は国際査察に関するものが主眼となっていた。1975年2月に国際原子力機関との間で保障措置協定の交渉が行なわれ、いわゆる「ユーラトム並み」の有利な条件が獲得されて後は、論議の焦点はわが国の安全保障と核防条約の関連に移って行った。主として自民党内での論争であり、日米安保条約との関連を中心にとりあげられていたが、国内の一部に核武装を志向するグループが根を張り、かなりの説得力をもって保守党の政策に影響を与えていたことは疑無い。

この条約をめぐる国内の論議のあり方、新聞の論調、保守、革新両側の物の考え方などをみると、日本国内で核の問題を現実的な立場から考えることが如何に難かしいかが良くわかる。国際政治に影響している核軍備の実態と、その使用に関連する戦略理論などについては比較的無智であり、また原子力平和利用技術との政治的、経済的にかかわり合いについても特に理解を持たぬまま抽象的な論議が繰り返された感がある。条約の国会提出に対する直接の関連官庁である外務省にしてもこれらの問題について広く理解して説得力のある論議を展開したとは言い難い。

核防の問題は或る意味ではその本質よりも自民党内部における諸実力者と三木総理の政治的な関連において処理された感がある。田中総理退陣のあとを受けて「仮りの」内閣として誕生した筈の三木首班にあまり多くの国内、外交問題で得点をあげられることを嫌う感情と政治的計算が働いて核防条約の国会提出に関する取扱いがいつまでも決まらなかったというのが実体のようである。この為、対外的には日本が核武装の選択について慎重に考えた上で態度を仲々決めかねているとの印象を与える結果となった。このように重要な外交政策に関する判断と政策決定が問題の本質を全く無視した無関係な場でなされて行くという機構はわが国に特徴的なものであり、核に限らず広く政策決定の全般に関する問題として、わが国が今後の世界情勢に対処して行こうとするに当って改めて考え直すべきポ

イントの一つであろう。

核防条約は世界全体にとっても1975年を一つの大きな転機としたと言えよう。一つには条約第8条の規定に従って「再検討会議」が1975年5月の4週間にわたりジュネーブで開かれたことによる。この際は

- a) 超大国の核軍備，特に戦略兵器制限交渉（SALT）の成果が果して第6条に言う核保有国の軍縮交渉義務を満したことになるかどうか，
- b) 1974年のインド核実験以来急速に高まってきた核拡散の不安に対して果して有効な対抗手段があるのかどうか，
- c) 非核保有国に対する安全保障はどうなるのか，

などを含めて，核防体制全般に対する総点検が行なわれた。特に目新しい結論は出されなかったが，この再検討会議を契機として西ドイツその他幾つかの主要国の条約批准が実現したことを含めて1975年が核防体制そのものについて重要なランドマークとなったことは強調されて然る可きであろう。

A. 核防条約再検討会議

1. 再検討会議の背景

条約第8条に

「前文の目的及びこの条約規定が実現されることを確保するようにこの条約の運用を検討するため，この条約の効力発生の5年後にスイスのジュネーブで締約国の会議を開催する」という規定が書き込まれるに当っては，1968年春の国連総会でわが国の主張が大いにあずかって力あった筈であった。その日本が結果的には条約の批准を完了せず，従って正式参加国では無く，オブザーバーとしてしか出席出来ずにしまったことは皮肉ななり行きと言わざるを得ない。

再検討会議をどのような形で開催するかが正式にとり上げられたのは1974年春の国連総会である。核防条約の締約国という集団は国連のメンバー全体とはもちろん違ふし，一方核防という多国間条約を運営する為の事務局は別段存在しないので，3つの寄託国（米，ソ，英）が世話人格となつて，1974年から3回の準備会議をジュネーブで開き，これを通じて会議開催と運営に備えることになった。その結果，

1 本会議のほか、軍縮と安全保障を取扱う第一委員会と、原子力平和利用関係の第二委員会をもうける。

2 本会議と2つの委員会は公開とし、正式参加国で無くとも条件付きで発言を許可する。

3 会議の決定はコンセンサス方式とし、投票にかけねばならぬ時は事前に48時間の協議期間をもうける。

という基本的なルールを採択した。

この3つの決定は再検討会議の背景を考える上で極めて興味深いものである。

2つの委員会を設ける方式はこの種の会議では常套的な方式であるが、今回の主要議題をみるとその取扱いの上で面白いことがわかって来る。まず第一に、米ソ両国以外の参加者が最も強く論議の中心として用意を怠らなかつたのが軍縮条項であつた。第6条は「各締約国は、軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行なうことを約束する」。

ことを規定している。実質的には米ソが核軍備競争を止めて軍縮実現の為に誠実に努力しているかどうかという問題である。核防加盟国に関する限り、非核保有国の間では核兵器入手の動きは全く無く条約本来の義務を誠実に履行しているのであるから、核保有国がそれに見合う義務を遵守しているかどうかという形で問題が出て来るのは当然であらう。この2～3年の間各地で開かれた核拡散問題に関する国際セミナーでもこの点が必ずとり上げられている。

焦点が米ソ間の戦略兵器制限交渉(SALT)の評価にかかってくることは明らかであらう。米ソの言いぶんは、歴史を通じて相対立する大国が相互間の合意により自発的に軍備管理を実施したことは特筆大書すべきことであり、軍縮として完全なもので無いことは止むを得ぬとしても、第6条の義務は十分に履行されているというものである。これに対する強烈な批判は：

i) A B M 制限条約は技術的にも戦略的にも無価値な兵器を配備しないことをお互に約束したものに過ぎず、米ソ両国間の政治的接近の象徴とはなり得ても、軍備管理、軍縮とは本来無関係である。

- ii) ICBM, SLBMの制限は実質的には上限値まで両国のミサイル数を増やすことになる。また弾頭技術の進歩、制限外の巡航ミサイルの発達などで軍備拡張競争を停止する効果をもっていない。

などである。結局のところ米ソは、

- a) 核運搬兵器 (delivery weapon) と弾頭技術の進歩の範囲内でお互に無駄なことは出来るだけ避けることに合意したに過ぎない、
- b) そのような合意が成立する政治的雰囲気になったことは冷戦時代に比べると情況の改良であるに違いないが、これは技術の現状に対応しただけで両国の努力の成果ではない、
- c) 核軍備そのものについては強化こそされ、縮小は全くしていない。第6条に言う「誠実に交渉する」義務は全く満たされていない。

とするものである。この点について核保有国と非保有国の間に対立が生じることは明らかであった。但し、非保有国といっても北大西洋同盟 (NATO) 諸国やワルシャワ条約機構諸国のように、米ソの核に自国の安全保障を大きく依存する国々と非同盟諸国の間ではこの点へのアプローチが根本的に違うのは当然である。

米ソとしては再検討会議のような公開の場でこの問題を持ち出され、数をたのんで批判的な決議をつきつけられる事態を何とか回避したいという具体的な政策があった。これに対して、インドの核実験で火がついた横の拡散問題は米ソにとって重大な関心事である。核エネルギー平和利用の技術が世界中に拡がることか不可避となった以上、これが各地で小規模な核保有と結びつくことの無いようにあらゆる手段を使って規制を強化したいと考えるのは当然であろう。これは第2章にも述べているように核兵器とその運搬手段の技術進歩が大国の核を全く「使えない兵器」としている一方、原始的な核爆発装置の保有が特に低開発国にとっては手っとり早い「威信の手段」となりつつある現状に対応する事柄である。第2委員会においてはこのような規制の強化と、これに反発して核エネルギー平和利用の自由を唱える諸国の間の本質的な対立が避けがたい状態であった。但しこの場合も、今さら超大国並みの核武装は不可能であり、いっけい政治的威信の為に今さら原始的な核を必要としない工業先進国と後進国の間ではアプローチが全く異なってくる。ことに、石油危機以来、先進国の多くは現在或いは将来原子力平和利用の機器を輸出する立場にあり、

いっぽうウラン資源を保有して今後の資源輸出国としての立場をとろうとしている国々との関係もあって、この辺りの問題は極めて微妙な状況となっていた。

会議の決定手続きに関する第③項は、このような全般的背景に対して、対決ムードを避けようとする米ソの思惑から出たものである。実際に会議が運営された実績から判断しても、この規定のおかげで個々の対決点に関する決選投票の事態は回避され、出席者のほとんどが何等かの意味で夫々不満を抱いていた最終宣言を強引にコンセンサスとして採択することで「再検討会議」そのものの決定的失敗の印象を与えずに済ませることが出来たのである。

会議手続きの第②項は或意味では奇妙なものであった。締約国が条約の運用について検討する会議を公開として第三者にも発言を許すというこの方式は、実は条約に署名しているながら批准が遅れている有力国を満足させるために作られたものである。つまり条約に加入する意味はあるのだがその為の手続きがまだ終了していない国は「家族の一員」としての待遇が受けられるという規定である。対象となったのは西ドイツと日本である。日本は結局、再検討会議開始の日に核防条約批准案件の国会上提と提案理由の説明を行なうところ迄漕ぎつけた丈で間に合わなかったのであるが、会議の準備段階では西独も矢張り正式メンバーとして出席は出来ないのではないかと考えられていた。西ドイツは西欧先進国で形成しているユーラトムのメンバーであり、ユーラトムが国際原子力機関との間で満足すべき保障措置協定を締結するまでは核防条約の批准はしない旨言明していた。この保障措置協定は1973年に交渉を終了していたのであるが、形式としては国際原子力機関、ユーラトム、西独、イタリア、ベネルクス3国を当事者とする多国間条約の形態をとっていた。この為、全部の当事者が批准を完了するまでは保障措置協定そのものの発効は出来ない形である。いっぽう、ユーラトムのメンバーであるイタリアでは国内政情の不安から核防条約並びにこの保障措置協定の国会上提すら出来ないままに1975年を迎えようとしていたのである。この結果、西ドイツそのものは国内の批准手続きを一切終了していたにも不拘、イタリアのおかげで批准書の寄託が出来ない状態であった。実際には、イタリアは諸国の政治的圧力に屈して、再検討会議開催ぎりぎりの1975年4月に批准を行ない、西ドイツと共に再検討会議の正式メンバーとして参加したのであるが、この辺りは今回の会議をめぐるドラマとして最後まで気をもたされたところである。本来、核防条約そ

のものが東西間のデタントを象徴し、西ドイツと日本の核非武装を確認する為の手段として作られたものであることを考えると、仮りに批准は了ってなくともこの2国は何とかして再検討会議に加えようという強い意図が働いたことは充分納得の出来ることである。

2. 南北の対立

再検討会議が開催の前から何等かの形の対立の場としてとらえられていたことは、それ自体かなり面白い現象である。対立のモードとして可能性があったのは、

- イ) 東西間の対立
- ロ) 核保有国と非保有国の対立
- ハ) 先進国と後進国の対立

及び、これらの組合わせであった。実際に蓋を開けてみると、先進諸国対非同盟諸国の対立が会議の空気全体を支配する結果となった。この場合、非同盟諸国が後進国とグループとしては同一になったのは単なる偶然では無い。核防条約の体制の中で、何等かの形でその安全保障をこの条約の枠に依存する姿勢の国々は北太西洋同盟に所属する西側先進国とソ連の軍事的経済的支配に依存する東側の国々、それに日本、オーストラリアなどを加えたグループである。米ソの核による世界支配に直接の貢献をせず、軍事的には一步離れた立場に居て経済的にも重きをなして居ない国々、南米やアフリカの諸国がメキシコ、フィリッピン、ユーゴスラビアなどをリーダーとして前者のグループに挑戦した形となった。

もちろん、再検討会議に出席した70以上の国を単純に2つのグループに色分け出来るわけではなく、個々の問題について利害の喰い違いは随分見られはしたが、会議のテーマが「核」という可成り高踏的なものであって、しかも実際に米ソが保有する強大な核戦力とその世界戦略そのものが多国間国際会議での決断ぐらいで現実に変えられるものではないことが充分にわかっていた為に会場の空気はかえってシャープな対立を描き出したのだと言うことも出来る。ちょうど非同盟77カ国の活躍が国連総会を特徴づけ、その為に実際の平和維持機関としての国連の機能が麻痺しているのと同じ情況だと言うことが可能である。その意味では、とに角自分達に具合の悪い決議の成立を阻止し、核の拡散を規制する基本方針の再確認に成功したことは、議事運営規制の制定の時からこれに焦点を置いていた米ソの作戦勝ちと評して良いであろう。事実、今回の会議では東西間の協調は極めて

目立った特徴であった。アメリカとソ連の発言は重要な問題についてはほぼ完全に一致していたし、両国の間には会議運営についても緊密な連絡プレーが見られた。米ソ両国は具体的な提案を自身提出することは極力避けていたが、会議の間に出てきた作業文書の共同提案国として次のような組み合わせが珍らしく無かったことから東西融和の状況をみる事が出来るであろう。

ポーランド、西独 (NPT/CONF/C II/5)

ベルギー、チェコスロバキヤ、東独、オランダ (NPT/CONF/C II/3)

オーストラリア、オーストリア、カナダ、西独、モンゴリア、ポーランド、英国
(NPT/CONF/C II/8)

結果的にみて米ソの作戦勝ちということは、しかし飽くまでも会議の経緯を振り返って言えることであって、会議の進行中には南北の対立がどうにもならなくなって再検討会議そのものが失敗に了るのでは無いかと思わせる場面が核つも見られたのは事実である。

対立の焦点となったのはメキシコが用意した決議で、核防条約そのものに次のような趣旨の付属議定書3つを加えることを提案していた。

- 1) 核防条約加盟国の数が100に達したならば地下核実験の全面モラトリアムを10年間実施する。その後加盟国数が5つ増える毎にモラトリアムを3年ずつ延長する。他の核保有国と協議して実験の全面的、永久の停止の条約を作る。核防加盟の3つの核保有国がこの付属議定書を批准すること、またそのうち2カ国が国連総長に批准書を寄託することで発効する。(NPT/CONF/17)
- 2) 核防条約第6条による軍縮交渉の義務を再確認し、条約加盟国が100に達したならば、核ミサイルの数をウラジオストック協定に言う2400の半分に減らし、MIRV積載可能なミサイル数も米ソ合意の1320から半分に減らす。更に加盟国数が10増える毎に10%ずつ削減する。付属議定書の発効手続き等は1)と同じとする。(NPT/CONF/18)
- 3) 同じく核保有3カ国に対して、核兵器の配備されていない非核保有国でこの条約に加盟している諸国に対して核兵器の使用または威嚇を行わないこと、核のファーストユースを如何なる非保有国にも行わないこと、非核ゾーンの設定に協力すること、核攻撃又は威嚇を受けた国の要請を受けた時は直ちに援助すること等を要求して

いる。(NPT/CONF/22)

これらの付屬議定書の共同提案国は、1) に関しては、

ガーナ

メキシコ

モロッコ

ナイジェリア

ベルー

ルーマニア

スーダン

ユーゴスラビア

ザイール

が始まりで、次第にメンバーを加え、

エクアドール

ホンジュラス

ジャマイカ

レバノン

リベリア

フィリッピン

タイ

シリア

アラブ共和国

ボリビア

に到って、会議出席の非同盟77カ国グループのほとんどを網羅するようになった。この中でもフィリッピンとルーマニアが夫々反米ソ的立場をとっていることが特に注目になるであろう。

この3つの提案が内容そのものとしては誰の目からみてもクレームのつけられない堂々としたものであり、しかも今までの軍備管理交渉の経緯からすると絶対に成立不可能なものであるところに問題の難かしさがあった。先進国グループは(a)再検討会議に条約の運用について話し合う場であってこのように重大な改正案を提議することは適当でない、(b)実際

問題として長い軍縮交渉の歴史の中で非常に困難とわかって居り、現世界の体制を変更しなければ実現しないような問題を一片の決議によって達成することには出来ない、等の理由をあげてこれらは付属議定書に関する討論をボイコットする作戦に出た。もちろん、これに対してメキシコ等は「そのように米ソの主導にまかせていたから本当の軍縮の達成が出来ないのであり、それだからこそこのような決議が必要なのだ」と反論して仲々妥協の道がみつからず、特に第一委員会では4週間の会期の殆んどがこの問題をめぐる駆け引きで空費された感がある。

もし投票に持込まれたならば恐らく非同盟側に向調する票のほうが多かったであろう。同時に、この提案を推進したガルシア・ロブレス、メキシコ代表の側にもこの問題で米ソを追いつめて再検討会議を失敗に到らせるよりも十分なスタンドブレイを楽しんだ後は秋の国連総会に持込んで圧倒的多数で総会決議としたほうが全体として得だと始めから判断していたふしがある。国連総会決議であれば舞台はより広いし、且つ決議そのものの拘束性も弱くなって、ロブレス大使の個人的声望は上がり、しかも米ソにとっての実質的ダメージは少なくて済む。再検討会議はその会期の最後の数日になってから「上記3決議は核防条約加盟の非核保有諸国の安全保障を強化するに役立つものとしてその目的とするところを支持し、関連各国が更に検討した上で第31国連総会で再検討会議の成果を検討する際に十分考慮する」旨の決議を関係諸国が支持した旨を最終文書にとり入れるという形でようやく最後の妥協に到達することが出来た。

これらを含めて南北対立が一応格好がついて最終宣言に各国がクレームをつけつつも採択するに到ったのは会議最終日の夜も押しつまってからのことであった。その直前には、最後の本会議を開く時間になっても非同盟諸国代表はひとりも議場に姿をあらわさず、あわやボイコットかと思われた一瞬もあった。実際には舞台裏での非同盟諸国の非公式協議の席上でボイコットを主張するユーゴスラビアその他をフィリピン代表らが必死でなだめてとに角妥協を受入れるところまで漕ぎつけたのである。「核防条約は第一回再検討会議をとに角生き延びた」と議長をつとめたスウェーデンのトールソン女史が挨拶したが、まさにそれが実感であった。核防条約が成立した1970年に核戦力による東西間の対立の解消がその主要テーマであったとすると、デタントの進んだ1975年にはも早、核による対立は東西間の重大問題では無くなり、それよりも核防体制の世界の現実を受入れることで

そこから先の安全保障を求めようとする国と、現状に対する不満の解消を優先的な国益とするグループの間の対立の深刻化が表面にあらわれて来たということになろう。米ソの核による対立の可能性が完全に消え去ったわけでは無いことはSALTの経緯を見ても明らかではあるが、しかし、それが全世界にとって唯一、最大の関心事である時代は去ったのだと言える。

3. 個々の問題点

核防条約の第1条から第9条に到る各条項の再検討が行なわれ、その結果を盛り込んだ最終宣言が採択されている。実際には委員会及び本会議での討議を通じて各種の意見の相違についての妥協は成り立ったが、一番根本的な点で南北の相違が解消しない為に合意文書は仲々成立しなかった。遂に議長権限を行使して、それまでの討論を通じて最も合意に近い線と思われるものを提示し、閉会まで48時間の余裕が無いことを理由に議事進行規則を楯にとって投票を回避し、議長文書に対する不満や批判を文書で提出させてこれを最終文書に含ませるという形でコンセンサスの成立を宣言するという極めて異常で且つ強引な幕切れとなったのである。それにもかかわらず、議長提出による最終宣言文書が4週間にわたる討論の内容と妥協の結果をほぼ正確に伝えていたとは言えるだろう。

第1条2条（核兵器、核爆発装置の製造とコントロールを禁じた条項）～全面的に遵守されていることを確認。

第3条（査察に関する条項）～国際原子力機関の保障措置はほぼうまく行っている。またこれを可能とする可く各国が核物質計量管理の国内制度を樹立することを慫慂した。また国際原子力機関の保障措置技術の改良に更に努力を重ねる可きことを述べた後、3条2項に従って、核物質や原子力器材を核防非加盟国に輸出するに当っては、

- i) 共通の輸出政策を採用して、特に核爆発装置（平和核爆発など）に使われることが無いよう確認し、
- ii) 輸入国が全燃料サイクルに保障措置の適用を受諾するように要求し、
- iii) 核物質ばかりでなく、輸出された技術そのものにまで保障措置の適用を拡大することが望ましい、

としている。この3つの条件は核防非加盟国であるインド、イスラエル、アルゼンチン、ブラジル等が受諾しがたいとしている点である。保障措置に要する費用は本来の受益国である核兵器国が主として負担し、低開発国の分担を減らすべきだという昔からの思想も一部顔をみせている。

これに加えて、核ショック防止手段である「物的防護」に関心を払い、国際原子力機関を通じて共通の規準を作成し、出来ればそれをベースとした国際条約を締結するよう勧告している。このように保障措置と物的防護の強化を輸出の為の条件として採用し、横の核拡散の防止の手段とするという思想は前述のように米ソの考え方の中心をなすものである。

第4条（研究開発の自由）～一般的な研究開発、国際間の情報交換などに関する部分を別にすると、この条項は伝統的に低開発国の原子力平和利用に対する技術援助、財政援助の要求の手段として使われて来た。今回の会議でも低開発国側は「核防の体制に直接関係の無い諸国にとって条約加盟をより魅力的なものとする為に、これらの国に対しては優先的に援助を与え、且つその為の特別基金を作る可きだ」と主張した。特にフィリッピンがこの主張のチャンピオンとなり、これ以上の援助基金の設定に反対する先進国とわたり合ったわけであるが、結局のところ

「もし核防の体制が先進諸国の安全保障にそれほど大切であるならば、その体制づくりに協力しているわれわれにどのような現実的代償が用意されているのか」という主張に先進国側がやや押し切られた形となった。

これと同時にもう一つの重要な新しい概念が採択されている。これは使用済燃料の再処理施設を世界の夫々の地域で一カ所に集中して国際的な企業形態とすれば経済的なメリットも大きく、且つ国際査察もかけやすいので、まず国際原子力機関によるこの問題の検討に各国は協力し、その具体化の為に出来るだけの努力をするようにという呼びかけである。使用済燃料の再処理とは実はプルトニウムを抽出する技術であり、これが各国に払がることはそのまま原爆製造能力の拡散につながることになる。何とかして、プルトニウム抽出の過程とそのようにして取出されたプルトニウムそのものを国際的な監視の下に置きたいというアメリカの強い希望から生まれたこの要請に対して、技術の現状からしてそのよう

な国際工場は現実的とは思われないという各国の反対は無視された結果となった。なおこのような地域的燃料サイクルセンターに対するアメリカの政策は再検討会議以後も一そう熱心さを加えて来つつある。

第5条（平和核爆発）～核爆発装置はその目的が軍事であると平和であることを問わず核防条約の下では一切禁止され、その代償として非核保有国は平和核爆発技術の成果を国際的なアレンジメントを通じて安価にサービスが受けられる手筈となっている。逆に、核防に加盟していない国は従来の取り決めが原子力の軍事利用を禁じているのみを為、平和核爆発の権利は留保した形になって居り、これがインドの場合のように核拡散防止の重大な抜け穴になっている。今回の会議では核保有国が第5条の実施の為に熱心に働いていないという批判も出たが、結局この技術はまだ未完成であるからというアメリカの主張が勝を占め、

a) 第5条実施の為に国際原子力機関が適当である、

b) 核防非加盟国にも第5条の恩恵を及ぼすことが出来る、

という2点の確認に止まった。

第6条（核軍縮条項）～核兵器競争がいつに収束しないことに深い憂慮の念を示すと共に、核実験全面禁止への道を早く歩むこと、ウラジオストックで米ソが合意に達した内容を早急に条約化すること、ジュネーブ軍縮委員会（CCD）の活動を強化すること、軍縮関連の情報がより広く、より完全に収集、配布される可きこと等を要請している。

第7条（安全保障の権利）～核保有の大国と同盟関係にあり、いわゆる「核の傘」の下にある国にとっては全面核軍縮の推進はある意味ではその安全保障に矛盾した効果を持つことが考えられる。また核攻撃、或いは核による威嚇の放棄、或いはそのような場合に核保有国が援助を与えること等似たとえば北大西洋同盟諸国と米ソの関係などを考えてみると甚だ微妙な問題であることがわかる。この為にこの種のテーマは常に曖昧な表現でぼかされるのが常であり、今回の再検討会議も例外ではなかった。わが国は自民党内部の論議の結果この条項の取扱いが特に注目される形となり、非核保有国の安全保障について特に国

会受けのしやすい表現の挿入を特に強く求めてこれを実現させたのではあるが、実際にはこのテーマの曖昧さのステータスを変えるほどの内容では無かった。

第8条 次の再検討会議を1980年に開く可きことを提案した。

第9条 いまだ核防条約に加盟していない国があることに憂慮の念を持ち、早急に条約加盟を要請する。

B. 核防条約をめぐる国内の論議

1 国会提出までの経緯

核防条約の批准承認は、第75国会ではタナ上げられ、総統審議となった。本年1月下旬の再開国会冒頭で、三木首相が施政方針演説で、核防条約の批准問題を取りあげ、宮沢外相が外交演説で早期批准を表明してからの、政府・与党の核防条約をめぐる論議、野党の対応の仕方は、この条約に対する、わが国の政治の姿勢を如実に示すものであった。もちろん、75国会は、これまでの国会とは、その様相を異にするものであった。昨年の参院選で、いわゆる保革伯仲時代を迎えての初めての国会であったが、とりわけ会期末の混乱に示されるように、自民党の長期にわたった単独政権が完全に崩壊し、保守対革新という図式は、自社民対公共の対決というように書き改められただけでなく、自社両党の中でのリーダーシップが低下し、夫々に内紛、造反が相つぎ、しばしば与与党の対立、野野党の対決という事態が起こった。核防条約の批准承認案件も、このような混迷のうちに見送られることとなったわけであるが、それは、ただ、このような政治的な環境の変化のためだけでなく、与野党を通じていえることだが、同条約に対する政治のとりくみ方に、より大きな原因があったといえる。すなわち、同条約をめぐる論議や審議の経緯から明らかなことは、政府も与党自民党の執行部も、この条約の批准を是非とも実現するという強力な指導力を発揮しなかったことである。いいかえるならば、この条約は、本来、わが国の非核外交政策に明確に位置づけられ、安全保障構想の一環として推進されるべきなのに、そのような認識がなされていなかったのであろう。これは、野党の論議についても、いえるこ

とである。

たとえば、同条約の継続審議が決まったとき、衆議院外務委員会の栗原祐幸委員長は、「この条約を成立させられなかった原因は、決断すべきところが決断しなかったからだ…（外務委としては）十分審議しており、衆院を通過させることは可能だったが、参院のことも考え現実的に処理せざるを得なかった」と語り、自民党執行部の態度について「条約に対する態度も、初めは熱意がなかったが、途中から熱を入れるなど一貫していなかった」と批判し、更に「条約が煮つまってきてから、自民党執行部に決断を迫ったが、執行部は委員会まかせの態度で、中曽根幹事長と会談したさいも『社会党が賛成に回らないので、成立は難かしくなった。扱いは委員会で決めて欲しい』と煮えきらなかった」と不満をぶちまけている（朝日新聞・75・6・20）

政府の側も、必ずしも一貫して積極的にその批准を進めてきたとは、いい難い。一例をあげれば、IAEA（国際原子力機関）との間で、原子力平和利用の保障指値協定が実質的に合意したのは、2月9日であったが、政府は、自民党の反対論が強いため、協定交渉に当たっているウィーンの藤山大使に、交渉のテンポを遅らせるよう指示したと伝えられるし（75・2・9・毎日新聞）協定がまとまったあと、10日の衆院外務委員会で、宮沢外相は「協定の内容は、ほぼ決定すべき方向にまとまりつつあるが、交渉の結果は、一度持ち帰り、日本側で精査したうえで仮調印したい。膨大な量なので、整理上1か月半近くかかると思う」と述べている。1か月半かかると、今国会での承認は難かしく、批准促進論に水をかける発言と受けとられたが、実は、協定は事前に十分に煮詰められており、仮調印したのは、わずか半月後の2月26日だったのである。この外相の態度について、「衆院外務委員長からは、3月中に国会に出すようにいわれ、事務的には可能だったが、それを押えて4月に提出させたのは外務大臣だった」（朝日ジャーナル・75・7・4）という報道もある。じっさい、本当に条約の批准をねらうならば、衆院を通過してから30日間の自然成立を考えて、準備を進めるべきなのだろうが、そのような配慮はなされていなかった。

もし、しばしばいわれるように、条約批准を促進すべき政府、与党のリーダーの中に、将来の自己の政治路線への思惑から、あえて党内に敵をつくることを避け、このために核防条約の批准に消極的になったとするならば核防条約にとっても、また、より一層、国民にとって不幸なことといわねばならない。それはさておき、ここではまず、核防条約をめ

ぐる最近の動向を顧み、ついで論議の主要点を考え、更に、60年代後半からの論議をふりかえてみることにしよう。

前述のように、1月末の再開国会冒頭の政府演説で、核防条約批准の意向が表明されるや、自民党内のタカ派の反対論は、日まじに高まった。従来、核防条約批准慎重論の論拠は、1970年2月に同条約に調印したさい、政府が示した3条件-①核軍縮の進展、②非核保有国の安全保障、③原子力平和利用で実質的に不利にならないこと、のうちの三番目についてであった。三木首相の施政方針演説も「核防条約については、原子力の平和利用につき、その査察が西欧などと平等に行われることなどの条件が満たされたいうえで、批准の手続きを進める」と述べている。たか、IAEAとの交渉で、この条件が、ほぼ満たされることが明らかになると、反対論の論拠は、条件の①、②に求められるようになる。自民党は2月6日に外交部会と安保調査会、外交調査会の合同会議を開き、宮沢外相、坂田防衛庁長官らも出席し、核防条約批准について論議したが、批准反対論者から①フランス、中国が調印していないし、米ソの戦略兵器制限交渉(SALT)は進んでいるが、全体として核軍縮とはみられない、②非核国の安全保障を、国連安保理の宣言にゆだねる場合、核保有国が常任理事国を占めている現状では安心できない(この点は、後述するが共産党の主張と符合するものである)③日本は日米安保条約でアメリカの核のカサの下にあるが、核防条約は20年間(期間は25年だが、すでに5年を経ているので)拘束するが、安保条約は1年で廃棄できる仕組みであり、この面でも不安がある、といった点が指摘された。そして、同月18日には、椎名副総裁も三木首相に今国会での批准には慎重にのぞむように進言し、19日に、首相は坂本外交部会長、有田安保調査会長、北沢外交調査会長を招き、「核防条約調印後、すでに5年を経っており、原子力平和利用面での保障措置の平等性も確保されるメドがついたので前向きに取り組みたい」との意向を示したが、党側は、党内に慎重論の強いことを指摘したといわれる。24日に自民党役員会でも、三木首相は、わが国は核兵器へのフリーハンド論はとるべきでないこと、非核三原則は国際外交上でも有効な武器であること、このため核防条約に参加し核軍縮で世界をリードすべきだ、と熱心に説いたが、椎名副総裁、灘尾総務会長らから、批准3条件のうち、①、②は満たされているのかなど反論が出て、首相は孤立した形になったと伝えられた。

だが、三木首相は、3月1日の衆院予算委で今国会で批准の承認を得たいとの決意を表明し、4日には、中曽根幹事長、松野政調会長らと協議し、今国会に批准承認案件を提出する方針を確認した。首相が強行を決定したことの理由は、公約の一つであることはもちろんだが、2月21日の原子力委員会の見解が「核防条約下の保障措置は、現在のIAEAの保障措置に比し改善が期待される。…核防体制外では、原子力平和利用に係る核原料物質、特殊核分裂性物質、設備、資材等の将来に亘る安定供給を確保し得る保証はない」と述べ、また、同日の原子力産業会議の提言も「もし条約の批准を見ず、現状のまま推移すれば、わが国の国際社会における信用の失墜さらに孤立につながりひいては原子力平和利用に重大な障害を来し、わが国のエネルギー政策上致命的な痛手を蒙ることになるであろう」と条約の早期批准を求めていることから明らかなように、エネルギー政策面からの必要性和、これに関連しての産業界の要請もあろう。また、外務省がしばしば強調しているように、わが国と保障措置協定の作成など多くの点で共同歩調をとってきた西ドイツを含むユーラトム諸国も、すでに批准を終えており、高い潜在核能力をもつわが国が、明確な理由もなくいつまでも核防条約批准を拒むことは、海外とくにアジアの諸国に、わが国の核武装への懸念を深めること、あるいは、3月5日のIAEA理事会でも、多くの国が、わが国に条約の早期批准を求めたというが、保障措置協定の交渉にさいして、わが国の主張を強く押し、それがほとんど受け入れられたのに、条約を批准しないことによる国際的な信用の失墜の懸念といったこともあろう。とくに、2月26日にホッドソン駐日大使を通じて三木首相に伝えられたといわれる。アメリカ政府からの「アメリカが核拡散の防止に対し興味を失ったとか、日本の参加を含めて核防体制の強化に関心を示していないといううわさは全く誤解である。これをキッシンジャー国務長官の言葉としてお伝えする」という主旨の書簡も、アメリカの意向を改めて明確にしたものと受けとめられた。

2. 安全保障論議とタカ派の条件

これに対して、自民党内の反対派の論議は、軍備の進展、非核国の安全保障という2条件から、しだいに日米安保体制の強化という具体的な問題にシフトされていった。それはベトナムやカンボジアからのアメリカの撤退というインドシナ半島の情勢の急転が、自民党のタカ派には、アメリカが防衛義務に消極的であると受けとられ、日米安保体制への不

安を高めるといふ事情もあった。4月9日の宮沢外相の訪米を前にし、7日に開かれた外交部会、外交、安保両調査会の合同部会 は日米会談の際に「日米安保体制の継続的維持強化」についてアメリカ側の確約をとりつけることを条件に今国会での条約批准の方針を固め、9日、三木首相に党側の態度として、①核防条約に参加するからには、わが国の安全保障確保について最善の策を講じる必要がある。②その中核をなす日米安保条約について長期継続する保証をアメリカから取りつけるべきで、三木首相とフォード大統領が共同声明の中で表明するのがよい。③これら外交努力のほか、国防会議のあり方など安全保障をめぐる国内体制の整備にとりくむこと、④原子力平和利用面で国内体制を整備し、平等性の実をあげることなどを示したのである。宮沢・キャッシング会談では、日米安保やインドシナ情勢が討議されたが、安保に関しては、日米は、日米安保条約を引き続き維持することが長期的な相互の利益に合致すること、アメリカの核能力は日本への武力攻撃に対する重要な抑止力となること、アメリカは核および通常兵器による日本への武力攻撃に対しては日本を防衛する条約上の義務を当然重視すること、および日本も安保条約上の義務を引き続き履行すること、の四点で一致した。自民党タカ派の要請に応じて日米安保体制は再確認されたわけであるが、同時に宮沢外相が1969年の佐藤・ニクソン共同声明のいわゆる「韓国条項」を再確認したことは、野党に、核防批准をテコとした日米安保強化の一部との疑念を抱かせた。それはともかく、このあと自民党は核防条約批准の方向に進んだ。すなわち、4月22日の外交部会、外交、安保調査会など関係機関の正副会長会議では、核防条約批准の条件として、政府への六項目の要望書をまとめた。その趣旨は、アメリカの核抑止力に依存する以上は、抑止の効果が発揮できるようにしなければならないし、そのために具体的には、アメリカのわが国への核持ち込みは事前協議の対象となり、事前協議にはイエスもあればノーもある。ということを確認しようというものだった。それは、非核三原則に影響を及ぼさざるを得ないものである。翌23日の政調審議会は、要望事項のうち「日本への核兵器の持ち込みについての事前協議の解釈、運用について、両国間で密接な連絡を保つこと」と明記してある部分を修正し、「核兵器の持ち込みについて」の部分削除したうえ、政府がこの要望事項を認めることを条件に、批准承認案件の国会提出を決めた。六項目の要望事項の骨子は①核防条約体制強化の推進、②日米安保体制の強化＝わが国の安全保障を確保するため日米安保体制をできる限り長期にわたって堅

持し、その強化を図ること。このため(1)安全保障、政治、経済その他全般にわたり両国間の信頼関係を強化し、信頼関係をさらに一層進めること、(2)事前協議の解釈、運用について両国間で緊密な連絡を保つこと、(3)これらの点につき、今後日米最高首脳間の会談や共同声明の中でとりあげること、(3)わが国安全保障体制の強化、(4)非核兵器国の安全保障確保、(5)核軍縮の推進、(6)原子力の平和利用の促進、である。政調会に引続いて総務会が開かれたが、事前協議の運用を中心に議論が続出して結論を待ず、25日に再度総務会が開かれ「政府に要望事項を出すだけでは不十分」という意見が強く、更に4つの「心構え」をつけ加え、国会提出を認めることとした。「心構え」の内容は(1)条約に関する党の要望は、政府は誠意をもって実現に努力する、(2)安全保障については、広範な見地より検討を加え国民にPRすること、(3)非核三原則は政府としてこれを堅持する。事前協議については条約論として処理する。(4)衆参両院でその最終処理は副総裁、三役が政府と協議して決める、というものである。

要望事項あるいは「心構え」のねらいが、アメリカの核のカサを有効ならしめるためには、非核三原則のうち「持ち込まず」は、有事のさいには変更することもありうることをはっきりさせておこうという点にあることは明らかであるし、このように何重にも歯どめをかけようとするのは、三木首相の姿勢への不信感が底流にあるからには疑いがない。官沢外相は、23日の衆院予算委で自民党の石井一氏の質問に答え「三木首相はたしかに(核持ち込みの)事前協議でノーということを国会で言明している。それは首相としての高度の政治的判断にたつた答弁であり、通常考える場合は十分理解できる。しかし事前協議制度は条約上現存しており、いかなる場合にもノーというのでは意味がない」と述べ、また、中曽根幹事長は25日の総務会で、「非核三原則は政府の心構えであり、事前協議制は条約上イエスもノーもあるという解釈だ」と説明している。「心構え」が「事前協議は条約論で」というのは、これを念を押しているのである。この段階から、核防条約論議は、「日米安保体制の強化」ということから、更にしばられて、「事前協議の運用」に集中することになった。

本来、広い意味での安全保障-軍事、経済とくにエネルギー政策の一環として、検討されるべき核防条約批准の是非が、ただ日米安保体制の軍事的側面に短絡されてしまったことが、妥当かどうか疑問ののこるところである。また、三木首相は、のちに野党の追及に

対し、「核の持ち込みはいかなる場合にもノー」と言明している。有事の際に、アメリカの核兵器を持ち込むことが妥当か否かは、単なる感情論でなく精緻な計算の上で決められるべき課題であろうが、条約論とか高度の政治論とか抽象的なレベルで、いわば「言いまわし」の議論に終始していることは、わが国の政治の、核防条約ひいては安全保障問題への取り組み方を示すものといえる。が、核防条約の論議が－それは、わが国の安全保障や非核政策を具体的に検討し論議すべき好機であったろうが－このような方向に進んでしまったのは残念なことであった。それにもかかわらず、総務会の了承を得たので、政府は4月25日夕刻、核防条約の批准承認案件を調印いらい5年ぶりに国会に提出した。

3. 野党の反応

自民党のこのような動向に対して、野党は一斉に反発した。核防条約に対する野党の態度は、共産党が一貫して反対しているほか、必ずしも明確なものではなかった。

社会党は、1970年2月の核防条約調印の際に「きわめて重大な疑義がある」との石橋国際局長（当時）の談話を発表してから、5年間、この条約に関しては一度も正式には党の態度を決めていない。ことしに入って、政府・自民党が批准問題を取りあげても、なお党機関での検討はされず、川崎国際局長も「自民党は本当に国会に提出するのだろうか」といったていどの関心しか持たなかったようである。核防条約が、今日の世界でどういう意味をもち、わが国として、どう取り組むべきか、という主体性をもった議論は、－社党に限らないことだが、－進められなかったのである。調印いらいの5年間は、核防条約はいわば休眠していたといえる。このため、同党の各派、個人の間で、この条約に対する態度はバラバラで、衆参外務委員会では、批准促進を求めるような発言もあったという。だが、自民党が条約批准の条件を決めたことから態度を硬化させ、4月25日に川崎国際局長談話で「日米安保体制の強化とアメリカの核戦略にわが国を繰り入れる意図をもつので断固反対」との態度を表明し、「政府は条約案件の国会提出を撤回し、批准の前に①非核三原則に基づく日本の非核化宣言の今国会での決議②核兵器の配備、保存、実験、攻撃を禁じるアジア、太平洋非核化地帯の設置を働きかける③地下核実験全面禁止と不使用協定の締結を核保有国に呼びかける」などを要求した。そして、28日の中執委では、この談話どおりの理由で核防条約批准承認案件には反対するとの態度を正式に決定した。だが考

えてみると、社会党が反対しているのは、「政府・自民党の安保体制の強化」であり、それは、核防条約に対する自民党の条件である。談話に述べられている趣旨は、そのままでは核防条約に対する反対の理由にはならないものである。核防条約に主体性をもってとりくみ、本質的な問題点を吟味して、是非を決めるという基本的な態度に欠けていたといわざるを得ない。

公明党は、核防条約に関して、昨年6月21日に福岡で竹入委員長が核兵器の全面撤廃に対する緊急措置を行なったさい、核保有国が最初に核兵器を使わないという国際協定が結ばれるという条件が満足されるまでは、核防条約の批准を行うべきでない、と述べた。そのような協定が早急に結ばれることは望めないもので、この発言は核防条約批准反対に近いものと受けとられていたが、その後、同党は批准には前向きで取りくむと態度を修正していた。だが、批准承認案の国会提出に際しては、伏木国対委員長が「事前協議は条約論として処理するなどの自民党の条件は有事核持ち込みに道を開こうとする意図を明らかにしたものだ」と反発、党の態度を再検討することとした。民社党は1月に党の態度として、査察が完全にユーラトムなみになっているか、などを確認することを条件に、正式に批准賛成の方針を決定している。だが、国会提出に際して河村国際局長は「政府が条約の批准と自民党の条件をあくまでワンセットとしなしくずしに核軍備への道を開く意図があるのであれば、批准反対に回わることもあり得る」と述べているし、一貫して核防条約に反対している共産党は、金子国際委員会責任者の談話で「核防条約の批准は非核三原則の『持ち込まさず』を否定し、日米安保のもとで米核戦略への一層の加担、日本の主権じゅうりんといい危険な道に国民を導くものだ」と抗議した。

衆院での核防条約批准承認案件の審議は、5月6日に本会議で趣旨説明と各党の代表質問があり、6月4日から外務委員会で討議が進められた。その問題点は、後述するが、三木首相が9日の衆院予算委員会で、事前協議に関して「核兵器の持ち込みは、いかなる場合もノー」という。非核三原則は三木内閣以外でも変更はないと考える」と発言したことから、野党側は態度を軟げた。社会党の12日の外交部会では、三木首相の発言を評価し「政府の態度に変化がみられる」とし、「有事の際の核持ち込みの否定」「核軍縮への過程を一層明確にする」などの点で政府側の言明が得られれば、批准反対の方針を変えて賛成すべきだという意見が強く出された。公明党も13日の中央執行委員会で、首相の発言

や衆院外務委における非公式折衝で自民党が首相発言の明確化に応ずる態度を示していることなどを評価し、衆院外務委で「政府は非核三原則の衆院決議を順守し、いかなる場合にも、核持ち込みを拒否する」との付帯決議をし、政府も同じ趣旨を閣議決定し、衆院本会議で三木首相が「政府声明」として正式表明することを条件に批准承認に賛成する方針を固めた。民社党も16日の春日委員長談話で、首相が有事核持ち込みを否定したことを理由に核防条約批准を「成立させることがわが国の将来にとって好ましい」との意図を表明した。三木首相も野党の要求に原則的に同意し、「有事核持ち込みの否定」を改めて外務委や本会議で表明するか、統一見解あるいは首相談話で打ち出すことを考慮したといわれるし、政府・与党も、国会審議を通じて、「核持ち込み、一時通過は緊急避難の場合でも認めない」とか、社会党が条件として打ち出したアジア・太平洋非核地帯の設置について「実現に向って努力する」との見解を示すなど前向きの姿勢をとる一方、非核保有国の安全保障体制の付帯決議で、社会・公明両党と折衝を進めるなど努力をつづけ、一時は、批准承認案件は衆院で成立をする見通しとなった。

この見通しをくつがえし、承認タナ上げの直接のきっかけとなったのは、社会党の党内事情であった。親中国の佐々木派など核防条約反対派のまき返えしである。同党の外交防衛委員会は、6月までに4回ほど開かれたが、核防条約批准への反対論はきわめて少なく「95%が賛成」とさえいわれた。だが、衆院での審議が大詰め近づいた6月17日の緊急中央執行委員会は－中執のメンバーは核防条約反対論者が多く、国会審議が批准に傾いてゆくため、急きょ委員会を開いたというが－「さきに決定した批准承認反対の方針を変更する条件はない。しかし、情勢が流動的なので取扱いに三役に一任する」との態度を決定した。この会議では「日米安保の核のカサのもとで同条約の批准に賛成することは、結果的に日米安保を是認することになる」という建て前論や、親中国派から「米ソ両国主導型の核防条約に賛成することは、両超大国の覇権に反対している中国の立場を損う」といった核防反対論が主張されたといわれる。そして、同日午後に行われた中曾根幹事長と石橋書記長の会談で、社会党側は「現段階では批准に反対せざるを得ない」ことを表明した。このため、政府・自民は19日に核防条約の批准承認を正式に断念、衆院が継続審議とすることを決めた。

4. イシューの混乱

このような経緯をみると、本来、一国の安全にかかわる外交交渉が、国内政治と断続していてよいのか、という疑問を感じざるを得ない。核防条約に再検討会議が規定されたのは、わが国などの主張によってであったが、5月に開かれた再検討会議では、わが国は正式の参加国でないにも拘らず、最終宣言には非核国の安全保障でわが国の提案がかなり取り入れられたという。2月にまとめられた保障措置協定にも、わが国の主張は大巾にとり入れられている。それは、各国がわが国の核防条約参加を期待してのことであろうが、このような外交の努力は、まったく別世界のことのようで、核防条約の批准承認案件は派閥や党派の利害や国会のかけ引きの中で見送られたのである。とくに、このように一国の安全に関する外交案件については、アメリカが制度的に、またイギリスが伝統的に国内の政治の党利党略のトラブルが及ばぬようにしている知恵が必要とされるのではないだろうか。

さて、国会の論戦をみても一核防条約批准案件については、自民党の6条件に関連して非核三原則や事前協議の運用、解釈でかなりの時間がとられたものの、全体としては相当長時間の審議が行われたが、総体としていえることは、野党の質問は、核防条約の不平等、不利益な点のみを追及したり、理想的な条件をいっ放しにすることが多く、政府の答弁も、ただそれに応えるだけで、この条約の本質的な点にふれ、わが国の軍事、経済の安全保障の面から総合的に討論し評価することが十分に行なわれなかった。たとえば、5月6日の衆院本会議での核防条約趣旨説明に対する代表質問で、社会党の河上徹氏は、「この条約が核兵器ではなく核兵器国の不拡散を目ざしたもので米ソ核体制の固定化、核保有国と非核保有国との不平等は否めない」と指摘したうえ、「政府が、宮沢外相の訪米で米国と協議し、更に自民党が党議で日米安保体制の強化と、非核三原則の弾力的運用を条件に、批准の態度を決定したのは、国民の悲願を裏切るもの」と追及し、この提案に反対を表明し、批准に先立って「非核化宣言の決議、アジア・太平洋地域非核化地帯実現を各国に働きかける、核兵器全廃の一步として地下核実験禁止協定と核不使用協定の締結を核保有国に働きかける」ことを提案した。同議員は6月6日の衆院外務委でも「(条約調印いらい)5年間に米ソの核軍備は量的にも質的にも進んでいる」と現状を指摘し、「条約が軍事利用も平和利用も核保有国と非核保有国の間に不平等があり、非核保有国の安全保障が確実でないし、中国、フランスも加盟していない」と条約の不備な点をあげ、再び「アジア・

太平洋地域の非核地帯の宣言や設置の努力をすべきだ」としている。共産党の松本議員も5月6日の代表質問で、批准承認案に反対を表明し、「この条約は、5核保有国の核独占を維持、強化するものだ。これを核軍縮の一步というのに国民を欺瞞するものだ、核防ではなく核兵器完全禁止の国際協定の成立に全力を傾けるべきだ。核防条約の重大な問題点はアメリカその他核保有国が、その核兵器を他国に持ち込むことに全く何の制限もつけていないことだ。更に、非核国の安全保障を問題にしながら、非核国への核攻撃をも禁止していない。」など条約の問題点を指摘し「核兵器完全禁止のための国際協定の締結こそ緊急の重要課題だ」と強調している。6月6日の衆院外務委で、同党の正森議員も「条約第6条にいう核軍備の誠実な交渉というのは行われていないし、仮に行われていても見るべき成果はあげていない。シュレジンジャー米国防長官は『この条約によって米国の新型核兵器開発に何の障害もない』と述べている。核兵器保有国はまさに傍若無人だ、製造、貯蔵というような完全な軍備について実質的な措置がとられなければ、わが国の安全は保障されない。非核国の安全保障についての国連安保理の決議は『核兵器による侵略またはそのような侵略の威嚇』とされているが、5つの核保有国は安保理常任理事国であり、これらの国が『侵略でない』と拒否すれば、この規定は働かないことになる」などの点を指摘している。民社党の永末議員も6月13日の衆院外務委で「日本として朝鮮半島と日本列島だけに限っても、非核地帯を設置するというような申し合わせをすべきではないか」と質問している。

核防条約は、もともと不平等条約であり、また不完全な条約である。だが、当面、核兵器の拡散を防ぎ、あるいは、潜在核保有国の核武装の疑念をほらし国防環境の安定度を高めるのには有効なものであろう。なによりも世界で90をこえる国々が参加していることの意義は大きい。本来、地理的な条件からいっても核武装の選択のあり得ないわが国にとって、非核三原則は、外交の基本的な課題であるし、それを守るためには、国際的な緊張の緩和、平和な環境の維持は不可欠なのである。核防条約は、平和外交の一環として活用されるべきなのだろうが、そのような積極的な論議は、いわば、この条約がわが国にどういうプラスがあるのか、という議論は、ほとんど展開されていない。社会党のいうアジア・太平洋非核地帯化、共産党のいう核兵器の全面廃棄あるいは民社党のいう北東アジアの非核地帯化などは、平和外交の支柱として検討されるべき課題である。だが、たとえば、軍

事力のバランスは核兵器と通常兵器の総和で成り立っているが、非核化をどのような手順で進めるのか、米中ソといった核保有国の保証が必要になるのか、それはいったい可能なのか、各国に働きかけるといっても、どの範囲に、どのような構想を示すのか、といった具体的な点については、質問も答弁も、ほとんどふれていない。また、再検討会議の最終宣言は「核物質、原子力資材、情報等の供給、技術援助の提供に際しては、供給国は受給国が締約国かどうかに重点を置く」としている。もちろん、アメリカが直ちにわが国への濃縮ウランの供給をストップすることはないであろうが、ウラン資源国オーストラリア、カナダは再検討会議では、わが国を名指して、早期加盟を求めたといわれる。わが国は原子力技術の多くと、核燃料のすべてを海外に依存しており、エネルギー政策の面からも核防体制は重要な意味をもとうか、核防条約に入らなかった場合の展望、対策といったものは、核防条約反対論からは、ほとんどうかがえなかった。また、政治的にも、わが国が前述のように多くの主張を押し通しながら、かつ、国会でかなりの審議を行いながら核防条約に批准しなかったことは、とくにアジアでの、わが国の核武装への疑惑を抱かしかねない。西ドイツとわが国は、世界の中で、特別な目でみられているのである。このような点についての評価、対応策といったことを、ほとんど論議されていない。

核防条約に関しての、このような論議の底流にあるものは、政府にも与野党にもいえることだが、核防条約は不平等な、好ましくないものであり、これを外から押しつけられているという受けとり方ではないだろうか、そして、この、一種の被害者意識は核防条約論議の始まった当初からいえるようである。ここで、わが国の核防条約論議を簡単にふりかえてみよう。

アメリカが最初の核防条約案をジュネーブ軍縮委員会に提出したのは1965年8月17日、ソ連が国連総会に提出したのは、その約1月後の9月21日であった。その直前の5月の国連軍縮委員会で、日本の松井代表は、核防問題について演説し、なお、中国の核実験に抗議するとともに、核軍縮の第一歩として地下を含む全面的核実験禁止条約を結ぶことを強調し、ついで、核拡散防止は望ましいが、①世界の軍事的均衡が維持されること、②すべての核兵器国、潜在核兵器国が参加すること、③十分な査察と管理を伴うこと、④核軍備の実質的措置が同時に実施されること、の4つが満たされなければ、協定は実行可能なものとなるまい、と条件を示している。米ソ条約案をめぐって、国内で様々な論議があったが、当時の政府、野党の態度をみると次の通りである（1967年4月23日・朝日新聞）

政府は、基本的には条約の精神に賛成であり、軍縮とくに核軍縮のための努力の意図を条約に明記し、非核国の安全保障に十分な配慮が必要で、たとえば国連の決議を希望し、原子力の平和利用については、平和利用と研究開発を阻害するものであってはならない。としている。野党側も共産党を除いては、大体賛成であるが、かなりきびしい条件をつけている。すなわち、社会党は、核兵器の全面禁止と完全廃棄の第一歩として条約の成立を支持するとし、軍備については、地下核実験の即時禁止、核兵器の完全廃棄、外国への持ち込みの禁止を規定し、非核国には核攻撃を加えぬことを保障し、平和利用は国際的な保障のもとに積極的に進めることを求めている。民社党も、究極的に核兵器絶滅を目的とし、条約の成立を主張するが、全面核禁協定の締結や非核国の安全について、核保有国の保障、平和利用面での平等性が必要としている。公明党は、「伝えられる米ソ共同案」には反対で、核保有国の軍縮義務の明記が条約賛成の条件とし、これの確実な保障を条約に規定し、又、非核国への核持ち込みを禁止し、非核国への核不使用を宣言すること、平和利用面で平和核爆発は核軍縮実現まで権利を保留すべきことを主張している。共産党はアメリカのねらいは核の半永久的独占にあるとして全面的に反対を表明している。

さて、核防条約は、1968年7月1日にワシントン、モスクワ、ワシントンで調印された。そして条約は前述のような政府の主張が可成り盛り込まれたものとなっており、このため、同月3日には当時の三木外相は、「日本の主張が条文中にかなり取り入れられている点を考え、調印すべきだと思う。次の通常国会で承認を求めることになる」と早期調印と国会提出の方針を示した。ところが、野党側は、核保有国の核軍縮義務が明確に規定されていない。核保有国による非核国への核持ち込みを禁止していないし、核兵器の不使用も規定していない。平和利用の平等を保障していない、などの点をあげて反対ないし慎重論を打出した。野党だけでなく、産業界の中にも、今回とは違って、第三条の保障措置、査察の内容があいまいで、ユーラトムより不利になる恐れのあることや、査察の仕方では産業機密が漏洩することを理由に反対する空気が強かったし、もちろん、自民党の中には、将来の核保有の手をしけるべきでないという強硬な意見もあった。そして、この条約調印の直後に起こったチェコ事件は、西ドイツ国内の反対論を強めただけでなく、わが国でも、タカ派の大臣不信をつのらせることになった。このため、早期調印は見送られることになった。

しかし、1969年に入ると、核防条約の調印国もふえ、西ドイツもブランド政府になって早期調印の方針をとり、同年11月24日に米ソが同時に同条約を批准した4日後の28日に調印した。わが国が同条約に調印したのは、翌1970年2月3日であるが、調印はするが批准は保留するという分離方式をとり、周知のように①核軍縮、②非核国の安全保障、③原子力平和利用の平等性の確保の3つの条件をつけた。調印に際して、四野党はこぞって批判の談話を発表した。社会党は、「従来から条約は、核大国から他国への核持込みを禁止していない。非核国の安全が保障されていない」など疑義のあることを指摘してきた。「政府の調印の背景には、ニクソン政権が沖縄問題の代償として調印を強要したと、佐藤内閣も日本をアメリカの核のカサに一層深く組入れ、アジア核戦略に協力しようとしている。今後、核軍備への政府の姿勢をただし、党の最終的態度を決める」とし、公明党も「条約の精神には基本的には賛成だが、条約には、核軍縮義務を明記していないなど問題がある。批准に当たっては、十分に国民の世論を反映させる」と批判、民社党は「疑問点を残したままの調印は遺憾である。核拡散防止は促進すべきだが、安易な譲歩はすべきではない。平和利用での平等性とくに商業機密の保持について明確な保障が得られない限り批准を拒否することを要求する」と述べた。更に共産党は、「この条約は米帝国主義の核戦争政策を助け、核の平和利用の対米従属を25年間もの長期にわたり体制化するもの」と、再び条約反対と調印への抗議を表明した。ところで、しばしば指摘されることだが調印の際の政府の3条件のうち、第3については「保障措置協定の内容に他の協定の内容に比べて、実質的に不利になってはならない。日本政府は、この点を十分考慮し、たうえて条約の批准手続きをとる」と、明らかに前提条件としているが、第1、第2は「軍縮交渉の推移、非核国の安全保障のための国連安保理決議の実施状況に注目し…」といったかなりあいまいな表現で、必ずしも批准の前提条件というほどのものではない、このために、調印以後の核防条約の論議は、平和利用面の平等性、とくに保障措置でのユーラトムとの平等性の確保ということに焦点がうつり、政府では、おもに科学技術庁と外務省科学課がこれを担当したことでも明らかなように、軍縮条約としての吟味は十分になされぬままに推移した。

5. 軍縮外交の欠如

このことは、外務省の軍縮外交の欠落を如実に示すものでもある。核防条約の論議を顧みて、改めて痛感するのは、外務省が、核防条約を軍事条約として考えず、また、わが国の非核政策、安全保障政策を真剣に考えていない、ということである。

米ソ英3国が、核防条約に調印したのは、1968年7月1日であったが、69年頃ごろから外務省に早期調印論が盛んになった。そのきっかけは、同年5月に、ソ連が、日本の核防条約調印を条件に、軍縮委員会のメンバーに推せんすると誘いをかけてきたことで、これに外務省が飛びついた、といわれる。それはともかく、同年夏に、軍縮委のメンバーとなったか、委員会で「核軍縮を迫る日本が核防条約に調印しないのはスジが通らない」と各国代表から意見がだされたことや、西ドイツでブランド政権が発足し、早期批准の方針を固めたこと、核防調印国が次第に増加したことなどから、外務省内に「世界の大勢にのりのこされる」という空気が強まった。また、当時、沖縄返還交渉が大詰めを迎え、11月に佐藤首相が訪米することになっていたが、核防条約に加入していないで、「核抜き本土のみ」を要求するのは具合が悪いという考え方もあったという。

いづれにせよ、外務省の核防条約調印の判断を左右したものは、国際的な環境が主であって、核防条約を軍縮条約として、わが国の非核政策に位置づけ、推進しようという姿勢はみられない。「調印と批准の分離」という便宜的な方式がとられたのも、このためであろう。当時、自民党内の核防反対論を押えるのに「調印はしても、批准はしないのだから」という説得さえ行われたといわれる。この便宜主義が、今日まで禍根をのこしたといえる。調印を終えたあと、3つの条件、つまり、核軍備の推進、非核国の安全保障、原子力の平和利用での平等性のうち、三番目のものだけがクローズアップされた。核防条約の問題は、原子力施設の査察の問題にすりかえられた。しかも、それすら、ヨーロッパの動向をみて、という態度で、ユーラトムとIAEAとの交渉が、かなり進展するまで、条件を満たすような交渉が積極的に推進されることはなかった。核軍縮の問題、非核国の問題については、75年2月に、保障措置協定がほぼまとまったあと、自民党のタカ派が問題にするまで、5年近くもほとんど放置されていた。

もし、外務省が全省をあげて軍縮政策を考え推進する意志と能力をもっていたならば、核防条約を、わが国の非核政策の一環として取り入れ、積極的に推進してゆくこともでき

たろう。自民党タカ派の指摘をまつまでもなく、わが国の非拡三原則や日米安保条約との関連も、十分に吟味されていたであろうし、社会党の提案をまつまでもなく、非核地帯化の措置など、当然に検討され、あるいは、具体的な政策として展開されていたであろう。だが、現実には、このような単純措置を個人として考えた外交官はあっても、外交政策としてはまったく考えられなかった。

「外務官僚は、米国占領下の連絡係や通訳の仕事がしみ込んでいて、アメリカの顔色をうかがい、若干の提案をすることが仕事と思っている。しかも自分らは専門家と思い、国民や国会議員とくに野党には、情報を与えない。この体質が、わが国の核防条約への対応を誤らせ、また、国内の論議を混乱させたのだ」とある国会関係者が極論していたが、罪を外務省のみに求めるわけに行かぬことは言うまでもない。外交問題を国内の派閥紛争と混同した一部の政治家の言動と同様に、わが国には外交政策を総合的に考え且つ推進する機構も伝統も欠如していることは核時代におけるこれからの日本の進路にとって重大な脅威だと言わざるを得ない。

6 国民一般の考え

政府、与野党の論議の経緯を述べたが、一般の論議はどうだったか—最近の論議については、後章で分析するが、ここで有識者と学生の、この条約に対する意見をみてみよう。この調査は、東京会議が、1973年7月に、学者、評論家、自衛隊などの有識者168人と、19大学で国際関係、外交問題を専攻する学生563人の意見をまとめたものの一部であるが、「日本は核防条約に批准すべきか」という質問に、有識者の73.2%、学生の78.4%が「批准すべきだ」と考え、「批准すべきでない」とするものは前者で21.4%、後者で15.0%であった。ただ、注目されるのは有識者の内、自衛隊幹部の回答が「批准すべきだ」56%、「すべきでない」40%と、賛否相半ばしていることである。とくに、制限組には「持たざるを得ない事態に追い込まれないという見通しも確かでない」という意見もあったというが、一般には、核兵器は抑止力たり得ない。わが国の地勢的にせい弱で核武装はムリ。膨大なコストがかかり、しかも各国の非難を受けるなど、百害あって一利なしといった議論が多かったという、なお、この調査で、「日本は核兵器をもつべきか」という問に、「持つべきだ」という回答は、有識者1.2%、学生1.9%、「持つ

べきでない」が78.0%と82.5%、「将来の選択にまかせるべきだ」が19.6%と15.0%であったが、「日本は今後核兵器をもつだろうか」という質問には、有識者の20.8%、学生の42.9%が「持つだろう」と答え、前者の75.6%、後者の56.0%が「持たないだろう」としている。そして「持つだろう」という回答の半数以上が、その時期は「1.0年以内」と予測している。

第4章 各国の核軍備

1. 概要

米ソの質的な核軍拡競争は激しさを増している。ソ連が開発していた4種のICBMの一部は実戦配備され始めた。これはMIRV弾頭をもつ。SLBMのMIRV化も研究が進められ、新爆撃機の開発も順調のようである。一方、アメリカは、あらゆる水準の核脅威に対抗する「全スペクトル抑止力」を目ざして、MIRV化やICBMの急速目標転換能力の開発を急いでいる。トライデント計画も進み、次期ICBM・MXの研究開発もされている。全スペクトル抑止戦略の一環として戦術核兵器の役割りも、改めて注目されているが、シュレジンジャー国防長官は、韓国に戦術核兵器が配置されていることを明らかにし、又、北朝鮮が侵略すれば、その使用もあり得ることを示唆した。わが国としても、戦術核兵器の役割は、十分に検討すべきである。また、精密誘導兵器は、この数年、著しい進歩をとげた。その成果は、ベトナム戦争や中東戦争で発揮されたが、80年代には、戦略の大巾な修正を迫るものといわれる。このPGMと核兵器との関連も新しい問題である。

ソ連の核開発にくらべ、中国の限定ICBMの開発は、やや停滞を見せているようである。MRBM、IRBMの開発は順調といわれる。フランスは、ジスカールデスタン大統領が、国防政策を変えないとの方針を明らかにした。南太平洋での核実験は、今年から地下実験に切りかえて行なわれたし、注目されていた、第6号原潜の建造も決定した。一方、イギリスは、国防費を削減する新政策を打出し、海外から軍事力を撤退することになったが、核戦力は現状を維持するとされている。

2. 米ソ戦略戦力比較

前年に続いて、この1年間も、米ソの戦略核戦力の増進は著しいものがあった。ソ連が併行して開発を進めていた4種のICBMのうち、SS17、18、19の3種の実戦配備が始まった。このICBM開発に関して、「ソ連では、核兵器競争史上で、最大の改良戦略能力の初期配備が実現し始めている。それがどこまで進むかはまだわからないが、これらの新型ICBM — 投射重量を大にし、MIRV化し、精度を向上したもの — は、

ソ連の海上ミサイル戦力の大巾な向上と相まって、ウラジオストック協定の制約内にして
も、ソ連の戦略攻撃能力を、今よりはるかに強力なものとしよう」と、今年度の米国防報
告は警告している。もちろん、アメリカの核戦力増強とりわけMIRV化、発射目標転換
能力の改善も進み、戦略核弾頭の数は、昨年の7650個から、850個増えて、8500
個に達している。(表1参照)

米ソ二大国の核戦力の増強の競争が激化したのは1960年代の後半に入ってであった。1962
年のキューバ事件で、ソ連はキューバに中距離弾道ミサイルを持ち込もうとしたが、アメ
リカの断固とした反対にあい、失敗した。この経験から、ソ連は本格的にミサイル開発を
始めたと言われるが、10年余にして、ようやくその成果が現われ始めたと言えよう。ソ
連の戦略核戦力の増強の最初の目標は、保有量の増加であった。表2にICBM保有数の
推移を示すが、66年頃から、急カーブで上昇している。保有量が、アメリカとはほぼパ
リティに達した1969年に、ソ連はSALT(戦略兵器制限立法)を受け入れたが、その
後も核開発一貫の向上への努力は続けられ、とくに、この一兩年のMIRV化技術の開発、
SS16、17、18、19の4種のICBMの開発は、技術的な優位で対等性を維持し
てきたアメリカの立場を脅かすほどになっている。

ソ連が、戦略戦力の増強に大きな努力を払っていることは、近年の国防費の増大ぶり
をみても明らかである。ソ連が公表している国防費は、1970年代に入って横這いをつ
づけ、74年以降は、むしろ減少の傾向をみせている。しかし、この公表国防費は、国防省
の直接支出する人件費、作戦・維持費、調達費などが主体で、研究開発費や軍需産業への
投資は含まれていない。それらは、国民経済費の中の科学研究費などに含まれているので
ある。実質的な国防支出は、米国防報告によれば、表3のように、数年前からアメリカ
の国防費をはるかに上回っているのである。そして、「ソ連は主要な国防種目のほとんど
に、アメリカより多くの資源をふり向けている。全般的な研究開発費は、ソ連はアメリカ
より20%、一般目的兵力は20%、調達は25%、そして、戦略核攻撃戦力では60%
も上回っている」(米国防報告)といわれる。

このようなソ連の戦略戦力の増強は、いつまでつづくのか、ソ連の意図はどこにあるの
か — ソ連の行動に関して、シュレジンジャー米国防長官は、次のように分析している。
①ソ連は、アメリカとの緊張は緩和するが、根絶はしない、②アメリカとの軍事的な対決

表 1 米ソの戦略兵力比較

	1973年中期		1974年中期		1975年中期	
	米	ソ	米	ソ	米	ソ
<u>攻 撃 用</u>						
I C B Mランチャー①	1,054	1,550	1,054	1,575	1,054	1,590
S L B Mランチャー②	656	550	656	660	656	700
大陸間爆撃機③	496	140	500	140	498	160
部隊全装備兵器	6,784	2,200	7,650	2,500	8,500	2,800
<u>防 御 用</u>						
防空監視レーダー	—	—	67	4,000	67	4,000
迎撃機④	559	2,800	539	2,600	405	2,500
S A Mランチャー	481	9,800	—	10,000	—	10,000
A B M防御ランチャー	—	64	—	64	—	64

① テスト・サイトのランチャーを除く

② ディーゼル動力潜水艦のランチャーを除く

③ 給油機及び偵察機の形状をとった爆撃機を除く

④ これらの数字は、現役保有総数 (T A I) である。

(米国防報告)

表2 米ソICBM発射台(保有量)

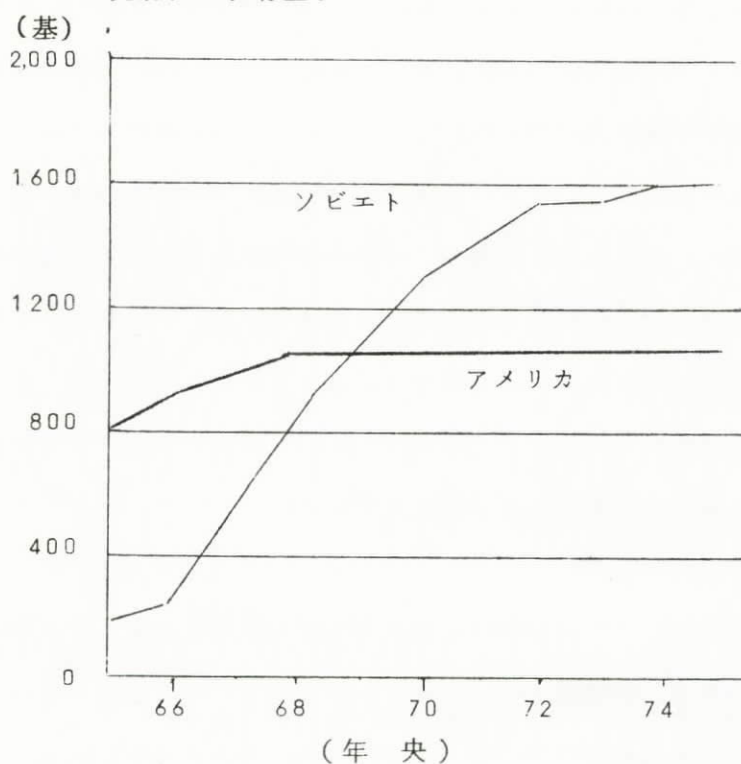


表3 米ソの国防費と総兵力

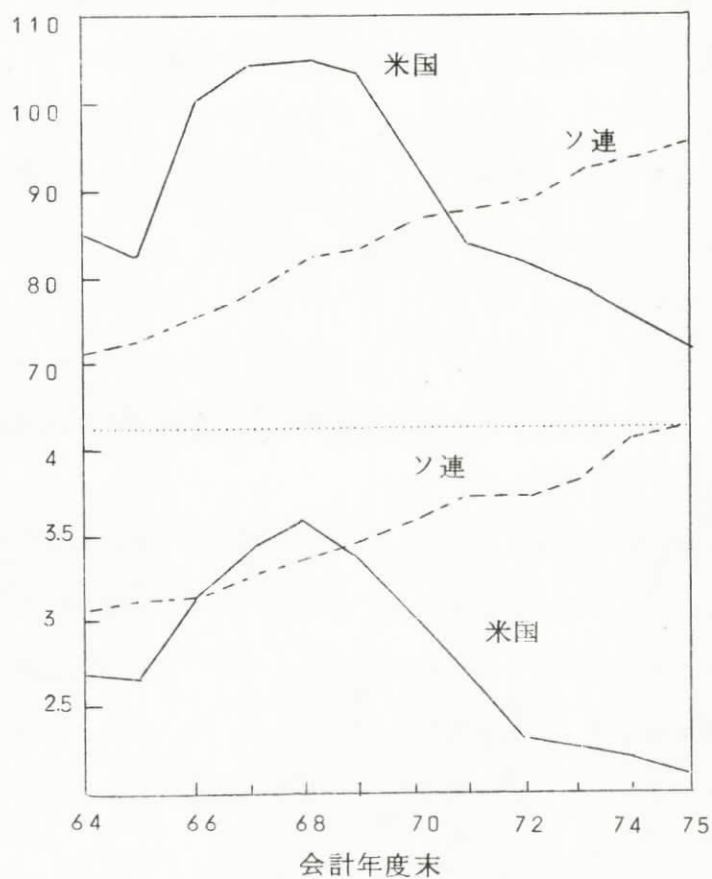
国防費

(単位10億ドル,
1973年のドル価格,
軍事援助と民防を除く)

総兵力*

(単位100万名)

注* この後のデータの
結果として、ソ連軍
の指揮及び全般支援
の部分に所属する人
員数について新しい
分析が進められてい
る。補給、研究、訓
練関係各機関に所属
する者もいるが、そ
の人数については算
出していない。



(米国防報告)

は避けるが、ソ連が重大な利益と考えるものは、犠牲にしない。③イデオロギー斗争を追求し強化し続ける、④相対的に閉鎖された社会を維持し、その政府の決定を秘密のベールで包む、⑤緊張緩和の雰囲気が生まれたのは、軍事力の相互関係がソ連に有利に転じはじめたという確信をもっている、⑥強力で成長する軍事態勢に引き続き大きな資源を割当てること、及びソ連に、更に有利な軍事力バランスを作り出そうとする努力をつづける。もちろん、この説明は、大巾な国防支出を議会に要請するためのPRという面もあるが、ソ連の核戦力の将来を考える際には考慮すべきことであろう。

さて、米ソの戦略核戦力の現状は、別表①のとおりである。アメリカは1967年以来、ICBM1054基、SLBM656基の水準を維持している。ソ連のミサイル数は、60年代に急増したが、この一兩年 — もちろん、SALT協定で上限が定められているが、著しい増勢はとまった。ICBM数は、前年より15基増えて1590基、SLBMは40基増の700基である。爆撃機では、アメリカが依然圧倒的な優位を保っている。

もちろん、ミサイルの数だけで、戦力を比較することはできない。とくに、この数年は、質的な改善が米ソ双方とも著しいのである。表5は英国国際戦略研究所のミリタリー・バランスに示されている両国のミサイルの性能比較、また表4は、去る2月に米議会に提出された統合参謀本部ブラウン議長の議会報告に掲載された米ソの現有ICBMの比較である。個々のミサイルについては、各国の軍備の項で述べるが、弾頭威力では、ソ連が上回るが、MIRV化や精度はアメリカが進んでいる。精度に関しては、アメリカのミサイルのCEP＝半数が命中する範囲＝は、4分の1マイルで、これを更に半減し700フィートとする努力がされているのに対し、ソ連のミサイルのCEPは2分の1マイルともいわれる。また、アメリカのMIRV化が急速に進み、戦略兵器の弾頭数が73年から2年間に1700個も増え、8500個となり、ソ連の600個増の2800個と比べて著しく増強されていることは注目される。77年にはアメリカが9690個、ソ連は3950個に達するという推測もある。

しかし、もう一つ注意すべきことは、ミサイルの投射重量である。投射重量というのは、ミサイルや爆撃機によって目標に投下される核弾頭の重量であるが、ソ連は、新しいICBM開発で、これを著しく増大させている。現在、アメリカの投射重量は、全ミサイルで400万ポンド、爆撃機540万ポンドの合計940万ポンドといわれる。もし、ソ

連の4種のICBMが配備されると、それらの1400基の合計投射重量は1000万ポンドになり、アメリカのICBMの5倍になると推定される。この投射重量の優位を、ソ連がどう利用するかが、今後数年間の米ソ戦略核戦力バランスの最大の不確定要因といわれる。もし、この強力な投射重量が、MIRV化や精度向上と結びつけば、アメリカのICBMの残存性への大きな脅威となると考えられる。

ブラウン議長の報告は「いろいろの角度から観察すると、ソ連は4つの新しいICBMシステムによって示された効果的な展開によって大きな改善がなされたにも拘らず、完全には満足していないようにみられるフシがある。ソ連の研究開発は更に続くモーメンタムを持っているようだ」と述べている。SALT協定は、量的な規制をしているが、質的な改善は野放しにしており、今後、技術の進歩によってそのバランスがどう変化するか、注目していかなばなるまい。

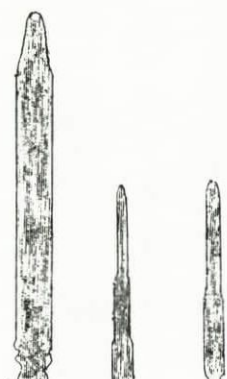
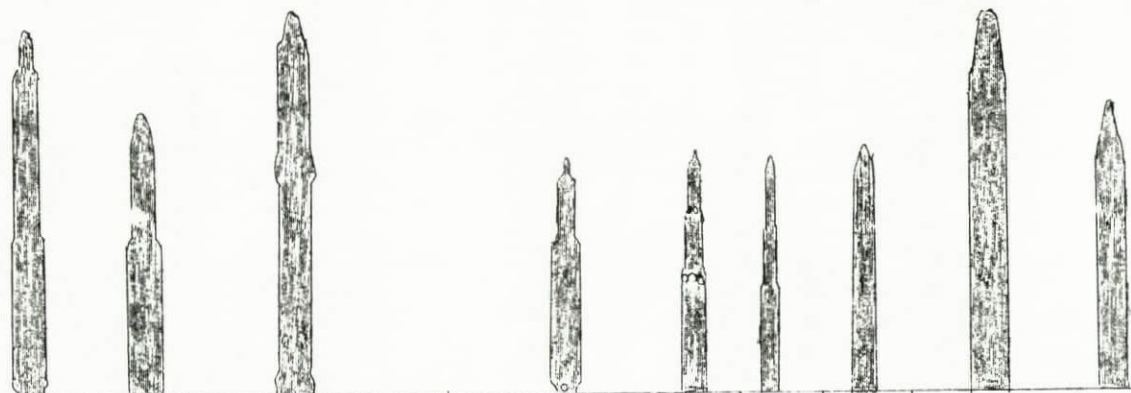
表4 米ソ核兵器運搬手段：戦力および性能の比較

区 分		ア メ リ カ				配置数量 (74年 7月現在)	ソ 連				
		型 式	最大射程 (法定 マイル)	推定弾頭威力	就役年		型 式	最大射程 (法定 マイル)	推定弾頭威力	就役年	配送数量 (74年 7月現在)
地上基地ミサイル	ICBM	タイタン2	7,250	5~10メガトン	1962	54	SS7サドラー	6,900	5メガトン	1961	209
		ミニットマン1	7,500	1メガトン	1962	21	SS8サシン	6,900	5メガトン	1963	288
		ミニットマン2	8,000	1~2メガトン	1966	450	SS9スカープ	7,500	20~25メガトン	1965	
		ミニットマン3	8,000	3×200キロトン	1970	529	SS11	6,500	1~2メガトン または 3×キロトン級	1966	1,018
							SS13サベジ	5,000	1メガトン	1968	60
	IRBM						SS5スキー	2,300	1メガトン	1961	100
	MRBM						SS4サンダル	1,200	1メガトン	1959	500
SRBM	サージャント	85	キロトン級	1962	(500)	SS1bスカッドA	50	キロトン級	1957		
	パーシング	450	キロトン級	1962	(250)	SS1cスカッドB	185	キロトン級	1965	(300)	
	ランズ	70	キロトン級	1972	12	SS12スケールボード	500	メガトン級	1969		
長距離巡航ミサイル						SSN3シャドック	450	キロトン級	1962	(100)	
無誘導ロケット	オネストジョン	25	キロトン級	1953	不明	フロッグ 1~7	110-45	キロトン級	1957-65	(600)	
海上基地ミサイル	SLBM (原子力潜水艦)	ポラリスA3	2,880	3×200キロトン	1964	304	SSNサーブ	750	メガトン級	1964	24
		ボセイドン	2,880	10×50キロトン	1971	352	SSNソーフライ	1,750	メガトン級	1969	528
	SLBM (ジークル潜水艦)						SSN8	4,800	メガトン級	1972	108
							SSNサーク	350	メガトン級	1961	27
火 砲	自 走 砲	203ミリ(8インチ)榴弾砲	10	キロトン級	1962	102	SSNサーブ	750	メガトン級	1964	33
		155ミリ榴弾砲	10	2キロトン	1964	306					
	牽 引 砲	203ミリ(8インチ)榴弾砲	10	キロトン級	1950年代	不明	M55 203ミリ砲	18	キロトン級	1950年代	不明

表 5 米・ソ ICBMの比較図

アメリカ

ソビエト

																			
タイタン II	ミニット マン II	ミニット マン III		SS7		SS8	SS9				SS11			SS13	SSx 16	SS17	SS18		SS19
				型			型				型						型		
				1 2	3		1	2	3	4	1	2	3				1	2	
1	1	3	弾頭最大数	1	1	1	1	1	3	1	1	3	1	1	4	1	6 8	6	
1963	1965	1970	作戦配備年	1962	1963	1963	1967	1966	1969	1971	1966	1973	1973	1969	1975	1975	1974	1975	?

(米軍事態勢報告)

3. 戦術核兵器

シュレジンジャー米国防長官は、1975年6月20日の記者会見で、アメリカが韓国に戦術核兵器を配備していることを認めるとともに、北朝鮮からの侵略があれば、それを使用する可能性のあることを示唆した。同長官は、5月のUSニューズ・アンド・ワールド・レポート誌とのインタビューで、北朝鮮の南進があった場合について、「ベトナム戦争の教訓の一つは、無造作に敵の進撃に対抗するのではなく、まさに敵の心臓部をたたくことが必要だということだ。副次的な軍事作戦に際限なく巻き込まれるよりは、むしろ敵の中部を破壊しろということだ」と述べている。韓国に戦術核兵器が配備されていることは、これまでも常識とされていたが、アメリカが、この存在を明確にし、また、その展開の可能性をはのめかしたことは、インドシナで解放勢力が勝利をおさめて以来、アメリカのアジア戦略に、様々の疑念が持たれていたことから、北朝鮮がアメリカの韓国防衛の意図を誤解しないようにという、警告ということであろうが、それとともに、現在のアメリカの核戦略の中での、戦術核兵器の位置を示すものとしても注目される。

アメリカの核戦略が、この一兩年「巾広い柔軟な選択」という方向に転換していることは、前述の通りである。戦略核戦力では都市や産業中枢に対する全面的な攻撃から、軍事目標に対する限定された核攻撃までの選択が可能であるように改善されているが、戦術核兵器もその一環と考えられてきている。つまり、通常戦力から戦略核戦力までの巾広いスペクトルの一部に位置づけられているのである。

今年度の米国防報告は「今から十余年前から一般に認められるに至ったのは、信頼しうる抑止力は、とりわけ三本柱（TRIAD）の能力、つまり、戦略核、戦場核および非核の戦力に頼らなければならぬ、ということである。それぞれの構成要素は、相手側の対応要素に対する抑止力としての役割を果たし、それらは相まって、考えられる各種の紛争に対する抑止を高めるのに相互に作用する」と述べ、さらに、戦域核、非核戦力について、「アメリカが大きな戦略核優位に立っていた時期においてさえ、戦域核及び非核部隊は重要な役割を果たしていた。現在の戦略対等の時代にあっては、これらの部隊の重要性は、なお一層増大するに至っている」と指摘している。とくに「ソ連は戦域核構想に強い関心を示し、その部隊は多角的で質が高い。ソ連のMRBM、IRBMは欧州とアジアで、アメリカと同盟国の強力な潜在的脅威になっている」という。

シュレジンジャー長官は、さらに、戦術核兵器をヨーロッパに配備している、基本的な理由として次の三つをあげている。第1はNATOに戦域核能力を維持することは、ワルシャワ条約が、その戦域核部隊を展開している間は欠くべからざるものである。NATOの戦域核部隊は条約側による核兵器の使用を抑止する働きをし、また、アメリカの戦略核及び在来型部隊とともに、起りうるあらゆる範囲の侵略に対する全般的な抑止力を供給するものである。第2は、抑止に失敗した場合には、アメリカの戦域核能力はアメリカ及び同盟国側の戦略核部隊の長期使用以外の限定され、統御されたいくつかの選択手段を与えてくれる。第3に、NATOの柔軟対応戦略と一致して、アメリカは、アメリカと同盟国による核兵器の使用を、それがワルシャワ条約側による大規模な存来攻撃をけん制および撃退するために必要となる場合には除外しない。

戦術核兵器が開発され、NATOに配備されたのは、1950年代前半のことであるが、当初それは、大火力の兵器と考えられていた。通常兵器の補充で、万一の際には使用するのが当然とされていた。しかし、今日では単なる大火力兵器ではなく、第一義的には相互の戦略核を抑止することを目的としている。もちろん、第3の理由にあげられているように、通常兵力の補充の意味もあるし、とりわけ、韓国に配備されている戦術核兵器は、その意味合いが強いといわれる。だが、同報告書が「核兵器が最初に使われる事態は、在来型戦争で敗北しそうになった際に起こるであろうから、そうならぬよう強力な在来型兵力を維持する必要がある」と、核の敷居を高く保つための努力の必要性を強調しているのは、やはり、戦術核は戦術核で抑止するという柔軟反応戦略の現われであろう。

さて、ここでアメリカの戦術核兵器の実情にふれておこう。戦術核兵器は多種多様である。陸上兵器では、地对地ミサイル・ランス(50kt 射程70マイル)、同パーシング(400kt 450マイル)、同オネスト・ジョン(100kt 以上、25マイル。ランスで代替される)、同サージャント(100kt 85マイル)、地对空ミサイル・ナイキ・ハーキュリーズ(5kt 80マイル SAM・Dと代替される予定)、155ミリ砲(0.5~1kt 10マイル)、203ミリ砲(1~2kt 10マイル)、空軍用には、空対地ミサイル・ウォール・アイ(F4 F111 A4 A6 A7で運搬、5~10kt、35マイル)、核爆弾(5kt~1MT以上)。海軍用兵器では、艦対空ミサイル・タロス(5kt 70マイル) 同テリア(1kt 25マイル)、対潜水艦ミサイル・アスロック(1kt 6マイ

アメリカの核兵器（16000発）の海外配備図

ヨーロッパ（NATO）に配備された
アメリカの戦術核兵器 7000
原子爆弾（ADM）＜訳者注1＞
155ミリおよび203ミリ原子砲と砲弾
地对地ミサイル（ランクス、パーシング、
オーストジョーン、サージェント）
地对地ミサイル（ナイキ・ハーキュリーズ）
核爆弾（空対地）
空対地ミサイル（ウィールバイ）
核深度爆弾（空対水中）＜訳者注2＞
核装備可能な戦闘爆撃機2000機
（うち米軍機500機）
ヨーロッパにおける戦術核兵器の分野で、
西側は東側より2-1の割合で優勢。
ヨーロッパに配備されたアメリカの核兵器の
1/3は米軍が専有し、2/3がNATOの共同運用。
＜注1＞ 原爆の引き金となる特殊爆薬のこと
ではないかと思われる。
＜注2＞ 飛行機から投下する核爆弾のこと
ではないかと思われる。

大西洋のアメリカ核艦隊
核装備可能な艦船および潜水艦は合計16隻
（内訳） 攻撃型潜水艦 6隻
巡洋艦 2隻
駆逐艦 47隻
海防艦 32隻
弾道ミサイル空母 30隻
対潜攻撃用潜水艦 57隻
弾薬補給船 7隻
沿岸調査船＜訳者注＞ 1隻
アメリカ海軍所属の核装備可能機
空母攻撃用飛行機 288機
空母護衛用 144隻
P-5対潜哨戒機 108隻
アメリカ海軍保有の核兵器 5016
空対地ミサイル（ASM）
対潜用ロケット（アスロック）
核魚雷（サブロック）
地对空ミサイル（SAM）
核爆弾、核深度爆弾
海上・海中発射弾道ミサイル（SLBM）
＜注＞ かつて北朝鮮に捕獲された大問題とな
ったプロボ号などがこの分類に入ると思
われる。

——米国の核兵器が配置されている地域

海外配備の米戦術核兵器	
ヨーロッパ	7,000
大西洋艦隊	1,000
アジア	1,700
太平洋艦隊	1,500
計	11,500

海上・海中配備の戦術核兵器	
大西洋	4,016
太平洋	528
計	4,544

韓国に配備されたアメリカの核兵器
155ミリおよび203ミリ原子砲と砲弾
オーストジョーン地对地ミサイル
ナイキ・ハーキュリーズ地对空ミサイル
核装備可能なドー4ファントム機
核爆弾
空対地ミサイル
原子爆弾（ADM）

太平洋のアメリカ核艦隊
核装備可能な艦船および潜水艦 122隻
攻撃型潜水艦 8隻
巡洋艦 5隻
駆逐艦 38隻
海防艦 32隻
弾道ミサイル空母 11隻
対潜攻撃用潜水艦 20隻
弾薬補給船 10隻
米海軍所属の核装備可能機
空母攻撃用飛行機 584機
空母護衛用 192隻
P-5対潜哨戒機 108隻
米海軍保有の核兵器
空対地ミサイル（ASM）
対潜用ロケット（アスロック）
核魚雷（サブロック）
地对空ミサイル（SAM）
核爆弾、核深度爆弾＜訳者注＞
海上・海中発射弾道ミサイル（SLBM）
＜注＞ 核爆弾のことと思われる。

フィリピンに配備されたアメリカの核兵器
核装備可能な戦闘爆撃機 54機
アメリカ陸海空軍の核兵器を貯蔵

「ディフェンス・モニター」（75年2月号より）

（注は「朝日ジャーナル」75年8月15日より）

ル)、同サブブロック(潜水艦より水中発射する1kt, 30マイル)、核爆雷(5~10kt, 対艦哨戒機やヘリから投下)。そのほか、核地雷などもある。

アメリカの戦術核保有数について、ラロック提督の主宰する国防情報センターの資料は総数2万2000としている。戦略核兵器が8000で、合計3万個が、アメリカの核兵器数である。2万2000の戦術核兵器は、ヨーロッパ(陸上)に7000、大西洋艦隊1000、アジア(陸上)1700、太平洋艦隊1500、米本土1万800と、世界的にバラまかれている。ヨーロッパの7000の戦術核は、ノルウェー、デンマーク、ルクセンブルグ及びフランスを除くNATO諸国に配備されている。総威力は460MTという。その主力は西ドイツにある。なお、ソ連がヨーロッパに持つ戦術核兵器は、アメリカの半分の3000ないし3500といわれる。アジアには1700個が配備されているが、グアムとミッドウェーの米軍施設のほか、韓国とフィリピンに置かれている。そのほとんどは戦闘爆撃機用のものだが、韓国には地上用戦術核が配置されているという。海上に配置されている戦術核兵器は2500個で、その威力は150MT相当といわれるが、これは第二次大戦中に、アメリカの爆撃機が日本とドイツに投下した爆弾の75倍以上にのぼるという。この爆撃力の90%以上は、14基の空母に積まれた1400発の戦術核兵器にこめられている(註=海上配備の2500個というのは、控え目な推定で、最大搭載数はこの4倍に達するといわれる)。

このように戦術核兵器は、ぼう大な数のものが、世界的規模に展開されているわけだが、これがどのように使用されるのか、というシナリオは明確ではない。実際問題として、核による戦争を始めるには、多くの不確定要素がある。戦場における核兵器の使用は、軍人だけでなく民間人にもより多くの死傷者を出し、また、在来兵器に比してより広い範囲に副次的損害を与えるので、どのような条件下で行なうと、戦術核兵器がアメリカ同盟国に有利なのか明らかなでないといわれる。国防情報センターの資料によると、NATO軍が行なった想定演習「カルテ・ブランショ」は、48時間にわたって行なわれ、335個の戦術核兵器が使用された。その内268個はドイツ領内で爆発した。その結果、ドイツ人の損害は、内輪に見て死者150万~170万人、負傷者350万人となったという。第二次大戦中の6年間に、ドイツが受けた損害は死者30万5000人、負傷者78万人だったから、たった2日間の戦争で第二次大戦中の死傷者の5倍以上の損害をこうむることに

なるわけである。ウ・タント国連事務総長の報告書も、ヨーロッパ戦場、前線正面 250 km 縦深 50 km で、30 kt 以下の戦術核 400 発が使用されると、戦場の 3 分の 1 は破壊され、その損害は第 2 次大戦中の爆撃による損害の 6 倍に達する、と述べている。

戦術核兵器は、核戦争へのエスカレーションを防止するのに有効であると、次のような点を指摘する意見もある。第 1 は、爆発力と射程が限定されており、ソ連の国家的生存に直接の脅威を与えるものでないこと、第 2 は、命中精度が良いので軍事目標攻撃から起きる副次的損害を限定できる。第 3 は、これら兵器は第一義的に防御的兵器である。第 4 に、これらの兵器は機動性があり、残存性があるので寄襲攻撃を誘発することが少ない、などである。しかし実際には、シュレジンジャー長官は、『全面戦争まで発展させることなしに、戦術核を駆使し得る理論を追求し続けているが、まだ成功していない』と述べたと言われるが、これが実体ではないのであろうか。核兵器の幅広いスペクトルを保有することで、それぞれの段階の核戦争を抑止し、また、より大規模な核戦争にエスカレートするのを防ぐ、というのがシュレジンジャー戦略であるが、一方ラロック提督の指摘するように、どのような小規模核戦争も、大規模な核戦争に発展しない保証もないのである。

戦術核兵器の戦略理論は必ずしも明確でないが、同時に、ヨーロッパに 7000 発、アジアに 1700 発といわれる、その配備についてはそれが妥当かどうか明らかではない。ラロック提督は、海外の核兵器の撤収を提案しているが、米国防省にも戦術核兵器削減の議論はあるようである。1974 年 9 月 23 日に英ザ・タイムズ紙の報ずるところでは、米国防省はヨーロッパに配備した戦術核兵器の削減を検討し始めたという。軍事的見地からすれば、いくらかの戦術核兵器は撤去できるし、すべきだという結論に達しようが、問題はヨーロッパ諸国とくに西ドイツに、アメリカの核兵器撤去が抑止力の放棄を意味しないということを認識させるかどうかにある、と伝えている。またアジアについても、米国防省内には、政治的な観点から戦術核兵器は使用しにくいし、又代替性の強い兵器（PGM 兵器）も開発されたので、アジア情勢が一段落すれば、その削減を検討すべきだという意向があるようである。

ここで、この 1、2 年クローズアップされてきた精密誘導兵器（PGM）について述べておこう。この数年、兵器の誘導装置の進歩は著しいものがある。1972 年に、アメリカは北ベトナムのタン・ホア橋をレーザー誘導爆弾で破壊した。この橋を破壊しようとし

て米国は、数百派の攻撃を加え、数千の爆弾を投下し、しかも30機を失ったが、橋は破壊されなかった。だが、レーザー誘導爆弾の出現で、4機の2回の襲撃で、橋は完全に破壊された。もう一つの例は、1973年の中東戦争で使われた空対地ミサイル・マーベリックである。テレビ誘導のこのミサイルは58発が発射され、52の戦車が破壊されたのである。誘導の方式は、レーザー誘導（例えば、ヘリコプターが地上の施設からレーザーを目標に照射し、その反射光を利用してミサイルや爆弾を目標に到達させる）やテレビ誘導、あるいは有線誘導など様々だし、用途も主なもので地対空ミサイル＝S A 6（ソ連・射程30,000メートル）、S A 7（同3500メートル）、ロラン（仏・西独・8000メートル）、レピア（英・5500メートル）、レッドアイ（米・2000メートル）、S A M・D（米・射程不詳）、地対地ミサイル＝H O T（仏・西独・4000メートル）、コブラ（西独・2000メートル）、T O W（米・3750メートル）、ドラゴン（米・1500メートル）、A T 3（ソ連・3000メートル）、スイングファイアー（英・4000メートル）、空対地ミサイル＝マルテル（仏・60 km）、マーベリック（米・22 km）、ロックアイ（米・自由落下）、シュライク（米・16 km）、コンドル（米・110 km）など様々である。対戦車ミサイルのH O TやT O Wは、初期のものとは異なり、一度目標を捕獲し発車すれば、オペレーターが操作せずに、自動的に目標に到達するし、マーベリックも発射されたあとはテレビで誘導されるので、飛行機は直ちに離脱できるようになっている。アメリカが開発中のレーザー誘導砲弾は、地上の前進観測者がレーザーを目標たとえば移動中の戦車に照射する。目標の近くに向けて発射された砲弾は、先端のレーザー搜索装置で目標上のレーザー照射点を探知する。そうすると、砲弾の誘導装置が励起され、砲弾が砲口を離れた後伸展した翼に修正信号を送り飛行経路を修正し、目標に到達させる。155ミリ砲用に設計されているが、4800 mの距離で、32 kmの速度で動く戦車に初弾命中するという（C E Pは30 cmないし1 mである）。通常の砲弾が1発150ドル（4万5000円）なのに対し、レーザー砲弾は5000ドル（150万円）になるというが、1発で50万ドル（1億5000万円）の戦車を破壊できれば安上りといえる。もしこのような砲弾が実戦配備され — P G Mが大巾に実戦配備されるのは1980年代といわれるが一戦車が完全に破壊されるとなると、戦略は大巾な修正を迫られることになる。ここ当分の紛争は非核戦争であろうから、P G Mの開発の動向は注目すべきである。

そして見落せないことは、PGMが進歩すると、戦略核兵器の一部あるいは相当部かを代替する可能性のあることである。戦車や上陸用艦船などを、確実に破壊できたり、敵の前線司令部のような施設を破壊できるならば、少なくとも通常兵器の利用の範囲はかなり広がり、戦術核兵器が適当と考えられていた部分に食い込むことになる。また、とくにミニ・ニュークス（アメリカが開発中の超小型核兵器）などについていえるが、小型の核兵器がより大型のものに代替し得る可能性もある。

なお、戦術核兵器が論外に広く大量に配備されていることから、核兵器の安全管理が重要な課題になってきていることも指摘せざるを得ない。ゲリラが、核貯蔵庫にしのび込んで核兵器を奪取し、あるいは自家製の核兵器で、ニューヨークや東京のような大都市を人質に取り脅迫する恐れは少なくないし、核が配備されている同盟国が、何らかの理由で非友好的になり、核兵器を奪取するという危険もないわけではない。また米議会で明らかにされたところによると、1974年4月から75年3月までの1年間に、米陸軍兵士で核兵器取扱い資格をもつ2万4000人のうち10%の約2400人が、アルコールやマリファナ喫煙などの理由で資格をはく奪されたという。兵器および兵器用核分裂物質を扱うスタッフは、アメリカだけで12万人にのぼるといわれるが、このような不適格なスタッフによる事故の可能性も見逃せないものであろう。さらに、国防情報センターの資料の指摘するところでは1945年以来、平均して年1回の核事故があり、通算すると30回もの大事故と250の小事故が発生したというが、核事故の可能性も無視できない。

4. ア メ リ カ

フォード大統領は1975年6月25日の記者会見で、「アメリカは1年半前から、核抑止力に最大限の柔軟性を持たせる政策に転換した」とし、さらに「この政策転換は、フォード政権の発足と同時に検討され、戦争の突発を抑止し、平和への脅威を防止する措置がとられた」と述べた。この言明は、昨年いらいシュレジンジャー長官がしばしば指摘してきた、限定核能力をもつことで選択的に柔軟反応しうる体制を維持するという政策が実施されていることを、大統領が確認したものである。アメリカの従来の核戦略は、一言でいえばソ連の先制核攻撃を受けても、それで破壊されず生き残ってソ連の都市、産業の中心に報復攻撃し、ソ連に耐えがたい損害 — 人口の5分の1から3分の1、工業の半分か

ら4分の3を破壊する能力、I M T弾頭を200ないし400個を確実に送り込む能力を持てば、ソ連はそのような危険をおかしてまでアメリカや同盟国を核攻撃しない、ということであった。だから、アメリカの戦略核兵器の照準はほとんどソ連の都市や産業中枢に向けられていた。ところが、ミサイル技術の進歩とくにM I R V化や命中精度の向上は、この戦略をゆるがし始めた。

去年の米国防報告も指摘しているように「ソ連は、都市以外の目標に対しても、選択的な攻撃を行うミサイル能力を持った」のである。もし、ソ連がアメリカの軍事施設に小規模の限定された核攻撃を加えたとする。アメリカがこれに対して全面的な核報復をすると、ソ連の全面的な再攻撃を招くかも知れない。その心配から、アメリカは全面報復を差し控えるかもしれない。そういうことは、かえってソ連の限定された核攻撃をし易くすることになる。だから、ソ連の限定攻撃を抑止するには、アメリカも限定核戦力を持ち、攻撃に見合った報復ができるようにしておかなければならないというのである。このような点について、今年度の米国防報告は、「戦略核抑止力の信頼性を満たす条件」として、次の4つをあげている。第1に、アメリカは、戦略の有効性を決定する基本要因において、ソ連との実質的な対等性を維持しなければならない。とくに投射重量、精度、威力対重量比、信頼性その他戦略兵器の有効性に寄与する面でソ連との間に大きな差異が現われていることは許せない。第2は、アメリカ及び同盟国の経済目標と人口目標に対する威圧的あるいは自棄的な核攻撃を抑止するよう、相手の経済基盤に目標を定めた残存性の高い戦力をもつこと、第3は、ソ連の行動に対応して、あらかじめ計画した各種の限定選択を実行できた潜在敵が企てかねない。その後のどのような攻撃をも抑止するように、目標再設定命令に敏速に対応できる戦力。第4は、友好国、敵国及び国内の誰もが一律に、アメリカは最強の競争相手と対等であると考えるような範囲と能力である。

選択的な柔軟性を持つため、としてじつは1973年から、シュレジンジャー長官は、アメリカの戦略ミサイルの一部を、ソ連の軍事目標に照準をあわせるようにするとともに、ミニットマンの指揮データ処理システムを、現在は数カ所の目標が各ミサイルごとに記憶されているというが、その目標数を増やし、しかも敏速にそのうちから選択できるように改造を進めている。戦略空軍のB52の部隊も、限定核戦争用の訓練として、これまでは核ミサイルを発射する状況は6以下であったが、20以上も新しい状況が加えられ、中

には、石油精製所とかミサイル基地一つとかの小目標のみの破壊を目標とした攻撃計画もとり入れられている。つまり、小規模から全面核戦争まで様々の水準の核戦争を可能なようにしようというのである。

もちろん、軍事施設が目標とされるからといって、以前のような対兵力戦略 — 第一撃で相手の軍事基地を叩く — という戦略が採用されているわけではないし、また、小規模の核交換の最中でも、それ以上の規模にエスカレートしないように説得するためにも、ソ連の都市や産業中枢に対する確実破壊能力が用意されていることは、前述の4つの条件の第2番目にあげられているとおりである。

「抑止は、核脅威のすべてに対応するものでなければならない」というわけであるが、この考え方に対して、このような核のスペクトルを設定することは、核使用の可能性を増すという批判がある。シュレジンジャー長官は「いかなる理性的政策決定者も、エスカレーションを確実にするのを殊更にのぞみ、都市に対する即時の大規模攻撃以外の対応措置を考え計画することを拒否することによって、紛争の早期終結のチャンスを放棄するだろうとは考えられない。限定対応の選択が攻撃を抑止し、又は都市に対する大規模な損害なしに、核戦争を急速に終結させる可能性が、例えわずかでもあるとすれば、それは排除すべきではないと主張している。しかしこの議論には、ラロック提督のように、一たん核が使用されれば、全面的な核交換にエスカレートすることは避けられないという意見もある。

さて、核抑止の信頼性の第1の条件として、ソ連との実質的な対等性があげられているが、今年の国防報告は、とくにソ連がミサイルの精度向上で急速に進展し、端末誘導技術に強い関心を示していることから、アメリカとしては、ソ連の投射重量における優位を相殺するために、精度の優位の維持につとめなければならないこと、また、精度の分野ではとくに地球が完全な球形でないために、全面慣性誘導システムの精度向上には不確定要素が残るので、当面核弾頭の威力対重量比を増やし、ミサイルの投射重量を増加する必要があるとしている。このため、多くの研究開発が必要とされるが、将来計画の前に、現在の戦略核戦力についてふれておこう。

アメリカの戦略核戦力は、ICBM、SLBM、長距離爆撃機の3本柱で構成されている。ICBMは、ミニットマン1000基とタイタン54基の1054基である。ミニッ

ットマンにはⅡ、Ⅲ型があり、Ⅱ型は1～2MT弾頭、Ⅲ型はMIRV化され、200kt弾頭3個が積載されている。Ⅲ型550基、Ⅱ型450基で構成されている。SLBMは16基のミサイルをもつ41隻の原子力潜水艦で構成される。ミサイルはポラリスA3とポセイドンで、前者はIMTが200kt3個のMIRV、後者は50kt10個のMIRV弾頭をもつ。現在、ポセイドン化が進んでおり、75年4月に30隻目、76年に31隻目がポセイドン化される予定。のこり10隻は、艦体の都合でポラリスA3のまま残る。爆撃機はB52約420機、FB111約70機及び給油機で構成されている。

さて、戦略戦力の開発計画として、ICBMについては1980年代初めまでの短期計画はミニットマンⅢの改造に重点をおき、80年半ば以降の長期計画は、新しいICBM・MXが考えられている。ミニットマンⅢの改造は、現在の弾頭MK10型をMK12Aに変えることで200kt3個の弾頭と400kt3個にするといわれる。次にMX計画の目標は、望ましい基地設定方式の選定、移動式ミサイルのための誘導条件、効率的なロケット・モーター技術の開発にあるとされている。すなわち、ソ連のミサイルの精度向上によって、ミニットマン・サイロは、ますます脆弱化しようから、新しい基地設定方式 — 空中機動ICBMは、どうしても精度が地上の固定基地ICBMより劣るので — は重要な関心事となる。また、ソ連の4種の新ICBMが配備されると、投射重量は1000～1200万ポンドとなり、アメリカの200万ポンドの5～6倍に達するので、推薬1ポンド当りの投射重量を増すような技術の開発が必要である。更に空中、地上移動ミサイルの開発も検討されている。昨年、ウラジオストックの米ソ首脳会談のさ中に、アメリカが空中ICBMの発射テストを行なったことは記憶に新しいが、しかし、実際にそれが所要の精度を得ることは、中々に困難である。その解決のために、高性能人工衛星による位置確認システムが研究されている。地上移動ミサイルは、ソ連のSS16が、そうではないかといわれるが、アメリカでも1箇のミサイルに対していくつかのシェルターを建設し、ミサイルを輸送車兼ランチャーにのせて、各シェルター間を移動させる。そうすると相手側はどのシェルターにミサイルがあるかわからず、すべてのシェルターに目標を設定しなければならなくなる。という方法が検討されている。

また、MaRV（端末誘導方式操縦可能再突入体） — 現在のMIRVは、親弾頭は誘導されるが、それから発射される子弾頭は自由落下する。MaRVは、この子弾頭にも誘導装

置をつけ機動性をもたせようとするものである。— の研究も進められているが、これは、ミニットマンⅢ用ではなく、MXあるいは後述するトライデントⅡ型用といわれる。

次にSLBMでは、ポセイドンの後継ミサイルとして、トライデントが開発されている。

トライデントⅠ型は、射程4000カイリで、ポセイドンの2500カイリを大巾に上回る。

1隻が24基のトライデント・ミサイルを積載し、各ミサイルは14箇のMIRV或いはMaRV弾頭をもつ。計画は順調に進んでおり、第1号（18700トン）は、79年に1号が新設し、あと80年に2隻、81年1隻、82年に2隻と建造が続くことになっている。

Ⅱ型は射程5000カイリ以上といわれ、投射重量、命中精度の向上を目的としているが、必要ならば80年代後半に実用化されようと国防報告は述べている。

爆撃機では、B52の後継機B1の開発が順調に進み、75年初めから試験飛行が行なわれている。B1は、敵SLBMの米本土に接近しての攻撃に備え、離陸時間をわずか4分に短縮し、又、核爆発の様々の効果への防護策を講じている。ソ連の防空網を突破するため低空を亜音速で飛行でき、また、レーダー有効反射面積をきわめて少なくするなど、新しい技術が取り入れられている。

5. ソ 連

ソ連は、4種の新ICBMを開発していたが、1975年6月20日のシュレジンジャー米国防長官の記者会見は、このうちの3種が、すでに実戦配備に入っていることを明らかにした。同長官によれば、ソ連はMIRV6個をつけたSS17を50基、MIRV4個のSS17を10基、単弾頭だが間もなく7つの弾頭をつけると見られるSS18を10基配備しているという。また、この開発状況は予想どおりであるが、最近の実験ではミサイルの精度は予想を上回っており、米ソの核バランスの新たな不安定要因となるであろうと述べている。ソ連はSLBMの分野でも著しい進歩がみられるが、まず、戦略核戦力の現状をみておこう。別表5に示されるように、ICBMではSS7、8、9、11、13の5種が配備されている。その性能諸元は表4のとおりである。これらはSS7・190基、SS8・19基の合計209基は、SALT協定でミサイルの上限が決められているため、新しいSLBMに代替されてゆくと考えられている。SS9は大きな液体燃料ICBMで、命中精度がよく288基が配備されている。Ⅲ型が3箇のMRV弾頭のほか単弾頭で、Ⅲ

型は F O B S の実験をしたこともある。S S 1 1 は、もっとも広く配備されている。液体燃料 I C B M で、3 つのタイプがあるが、命中精度、弾頭威力ともミニットマンその他の防御堅固な目標には十分な威力がないといわれる。3 型は 3 ケの M R V である。S S 1 3 は、固体燃料 I C B M で 6 0 基が配備されている。

さて、4 種の新 I C B M であるが、注目すべきことは、4 つとも P B V = Post Boost Vehicle (バス型分配方式ともいうが、弾道中期に弾頭を発射する) であり、S S X 1 6 以外は M I R V テストを行なっていることである。もっとも成功したのは S S 1 9 といわれる。この I C B M の投射重量は、S S 1 1 の 3 ~ 4 倍で、6 ケの M I R V 弾頭をもつ。C E P はかなり高いと推定されている。S S 1 8 は単弾頭と多弾頭の 2 種がある。単弾頭の I 型はコンピューターを内蔵し、精度は S S 9 よりもかなり向上し、大型な弾頭で強力な硬化目標を破壊する能力をもつといわれる。II 型は M I R V 化され、8 ケの弾頭をもつ。また S S 1 7 と同様、コールド発射方式といってサイロからサブゼネレーターで発射されたのち、主ブースターに点火される方式になっている。S S 1 7 は S S 1 1 ほど大きくはないが、投射重量は 4 倍になり、4 つの M I R V 弾頭をもつ。1 9 7 5 年に実戦配備につくと推定されている。S S - X - 1 6 は、S S 1 3 よりわずかに小さい固体燃料 I C B M で、投射重量は 1 3 の 2 倍になっていて、単弾頭、多弾頭の両方がある。この I C B M は又、地上移動システムとして開発されているのではないかという推測もある。ソ連は、S A L T 交渉では、地上移動 I C B M の配備禁止についてのアメリカの提案を拒否しているが、一方、地上移動ミサイルも、当然 S A L T 協定の 2 4 0 0 基という発射台の枠内に入るが、どうしても信頼性、精度、即定性は低下するので、限られた I C B M 数をこれに割当てることが有効かどうか疑問が残るところである。

ソ連の I C B M 計画は、M I R V 化による、目標捕促能力の拡大、新型硬化サイロによる発射前の生き残り能力の改良、及び強力な硬化目標破壊能力の獲得を目ざしたものだが、少なくとも最初の 2 つは完成に近づいたようである。米国防報告は、S S 7, 8 が S L B M に更新されれば、ソ連 I C B M の上限は、機動 I C B M を除いて 1 4 0 0 基に減るだろうが、新 I C B M が配備されれば総投射重量は 1 0 0 0 万ポンドになろうと推定している。アメリカの I C B M 能力 2 0 0 万ポンドの 5 倍である。

次に S L B M であるが、現有数は D 型 8 隻、Y 型 3 4 隻、H 型 8 隻である。D 型は最も新

新しい型で、射程4200カイリ(ポセイドン・ミサイルを上回る)のSSN8, SLBM 12基を積載する。Y型はSSN6型ミサイル16基を積載、34隻の建造で生産を終えた。H型は初期のミサイル原潜でSSN5ミサイル3基を積載している。このほかソ連はSSN5ミサイル3基をもつGII型11隻、SSN4ミサイル3基を積載する、GI型9隻を保有するが、これはディーゼル機関のため、戦略兵器には数えられていない。ICBMのMIRV化が進んでいることから、当然SLBMのMIRV化も考えられる。SSN6の新しいタイプはMIRV型といわれるが、SLBMのMIRV化が進むと、ソ連は、総投射重量、運搬手段数、メガトン数および弾頭数のすべてで、アメリカをりょうがすることになるといわれる。

なお、ソ連の新戦略爆撃機バックファイア―開発計画も順調に進んでいるようである。この爆撃機は空中給油能力をもつとみられ北極基地を経由すれば、米国内のすべての目標をカバーすることができよう。もし多数のバックファイア―が配備されることになれば、アメリカの防空体制は再検討を迫られよう。なお、ソ連のミサイル配備の施設を別表⑥に示すが、沿海州やサハリンに相当数のIRBM基地があることはわが国としても注目すべきである。

ソ連ミサイル基地図

資料源

Missiles & Rockets 50 2 15

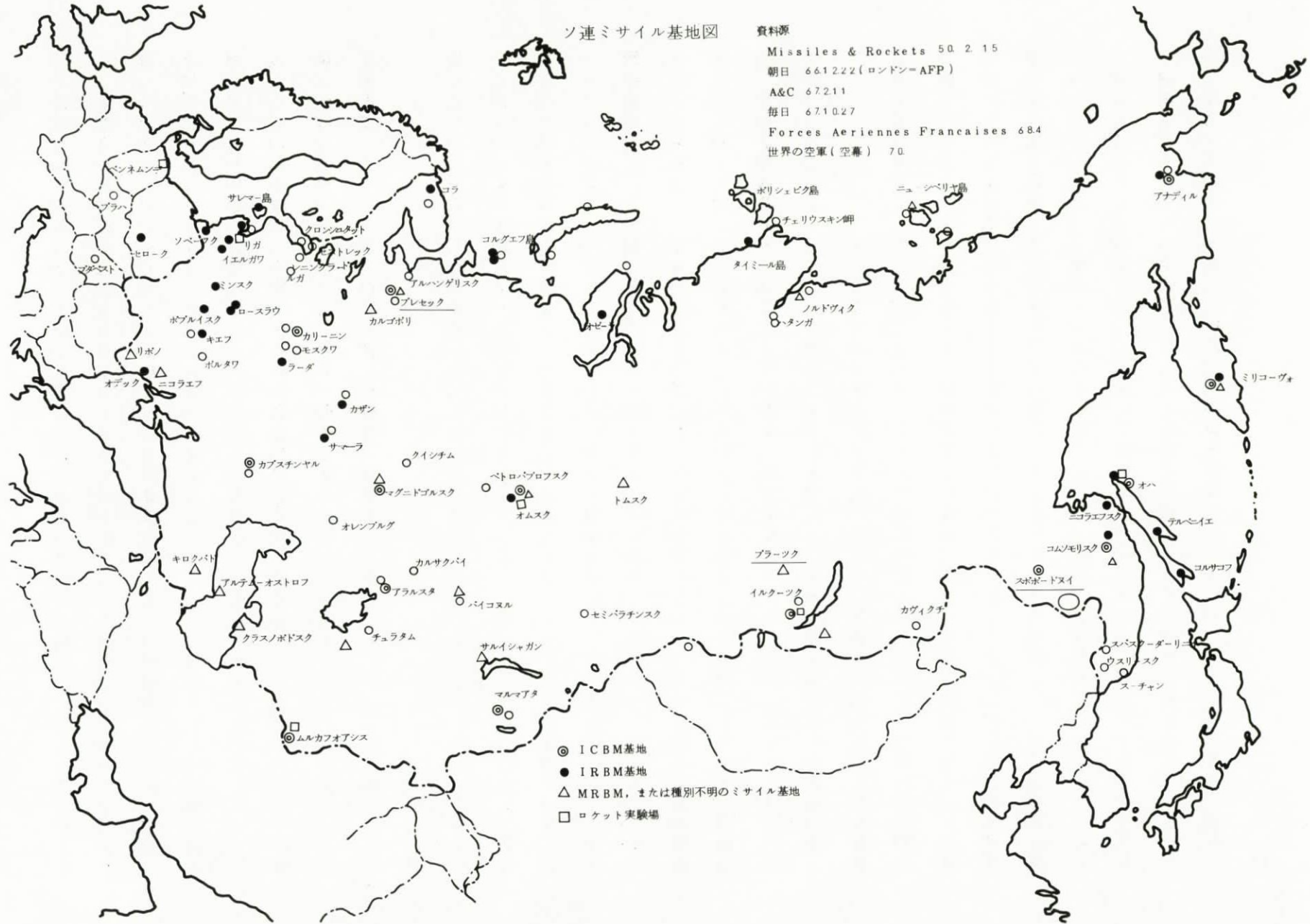
朝日 661222 (ロンドン=AFP)

A&C 67211

毎日 671027

Forces Aeriennes Francaises 684

世界の空軍 (空幕) 70



6. 中 国

中国の戦略核戦力開発、とりわけ限定射程 I C B M の開発に、若干の停滞がみられるようである。今年度の米国防報告は「ソ連の戦略軍事力計画と対照的に、中国の戦略軍事力計画は過去 1, 2 年間、これまでのような進展ぶりに比べ、いくぶんかげりがみられる。これは部分的には技術的困難に直面しているためであろう」と指摘し、さらに「1966 年に実戦配備についた M R B M, 71 年に実戦配備された I R B M は、予想どおりの進展ぶりを示している。しかし、限定射程 I C B M の開発のペースは、予想されたよりも相当遅れている。アメリカにとって関心のあるのは全射程ミサイルであるが、中国は人工衛星発射用および I C B M として引続き開発するものとみられ、そのミサイルの多くが 1980 年代半ばまでにサイロに展開できるようになるだろう」と述べている。

限定射程の I C B M とは、射程 5500km 程度で、ソ連のヨーロッパ地域はカバーするが、アメリカに対してはアラスカの西部に届くだけである。昨年の米軍事態勢報告は「限定射程ミサイルは、今年中に配備されることがありうる」と予測していたが、この予測は修正されたわけである。また、全射程 I C B M は、国防報告によれば「ソ連の S S 9 やアメリカのタイタンより大型で、少なくとも射程 1 万 2600km で、数メガトンの弾頭を運べる……明らかにアメリカの直接の脅威となる」ものである。この I C B M は、1973 年中にも再度飛行テストが行なわれ、昨年の国防報告は「全射程 I C B M は 1976 年に初期能力を持つと推定される。……70 年代の内には硬化サイロに格納された 30 基の I C B M が相違の核戦力になろう」と述べていたが、今年の報告は、このような予測を避けている。

中国の核開発で、ミサイル開発は、推進剤と誘導に問題があると言われるが、核弾頭開発より遅れていたようであるが、最近の停滞の理由について、①もともと中国に対する見通しが間違っていたこと、この種の見通しには影響する要素が多く、正確を期しがたい。②文化大革命の科学技術への影響、③核兵器開発に対する中国の政策が修正され、戦術核兵器が優先されるようになったこと、などをあげる見方もある。もっとも、第 3 の点については、中国の能力では、戦略、戦術核体系の双方を併行して進めることは難しい。戦術核兵器では乏しい核分裂物質と高価な運搬システムを非効率的に利用せざるを得ない。戦術核兵器を開発しても抑止力はほんのわずかしかな増大しない、などから戦術核兵器の開

発の可能性は少ないという意見もある。

また、中国の I C B M 計画の一つの障害は適当な実験場と関連地域の追跡システムがないこととされていた。しかし、この問題は解決したといわれる。すなわち、中国はザンジバルに基地を設け、1000人から1500人の技術者が観測ステーションの維持に当たっている。また、タンザニアのダル・エス・サラーム港に大規模な海軍基地を建設する許可を得たといわれるが、これは中国の経済的、軍事的影響力に重要であるだけでなく、I C B M 実験にも利用されるとみられる。中国の I C B M は双城子から発射され、インド上空を6000マイル飛んで、インド洋東に到達しよう。なお、インド洋上にはミサイル観測船「Hsiang Yang Hung」が巡航中という。

	1 号	2 号	3 号
重 さ	173 kg	221 kg	?
近 地 点	439 km	266 km	186 km
遠 地 点	2384 km	1826 km	464 km
地球赤道面への 傾 斜 角 度	68.5 度	69.9 度	69 度
周 期	114 分	106 分	91 分

中国は1975年7月27日に第3号人工衛星の打上げを発表した。70年5月の第1号、71年3月の第2号から4年ぶりの打上げであるが、米ソのアポロ=ソユーズによる共同飛行が終了した直後であり、また、月末からの全欧安保会議を目前に控えてのきわめて政治的色彩の濃い打上げである。3号の重量は発表されていないが、1、2号に比べて、軌道の遠地点が低く円形に近いことから誘導技術が向上したとする向きもある。第2号衛星のあと、アメリカは「衛星の成功は中国のミサイル推進、制御システムの進歩を物語るものであり、I C B M 開発に飛躍的一步を踏み出した」（ムーラー統合参謀本部議長の証言）と評価しているが、第3号衛星が中国のミサイル自力開発路線の成果を誇示するものであることは間違いない。

M R B M, I R B M について、米国防報告は予想通り進展していると述べているが、英国際戦略研究所のミリタリー・バランスによれば、その数は I R B M が20～30基（前

年は15～20基), MRBMは50基(前年と同じ)とされている。そして、基数がさして増加していないのは、水爆弾頭の小型化に成功していないからという観測もある。それはさておき、これらのミサイルは地上のぜい弱な4カ所の基地に配備されているという。MRBMの射程は1500km内外で東北地方(吉林南方で、この地点は日本列島及び沿海州を結ぶ円周の中心点に当る)に配備され、IRBMは射程2500～4000kmで、アジア全域とモスクワまでをカバーし得るという報導もある。

爆撃機で、中爆TU16は依然として中国の主要な核運搬手段である。米国防報告は、中国はTU16を60機、軽爆ビーグルを400～450機生産し、いずれも73年に生産を中止したと推測している。ミリタリー・バランスによれば、TU16保有数は100機とされているが、いずれにせよ米本土に到達し得るものではない。しかし、TU16の行動半径は2000マイルであり、ソ連のいくつかの大都市、アジアの米軍基地はその範囲に入る。また、戦闘機としてこれを改良したF9は、毎月15機の生産能力があるとされ、最高400機保有されているとみられる(ミリタリー・バランス)。中国は、10～30ktの小型核兵器の実験を実施しており、これがF9に積載されるようになれば、対ソ戦略に大きな意味をもつと考えられる。

潜水艦ミサイルに関して、米国防報告は「中国はSLBM及び弾道ミサイルを装備した近代的な原子力潜水艦を開発する決意を固めていると信じられる。中国が申しわけ程度のSLBM能力を実戦配備するのでさえ少なくとも4年は必要である」と述べている。中国は、60年代初期に大連造船所でミサイル発射潜水艦(G級)を建造したが、1隻だけで64年には建造を中止した。また、このミサイル・システムは開発されなかったといわれる。SLBMシステムには、例えばアメリカは41隻のポラリス潜水艦の建造に130億ドルを要したというが、巨額の経費がかかり、また技術的にも困難が大きいのので、中国でのSLBM開発の優先順位はそれほど高くないという見方もある。

なお、ミリタリー・バランスによれば、中国の核兵器保有量は原水爆合わせて200ないし300個で、今後急速に増加するという。

ここで中国の核弾頭開発の経緯をふりかえてみると、次表のとおりで、1964年10月から74年6月までに16回の実験を行なっている。この表で明らかなように、中国の核実験は3MTとKT級の二つのシリーズがあるが、この実験の状況から10～20kt

級の弾頭は実用化していること、3MT級も5回の空中投下実験が行なわれ、爆弾としては実用化されていること、さらにミサイル弾頭用に小型軽量化の努力がされていること、とくに71年からの小型実験は、戦術核兵器の開発を目ざしていることなどが考えられよう。

回次	年	月	日	爆 発 力 (TNT相当)	記 事
1	1964	10	16	20KT	塔上爆発, 原料U-235
2	65	5	14	前回をやや上回る	空中投下
3	66	5	9	200KT以上	空中投下, 熱核装置
4	66	10	27	10KT	ミサイルによる実射
5	66	12	28	200~300KT	塔上爆発, 熱核装置
6	67	6	17	3MT	空中投下, 熱核装置
7	67	12	24	15~25KT	空中投下?
8	68	12	27	3MT	空中投下, 熱核装置引金装置はPu-239
9	69	9	23	25KT	地下実験
10	69	9	29	3MT	空中投下, 熱核装置
11	1970	10	14	3MT	空中投下
12	71	11	18	20KT以下	空中投下
13	72	1	7	10~20KT	空中投下
14	72	3	18	100~200KT	空中投下
15	73	6	27	2~3MT	空中投下
16	74	6	17	1MT	空中投下

さて、中国は核実験を行なうたびに、中国の核実験は全く防衛のためであること、超大国の核独占を打破し、最終的には核兵器を消滅させるためのものであること、中国政府は、いかなる時、いかなる状況でも決して先に核兵器を使用しないこと、を繰り返し強調している。その主旨は、中国が核兵器を持たずに、米ソに核兵器の全面禁止を訴えても、米ソは中国を威嚇する兵器を自ら放棄することはないだろう。だが、中国が核兵器をもち、大國の核独占を打破すれば、核大国も核の脅威を受けることになり、全面禁止に向かわざる

を得なくなるというのである。毛沢東の「われわれは戦争はやりたくない。しかし、戦争を経てのみ戦争を消滅させることができるのであり、武器をなくすには武器をとらなければいけない」という戦争消滅論と軌を一にするのであろう。この点からも、中国の核開発は何らかの理由で一時停滞することがあっても、長い目で見れば着実に力を増してゆくことであろう。

7. フランス

ジスカルデスタン大統領は、75年3月25日夜のテレビ放送で「永い間検討した結果、防衛政策に関してはドゴール將軍と同じ結論に達した」として「フランスは、北太平洋同盟に所属するが、防衛については独力で「また独立した方法でこれを確保しなければならない」と語り、核抑止力を中心とする防衛力を独自に持ち、その行使に当っては他からわずらわされず、自己の判断で決定する方式を改めて強調した。この路線に基づいてフランスの核開発は着実に進展している。

1975年6月9日、フランスは南太平洋のファンガタウファ環礁で第1回の地下核爆発を行なった。前年までフランスは南太平洋で大気圏内実験を毎年行なっていたが、オーストラリアはじめ各国は強く抗議し、73年5月にはオーストラリア、ニュージーランド、フィジーが国際司法裁判所に提訴し、同裁判所が、フランスに核実験の合法性について最終結論が出るまで実験を差し控えるよう裁定を下すといういきさつもあった。フランスは国際司法裁判所には国防に介入する権限がないとしてこの裁定を無視し、実験を強行したがやはり国際世論に押され、74年7月にジスカルデスタン大統領が、大気圏内実験を地下実験に切りかえろと発表、今回が初の地下実験となった。

(なお、国際司法裁は74年12月20日、「フランスは今後南太平洋での大気圏内実験をやめると約束しており、オーストラリア政府の訴訟目的は事実上達成されている」との理由でこの訴訟を却下している)

今回の実験の目的は小型戦術核兵器とMIRVの開発にあるとされている。昨年の実験は6月17日から9月15日まで7回の核実験と、1回の爆発させない実験の計8回行なわれた。そのうちの3回がMIRVの予備実験(2回は5kt程度の小威力のMIRVの超爆装置、1回が150kt程度でMIRV弾頭)だったと伝えられる。今年度の実験は

MIRV化に本格的にとりくむことになると思われる。ちなみに核弾頭開発と併行して、MIRV(MRVともいわれる)用のM4ミサイルの開発も進められている。

さて、フランスの核戦力は、73年中にポラリス原潜、IRBM、ミラージュ爆撃機のすべてが運用態勢に入り、第一世代の核体系は完成している。現在は、第二世代への移行期であるが、76年末にはIMT級の核弾頭がポラリス原潜(秋4号艦インドムタブル)に装備され、ついでIRBMにも供給される予定である。第三世代はそのあとのMIRV化で、1980年頃に実戦化されることになろう。

現在の核戦力は、SLBMでは1号艦 ルドータブル(72年1月就航)、2号艦 テリブル(73年1月就航)、3号艦 フードロヤン(74年6月就航)について4号艦 インドムタブルが進出、76年9月に就航する。更に5号艦 トンナンが79年就航見込みであるが、74年10月ジスカールデスタン大統領は6号艦の建造を指示した。いずれも16基のミサイルを搭載するが、2号艦のミサイルはM-1と呼ばれ、直径150cm、全長10m、射程2400km、弾頭は450kt、3号艦のミサイルはM-2で全長が10m30cmで射程は3000kmに延伸されている。4号艦のミサイルはM-20で、M-2を水爆弾頭化したものといわれる。その次のミサイルがM4で、直径180cm、全長約10m、射程5000kmを目標とし、3~5個のMIRV(或はMRV)弾頭を搭載し、早ければ4号艦に搭載される可能性もあるという。なお、1~3号艦のミサイルは漸次M-20に更新されることになっている。

IRBMはS-2ミサイル各9基を装備した2中隊が南仏オート・プロバンスのダルビョン高原に展開している。S-2ミサイルは射程1875マイル、弾頭威力150ktで70年代末には、より長射程で水爆弾頭(IMT)をもつS3が展開されることになっている。3番目の中隊(9基)は、1980年に完成の予定であったが、昨年中止された。財政上の理由とも、またジスカールデスタン大統領がIRBMの信頼性に疑問を持ち、ミサイル原潜を重視しているためともいわれる。爆撃機では、ミラージュIV A爆撃機9中隊36機が常時出動態勢にある。フランス戦略空軍は1962年2月に創設され、64年に最初の給油機C135FとミラージュIV Aが就役してから10年になるが、ミラージュIV AとC135F(現在11機)の組合せは、あと10年は続くといわれる。IV Aは2人乗りでマッハ2以上、約100KTの原爆を装備している。このほか戦闘機ミラージュIII F

およびジャガーの各2飛行隊にも原爆AN-52(10~15KT)が配備されている。また戦術核ミサイル・ブルトンが1974年5月に就役、現在6基が配備されている。このミサイルは射程75マイル、推定弾頭威力は15KTである。

1975年のフランスの国防予算は437億8600万フランで、前年比13.2%増にとどまり、他の予算に比べても増加のテンポはにぶり、GNPに占める国防予算の比率も漸減している。だが、その中でも核開発は重点が置かれ、地下核実験研究費として核実験センターに配布される分は25%増、戦術核計画は23%増、SLBM開発計画は29%増が見込まれている。

フランスの核開発は、第2次大戦後間もない1949年頃から研究され、54年、マンデスフランス内閣のときに原爆生産に着手、58年のドゴール政権誕生とともに核武装計画は促進され、60年2月13日に最初の原爆実験に成功した。南太平洋実験は66年に始まり、同年6回、67年3回、68年5回、70年8回、71年5回、72年3回、73年5回、74年7回と実験が続けられている。国際的な強い反対を押して、フランスが核開発に執着するのは、フランスの戦略の基盤に「全体戦略」という概念があるためと言えよう。全体戦略というのは、自国の要求を相手国にのませるには軍事力だけでなく、文化、経済協力、外交宣伝などあらゆる要素を駆使しなければならない。軍事戦略は力を主軸とするのに対して、全体戦略は、むしろ心理的な要素が大きいし、このため核兵器は軍事力としてとともに、心理的な武器としても重要なのである。またアメリカのインドシナ半島の経験に如実に示されるように、米ソの核体系が巨大化するに伴い、周辺地域での戦術核戦争や通常戦争、冷戦が有効に抑止し得ないことが次第に明らかになった。このため周辺地域の独立国としては、独自の核防衛を考える必要が出てくるのである。その場合に米ソと対等の巨大な核体系をもつ必要はない。例えば大国といえども、小国が自国の10~20%を破壊する能力をもてば、小国を全滅させる核戦力を持っても、そう積極的に核脅迫を行なうことはできない。つまり、小規模でも防衛的抑止力としては有効である、というのである。

8. イギリス

ロイ・メイソン英国防相は、74年12月3日下院で、国防費の大巾削減を内容とする

新国防政策を発表した。その骨子は①英政府は、今後G N Pの5.5%の現国防費を4.5%に引下げる。②このため10年間に総額47億ポンドにのぼる国防費削減を行なう(74年の国防費は34億ポンドで、この数字をあてはめると、75年から14%の割合で国防費が削減されることになる)というもので、イギリスは軍事力の、では各空ともに、大英帝国の地位を破棄することになる。

スエズ以東からの撤退は、1968年に労働党政府が打出したが、70年にヒース保守党政権になってこの構想は一時ストップし、世界的規模の軍事力を維持したが、74年3月に再びウィルソン政権が誕生して国防政策を再検討していたもの。75年3月に発表された国防報告は、国防政策の原則として①イギリスの安全保障のカナメは、NATOであること、②NATO以外のコミットメントは可能な限り削減すること、③一般国防部隊は不測の事態に備えて維持することをあげている。メイソン国防相によれば、新国防政策は具体的には、①マレーシア、シンガポールから兵力を引揚げる(イギリス、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドの5国防衛条約への兵力参加の象徴として少数の空軍を残す)、②CENTO、SEATOの加盟国としてとどまるが兵力は引揚げる、③南アメリカとの間のサイモンズタウン条約の廃止を目ざし南ア政府と協議を開始する、としている。つまり、イギリスの軍事力は、今後欧州と英仏海峡を中心に配備されるわけである。

海外基地の縮小計画と対照的に、核戦力は現状どおり維持されることになった。イギリスの戦略核戦力はポラリスA3ミサイル16基を積載するポラリス潜水艦4隻のみであるが、国防報告は「NATOの戦略核戦力におけるヨーロッパの貢献」としての任務に就くとしている。英海軍のほとんど、陸、空軍の大多数がそうであるように、NATOを通じて西側の防衛、つまりはイギリスの防衛に貢献しようというのである。

国防報告はまた「ポラリス原潜は、新しい世代のものに移行しない」ことを明言している。4隻のうち古いものは1986年ごろ、新しいものは1990年ごろまで運用が可能だといわれるが、最初の主要な改善は1976年ごろには必要とされている。そのために数年前から次の4つの課題が討議された。第1は、アメリカからポセイドンを購入することで、これはミサイルの射程をのばし、MIRV化することになる。第2は、現在のポラリス(MRV)をMIRV化すること、第3はポラリス原潜に積載するトライデントIミ

サイルを購入すること、そして第4は、アメリカが研究開発中のトライデントⅡを購入することであった。だが国防報告は、当面は現状のままで更新は行なわないということで、この論議に結着をつけたわけである。戦略核戦力について、イギリスはもはや積極的な定議を認めておらず、"防衛支出削減を軍首脳に納得させるために、軍の威信を象徴する近代兵器には手をつけなかったのだ"（ザ・タイムズ紙）という皮肉な見方もあるようである。

なお、4隻のポラリス艦隊では、ソ連の攻撃用潜水艦が常時港の外側で監視し、追尾しようから戦力としては脆弱であるという批判もある。

また、陸軍が保有するオネストジョン（SSM）、203ミリ榴弾砲連隊などは、戦術核兵器を装備するといわれるが、これもNATOへの貢献とされている。

第5章 軍 縮 問 題

5.1 概 要

1974年夏から75年夏にかけての1年間、軍縮問題での大きな成果というものはなかった。しかしその間、核拡散の危険についての警告が各方面から出され、非核地域設定への動きが各地で一応表面化する気配をみせはじめた。また、環境破壊兵器といった新しい戦争手段の禁止問題が交渉の場に登場し、現代の軍縮問題の複雑さと重要性があらためて認識されるようになった。

米ソの戦略兵器制限交渉（SALT）はあまり進展しなかったが、74年11月に行われた米ソ首脳会談の結果、72年の戦略的攻撃兵器制限暫定協定に代る新協定（有効期間、77年10月～85年12月）の原則についてだけ合意ができ、その期間、それぞれのICBM、SLBM、および重爆撃機の総数を2,400基・機に、またそのうちMIRV化したICBMとSLBMの総数を1,320基に制限することになった。しかし、制限の対象がそうした戦略的送達飛行体（strategic delivery vehicles）だけであって、核弾頭は制限されず、今後MIRV化が進むと予想されるため、新協定ができてその終期には戦略用核兵器の総数は、現在より、アメリカは約1万発、ソ連は7千発ほどふえるのではないかと推計されるほどである。しかも、これらの数字には戦術用核兵器は全く含まれていない。なお、この新協定の交渉は難航し、75年7月末現在、まだ調印できていない。

戦略的防衛兵器については、74年7月の米ソ取決めでABMの配備を1地域に限ることになった（『世界の核と日本』，1974年版，pp.73～74）。そこで、アメリカはグラント・フォークスICBM基地防衛地域だけに、ソ連は首都モスクワ防衛地域だけにABMシステムを展開できるようになった。ただし、首都防衛と基地防衛の切換えは一度だけ可能なように取決められているため、その切換えについての相手側の出方には、いずれも警戒しているようである。また、ABMの発射台や要撃ミサイルの近代化や更新はできることになっており、米ソともにそのための実験を続けている。従って、ABM制限条約（72年の条約、および74年の付属議定書）によって、ABM開発競争の激化はさげられたようであるが、その競争が止ったわけではない。

74年5月のインドの核実験のほか、五大国のいずれも同年中に核実験を行い、全面的な核実験禁止への見通しは全く立たなくなった。米ソは同年7月に地下核実験制限条約を結び、「1976年3月末以降、150キロトンをこえる爆発力の地下核実験を行わない」ことなどを約束した。しかし、この150キロトンの威力(yield)の地下核爆発はおよそマグニチュード5.9の大規模のもので、この条約によって米ソが軍事的にみて大きな拘束をうけるとは考えられない。

核拡散が複雑化する傾向を背景として、世界の各地に非核地域を設けようとする動きが目立った。南アジア、中東、アフリカなどに同地域を設定する案が国連総会などで取上げられ、またジュネーブ軍縮委員会(COD;正式には軍縮委員会会議)などで非核地域の定義、それに関する検証、その設定の条件その他についても基礎的な検討が行われた。

環境破壊兵器については、74年7月に米ソ首脳の「環境変更技術の軍事的転用防止に関する共同声明」が出され、ついで同年12月に国連総会が「環境と気候に影響を与える行為を禁止するための措置をとる必要がある」という決議を採択した。そして、それに関連してソ連がかなり詳しい条約案を出した。しかし、アメリカは「この問題について効果的な条約を結ぶことができるかどうかの結論を出すのは時期尚早である」との態度をみせ、75年夏のジュネーブ軍縮委員会で専門家による基礎的検討などが行われた。

化学兵器の禁止については、日本が74年4月30日にジュネーブ軍縮委員会へ提出した「化学兵器の開発、生産、および貯蔵の禁止、ならびにこれらの兵器の廃棄に関する条約案」などをめぐって審議が行われている。この日本提案は、化学兵器の完全禁止を段階的に達成しようとするもので、検証について詳しい規定を設けている(『世界の核と日本』1974年版、pp.80～82参照)。ジュネーブ軍縮委員会では、禁止すべき化学剤の定義、その禁止の範囲、検証手段などが論議の焦点になっている。禁止すべき化学剤は、目的基準によって、平和目的が正当化されない型類と量の剤とし、これに毒性基準を加味すればよい、という意見が多いようである。しかし、「単一目的の超毒性剤と二重目的の剤とをはっきり区別する毒性基準は見出だせないのではないか」(アメリカ)といった指摘があり、またバイナリー兵器(binary weapon; 2つの要素からなる化学兵器)は厄介な存在となっている。後者は、その1つ1つの構成要素は比較的無害である(これについては、そのうちの1つの要素の毒性は強いという説もある)が、それらが飛行中などに

混合されると強力な神経ガスになる——などといわれているものである。バイナリー兵器を含め、化学兵器はすでに大国の兵器開発計画ないし兵器体系のなかに組込まれているものが多いだけに、その禁止問題の前途は多難であろう。

世界軍縮会議の開催問題について、73年12月の国連総会で特別委員会（日本を含む40カ国で構成）が設けられ、74年中16回の会議を開いた。これには5つの核兵器国が協力を求められ、ソ連、イギリス、フランスの3カ国は参加したが、アメリカと中国は上記委員会の議長と接触を保つたにとどまった。この特別委員会の会議を通じ、多くの国が世界軍縮会議の開催に賛意を表明したが、またそのためには十分な準備が必要であることも指摘された。主唱国のソ連は、早期に準備にとりかかるべきだという意見であるが、中国は何よりも「すべての核兵器国が最初に核兵器を使用することはしない」ことなどを約束することが先決であると主張し、またアメリカは「いま提案されている世界軍縮会議は具体的なアームズ・コントロール取決めの達成には役立たないであろう」と批判している。こうして、74年の会議の結果、特別委員会としては結論も勧告も出さなかった。しかし世界軍縮会議開催への努力は続けることになり、その趣旨にそってジュネーブ軍縮委員会のメンバーを1975年1月1日から31カ国にふやすことが、74年12月9日の国連総会本会議で決められた。これによって、従来の26カ国（うちフランスは欠席を続けている）に西ドイツ、東ドイツ、イラン、ペルー、およびザイールの5カ国が追加された。

欧州安全保障協力会議は、75年8月1日に各国首脳が最終文書に署名して、その幕を閉じた。同文書は、第1部（安全保障）、第2部（経済、科学、技術、環境の分野での協力）、第3部（人道、その他の分野での協力）、第4部（合意事項履行状況の検討）から成り、第1部は主権の平等と尊重、武力の使用またはその脅しの抑制、国境の不可侵、領土保全、紛争の平和的解決、内政不干渉、人権と基本的自由の尊重、諸民族の平等権と自決権、国家間の協力、および国際法の義務の誠実な履行の10原則を取扱っている。そして、軍備規則の関連では第1部の末尾に「軍事演習の事前通告」について、つぎの要旨のことが取決められた。

「参加国は通常的外交経路を通じ、他のすべての参加国に自国の重要な軍事演習を通告する。通告は、空軍や海軍の兵力と合同で行われると、陸軍単独で行われるとを問わず、

2万5,000人を超える場合とするが、水陸両用部隊ないし空挺部隊の双方か、そのいずれかの相当数と陸軍との合同で行われる演習は、2万5,000人に達しない場合も通告可能である。

通告は、国境から250キロメートル以内の演習につき、開始21日前ないしそれ以前に行われるが、ヨーロッパ以外の非参加国と国境を接する参加国については、演習地域が非参加国の国境に隣接する場合、通告する必要がない。

通告の内容は、演習の名称、一般目的、関係のある国家、軍隊の兵力、演習地域、指定される所要期間に関する情報を含む。

参加国は、自発的に、そして2国間ベースで、軍事演習にオブザーバーを送るよう他の参加国を招請する。（注、参加国とは、欧州安保協力会議の参加国の意）

このように、同会議は主としてヨーロッパの現状承認と一般的協力関係について合意し、軍縮・軍備規制関係はほとんど取扱われなかった。なお、東西ヨーロッパ兵力削減に関する交渉も74年中行われたが、7月末現在、見るべき進展はなかった。

5.2 戦略的攻撃兵器の制限

第2次SALT取決めを目ざす交渉は1974年中も行われたが、新しい協定の締結には成功しなかった。しかし、同年11月にウラジオストックで行われたフォード・アメリカ大統領とブレジネフ・ソ連共産党書記長の会談の結果、1972年の戦略的攻撃兵器制限暫定協定に代る新協定の原則について合意ができた。その要旨は次の通りである。（SIPRI Yearbook 1975, p.460 記載の Joint US-Soviet statement of 24 November 1974 から抜粋）

- (1) 新協定には、1972年の暫定協定の関連規定を含めるものとする。
- (2) 新協定の有効期間は、1977年10月から1985年12月31日までとする。
- (3) 新協定は、平等および同等の安全保障の原則に基づき、次の制限を含むものとする。
 - a) 双方とも、一定の合意された総数の戦略的送達飛行体（strategic delivery vehicles）を保有する権利をもつ。
 - b) 双方とも、MIRVを装備した、一定の合意された総数のICBMおよびSLBMを保有する権利をもつ。

(4) 新協定は、1985年以降の時期において戦略兵器をさらに制限し、できれば削減する問題に関して、遅くとも1980～81年中に交渉を開始することを規定した項目を含むものとする。

(5) 前記の諸点を盛り込む新協定を作成するための、アメリカ、ソ連両国代表団の交渉は1975年1月にジュネーブで開始される。

そして、1974年12月2日のフォード大統領の発表によって、上記(3)-aの飛行体とは、ICBM、SLBM、および重爆撃機で、その総数を2,400に制限し、またそのうちMIRV装備のICBM、SLBMの総数を1,320に限定する、ということが明らかにされた。

1972年の協定では、ICBMもSLBMもその発射台の数を定めていたが、上記の原則ではミサイルそのものの数をきめている。これは何を意味するのであろうか。また、72年協定では「固定陸上基地のICBM発射台」となっていたのが、こんどは単に「ICBM」と規定されている。これは、移動可能なICBMをも含める、という新しい解釈がとられたことを示すものかもしれない。「重爆撃機」とは何かの定義が明らかでないので、その航続距離などによる定義づけが必要であろう。

72年協定では、ICBMの数は「72年7月1日以降、追加の発射台建設を始めない」と定め、それが、アメリカ政府によれば、アメリカ1,054基、ソ連1,618基ということであった。また、SLBMはアメリカ710基、ソ連950基と定められ、協定時の現有量（アメリカ656基、ソ連740基）をこえて、その上限までふやすためには同数の旧型ICBM、旧型SLBMの代替によらねばならないと定められていた。しかし、こんどは、フォード大統領の発表通り「ICBM、SLBM、および重爆撃機の総数を2,400に制限する」のであれば、その核戦略力の内訳は「自由選択」ということになるのであろうか。72年協定とのもう1つの相違点は、上記の2,400基・機という総数と、MIRV装備のICBM、SLBMの総数1,320基というのが米、ソにひとしく適用されることである。72年協定では、ソ連の方が相当多く保有できるようになっていた。

このように、ウラジオストックでの合意と72年協定との間には相違点がみられるが、ウラジオストック声明には不明確な部分も多いので、新協定の締結をまって分析しなければならないことは、いうまでもない。

しかし、ウラジオストックでの合意に基づいて、1985年末まで有効の新しい暫定協定が結ばれたとしても、それは米ソの核戦略力の増強停止を意味せず、増強継続になるとはまちがちなだろう。制限されるのは、送達飛行体だけであって、その核弾頭そのものは制限されないからである。そして、今後の競争の焦点がMIRV化にあるからである。

SIPRI Yearbook 1975, pp.421～423 に示された数字に基づいて、1974年央における米ソ両国の戦略的送達飛行体とその核弾頭を図示すると、次のようになる。

	ア メ リ カ		ソ 連	
I C B M (その核弾頭)	1,054	(1,854)	1,567	(1,647)
S L B M (その核弾頭)	656	(4,464)	636	(636)
重 爆 撃 機 (その核弾頭) ・核爆弾	420	(1,680)	140	(280)
送達飛行体の計 (核兵器の計)	2,130	(7,998)	2,343	(2,563)

これによれば、飛行体総数2,400になるまで、アメリカは270を、ソ連は57をふやすことができる計算になる。しかし、その飛行体数の増加の程度が両国の核戦力の破壊・殺傷力の増加の程度を示すわけではない。

MIRV化されたICBMとSLBMの合計は、上記2,400のうち1,320に抑えられているが、その1,320のミサイルのそれぞれが、いくつの核弾頭を装備するかは野放しになるようである。現在、アメリカのMIRV化は3弾頭（ミニットマン III型）ないし10弾頭（ポサイドン）で、ソ連のは4ないし8弾頭とみられている。そこで、Jozef Goldblat氏はSIPRI年鑑のなかで、米ソともにMIRV化ミサイルの平均6弾頭、各爆撃機装備の核弾頭・核爆弾はアメリカが24、ソ連が4などと推定して、1985年におけるICBM、SLBM、および重爆撃機が装備する核弾頭・核爆弾の総数をアメリカが18,660～19,980、ソ連が9,420～11,300と推計している。これによれば、戦略的核兵器の数はアメリカが10,662ないし11,982発もふえ、ソ連も6,857

ないし 8.737 発増加することになる。そのそれぞれの弾頭の威力は、大体 100 k t から数 M T までとみられ、米ソ各国の核戦略力はかなり大幅に増強されるであろう。しかも、これには戦術用核兵器は全く含まれていない。

ウラジオストク会談で示された新協定は、初め 1975 年 6 月ころと予想されたブレネフ書記長の訪米のさい調印することが期待されていた。しかし、SALT が難航しており、ブレネフ訪米が延期されていて、75 年 7 月末現在、新協定調印の目途はまだ立っていない。

SALT は 75 年 1 月 31 日にジュネーブで開かれ、5 月 7 日に休会に入り、7 月 2 日に再開した。新聞報道などによれば、米ソの主張の主な対立点は、MIRV の検証問題、爆撃機の定義などのようである。

MIRV 装備ミサイルの数は 1,320 基と決められているが、その約束が守られているかどうかを検証する方法はむずかしい。現地査察にはソ連が反対しているようで、アメリカは、MIRV 化能力のあるミサイルと分ったものは、その同型のミサイルの配備が偵察衛星などで確認されれば、すべて MIRV 化ミサイルの配備とみなす——という提案をしたが、ソ連の反応がはっきりしていないという。また、従来、単一弾頭 ICBM から MIRV 化 ICBM への切替えには、サイロの口径を拡げる工事を必要とするので、その工事を衛星で監視するなどの方法によって検証できると考えられていた。ところが、ソ連の新型サイロでは、ICBM を圧搾空気によっていったん地上に押しあげてから発射するので、サイロの口径を拡げずに MIRV 化ミサイルを装置できるため、衛星による監視がきかない——という新しい問題も出てきたと伝えられている。

重爆撃機については、その定義がはっきりしていないが、一応、アメリカの B-52、B-1、ソ連のベア、バイソンが対象になるとみられている。しかし、中距離爆撃機であるアメリカの FB-111、ソ連のバックファイアーが制限対象に含まれるかどうか、は問題である。また、ICBM を発射できる爆撃機も新しい課題となっているかもしれない。さらに、アメリカの巡航ミサイルは弾道型ではなく、ジェット推進であるが、爆撃機や潜水艦から発射でき、低空を飛んで、相手側のミサイル・サイロを直撃できる命中精度を備えているという。この規制をソ連が主張し、アメリカが反対していると報じられている。

5.3 核実験の禁止

1974年は、アメリカ、ソ連、イギリス、フランス、中国、およびインドの計6カ国が核爆発実験を行ったという意味で、特異な年であった。その内訳は、アメリカが5回（すべて地下で）、ソ連が20回（すべて地下で）、イギリスが1回（地下）、フランスが7回（すべて大気圏内で）、中国が1回（大気圏内）、インドが1回（地下）であったが、なかでもインドの実験はショックであり、イギリスの実験は驚きであった。インドについては、1974年版で詳しく述べられている通りである。イギリスは1962年に2回、64年に1回、65年に1回（以上いずれも地下）と実験してきたが、それ以来ずっと行っていなかったもので、9年ぶりの再開であった。この74年の実験は、ポラリス・ミサイルの弾頭の改良のためとみられ、イギリスはポラリスのMIRV化をねらっているのかもしれない。

1975年に入ってから、アメリカはすでにメガトン級の核実験を2回行い、またフランスは初の地下核実験を行った。後者は一連の実験の最初のもののようで、6月にフランス領ポリネシアのファンガタウファ環礁で実施された。このような動きからも分るように、核実験の包括的禁止の見込みはこのところ遠のいた感が深い。

74年7月3日に米ソ両国は地下核実験制限条約を結び、「1976年3月31日以降、150キロトンをこえる爆発力の地下核兵器実験を行わない」ことなどを約束した（『世界の核と日本』1974年版 pp.74～77参照）。

地下核実験の全面的禁止が難航しているところから、その部分的禁止、いいかえればその制限を図ろうとする動きは、かなり前からあった。たとえば、1960年2月11日の米英ソ三国核実験停止会議でアメリカは「マグニチュード4.75に達しない地下核実験を除外して、その他のすべての地下核実験を停止する」ことなどを提議した。また、同年3月19日の同会議ではソ連が「マグニチュード4.75に達しない地下核爆発を除き、その他のあらゆる核実験を停止する条約を結び、上記の地下核爆発については三国で共同研究を行い、その間三国ともそのような地下核爆発を自発的に差控える」という提案を出した。

〔注——マグニチュードとは seismic magnitude のことで、自然の地震、地下核実験などによって起る地震的現象そのものの規模の尺度である。その等級は、震央から100キロメートルのところにある特定の地震計（周期1秒、倍率2,800倍）に書かれる記録の最大振幅を測り、それをミクロンで表わし、その対数をとっていう。た

たとえば、最大振幅が10ミリメートルの場合は、 10^4 ミクロンだから、この場合のマグニチュードは4ということになる。これを基準とし、実際の地震計の位置、性能などに照らして換算し、等級を決める。マグニチュードとちがい、地震の「震度」は、地震によって人体が受ける感覚、建物が受ける影響などの程度をさし、平たくいえば「揺れ具合」である。]

このマグニチュード4.75というのは、そのころ大体、爆発威力 (yield) にして19キロトンといわれていた。そして、このようにyield の下限を決めて、それ以上のyield の地下核実験を禁止する方式を普通 “threshold approach” と呼んでいる [threshold スレッシュホールド はもともと「敷居」などの意]。74年の地下核実験制限条約は、一種のスレッシュホールド方式にちがいない。ところが、前記の米案、ソ連案ともにマグニチュードで下限を決めていたのに対し、74年条約はイールドで下限を決めており、またその下限が150キロトンという大威力に設定されている。150キロトンのイールドの地下核爆発は、およそマグニチュード5.9の規模のものとみられている。そして前記のマグニチュード4.75のものは、現在の探知技術からすれば15キロトンの核爆発といわれているから、禁止の下限がイールドにして約10倍も大きいということになろう。

もともと、1960年代にマグニチュード4.75という下限が登場したのは、それ以下のものは探知・識別しにくいという理由からであった。ところが、その後、技術の向上などのため、いまでは「北半球の硬い岩のなかでの地下核爆発で、探知・識別できる下限は2ないし3キロトン」(SIPRI Yearbook 1974, p.385) とまでいわれている。これからみて、150キロトンの下限というのが、探知・識別能力とは無関係に、米ソの軍事的要求から割り出された数字であることは明白であろう。1969～73年における米ソ両国の地下核爆発のうち、大部分が150キロトン以下であることを次の数字が示している (SIPRI Yearbook 1975, p.457 を参考とした)。

	米	ソ
150kt以下	89回 (うち平和利用3回)	61回 (うち平和利用23回)
約150kt	8回	13回
150kt以上	7回	8回

これは、両国の開発の重点が戦路用、戦術用ともに小型核弾頭におかれていることを物語っており、74年の地下核実験制限条約が米ソの核開発の犠牲を意味しないことを示している。

74年条約にはまた、平和利用核爆発が一極の抜け穴になるかもしれない欠点がある。同条約第3条は「この条約の条文は、両当事国が平和的目的のために行う地下核爆発には適用されない」と述べている。実際、平和利用の場合はかなり強力な核爆発も必要だと考えられ、たとえば、海水面方式のパナマ運河を掘るのには、最高15メガトンのイールドの核爆発装置を約300発必要とするだろうという見積りがある(Herbert Scoville, *Peaceful Nuclear Explosions — An Invitation to Proliferation*, 1974)ほどである。そのため、150キロトン以上を禁止すれば、平和利用核爆発にとって障害になるとみられる。しかし、平和利用核爆発が野放しになっていると、平和利用の名をかりて軍事利用の核爆発が行われるおそれがある。核爆発を行う国がその爆発の「意図」を表明するだけで、その爆発の平和利用か軍事利用かを区別するというのでは、国際的にみると、まことに心もとないということになる。

5.4 非核地域の設定

ワルトハイム国連事務総長は1974年8月30日付の年次報告序文のなかで地域的軍縮の重要性をうたい、とくに非核地域設定への動きが世界的軍縮にも役立つとの見解を表明した。これは、インドの同年5月の核実験など核拡散が複雑化する傾向を背景として述べられたもので、ジュネーブ軍縮委員会、第29回国連総会などでいくつかの非核地域設定の問題が審議された。

南アジア非核地域については、パキスタンが1974年11月14日に国連総会第1委員会へ「南アジア非核地域の宣言と設定」と題する提案を行い、「南アジア地域の諸国およびその他の隣接非核兵器諸国が遅滞なく必要な協議を始める」ことを要請した。パキスタンは、南アジアのすべての国が核兵器の取得にも導入にも反対しているので、合意への基盤はあり、非核地域の設定は南アジアにおける平和の強化と安定と促進に役立つとの考えを表明した。同非核地域に含める国としては、パキスタン、バングラデッシュ、ブータン、インド、ネパール、スリランカ、その他の国を構想しているようである。インドにつ

いて、同国はその核実験後も核兵器の開発、取得を行わないと言明しているので、非核地域に含められる、とパキスタンはみている。

これに対し、インドは同日、同委員会へ同名の別提案を行い、パキスタン提案に対抗した。インドは、南アジア非核地域の問題について、国連への持込み前に関係諸国による協議が何も行われなかったことに不満を表明した。そして、同提案のなかで「アジアの適当な地域に非核地域をつくるためのイニシアティブは、同地域の特徴と地理的範囲を考慮に入れて、同地域の関係諸国がとるべきである」と述べていた。インドの見解では、南アジアは地理的にも政治的にも明確な一地域とは考えられず、またそこに軍事同盟に加わっている諸国があり、核兵器国も介在していることは、非核地域の存続にかかわるであろう——ということであった。

ソ連は、関係諸国のイニシアティブを重視するインドの立場を支持し、中国は無条件にパキスタン提案を支持した。インド、パキスタン両提案を統合して1つにしようとする試みもあったが、それは失敗し、両案とも74年12月9日の総会本会議で表決に付された。その結果、インド案は賛成104票、反対1票（ダオメ）、棄権27票で、またパキスタン案は賛成96票、反対2票（ブータン、インド）、棄権36票でいずれも採択された。インド案に対し、パキスタンは棄権し、パキスタン案に対し、インドは反対した。日本は両案に賛成した。両案とも採択されたとはいえ、その実際の効果はあまり期待できそうにない。インド案は、地域の関係諸国間での合意が得られるまで、国連での討議を差控えようとするものであり、パキスタン案は非核化の促進に直接国連を関係させようとするものであるから、いずれのアプローチも他方によって牽制されているからである。

中東非核地域の設定については、イランとエジプトが74年11月20日に総会第1委員会へ共同決議案を提出し、それが12月9日の総会本会議で賛成128票、反対なし、棄権2票（イスラエル、ビルマ）をもって採択された。これによって総会は、中東地域の非核化という構想を勧奨し、同地域の関係諸国に対しNPTに加入するよう求め、またすべての国、とくに核兵器国がこの決議の目的の効果的な実現に向って協力することを要望することを決議したわけである。両提案国のうち、イランはNPTの当事国になっているが、エジプトは署名だけして、批准していない。そして、エジプトは、イスラエルが加入すれば批准すると上記総会での審議中に述べた。しかし、いまのところイスラエルの加入

の見込みはない。

このような事情から、中東非核化についての実質的な交渉が行われる見通しは立っていない。なお、その非核化地域の範囲については、提案国も具体的には明示していない。

アフリカの非核化については、ナイジェリアなど24カ国が74年11月18日に総会第1委員会へ共同決議案を出した。アフリカ非核地域化が表面化したのは、フランスがサハラ砂漠で第1回核実験を行った1960年で、翌61年秋の国連総会でつぎのような決議が採択された。

(a) アフリカにおいて、どんな形ででも核実験を実施し、あるいは実施し続けることを差控える。

(b) アフリカの領土、領海、あるいは領空を核兵器の実験、あるいは輸送に使用することを差控える。

(c) アフリカ大陸を非核地域とみなし、そして尊重する。

ついで、65年秋の国連総会でも、アフリカを非核地域として尊重することの再確認などが決議された。74年秋の国連総会決議も似たような内容のものであったが、ナイジェリアの指摘によると、南アフリカが核兵器をもつことへの危機が一つの背景として存在するようである。

東アジアの非核化については、まだ国連で具体的に審議されるに至っていない。しかし今後、議題になる可能性は考えられる。これまで表明された構想はいくつかあるが、それには非核化の適用範囲が明確でないものが多い。たとえば、1959年1月にフルシチョフ・ソ連首相はソ連共産党の第21回大会における演説のなかで、「平和地域、とりわけ非核地域は、極東および全太平洋海域につくり得るし、つくらねばならない」と述べ、また同年4月には周恩来中国首相は第2回人民大会第1回会議で似たような提案を行った。さらに、日本社会党の外交防衛政策委員会も1966年5月に発表した日本の安全保障構想のなかで「アジア・太平洋非核武装・中立ベルト地帯の完成」を提唱した。1975年のNPT批准をめぐる国会論議でも、社会党はアジア・太平洋非核地域の設定と同地域の非核化会議の推進を主張した。これを受けて、同年6月18日の衆議院外務委員会で宮沢外相は、

(1) 非核地帯設置を広めることは、外交目標として忘れてならない構想である。

(2) 国会で改めて非核決議が行われれば、その趣旨を尊重する。

と述べた。このように、日本でも日本を含むアジアの特定の地域に非核地域を設定する問題への関心が少しずつ生れてきている。とくに、日本の新聞論調には、そのような非核地域設定を推進せよというものが目立つようになった。

しかし、いまのところ、上述の諸提言にみるように漠然とした主張が多い。たとえば、アジア・太平洋を非核地域とすることになると、その範囲の限定がむずかしく、またそのように広範な非核地域を設定するとすると、それは当然に「核軍縮」の問題へと導びかれて行くであろう。ということは、それは地域的な軍備規制措置から世界的な軍縮措置へと発展し、一層むずかしい、別のカテゴリーの問題になることを意味する。

そこで、もっと限定した非核地域を考えることが当面現実的であろうと考えられ、アカデミックな課題としては、非核地域として

(1) 北東アジアにおける、公海を含む、特定の地域、

(2) 北東アジアにおける非核兵器国の領土、領海、および領空、

といった型の構想がアメリカや日本で論じられている。

ミシガン大学のアレン・ホワイティング教授が1971年6月28日にアメリカ上院外交委員会で明らかにした提言は、上記の(1)の型のもので、「東京を中心に、半径1,200マイル(1,920キロメートル)以内の地域を非核地域にしよう」という構想であった。そうすると、その非核地域には日本、韓国、北朝鮮、ソ連の一部、中国の一部、アメリカの一部(グアムその他)などを含むことになるが、その非核化が三核大国の核軍備に対して加える拘束を「均衡のとれたもの」にすることなどが難題となるであろう。

上記の(2)の一例としては、日本、韓国、および北朝鮮の領土、領海、および領空を1つの非核地域にしようとする構想が日本の研究者から表明されている。日本が非核政策を堅持するのであれば、それを国際的にも保証される措置をとって、強化するのがよいという考えに基づいている。すなわち、それによれば、日本、韓国、北朝鮮という非核兵器国が核兵器をもたず、つくらず、持込ませずという約束をするとともに、関係の三核大国にも核攻撃または核攻撃の威嚇をしないとの約束をさせようという構想である。しかし、これにもむずかしい点がある。その一つは、日本が三核兵器国によって核の脅威から解放される保証を与えられれば、もはや日米安全保障条約に依存する必要はないのではないか、と

いう意見もあることである。これは、核大国と軍事同盟を結んでいる非核兵器国を非核地域に含めることの複雑な関連を示すものである。そこで、アメリカの一研究者は、——(1) アメリカ、ソ連、中国が朝鮮半島を非核地域として尊重する取決めを結ぶか、あるいは、(2) 北東アジアの関係諸国であるアメリカ、ソ連、中国、日本、韓国、および北朝鮮の6カ国が取決めを行い、朝鮮半島を非核地域にすることを宣言する——という案である。

しかし、北東アジアにはアメリカ、ソ連、中国の核軍備が現存するだけに、具体的な非核地域の決定はむずかしい課題にちがいない。

そのほか、74年の国連総会で非核地域問題の研究を行うことが決ったことは、新しい動きであった。すなわち、11月20日に総会第1委員会へ提出されたフィンランドの決議案「非核地域問題の、あらゆる観点からの包括的検討」が12月9日の総会本会議で採択された。その全文はつぎの通りである。

「総会は、

核軍備競争の停止、核軍縮、および厳重で効果的な国際管理の下における全面的で完全な軍備撤廃を達成するため、あらゆる努力を行う必要を認識し、

これらの目的の追求には、世界における核兵器の一層の拡散を防止することが緊急に必要であることを認識し、

非核地域を設置する目的で、地域的にいろいろな努力が行われ、業績があげられていることを想起し、

とくに、ラテン・アメリカにおける核兵器の禁止に関する条約（トラテロルコ条約）を想起し、

非核地域に関する一層の努力が、この問題の、あらゆる観点からの包括的検討によって強められることを考慮し、

1. 非核地域問題の、そのあらゆる観点からの包括的検討を行うことを決定する。
2. この検討が、軍縮委員会会議（OCD）主催の下で、適任の政府専門家の特定グループによって実施されるよう、要請する。
3. 関心をもつ諸政府、および関係のある国際機関に対し、同検討の実施のために必要となる便宜と援助を与えるよう、要請する。
4. 国際連合事務総長に対し、同検討のため必要となる便宜を提供し、援助を与える

よう、要請する。

5. 軍縮委員会会議に対し、非核地域問題の、あらゆる観点からの包括的検討を、総会の第30回会期へ特別報告として回付するよう、要請する。

6. 「非核地域問題の、あらゆる観点からの包括的検討」と題する項目を、国際連合総会の第30回会期の仮議題に含めることを、決定する。

[UN doc. A/RES/326/F (XXIX)]

74年の総会におけるフィンランドの見解によれば、上記の検討の対象としてつぎの事項が考えられるという。

(a) 非核地域の定義、非核地域条約の構成と形式

(b) 法的な権利と義務の性格

(c) 制度的取決め

(d) 検証

(e) 安全保障

(f) 核エネルギーの平和利用

(g) 平和利用核爆発の役割

(h) 種々の非核地域の間相互関係と協力

(i) 非核地域条約と、その他の軍縮取決め、アームズ・コントロール取決めとの関係

また、74年夏のジュネーブ軍縮委員会の審議中、アメリカ代表は非核地域が設立されるための基準として、つぎの四点をあげた（7月2日）。

(1) イニシアティブがその地域の関係諸国によってとられるべきである。

(2) 非核地域には、その参加が重要とみられるすべての諸国を含むことが望ましい。

(3) 非核地域の設定が既存の安全保障取決めに阻害してはならない。

(4) 義務の履行を確実にするための適切な検証について、規定されるべきである。

さらに、ルーマニア代表は同年夏のジュネーブ軍縮委員会、および同年秋の国連総会で、非核地域設置に関する条件としてつぎの5項目を示した。

(a) 地域的非核化取決めは、核兵器全廃に導びく措置体系の不可欠の一部として考えられるべきである。

(b) 同取決めは、全当事国に対する相互義務を規定すべきである。

(c) 同取決めは、核兵器国が、非核地域の諸国に対し核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わず、また同地域諸国間で取決められた状態を尊重すると約束することによって、全当事国に平等な安全を保障すべきである。

(d) 同取決めは、原子力の平和利用にどんな制限をも課してはならず、すべての諸国に対し、平等・無差別の原則に基づき、この領域における研究を行い、核物理の発見を発展目的のため利用する可能性を、保証すべきである。

(e) 同取決めは、諸国の完全な平等の原則に基づいた管理制度を確立すべきである。

74年秋の国連総会決議（上述）に基づく非核地域問題の検討は、75年夏のジュネーブ軍縮委員会で行われ、それに関する専門家会議も開かれている。同会議は、非核地域の歴史的背景、概念（目的、原則、安全保障など）、当事国の責任、検証と管理、国際法との関係、原子力平和利用などに関し報告書をまとめ、それが同年秋の国連総会へ提出されることが期待されている。

5.5 環境破壊兵器の禁止

いわゆる気象変更兵器など、環境を破壊する兵器の禁止問題が、1974年から75年にかけて浮彫りされてきた。米ソ首脳会談や国連総会でそれが取上げられ、またOCDで審議されるようになったからである。

実は、この問題はそれより早くアメリカ上院で審議されていた。すなわち、1973年7月11日に同上院は、「環境的あるいは地球物理学的変更活動を戦争の兵器として使用することを禁止する条約の締結を要望する決議」を採択した。そのなかで、禁止の対象としてあげられていたのは、天候、気候、地震、および海洋の変更活動であった。74年になって、ニクソン・アメリカ大統領とブレジネフ・ソ連共産党書記長がモスクワで会談した結果、同年7月3日に「環境変更技術の軍事目的転用防止に関する共同声明」を発表した。その要点はつぎの3つであった。

1. 環境変更技術を軍事目的に使用する危険を克服するため、最も効果的な措置を主唱する。
2. この問題を探求するため、今年米ソ両国代表会議を開くことを決定した。
3. 上記第1項で述べた措置についてどんな手段をとり得るかを、協議することを決

定した。

ついで、この問題は74年秋の第29回国連総会の議題となり、ソ連など23カ国（アメリカは加わっていない）の共同決議案が同年12月9日の総会本会議で賛成126票、反対なし、棄権5票（アメリカ、フランス、チリ、マリ、パラグアイ）で採択された。その決議、およびその付属としてのソ連提出条約案の主要点はつぎの通りである（外務省国際連合軍縮室『国連決議集（29総会—軍縮関係）』pp.94～97に基づく）。

決議「国際の安全、人類の福祉及び健康の維持に反する軍事的及びその他の目的のために環境と気候に影響を与える行為の禁止」

総会は、（前文、略）

1. 適当な国際条約を締結することにより、国際の安全、人類の福祉及び健康の維持に反する軍事的及びその他の敵対的目的のために、環境と気候に影響を与える行為を禁止するための実効的措置をとることが必要であると考える。
2. ソ連が総会に提出した「国際の安全、人類の福祉及び健康の維持に反する軍事的及びその他の目的のために環境と気候に影響を与える行為の禁止に関する条約」の草案、並びに本問題の討議の過程で提出される他の見解及び示唆に注目する。
3. 軍縮委員会会議に対し、できるだけ速やかにかかる条約のテキストにつき合意に達するよう行動し、及び第30回総会での審議のため、得られた結果についての報告書を提出するよう要請する。

（以下、略）

付属「国際の安全、人類の福祉及び健康の維持に反する、軍事的その他の目的のために環境と気候に影響を与える行為の禁止に関する条約案」

（前文、略）

第1条

各締約国は、気象と気候を含む環境に影響を与える、気象学的、地球物理学的、又はその他の科学的もしくは技術的手段を国際の安全、人類の福祉及び健康の維持に反する軍事的その他の目的のために使用しないことを約束する。更に、いかなる場合にも環境と気候に影響を与えるそのような手段に訴えないこと、又はこれらの使用のための準備を行わないことを約束する。

第2条

1. この条約の第1条にいう諸活動とは、地表面、海底、地下深部、海洋環境、大気圏、又はその他の環境面において、次の手段によって損傷をもたらすような主体的作用をいう。

(b) 雲系（又は気団）に降水（雲の形成）をもたらすための化学的物質及び水資源の再配分をもたらすその他の手段を投入すること。

(b) 地表面のあらゆる部分において気象、気候、及び土地の水天学的システムを変更すること。

(c) 大気圏における電氣的プロセスに影響を与える直接的又は間接的行動。

(d) 気象的現象（低気圧、高気圧、前線性雲系）のエネルギー及び水収支を、直接的又は間接的に乱すこと。

(e) 水天学的システム、水交換プロセス、及び海洋の生物資源の生態学に変化をもたらすような海洋、海岸、及び海底の物理学的及び化学的パラメーターの直接的又は間接的変更。

(f) 地震、ならびに地震に伴うプロセス及び現象、又は、津波を含む破壊的大洋高潮をもたらすような方法又は手段によって、地震波を直接的又は間接的に起すこと。

(g) 水圏と大気圏の間の熱量及び気体の交換を乱すような水域の表面における直接的又は間接的行為。

(h) 海洋において連続する電磁場、及び音響学的場を人工的に創造すること。

(i) 水位の低下、乾燥、氾濫、浸水、水理技術装置の破壊につながり、又はその他の有害な効果を与える方法や手段によって、河川、湖沼、沼地、及び土地のその他の水成要素の自然状態を変更すること。

(j) 浸食、物理的構造の変化、土壌の乾燥もしくは洪水化、又は灌漑もしくは土地改良システムを乱す原因となるような、機械的、物理的、又はその他の手段によって地表面を含む地殻の自然状態を乱すこと。

(k) 動植物界の生態学を乱すような、植物の焼却、及びその他の行為。

(l) 大気圏のイオン層またはオゾン層に影響を与える直接的または間接的行為；大気圏及び隣接層に対し熱及び放射エネルギーの吸収剤を投入すること、又は大地・大

気圏・太陽システムの熱量と放射収支を乱すようなその他の行為。

2. その後、この条約の規定に従って、本条の第1項に列挙されている諸行為のリストを、科学的及び技術的研究の進歩によって補足又は修正することができる。

第3条

各締約国は、いかなる国家、国家群又は国際機関に対しても、この条約の規定に違反する活動を実施することを援助し、奨励し、又は勧誘することを差控え、ならびに他の諸国又は国際機関によって実施されるそのような活動に直接又は間接に参加することを差し控えることを約束する。

第4条

各締約国は、自国の憲法上の手続に従って、その管轄内又は管理下にあるいかなる場所においても、この条約の規定に違反して実施されるいかなる活動をも禁止し、及び防止するために必要な措置をとることを約束する。

第5条

この条約のいかなる規定も、締約国の経済的又は科学的及び技術的開発、あるいは平和目的のために環境を利用し、保持し、及び改善するための経済的及び科学的な国際協力を妨げるものではない。

第6条

いかなる締約国も、他のいずれかの締約国が本条約の規定から生じる義務に違反して行動していることを知ったときは、国際連合安全保障理事会に対し告訴することができる。そのような告訴は、それが安全保障理事会によって考慮されるべきであるという要請とともに、告訴のための根拠を支持するすべての証拠を含むものでなければならない。

各締約国は、安全保障理事会が同理事会によって受領された告訴に基づいて、国際連合憲章の規定に従って行ういかなる調査の実施に当たっても、協力することを約束する。安全保障理事会は、そのような調査の結果を締約国に通報する。

第7条

各締約国は、安全保障理事会が、ある締約国が本条約の違反の結果として危険にさらされているとの決定を行う場合には、そのような要請を行う当該締約国に対して、国際連合憲章に従って準備される援助を提供あるいは支援することを約束する。

(第8条～第12条，略)

ソ連は上記の提案にさいして，同提案が実行に移されれば，軍備競争の制限に役立つばかりでなく，人類のための環境の維持にも貢献するであろうと述べ，国連総会ではソ連のイニシアティブを評価する声がかかりあった。

しかし，アメリカは首脳会談できわめて原則的に，環境破壊兵器の危険に対処する問題の探求が必要であることを認めはしたが，急いで同兵器禁止条約案の審議に入ることには反対であった。アメリカ代表は，この問題が何を意味するかもまだはっきりしていないので，効果的な条約を結ぶことが可能なかどうかの結論を出すのは時期尚早であり，ソ連の条約案が適当な基礎になるのかどうか疑わしいと述べた。またフランス代表は，興味のある課題にちがいないが，核兵器による差迫った脅威に関して何もなされていないときに，仮定の危険に関する規制を優先させるべきかどうかについて疑問を表明した。さらに中国は，ソ連は国際世論の注目を軍備拡大から外らそうとしているのだ，と非難した。

そのほか，74年の国連総会では，条約文をつくる前に，関係するすべての問題の技術的検討が必要であるという意見が目立つた。また，スウェーデン代表は，ソ連案の第6条，第7条で条約違反の場合の調査などにおいて安全保障理事会だけに責任を委ねることに反対し，イギリス代表は適当な検証措置の必要を指摘した。

1975年6月13日，ブレジネフ書記長はクレムリンで開かれたロシア共和国最高会議選挙集会で演説し，「現在の科学技術の水準からみて，核兵器をしのぐ大量破壊兵器が開発される危険が迫っている」と警告し，そのような新兵器の開発を禁止する国際協定の締結を呼びかけた。その新兵器が何を意味するのかについて，ソ連当局からまだ具体的な説明はないが，気象変更兵器などの環境破壊兵器がそれに含まれるのではないかという見方が多い。

ついで，同年6月24日に再開されたジュネーブ軍縮委員会でこの環境破壊兵器禁止問題が取上げられ，それに関する専門家会議も開かれている。この問題には，アメリカ軍がベトナムで実施した人工降雨，五大国が行っている大気圏内または地下の核兵器実験など，すでに行われてきたものもあれば，水爆で人工津波を起すなど今後登場するおそれのあるものもあり，きわめて複雑である。従って，それらすべてを一括して取扱う条約をつくれ

るものか、あるいは一連の諸条約でカバーするように努めるべきものなのか、など基本的な検討をまず必要としているように思われる。

第 6 章 原子力平和利用

6.1 コンフリクトの高まり

この一年の間に、原子力平和利用の分野では、技術そのものの本質にかかわるようなコンフリクトが幾つも表面化した。核分裂という新しい技術が次代のエネルギー源としての責務を担えるようになる迄には、解決されねばならない重大問題が非常に多く残されていることが明らかとなった。石油ショック以後、エネルギー政策は従来のように一部専門家の関心事たるに止まるを得ず、広く国内政策ならびに外交政策全般との関連が強くなったと言いうことが出来る。原子力もいよいよ具体的な産業技術としての地歩を固める可き段階に達したことにこのようなコンフリクト増大の原因の一端を求めることが出来るかも知れない。しかしながら、このようにして表面化した諸問題の中には原子力平和利用に関する過去 20 年間の既成概念を基本的にゆすぶるようなものが含まれている。

(i) 原子力発電所の建設、発注状況をみるとアメリカ、日本、イギリスなどでは大巾なダウンが見込まれている。これに反し、フランス、スペイン、イラン、ブラジルなどに意欲的な原子力計画が登場した。いずれの国においても、エネルギー政策の中での原子力の地位が低下したわけで無く、むしろ改めて強調されている。各国夫々の特殊事情が核エネルギーの将来について異なった見通しを作り出しており、その意味では他に適当な代替エネルギー源を持たぬ日本の場合コンフリクトと混乱の様相がもっともひどいようである。

(ii) 安全問題の論議とそれに伴う原子力反対運動はアメリカを震源地として次第に世界各地に拡がりつつある。一つには純技術の問題があり、特に仮想事故時における安全設計、原子力発電所の各コンポーネントの技術的信頼性ならびに品質管理の問題などが、巨大産業に迄成長する過程の一つとして広く一般の関心をひくようになった。もう一つの問題点は、放射線という未知の現象を伴った新技術が広く社会の受諾 (Social Acceptance) を得るにはどのような要求を満足する必要があるかという点にかかっている。後者は新技術或いは技術革新と社会との関係一般にかかわるものである。

(iii) 1974 年 5 月のインドの核実験を契機として、原子力発電の拡がりや核兵器の横の拡散との関係が従来とはやや異なる視角から問題とされるようになった。前各章で触れたように、核兵器そのものの世界戦略の変化からみて、世界平和に対する最大の脅威は核

防条約の体制をはずれた「威信の為の核」或いは「ハイジャックされた核」だという認識が強まった為である。この為、従来の保障措置 (Safeguards) に加えて盗難防止の物的防護 (Physical protection) が重要な要因として加わり、また、いわゆる平和核爆発 (PNE) についても国連やジュネーブ軍縮委員会 (CCD) などで活ばつとり上げられるようになった。これらの規制を強化する手段の一つとして原子力器材の輸出入政策を利用する考えも目立っている。

(Ⅳ) いっぽう、輸出産業としての核エネルギー機器が脚光を浴びたのもこの一年間の特色である。イラン、ブラジルなどに対する輸出競争も強化され、前記Ⅲ項の考慮との間でコンフリクトが目立っている。いっぽう、天然資源を持たぬ開発途上国、すなわち第4世界と呼ばれる国々にとって原子力発電は財政面からも技術としても手が届かぬほど複雑な産業技術であることも次第に明らかとなってきた。いわゆる「技術援助の限界」の認識と並んで、これが核の分野での南北問題を激化させる一因となっている。

(Ⅴ) 核燃料サイクルは上記諸点との関連以外でもそれ自身として大きく問題となってきた。使用済燃料の再処理が当初考えていたよりも遙かに難しく、過去1年以上を通じて、軽水炉燃料を再処理する商業規模工場は世界中で一つも稼動していない状態が続いた。この為アメリカでは発電所の使用済燃料を再処理せず半永久的に貯蔵する計画に手をつけざるを得なくなった。再処理が出来ない以上、このプロセスで抽出されるプルトニウムを燃料とする高速増殖炉の開発は尙いっそう遅れざるを得ない。フランスにおける成功を例外として、高速増殖炉への希望はかなりの痛手を負った情況である。いっぽう、そうなると、ウラン資源の利用は当分の間軽水炉という効率の非常に悪いシステムに頼らざるを得ないことになり、世界の低価格ウランの埋蔵量があと何年分あるのかが改めて大問題となっている。

(Ⅵ) 世界のウラン産出国の間でOPEC ふうのカルテルが形成されていることが明らかとなった。独禁法の関係でアメリカのウラン業者は参加していないが、そのアメリカはウラン濃縮サービスの供給者としての今までの地歩を更に固める政策をとっている。濃縮技術の水準において他の国々を引き離している立場を利用して、西ヨーロッパ諸国、或いは日本などの競争を抑えて独占的供給者の立場を確保する意図をもった政策が1975年6月にアメリカ大統領により公表された。同じように、イギリスは世界の再処理サービス供

給者としての地歩を得ようと努力しており，ウラン資源，濃縮サービス，再処理サービスの3点はわが国の原子力発電計画にも大きな影響を与えようとしている。

(VI) 資金の入手をどうやってまかなうかが重大な問題として認識されている。オイルショック以後のインフレのおかげで，予想される原子力発電コストは次第に石油火力発電のそれに近ずきそうである。今から1985年までの所要資金は原子力発電所の建設から燃料サイクル施設まで含めると全世界で125兆円に達する。これだけの投資を確保することは経済のひっ迫した先進諸国にとって容易なことでは無いであろう。このことは多くの国にとって今後の原子力産業の形態を支配するほどの問題になっている。

6.2 原子力発電計画

原子力発電計画がもっとも大巾にダウンしたのはアメリカと日本である。この2国では原子力発電に対する公衆の反発と疑惑が発電所の敷地難ならびに許認可の遅れという事態をひきおこしている。また建設工事の遅延も大きな問題である。具体的にはアメリカの場合，発電所計画に着手してから完成までに10年を要するのが当たり前になっている。高金利時代においては，6年の建設期間と10年との違いは発電コストにおいてkwh 当り2円近くの違いに匹敵する。

1974年の間にアメリカで遅延または中止を決定した原子力発電計画は92基，約1億キロワットに達する。1985年における原子力発電能力の予測は1年前に言われていた2億5,000万キロワットを一割近く下廻ることになる。1974年になってこのように大巾な遅延が明らかにされた大きな原因の一つにアメリカの電力各社の資金難がある。燃料である石油，石炭価格の高騰に対して，電力料金は各州毎の公益事業委員会によって規制されていて容易に値上げが実現しなかった。この為，電力会社の資金事情は極度に悪化し，一時は社債の発行が出来ず，額面割れの株式を発行して急場をしのぐ会社が相ついだほどである。

いっぽう，早急にエネルギー面での対外依存から脱却する政策を進める為にはウランと石炭という固体燃料に頼るほか無いことが強く認識され，1975年1月の大統領のエネルギー教書はこの点を強調し，電力会社に対して資金調達面での救済措置をこうずることを明らかにした。民間でも，ノーベル受賞者を中心とする科学者が一致して原子力を支持

世界の原子炉（運転，建設，計画中） 1974.12現在

	BWR (ふっとう水)	PWR (加圧水)	GCR ガス炉	HTGR 高温ガス	HWR 重水	LMFBR 高速増殖	その他	計
日本	12	9	1		1	1		24
アメリカ	73	143		5		1	1	223
ソ連	1	10				2	7	20
イギリス			37		1	1		39
西ヨーロッパ	40	39	15	1	1	2		98
東ヨーロッパ	2	18	1		3			24
中南米	2	1			6			9
アジア (除日本)	8	8			8			24
カナダ					15			15
計	138	228	54	6	35	7	8	475

する声明書を発表したり，原子力反対勢力に対抗する民間の啓蒙活動を強化する等の動きが強まり，一部には再び原子力時代の到来を予想する声もある。

日本の場合，石油危機の直後には1985年の原子力発電予想能力が6,000万キロワットから7,000万キロワットに引き上げられたりしたが，今日では具体的予測は4,000万キロワット前後に落ち着いている。原子力船「むつ」の事件などがあって原子力反対の声が強まったことに加え，経済不況から電力需要が前年同期を下廻るような時期が1年余も続いたことに大きく影響を受けている。日本の場合，原子力を描いて他に代替エネルギーは当分見つからないという事態と，人口稠密の為に放射能汚染への恐怖が強いという2つの相反する事象があり，後者の関心のほうが勝を占めていたということであろう。景気回復の気運と共に，この点についての見直しが改めて要求されることになる。

イギリスの原子力計画が停滞しているのは国産技術による改良ガス炉（AGR）にトラブルが多く，建設中の10基がいつに発電の状態に到らず，この為重水炉への切替えを余儀なくされていることに加えて，北海の石油が市場に出まわれれば，それだけで英国自身のエネルギー需要が十分にまかなわれるという特殊事情にもよるところが大きい。

フランスは全く様子を異にしている。石油危機の直後にこれからの電力はすべて原子力に依存する旨を決定して以来、軽水炉の技術をアメリカから導入して原子炉を製造する会社を設立し、1,000万キロワット級発電所を毎年8基程度建設するというペースを崩さないのみか、イランその他に対する輸出の商談も進めている。軽水型発電所の技術の現状とフランスにとってこの型の原子炉は初めての経験であるところから、果して順調に次々と発電の段階に到るのかどうか各国が注目しているのが現状と言えよう。スペインもまた大規模な原子力発電計画を発表しているが、国産では無く輸入軽水炉がベースとなっている。

いっぽうイランは産油国であり、OPECの有力メンバーであるにもかかわらず、10年間に2,000万キロワット以上の原子力発電計画に手をつけ、アメリカ、フランス、西ドイツと購入の為の商談を続けている。表向きの理由は石油資源の潤渇に備え、工業化の政策を進めるということであるが明らかに国内エネルギー需要を越える原子力計画の真意がどこにあるのか、各国の重大な関心を招いている。同様なことは、凝縮から再処理を含めた原子力産業一式を西ドイツから導入しようとしているブラジルについても言える。

6.3 安全問題の影響

この一年間、わが国では原子力発電所が故障の為に長期停止を余儀なくされるケースが多かった。この内容を分析してみると幾つかの要因が含まれていることがわかる。

a) 品質管理の問題：原子力の場合は通常の産業と異なって、強い放射線がある為機器の保守点検が容易でない。普通の場合ならば簡単に発見、修理出来るような欠陥が長期停止につながることもある。この意味で原子力施設を形成する機器の品質管理は以前から強調されていたのではあるが、それでもまだ不十分な点があることが明らかとなった。

b) 未知の技術にかかわる問題：放射線の介在の為に従来他産業では経験したことの無いような技術問題が発生し、特に材料関係でこれが目立ってきた。この種の問題は原子炉の長期使用実績に基づく経験的技術である為に、原子炉の建設時には予想がされていなかったものが多い。

実際に発生した故障はいずれも普通の意味では軽微なもので、通常の場合であれば簡単な修理だけで再稼働したであろう種類のものである。現にアメリカではそのような措置がとられ、またカナダの規制当局であれば問題にしなかっただろう等のコメントが聞かれた。

これらが原子炉の長期停止につながった裏には以下のような問題点があり、これらについて今後の対処の仕方が原子力産業に大きな影響を与えるものと考えられる。

c) 安全に関する行政の態度：「安全」一般が今日のように広汎な社会的問題となつて来ると規制当局は単に技術上の判断だけで事柄を処理出来なくなる。原子力反対運動ならびに一般公衆から非難を浴びる結果にならないか、或いは国会の質問でとり上げられるかどうか等の考慮から必要以上に厳しい態度をとるケースが目立ち、これは日本とアメリカについて特に取沙汰された事柄である。

d) 安全設計の技術的内容：アメリカの原子力委員会はマサチューセッツ工科大学のラスムッセン教授に依頼して、ぼう大なリスク分析を行なった結果、たとえば100万キロワット級軽水炉200台の運転中に事故の為100人が死亡する確率は航空機事故の5,000分の1である等の内容を持つ報告を提出した。いっぽうではラスムッセンの分析手法に対する批判の声があがると同時に、果してこの程度のリスクは社会にとって受諾出来るものかどうか問題にされた。「どの程度安全ならば良いのか」という疑問に答えられない限り、非常に偉かでも事故の可能性がある間はその原子炉を運転してはならないという主張をしりぞけることは困難である。

e) このような安全の社会的側面の考慮は各方面で盛んにとり上げられている。リスク対便益(cost/benefit)の思想で処理出来るのか、公衆の主観的リスクは客観的な技術評価とどう違うか、受諾か拒否かの規準を決めその規準にのっとって判断を下す為の社会的機構は如何にして作られるのか、リスクにさらされる発電所周辺住民と便益を電力供給の形で受ける都市住民との間での決済手段をどうするか等の点がとり上げられ、これらを更に深く掘り下げて考えようとする動きが見られるようになった。

ここに述べたd)及びe)の要因について出来るだけ客観的な態度で問題を処理しようとする努力はまだ完了にはほど遠い状態にある。その間に、安全に関する主観的論議が非常に華々しく展開された。

f) 放射線を人工的に作り出す技術が累積的にどのような悪影響を後世に作り出すかわからない以上、原子力産業に手をつけてはならず、原子力発電所の建設等は直ちに中止する可きだという意見、

g) 放射線が人体に与える悪影響は現在一般に認められているよりも遙かに厳しいも

のであるとの主張，

h) 企業は放射線の影響を一般公衆に隠し，利潤追求の為に手抜きをした欠陥原子炉を動かしているという非難，

などが渦巻いて大きな社会問題となった。これらの事柄はアメリカと日本において特に著しく，原子力計画に相当な影響を与える迄に到ったが，同じような風潮はイギリスにもあらわれ始め，フランス，カナダ，スペイン等でも同様な事態が心配されている。安全問題が単純な技術のテーマでは無く，技術と社会のインターフェイスに発生した重大問題であるとの認識が広まるにつれて，エネルギー源としての原子力平和利用との対比が特に重要性を持って考えられている。

なお，1974年8月に起きた原子力船「むつ」の事件は，故障の原因が単純な遮蔽計算のミスであるだけに，安全問題の取扱いの誤ちが非常に大きな社会的対決を招き，わが国の原子力を5年は遅らせたと言われるほどの大騒ぎを引き起こしたまことに極端な例である。

6.4 核拡散との関係

核兵器能力の拡散という見地からは，単純な動力炉グレード・プルトニウムの蓄積よりも，プルトニウム抽出施設を含んだ核技術能力の拡がりに関心事である。具体的にはこの両者を区別する意味はあまり無く，従って拡散問題全般が特に米ソを中心として大きくとり上げられるようになった。核防条約の体制が定着して先進工業国の間では核武装に対する意欲が薄れ，他方インドを例として政治的威信の為に核を求める開発途上国の数が増して来た為にこの点が一層強調されるようになった。特にアメリカは，エジプトとイスラエルに動力炉ならびにその燃料としての濃縮ウランを提供する約束をニクソン大統領がしたことに対して議会から厳しい批判が出た為に，改めて拡散防止対策の再確認を求められる結果に到った。

拡散防止を図る表向きの道具としては国際原子力機関による保障措置であり，これを更に拡大強化する必要が強調された。更にアメリカ国内では核物質がハイジャックされて，非合法団体が治安を乱し社会の不安を作り出す手段に使うことが強く懸念され，これに対抗する方法として物的防護(Physical Protection)が法的に要求されるようになった。

た。アメリカがこれを国際的レベルで推進することに強い関心を示していることは第3章でも述べた通りである。

これら2つ、すなわち保障措置と物的防護を核物質や原子力器材を輸出するに当っての条件とする考えが強く前面に押し出されるようになった。国際原子力機関による保障措置を輸出の条件とすることは既に核防条約第3条2項に打出されて居り、過去2年余にわたり禁輸品目の国際的なリスト作成が進められた。ジルコニウム、鋼製压力容器などを含む広汎な禁輸リストが完成している。今回の米ソの動きは、これに更に Physical Protection の要請を加えることで一段と締めつけを強化しようとするもので、1975 年に入ってから、米、ソ、日、西独、フランス、イギリスにより共通政策合意の為の秘密会議が開かれるに到っている。フランスからイランへ、西ドイツからブラジルへの輸出に対して特にアメリカが神経をとがらせていることは明らかである。このほかに具体的な問題としてはイラン、韓国、ブラジルに建設の可能性のあるプルトニウム抽出工場をいかにして国際管理の下に置くかが米国にとっての重大な関心事となっている。

アメリカ国内では、保障措置と物的防護の要請が安全問題と並ぶ重要課題としてとり上げられるようになった。特に、プルトニウムの取扱いに対する規制は厳重となり、具体的な規制方式が当分決定出来そうも無いとの理由からプルトニウムを軽水炉燃料として再循環する技術の実用化は少なくとも1978 年までは取り止めとなった。これは凝縮サービスにおいて20%、原料ウランについて20%の節約が可能な筈の技術であり、この決定のエネルギー資源に与える影響は極めて大きい。また使用済燃料を再処理してプルトニウムを抽出する工場とこれを原子炉燃料として加工する工場とは同一敷地に設置すべきだとの意見も強く、燃料サイクル産業の自由度に大きな制約要件となることが予想される。

アメリカにおいては核兵器生産の分野で、厳しい規制と機密保護を実施して来た実績がある。この為規制当局は比較的スムーズにこの種の考えを受入れられるのに対して、その影響を直接受ける電気事業者側は、この規制が原子力発電にどれほど大きな制約を与えるかについてまだ十分認識していないきらいがある。いっぽうアメリカでこれだけ重きをなし始めた政策は今後世界各国に次第に広まることが予想され、これに対しては特に注目を続ける必要がある。

なお国際原子力機関による保障措置については核防条約3条に従って次第に多くの国々

と保障措置協定が結ばれるようになり、今後は実績が増えて行くこととなろう。実際には世界の原子力産業のすべてに対して査察の有効性を維持することは大事業であり、国際原子力機関の限られた予算と人員をもって処理し切れない状態に立到ることが考えられる。この為に同機関としては各国夫々が核物質計量管理の為に国内制度を充実して、これを国際査察の補助手段とすることを慫慂としている。ユーラトム諸国はそのような国内制度に更に自己査察の能力をつけ加えた形で国際原子力機関の承認を得ており、わが国もこれと全く同じ形式の協定を1975年2月の交渉によって約束されている。この方式が具体的にどのように作動することになるかはまだこれからの問題である。

6.5 原子力産業の輸出

1974年のインドの核実験に引続いて、関係各国は結局有効な制裁手段をとり得なかった。一つにはあの実験によってインド自身はいかなる国際約束にも違反する形にならなかったという「抜け道」のせいである。この為に「核爆発平和利用」をいかに規制するかが問題となり、1975年7月ジュネーブの軍縮委員会では特にこの問題がとり上げられた。核防条約がいかなる核爆発をも禁じている以外は、他の原子力平和利用協定は軍事利用を禁止しているのみだからである。平和利用核爆発について核防条約の非加盟国に対しては一般的な禁止手段が無いことになる。

それにしても、問題となった重水型実験炉をインドに売却したカナダは正式の抗議は行なったが、現在建設中の重水動力炉に関する技術サービスの引き揚げにまでは到らなかった。アメリカは自国が供給したトラブル沸騰水型発電所の燃料が核爆発装置に原料を供給することにならぬよう保証を求めはしたが、それ以上特に目立ったアクションはとっていない。この点について議会で追求されたのに対して米原子力委員会の関係者は、

「原子力機器の売り手はアメリカ合衆国だけとは限らず、もしわれわれが売らねば他のどこかの国の原子力産業の輸出の実績が上がるだけであろう」という主旨の答弁をしている。輸出産業としての原子力のウェイトが増えるにつれて、前述の拡散防止の観点とはコンフリクトを起こす結果となって来ている。

実例によって考えると次のようになる。

イ) イラン～100万キロワット級原子力発電所3基(フランス)、同2基(西ドイ

- ツ) 数基(アメリカ), ウラン濃縮事業への投資を通じて濃縮ウランの確保(アメリカ, フランス), 使用済燃料再処理工場,
- ロ) エジプト, 大型動力炉(アメリカ)
- ハ) イスラエル 同上 (アメリカ)
- ニ) ブラジル, 大型動力炉, ウラン濃縮施設, 再処理施設(西ドイツ)
- ホ) 韓国, 大型動力炉(アメリカ, カナダ), 再処理施設(フランス)
- ヘ) 台湾, 大型動力炉(アメリカ), 再処理施設。

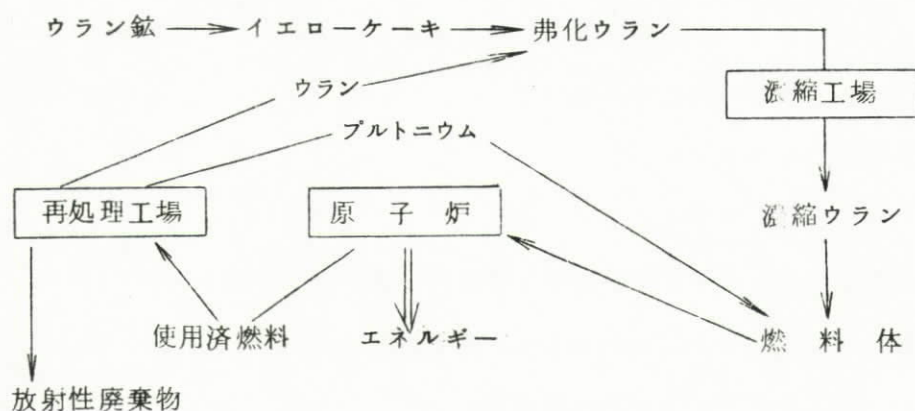
これらの商談がすべて成立するわけでは無く, またこれらの国がすべて核の拡散につながるわけでは無いが, 夫々世界軍事情勢のセンシティブな場所であったり, 或いは核兵器保有への志向を言明している国に対して原子力先進国が器材の売り込み競争を行なっている事実には変りはない。石油価格の高騰以来悪化した貿易収支を改善する方法として, 或いは産油国からオイルダラーを引出す手段として, このような売込競争は今後とも更に激化するものと考えられる。

6.6 核燃料サイクルへの反省

核燃料サイクルの概念は原子力平和利用の初期に形成され, そのまま今日まで伝えられてきたものである。核兵器生産のフローシートとしては次の2つが存在した。

- i) ウラン鉱 → イエローケーキ → 金属ウラン → 燃料体 → (原子炉) → 使用済燃料 → (再処理工場) → プルトニウム → 兵器
- ii) ウラン鉱 → イエローケーキ → 弗化ウラン → (濃縮工場) → 濃縮ウラン → 兵器

エネルギー発生手段として原子炉が登場すると, 上記2つのフローシートが組み合わさって次のように燃料サイクルが形成された。実際には再処理以降のサイクルは商業規模ではまだ実現されていないにもかかわらず燃料サイクルはあたかも実在の産業のような取扱いを受けていたのである。



このようにシステムを組み直した時には、

- a) エネルギー コスト（原子力発電コスト）を出来るだけ低くする、
- b) ウラン資源の最も有効な利用をはかる（プルトニウムを燃料として使う）、

という2つの最適化条件が同時に満足されるだろうという暗々裏の仮定があった。資源を最も有効に使う技術はプルトニウムを燃料とし、消費する以上の量のプルトニウムを生産する高速増殖炉であると考えられていた。

燃料サイクルを軽水炉について考える時、これらの前提が必ずしも同時には成り立たないかも知れないという疑惑がこのところ強くなって来た。

イ) 燃焼度の高い酸化ウラン燃料の再処理は兵器で慣れていた低燃焼度の金属ウランの場合より遙かに難かしいことがわかった。保障措置、物的防護、安全性と問題が重なって商業規模の再処理工場の稼働見通しは世界的にも悪くなっている。

ロ) 放射性廃棄物の処理は環境汚染の防止という観点からますます厳しい条件がつけられるようになった。

ハ) 長年にわたる技術開発にもかかわらず、高速増殖炉実用化の見通しは遅れる一方であり、また高速炉による発電コストはあまり安くならなそうである。再処理やプルトニウムの取扱いに問題があるようでは高速炉への道はますます遠くなる。

ニ) トリウムを燃料とする可能性の高い高温ガス炉の開発は多くの難問に出遭って仲々進もうとしない。

ホ) 以上の技術的問題に加えて財政上の考慮も大きい。エネルギー技術開発資金の総枠の中で原子力は石炭液化や太陽熱と競合しなければならない立場になって来た。エネルギー産業自身は以前と比べて遙かに厳しくなった経済条件とインフレの下で生産施設への

投資を続けねばならない。原子力初期の巨大科学時代を支配していた「技術は不可能を可能にする」という信念はもはや無条件では通用しなくなったのである。

このような情勢の変化を通じて原子力産業の中には「発電コストを低く抑え、現実の発電量を増やす」立場と「高速炉を本命として資源の有効利用を図る」立場とが衝突する気配が見えて来た。現実には、使用済燃料再処理以降の燃料サイクルの完成はある程度放棄して発電所の建設と運転に力を入れようとする気運が特にアメリカの電力会社を中心に強まっている。もちろん、再処理や増殖炉を否定するのでは無いが、これらが必ず採算ベースに乗るという前提で原子力産業の拡大を進めるのはあまりにもリスクが大きいと言うのである。再処理の実施を先に延ばすことは、プルトニウムの抽出を遅らせる意味となり、核拡散防止の観点からも興味が持たれている。

既製の燃料サイクルに対するこのような疑念はまだ地平線上に姿を現わしたばかりで、その行先を見届けるにはまだ暫らく時間がかかるであろう。

6.7 資源ナショナリズムとエネルギー外交

もし高速増殖炉の実用化が更に遅れるようだと、それまでの間は軽水炉が世界の主流を占めることになるであろう。高温ガス炉が登場すればトリウム資源を燃料とすることが出来、また発電ばかりで無く核分裂から発生するエネルギーを直接に工業熱源として利用するなど種々の可能性が増えるのではあるが、前にも述べたように技術開発にはいろいろ問題があり、限られた原子力産業の能力の中でもう一系列新しい技術と燃料サイクルを作ることが可能かどうかは疑問である。この意味で、今日世界中に400基以上運転、建設されている軽水炉が少なくとも今後20年間の本命とされている。

一般にプルトニウムの燃料化が遅れるとそれだけウラン資源への依存度が増すことは明らかである。天然ウランの99.3%を占めるウラン238が炉内で中性子を吸収して出来るのがプルトニウムであるから、これが使えないということは僅か0.7%しか含まれないウラン235が燃料の主役だということになる。しかも原子炉物理学の理論により、実際にはそのまた半分、すなわち0.3%ぶんぐらいしかエネルギーとしては実現出来ない。

このようなペースでウランを消費して行くと全世界では累積所要量が

1985年 8.5万ショートトン

1990年	180万ショートトン
2000年	500万

ということになる。計算は仮定のとりかたでいろいろ違って来るのであるが、大略の目安として考えるにはこの程度で良いであろう。これに対して世界の低価格ウランの埋蔵量として知られているのは

確認資源	200万ショートトン
追加可能資源	200万

といった程度である。いったん建設された軽水型発電所は寿命である30年間にわたってウランを必要とするから、不足の程度は上記の数字を直接比較したよりもはるかに厳しいことになる。ここで、「低価格ウラン」と言うのは従来の規準で言うとU₃O₈ 1ポンド当たり採掘費15ドル以下のものを指す。この数字を30ドルまで引上げると更に150万トン程度が追加される。

このことから以下のように幾つかの問題が発生する。

a) ウランそのものは世界中の海水に40億から50億トンも溶けているといわれるほど豊富な資源であるが、実際には上記のスケールでU₃O₈ 1ポンド当たり60ドル程度より上のものは頁油やタールサンドと同じく、資源回収に伴う廃棄物の量が莫大であったり、回収に必要とするエネルギー投入が資源のエネルギー価値よりも大きかったりして実用的でない。30ドルから60ドルの間の資源は発見されていないので、実際には30ドル以下のウラン資源の採鉱活動を活発化せねばならない。

b) ウラン鉱山、精練施設として今日活動しているものは第2次大戦後の冷戦期間中に兵器用軍需物資として政府の保護の下に開発されたものが主である。自由競争によるウランの国際市場というものは初めてに近い経験であり、採鉱技術も特に近代化されているわけでは無い。

c) ウランが実際に原子炉に燃料として使われる迄には、新しい鉱床を発見してからその鉱山を開発し、精練施設を備え、必要な加工を実施する等の手続きの為には8年のリードタイムを必要とする。大雑把に言うと、今日から8年後までは既存の鉱山と既存の精練施設から供給を仰がねばならないのである。いっぽう、今日採鉱活動を開始したとしても1983年にならなければ製品を市場に出すことは出来ず、もし高速増殖炉時代の到来

が早まるとその鉱山の経済寿命は非常に短いかも知れない。

d) 実際には増殖炉時代が遠のき、プルトニウムを軽水炉燃料として使用可能となる日も遠ざかった為に、1975年になってウラン採鉱への関心が急に高まってきている。リードタイムが長く且つ必要とする投資額も大きいので、実際にこの分野に進出しているのは国営企業と大石油資本が中心である。

e) このような傾向はまだ始まったばかりで大きな力にはなっていない。既存のウラン生産業者にとっての売手市場はまだ当分続きそうであり、市場価格もU₃O₈ ボンド当り20ドルから25ドルが普通となってきた。いっぽう、既知の低価格ウランは以下の諸国に集中している。

カナダ	23%
フランス	3%
南ア	10%
アメリカ	38%
オーストラリア	7%

精練施設についてもほぼ同様な状態であり、これら5か国の市場独占率は極めて高い。

1974年頃からアメリカを除いた4か国の間でOPECふうの生産者カルテルが結成された模様である。アメリカは独占禁止法の関係から加入して居らず、4国政府と大手の鉱山業者であるリオチントジンク(英)の代表が半年毎に会合して価格ならびに生産量の調整について話合っていると伝えられる。当然単純な利潤追求の目的だけではなく、資源を国際間の取り引きに際して出来るだけ有利な手段としたい意向である。特に地理的にもわが国に近く、各種天然資源の供給国であるオーストラリアは現労働党政権の下でウランに関する資源ナショナリズムの傾向が顕著であり1974年、当時の田中首相の豪洲訪問の際にも会談の主要アイテムとしてとり上げられたほどである。

ウラン資源と並んで軽水炉燃料に不可欠なものは「濃縮サービス」である。軽水炉の中で使う為には、天然には0.7%しか含まれていないウラン235を2乃至3%まで濃縮する必要がある。その為には特殊な技術と高価な工場を必要とする。このような施設を所有、運転していたのは長い間核兵器保有国に限られていた。その中でも商業規模でウラン濃縮を実施する技術と施設はアメリカとソ連に限られ、現在でもアメリカは西側諸国に対し、

ソ連は東欧諸国に対して濃縮ウランの独占的供給者となっている。実際問題として、ウラン資源を手に入れても濃縮が出来なくては軽水炉を動かすことは出来ないのであるから、他の国々に対する米ソの立場は極めて強力なものである。

米ソの現有濃縮施設はいずれも核兵器計画が水爆中心に移行した為に生じた余力を利用したものであるが、原子力発電計画が世界的に拡大すると共に1980年代の初期には需要が供給を大巾に上廻ることが明らかとなり、新施設の建設が必要となって来た。この為に発生した問題点については「世界の核と日本1974年版」第6章に説明したが簡単に述べると以下のようなものである。

イ) 本当に商業目的で企業ベースの大規模濃縮工場を建設、運転した経験は世界中誰も持っていない。従って各国ともそのような施設の建設等に伴うリスクをどのような形で分担するかが大きな問題となった。

ロ) 濃縮の技術は軍事機密とされ、ヨーロッパ諸国相互は比較的自由であるが、アメリカは実質的には絶対外部に洩らさず、ソ連に到っては工場の所在地ならびに容量すら明らかにしていない。国内に機密保護の立法を欠いているわが国は一層不利であり、外国からの技術導入は極めて困難である。

ハ) 従来の濃縮技術はガス拡散法と呼ばれ、35億ドル程度(1976年ドル)を工場の最小経済規模として必要とし、電力の消費量も非常に多い。ただし多年の実績を持ち、実証された技術である。遠心分離法は拡散法の三分の一程度の工場で採算規模に達し且つ電力消費も約10分の一で済むなど利点があるが未だ大規模の実証試験を了えていない。遠心法のほうが工場建設に要するリードタイムも約5年程度と拡散法の6年よりは短い。レーザー濃縮法はさらに技術的利点が多いが、開発段階は遙かに遅れている。これらのどの技術についてもアメリカが最も進んでいる模様である。

ニ) アメリカにはウラン濃縮の独占的供給者としての地位を引続き確保したい意向があり、いっぽう西ヨーロッパ諸国や日本には自主技術による工場建設を目指すと共に出来るだけ供給源の多様化を望んでいる。これと同時にカナダ、オーストラリア、南阿などのウラン産出国は資源の付加価値を高めて輸出面での有利な地位を確保する目的で濃縮工場の建設を指向している。カナダ、オーストラリアの2国は他国の技術の利用を考え、南阿は自力で技術開発を進めている。これら関係国のすべてにとって工場建設に要する資金の

調達が大問題である。

現在のところ各国の状況は次のようになっている。

アメリカ 政府所有の拡散工場3つは17,500トンSWU/年の容量を持ち、1985年には、27,700トンSWU/年まで拡張の予定である。1983年頃には第4工場を必要とし、その後2,000年までに計55,000乃至80,000トンSWU/年の容量を追加する必要がある。民間計画としては、UEAが1983年までに9,000トンSWU/年の拡散工場を、エクソンを初めとする3グループが夫々3,000トンSWU/年級の遠心工場を考えている。

ソ連 約8,000トンSWU/年の拡散工場を所有し、必要に応じて拡張を行なう旨述べている。

フランス 軍用に300トンSWU/年の拡散工場を所有、スペイン、イタリー、イランと共同して1981年に9,000トンSWU/年の拡散工場EURODIFを運開するつもりで建設中。

英国 西独、オランダと技術をプールして1980年には2,000トンSWU/年の遠心工場を計画。1985年には10,000トンSWU/年の予定と伝えられていたが、最近3国間の足並みが揃っていないとの噂もある。拡散法では300トンSWU/年の軍事工場を所有。

西ドイツ 上記遠心法によるパイロット、プラント並びに計画のほか、ノズル法の技術を保有。

南阿 ノズル法と同等の技術によりパイロットプラントを建設。

中国 200トンSWU/年規模の軍用拡散プラントを所有。

カナダ 安い水力電気を利用して拡散工場の運転に関心があり、アメリカ、フランスと折衝。

オーストラリア フランスと共同検討会を実施、欧州3国のURENCOに接近したが、いずれも実を結ばず、最近はやが国に接近してきている。

日本 動燃事業団の遠心分離法は1978年にパイロットプラントを計画。アメリカのUEA計画検討に300万ドルを出資した。

濃縮に関するこれらの動きの中で近年大変目立っているのはイランである。フランス中心のEURODIF計画に約10%出資、第2EURODIF計画が実現すれば25%出資、米国のUEA計画には20%出資を計画している。イランの原子力計画そのものが多少の疑惑の念を持って見られていることに加えて、いわゆるオイルダラーの投資先として濃縮事業が受入れ側にとって妥当なものであるかどうか、石油を含むエネルギー外交の一環として今後問題と呼びそうな形勢である。

アメリカ自身は今後の濃縮産業をどのように取扱って行くか長い間状況が混乱していた。特にこの分野における政府の役割りを如何に規定すべきかについて問題が多く、この為対外的にも政策が不在であるとの印象を与えていた。エネルギー外交の中における濃縮ウランの位置づけは初めから明らかで、1974年2月のワシントン会議以来IEA（国際エネルギー会議）の場などでキッシンジャー國務長官が度々強調して来たところである。しかしながら濃縮を純民間企業に直ちに移行させるには特に資金調達と供給保証面で問題が多く、この為政策決定の最終判断が大統領個人に委ねられるに到った。

1975年6月末に公表された方式は、民間企業による濃縮をアメリカ今後の基本方針とし、但しプロジェクト不成功の場合には政府がバックアップして顧客に対する供給保証を政府が肩代りしようとするもので、この為に必要な資金として80億ドルの支出権限をエネルギー研究開発庁(ERDA)に与えるよう議会に要請している。第4工場そのものからの生産品の需要は大半がアメリカ以外の国に対するものであり、この為アメリカの濃縮企業に対する外国資本の参加を呼びかけている。民間濃縮計画には拡散法も遠心法もあり得るわけで、拡散法のほうがUEA計画として既に形を成しているのに比べて遠心法はまだはっきりした計画が無い為、早急に遠心法による実規模プラントを提案するよう民間に要請をしている。

アメリカの新濃縮政策の行方は今後議会の承認等も必要であるのでまだ予想はしがたいが、いずれにしてもこれを契機としてアメリカの民間濃縮工場への外国からの資本参加が具体的問題となることは明らかであり、エネルギー外交の見地からもその成り行きが大いに注目される。

第7章 核に関する雑誌記事の内容分析

7.1 核に関する内容分析の概要

核に関するわが国の関心，論調を明らかにするため，昨年報告に続き，1974年8月より1975年7月迄の週刊および月刊の総合雑誌を23誌とりあげ，その内容分析を行った。

過去1年間，世界での核兵器配備とそこでの問題が，米国議会でのラロック氏の証言をきっかけとしてニュースとなったこと，また核拡散防止条約の批准問題，アメリカのベトナム撤退とその後のアジア安全保障など，核をめぐる政治・経済・外交上の主要な課題が次々と論議の焦点となっている。それは，今迄に述べられた世界の構造変動と，核の持つ意味の変容，そして国民の意識が変わろうとしていることに結びついている。この中で，戦後30年，国民レベルでの十分な論議にはなっていない日本安全保障，防衛体制が正面きってとりあげられようとする兆候がみえている。

このような動きを反映して，総合的分析，ニュース記事，読者評をも含めて今年の記事数は，昨年の134件の2.2倍，290件にのぼることとなった。とくに一般週刊紙（経済週刊紙と朝日ジャーナルを除く）では，昨年の11件から，93件へと飛躍的に増大している。週刊紙の巾広い普及のパターンからみても，国民的関心や世論を作り出すひとつのきっかけとなることも考えられよう。しかし，世界の戦略的動向と日本の安全保障をふまえて，問題を総合的に分析している論文は，昨年同様依然として少ない。それらには，政党としての政策論議や，学者・評論家によるものが中心であるが，その他の記事を含めて考えても，著者そのものの範囲がかなり限定されている。一般読者等の批評などもほとんどみられないため，核に関する論議は未だ限られた数の専門家の中でのものにおわっているのではないかと考えられる。問題の一般的理解が困難であることがひとつの理由であろうが，安全保障を経済・軍事・外交を組みこんだわく組みの中で正しく位置づけをし，米国やソ連，中国などの核保有国の戦略と，中小国への核拡散などに対するわが国の政策的方向づけを与えるためには，必要な分析・研究を推進することに対して国民的なバックアップが必要であり，そのためには，核に関するさらに巾広い問題の理解を，国民の間に作り出してゆく努力がなされねばならないであろう。

日本の核政策を確立する上で、中心的役割を担うべき国会の論議においても、防衛論そのものは正面からとりあげられず、たてまえ論が中心となっており、さらに自民党内での意見の分裂や、野党の主張にみられる非現実的提言などのために、不毛の国会論議に終わっているという点が、しばしば記事にとりあげられている。防衛をめぐって、アメリカの核の傘と非核3原則の矛盾が、あちらこちらで指摘されており、今後他の多くの問題と結びつき、論議をよぶこととなろう。

核に関連する記事は、次に掲げる大項目に分類し、月別変化として第7.1表に示した：

1 安全保障と軍縮・軍備規制

1.1 安全保障と核

1.2 軍縮・軍備規制

2 核戦略・核兵器開発

3 核実験・核実験

3.1 ニュース解説

3.2 原水爆禁止運動

3.3 その他

4 核の平和利用

記事の総数としては、安全保障と核関連、核戦略・核兵器開発関連、および核の平和利用関連のものが約同数となっており、関心のもたれかたのバランスを示しているようである。記事の中にはいくつかの分類項目をカバーしているものがあるが、これらはその主要テーマとするひとつの分類項目の中にいれられている。

核実験に関する記事は、昨年と比べて少し数が少くなっているが、これは昨年のようなインド核実験、フランスの大気圏ついで中国の地下核実験というメイン・イベントがなかったためであろう。

月別記事数の変化を分類分野毎、そしてイベントがあったときのテーマ毎に分類してみた。注意をしておかねばならないのは、月刊誌ではイベントに対して約1ヶ月遅れて掲載

されるのに対し、週刊誌では余り時日がおくれないで出ることである。またいづれの雑誌も実際の発行日と雑誌の日付は異っているので、データ上では数週間～1ヶ月遅れた形で出ることになる。たとえばラロック証言が日本で報道されたのは10月8日であるが、記事数としては、10月のピークと12月のピークが出ている。12月のピークは月刊誌の記事に対応している。

核拡散防止条約および原子力の平和利用については、とくにその賛否が明確に出るので、記事の内容を賛否で分けてみた。そして賛否それぞれの論旨を記した。それぞれの論点については、相互の間の今後の論議が必要とされるであろう。

	74 8	9	10	11	12	75 1	2	3	4	5	6	7	計													
1 安全保障と軍縮・軍備規制																										
1.1 安全保障と核	4	2	12	4	17	2		6	4	8	11	7	77													
1.2 軍縮・軍備規制	3	1	2	6	2	1	3	4	7	9	3	4	45													
2 核戦略・核兵器開発	5	4	3	3	6	1	1	9	8	5	10	14	69													
3 核爆発・核実験	2	3	4	1	2	3	4	2	1	3	1	8	2	6	1	4	4	6	0	14	21	48				
3.1 ニュース解説																										
3.2 原水爆禁止運動	5		2				1	2	3	2		4	19													
3.3 その他	3	2	2				1	1	1	2	1	1	4	9	10											
4 核の平和利用	1	1						1	1	2	1	2	9													
	2	13	6	7	5	9	5	4	5	2	10	3	71													
計	20	21	25	20	30	13	10	26	28	28	35	34	290													
	8	12	8	13	5	20	6	14	24	6	7	6	7	3	8	18	13	15	8	20	10	25	4	30	108	182

monthly

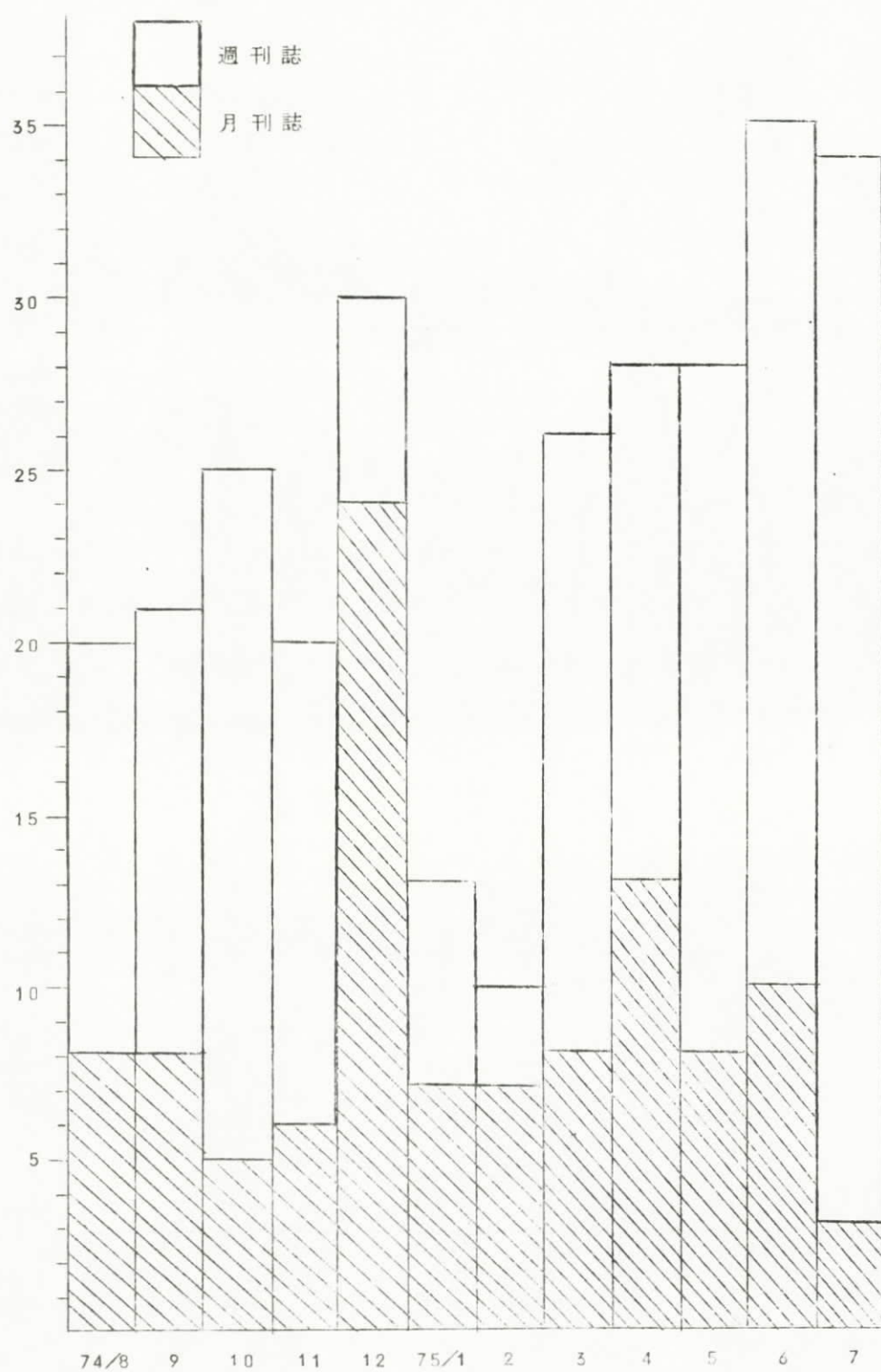
weekly

第8.2表 雑誌別月別変化

		74					75							計
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	
記事数 頁数	世界		2			4	2	2		1	3	1		15
			15			26	28	24		4	22	7		126
	中央公論			1		2	1				1	1		6
				8		16	10				2	8		44
	文芸春秋				1	2		1		4	1	1	1	11
					17	38		33		66	21	1	18	194
	諸君！		2			1			1	3	1	1		9
			26			13			13	42	1	1		96
	自由	1	1		1	1	1		4			2	1	12
		2	10		14	14	16		22			14	3	95
総合月刊誌	現代		1											1
			41											41
	潮			1	1	1		2	1	2	1	3	1	13
				8	8	3		11	2	12	1	23	2	70
	展望													
	前衛	4	1	1	2	8		1	1			1	1	20
		35	4	23	11	14		8	14			4	46	259
	公明	2	1	1		4	2	1	1	2				14
		7	6	10		26	13	7	8	5				82
	月刊社会党	1		1	1	1	1			1	1			7
政党月刊誌		2		6	9	14	9			2	5			47
	エコノミスト	1	3	7	2	3			2	4	6	4	2	34
		5	13	21	15	12			5	4	10	4	2	91
	週刊ダイヤモンド	1	1					1	1			1	1	6
		3	4					5	1			7	1	21
	週刊東洋経済		2		1					1				4
			8		4					1				13
	朝日ジャーナル	1	3	9	5	1	5	2	1	6	3	4	5	45
		3	10	49	26	5	25	9	5	17	15	19	7	190
	週朝日	1		1			1		2		3	4	3	15
週刊経済誌		5		4			6		5		14	6	15	55
	サンデー	2		1					1	1	1	3	3	12
		6		10					1	4	1	12	14	48
	毎週読売刊				1				3				3	7
					8				10				9	27
	週刊サンケイ				1				1	1	1	6	3	13
					2				2	6	2	27	27	66
	週刊現代	1	1						1		1	2	1	7
		4	4						2		1	4	1	16
	週刊文芸春秋	1			1				1		2		1	6
一般週刊誌		5			4				4		5		1	19
	週刊ボス	4	1	1	3	2			2		1		5	19
		17	5	5	15	11			8		4		25	90
	週刊新潮		2	1					3	2	2	1	3	14
			4	4					3	2	4	5	6	28
	記事数	20	21	25	20	30	13	10	26	28	28	35	34	290
	頁数													

第8.3表 核に関する記事数(74.8→75.7)

順位	雑誌名	記事数 頁数	記事内訳							
			1.1	1.2	2	3.1	3.2	3.3	4	
1	朝日ジャーナル	45 190	12	12	3	/	/	/	18	1 安全保障と軍縮・軍備 規制 1.1 安全保障と核 1.2 軍縮・軍備規制 2 核戦略・核兵器開発 3 核爆発・核実験 3.1 ニュース解説 3.2 原水爆禁止運動 3.3 その他 4 核の平和利用
2	エコノミスト	34 91	11	6	8	/	1	/	8	
3	前衛	20 259	8	/	4	/	5	/	3	
4	週刊ポスト	19 90	9	/	9	/	/	/	1	
5	世界	15 126	2	5	5	/	1	/	2	
5	週刊朝日	15 55	1	1	6	/	2	1	4	
7	公明	14 82	6	4	/	/	/	1	3	
7	週刊新潮	14 28	2	/	5	/	/	/	7	
9	潮	13 70	2	4	2	/	1	/	4	
9	週刊サンケイ	13 66	2	/	6	/	1	2	2	
11	自由	12 95	5	2	3	/	/	/	2	
11	サンデー毎日	12 48	4	3	2	/	3	/	/	
13	文芸春秋	11 194	3	2	1	/	1	2	2	
14	諸君!	9 96	2	/	4	/	/	/	3	
15	日刊社会党	7 47	1	2	1	/	1	/	2	
15	週刊読売	7 27	/	1	5	/	/	1	/	
15	週刊現代	7 16	3	/	1	/	2	/	1	
18	中央公論	6 44	2	1	/	/	/	/	3	
18	週刊ダイヤモンド	6 21	/	/	3	/	/	/	3	
18	週刊文春	6 19	2	/	/	/	1	2	1	
21	週刊東洋経済	4 13	/	2	/	/	/	/	2	
22	現代	1 41	/	/	1	/	/	/	/	
		290	77	45	69	/	19	9	71	



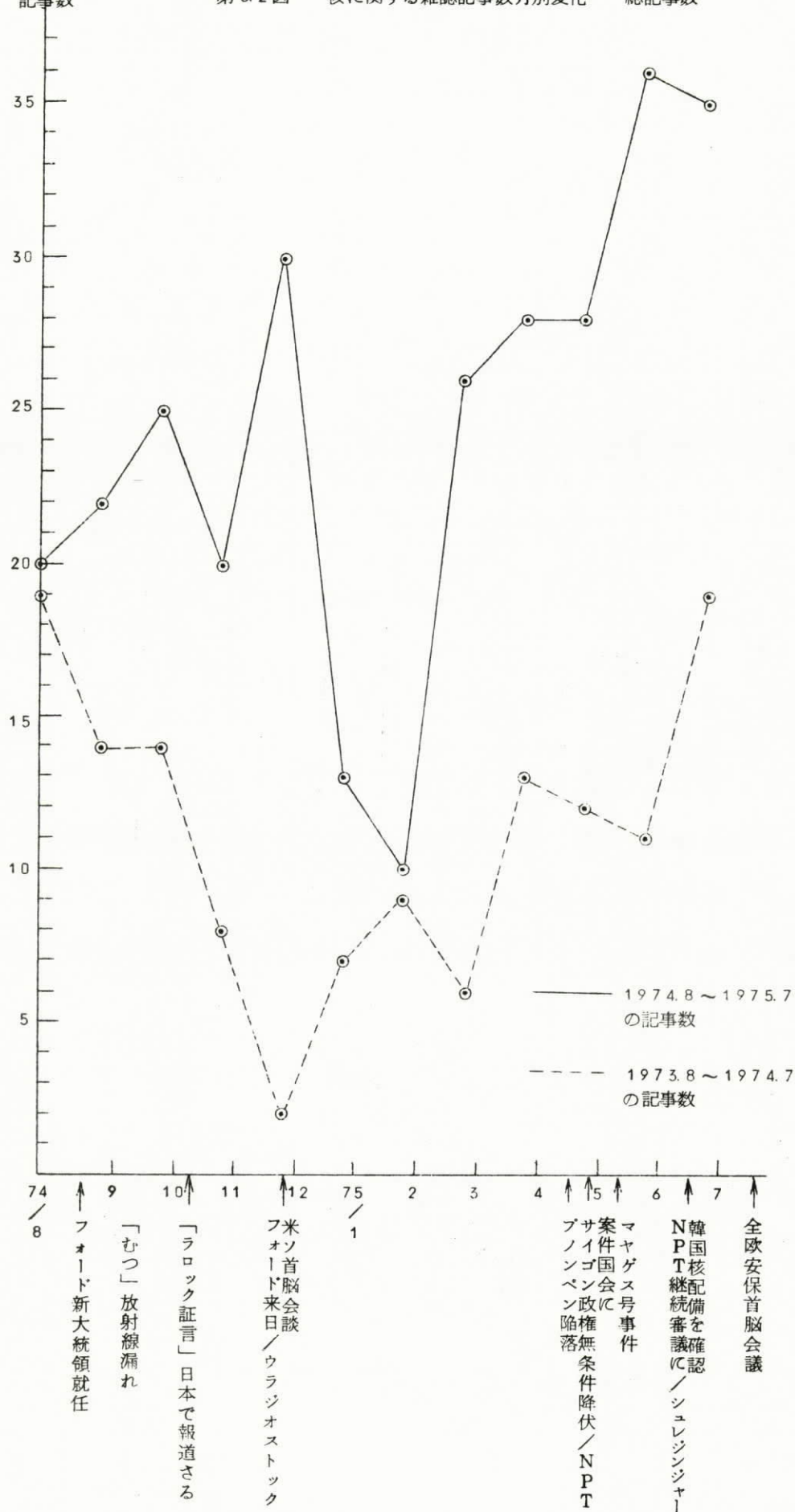
第 8.1 表 核に関連する雑誌記事数月別変化

記事数

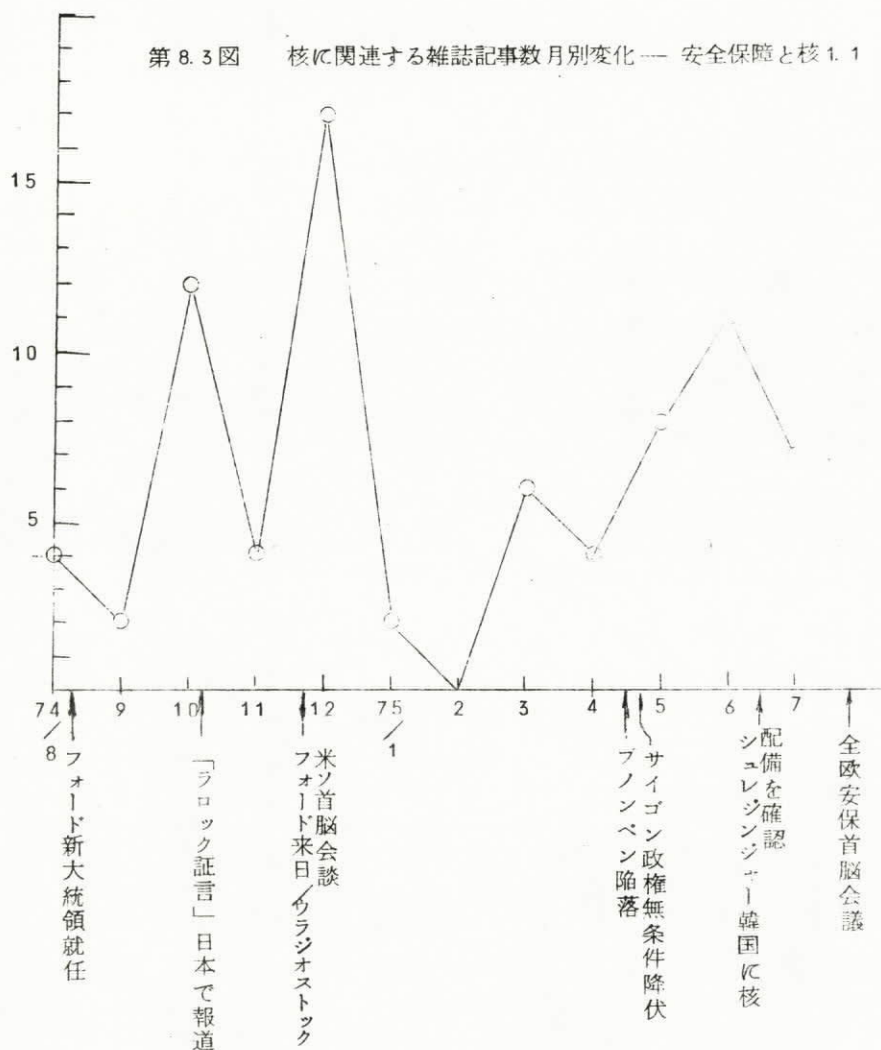
第 8.2 図

核に関する雑誌記事数月別変化

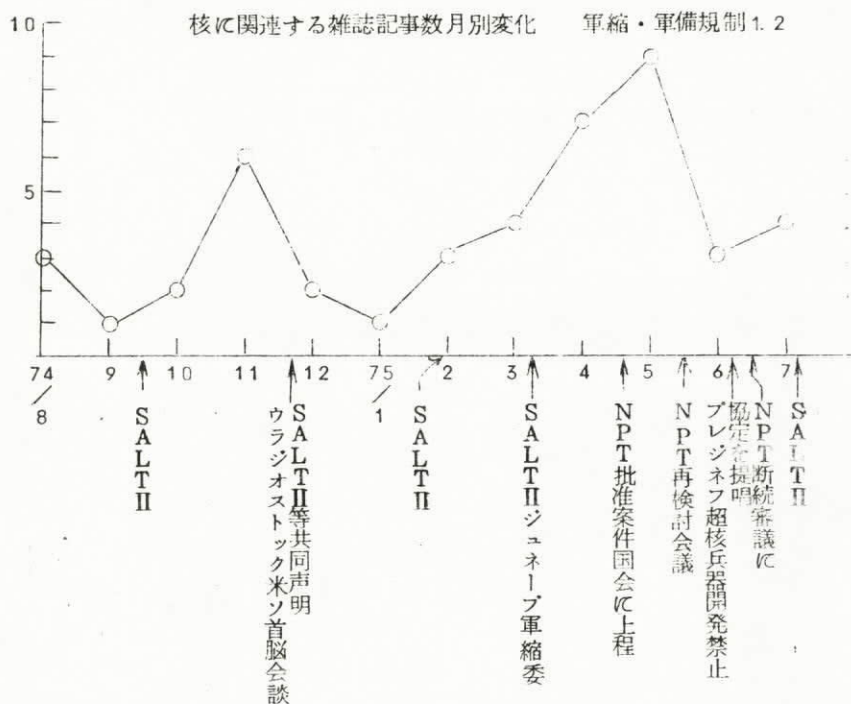
総記事数

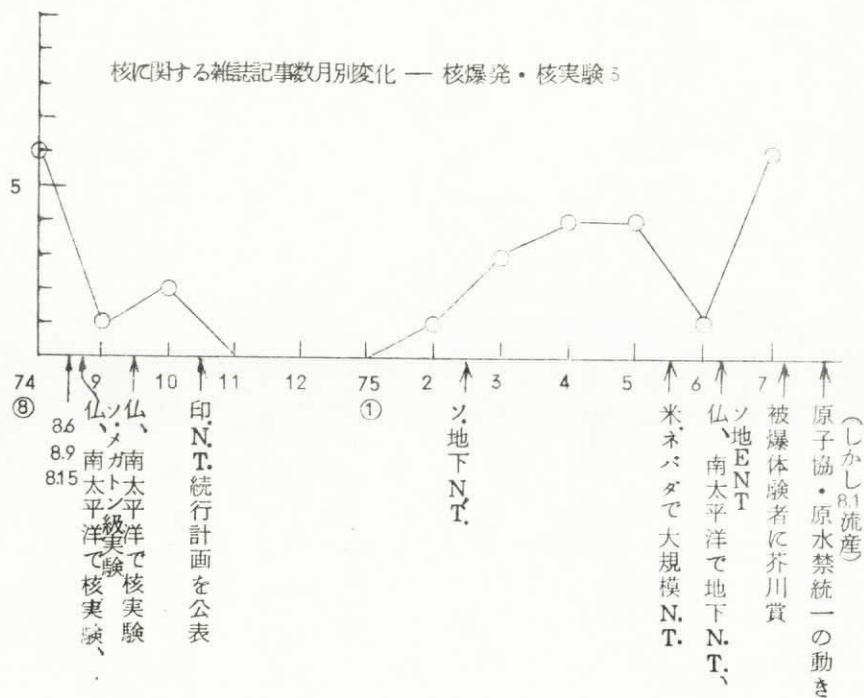
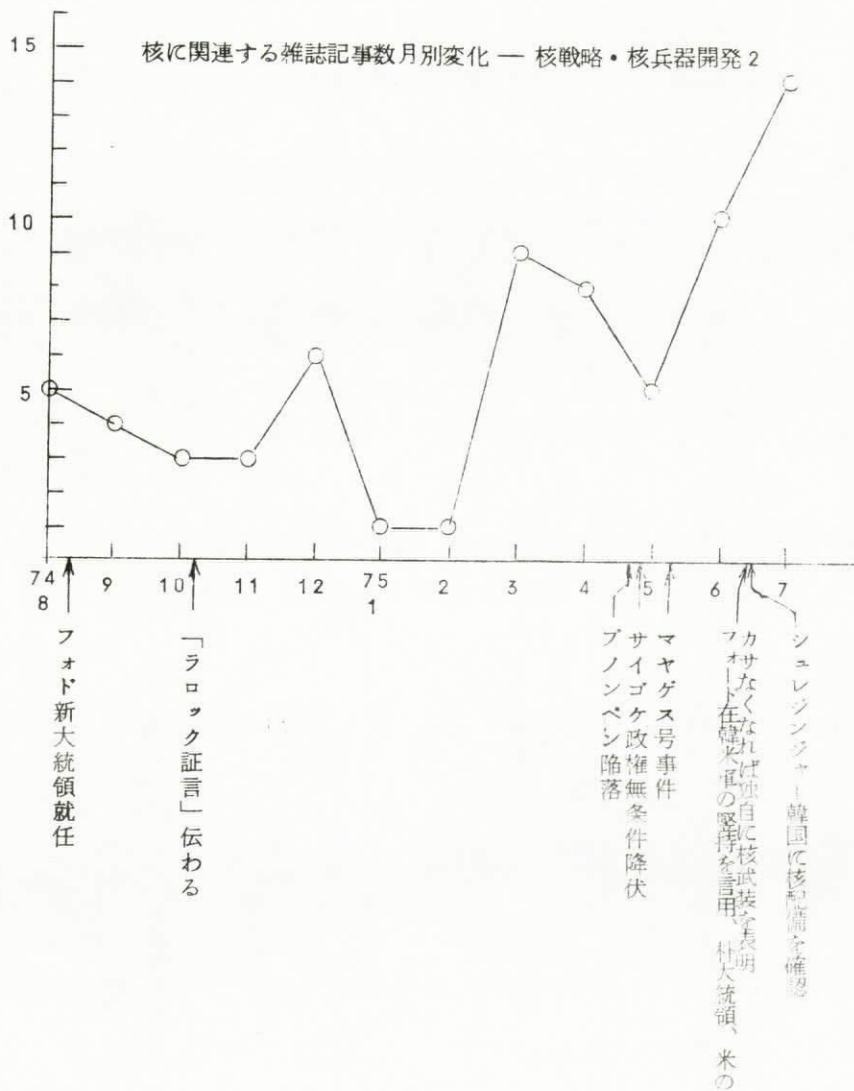


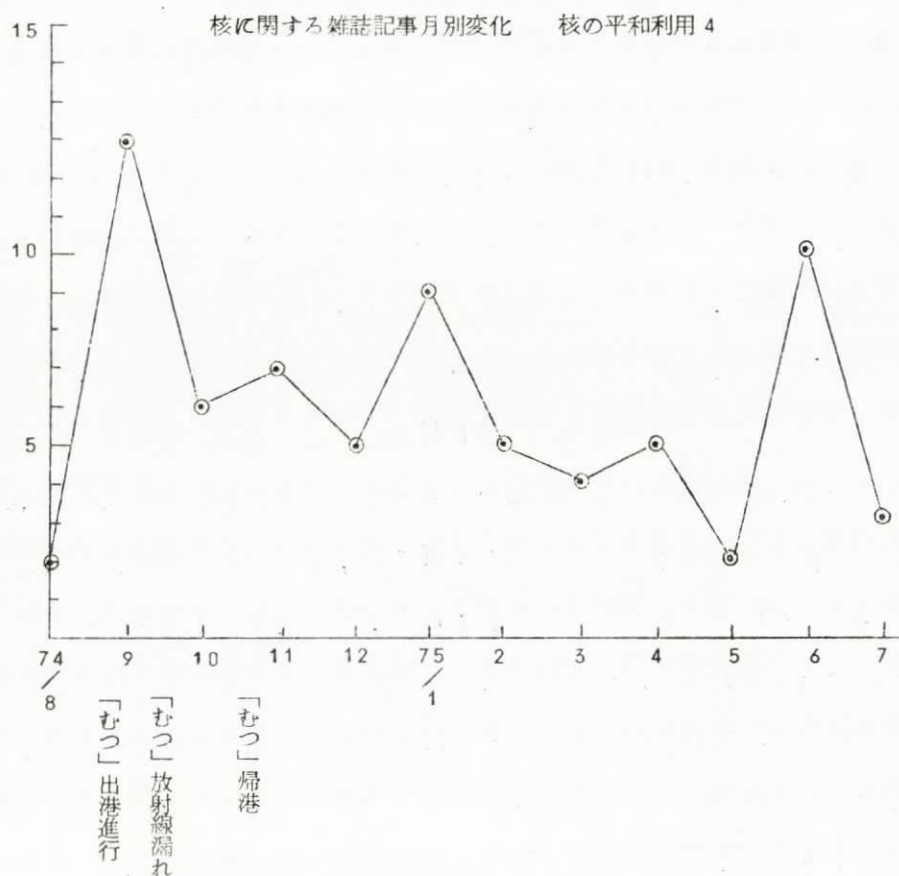
第 8.3 図 核に関連する雑誌記事数月別変化 — 安全保障と核 1.1



核に関連する雑誌記事数月別変化 軍縮・軍備規制 1.2







7.2 安全保障と核をめぐる論議

核に関する週刊および月刊誌の記事が、時流に敏感に反応し、総合的、長期的な視点から独自に分析した論調の少ないことは、前節で指摘したところであるが、「安全保障と核」をめぐる論議も同様に項目別にみるとラロック証言に関連するものが非常に多かった。ラロック証言が公表されたとき、当のラロック提督はソ連を旅行中だったが、真夜中にキエフのホテルに国際電話が入ったのをきっかけに、・・・日本のプレス・アーミーが押しよせ・・・わざわざモスクワまで飛行機で飛んできた人もいた。（文春7.4.12インタビュー）ほどであった。

「・・・私の経験からいえば、核兵器積載可能な船舶は実際に核を積載しているということである。それらの船舶が日本あるいはその他の国に寄港する際に、核兵器をおろすこと

はない」という証言は、これまで、わが国の政府が一貫してとっていた、「核兵器は持ち込まれていない」という主張を否定するものであるが、「発言者が、米海軍の少将様であり、核兵器を現実的に管理した経験を有する専門家である・・・証言全体は権威ある米議会の要請に応じて「アメリカの真の安全保障について」信頼ある専門家の卒直かつ正確な“核”についての具体的な報告・・・」（朝日ジャーナル・74.10.25）と受けとめられた。

その意義について「ラロック証言の内容は、他国への持ち込み、戦術核事故の可能性、空における核の危険性、核管理の杜撰さなどであり・・・この証言の重さは、核の垂直拡散の実体と問題点を提起したことにある。・・・この証言が非公開にされず、公開されたことは、・・・アメリカ側の造成的漏洩と理解すれば、70～80年代の新戦略展開期において「核ぬき」という日本の政府の米戦略に対する歪曲状況を正しいものに直し、核安保という形でしか成立しえない日米安保体制の“実像”を、すべての日本人に再確認せしめようとしたもの、ともいえる（同前）、という見方、さらには「ラロック発言は、権力によって世界的心理戦争のために巧妙に利用され、演出されつつあるのではないか。・・・これは迫りくる世界恐慌への対策の一環である・・・予想される破局にさいしての、世界的混乱化と分散化を防止する唯一の可能な道は、これも成否はともあれ、世界のいたるところでアメリカの核軍勢力の決定的優越をあらかじめ誇示しておくことだ・・・」（エコノミスト74.11.12）というセーセショナルな“うがった”意見も出された。

多くの雑誌が、このテーマを扱ったが、ひとにぎりの“専門家”の意見が、あちこちに発表され、増巾される。という雑誌もみられた。ラロック証言の重要性は否定しないにしても、もし、この議事録がワシントンで報道陣に渡されたのは5日（日本時間）で、受けとりにいったのは、日本のマスコミでは共同通信と読売だけだったらしい。要約には日本に関連したことが収められていず、本文をたんに読んで読まない限り、この部分（註：日本への寄港の際に核兵器は取り外さないという部分）は見つけ出すことができない・・・共同のワシントン当局が、この議事録をもらいに行かず、或は綿密に読まなければ、ラロック少将の重大証言は陽の目を見ないまま、日本人に知られずに終わつたろう”（潮74.12）ということが事実とすれば、この証言は、アメリカがそれほど意図的に流したともいえないのではないか。そうとすれば、日本の論議に過敏でうがちすぎるところはなかったかという感じもする。必要なことは冷静な分析ではなかったか。それはともかく、“日本

の核アレルギーへのショック療法でキッシンジャーの戦略。”といううわさ（サンデー毎日）も流れたし、これを契機に“日本に核はどれだけ持ち込まれているか”といった記事が、あちこちにみられた。もともと、その内容は、もちろん、核兵器の存在を示すものではなく第7艦隊の核装備可能な船舶の入港の状況といったものであるし、“ミッドウェー乗組員の証言。”という“衝撃的。”な見出しの記事も、証言者の氏名階級はもちろん明らかでなく肝心のところは“本物の核兵器を扱うにふさわしい細心の注意を払って取り扱われている核爆弾が、「ミッドウェー」には積み込まれている。この核爆弾は、長高の慎重さと厳格さをもって扱われている。これが本物の核爆弾ならば、「ミッドウェー」は十分な核を積んでいるといえるわけだ”というように、あいまいである。

ラロック証言と、日本の安全保障の関係をとりあげた論文は、あまり多くはない。「核兵器の拡散は、米ソ独占の第1期，中仏など2級国の出現した第2期，インドなど第3世界にも拡散しうるようになった第3期を経て，核ゲリラが可能な第4期に入った。ラロック証言は，世界に展開しているアメリカの核の管理がルーズなことを指摘する。・・・非核三原則の遵守は，核増殖の転移に対する唯一の免疫機構である」とし，アメリカの核戦略体制から離脱し非核三原則の確立を求める意見（世界74.12.関寛治）や，「日本の非核政策のうち，「持ち込ませず」があいまいであったことが，ラロック証言で表面化した。・・・核拡散には，数発核兵器国問題とか，未実験核開発国問題あるいは核ゲリラや核ジャックなど，多様な問題が出てきた。核拡散防止対策も多角的にならざるを得ないが，重要なことは，核大国の核軍備であり，わが国が，これを主張する場合には，その前提は，非核の原則を確立することである。（公明，74.12.前田寿）という主張がみられた。

インドシナ情勢の急変や，三木内閣成立後，初の首脳会談である宮沢外相の訪米などに関連しての，安全保障と核の論議は，あまりみられなかった。インドシナ情勢の変化に対しては“これまでのアメリカ外交は軍事力を使って直接介入するのだから，それは一種の世界政策ではあっても，本当の意味の外交とは呼べない。それがこんどのインドシナ外交で初めて大きなしっぺ返しにあって撤退した。ここで初めてアメリカの東南アジア政策，外交が始まるとみていいんじゃないか”（朝日ジャーナル座談会，75.5.9木村前外相）という受けとめ方がされ，日本外交について“資源，食糧，海洋問題をめぐって，もつと広い国際協調を進めねばならない新しい外交局面が出てきた。旧式の外交概念では間に合

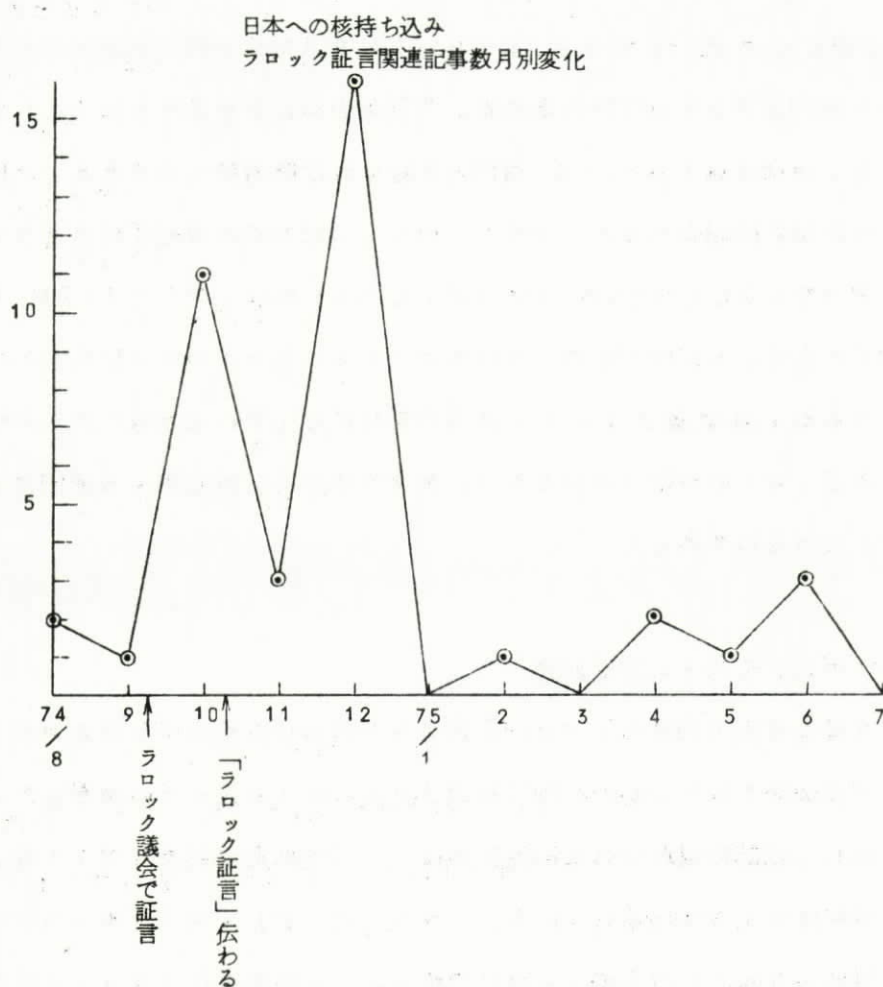
われない。これに日本外交がどう対応していくかが、ますます重要になってきた”(同前)という指摘がなされた。宮沢外相の訪米については“(核防条約反対派をなだめるために)日米安保の再確認を求める一方で、インドシナ問題では、アメリカとの認識の差をはっきりさせようとする矛盾がある。(自由・1975.6)という見方が強いようであった。このような、日本の矛盾について、米ニューズウィーク誌のブリンクリィロジャーズ記者は「アメリカは、平和の保障を核の抑止力に頼っていることは明らかである。・・・日本がアメリカの核のカサに入りこみ、繁栄をつづける一方で、核アレルギーをふりまわし、大国の果たすべき世界の平和への戦略(ノーブレス・オブリージュ)を果たさないことに、キッシンジャー博士は、予想以上に激しい嫌悪の情をもっている。しかし、その一方で、キッシンジャー博士は、日本が核をもつては大変だから、非核三原則にしがみついていくことは幸いだと思っている・・・」と分析し、また「日本が核兵器を持とうと決意する条件は、中ソ同盟が復活し、日本の経済的影響力をアジアの中に封じ込め、西欧的な色彩を、そこから駆逐しようとした場合いであろう」と予測し、更に「好むと好まざるとに拘らず、超大国の一つとなってしまった現状のなかで、もっと現実的な意味のある話し合いの席について欲しい」と指摘していることは、世界の中の日本の立場を浮きぼりにしたものと注目される。インドシナ情勢の変化に伴い、アジアでの日本の役割、アメリカのアジア戦略の変化への対応あるいは、別章でとりあげたアメリカの核戦略の変化との関連など、新しい情勢に対応する日本の安全保障と核の問題について、日本のとるべき政策について、適切な提言がみられないのは残念である。「楽園は終わった」(文春75.7)という記事は、“アメリカはベトナムを見捨てた。アメリカを信じることはできなくなった”とし、“日本を20年間もしばる核防条約の批准をなぜ急ぐのか”と主張している。しかし、その主張の中には、“核防条約に入れば日本は裸になる。日本が潜在核能力を保持することは、十分相手に威圧感を与えるものである。”というが、この場合相手とはどこなのか、ソ連や中国は威圧感を感じまいし、その他の国々に、威圧感を与えることが、日本の外交を進めるうえでどのようなプラスになるのか。“核拡散は(小国間で抑止力として働くので)、かえって世界の平和をより強固なものとするという見方もある。”というが、この論理を進めると、人類は果てしない軍備拡張戦争をつづけなければならない。現在の緊張緩和の潮流は、その愚しさに気づいた。いわば人類の知恵であり、人類は、そ

の方向に努力すべきではないのか。”中ソ戦争は中国が核を持つことで防がれた”というが、中国はICBMをもたず、わずかのIRBM, MRBMの展開を始めたばかりでありソ連への十分な核抑止力をもっていえるのか。”日本が原爆を生産すれば100発で130億円であり、防衛予算1兆3,000億円と比較すれば経済的なのである。”というが、原爆生産コストの計算に問題があるだけでなく、いったい核兵器の運搬手段はどうするのか。”大量報復戦略をとることができる”というが、そのためには、恐らくICBMやSLBMも必要であろう。わが国が計画しているポストNロケットの開発には2,000億円かかるといわれるが、非脆弱なミサイル体系の整備には、それと比較にならぬ経費が必要だろう。—など、多くの疑問点が持たれる。厳密な事実立脚した、合理的な安全保障の論議を期待したいものである。

7.3 「ラロック証言」に関する雑誌記事

74年9月10日の米上下両院原子力合同委員会軍事利用小委員会における所謂「ラロック証言」の日本に関係する部分が我が国で報道されたのは10月6日の事だった。マスコミは敏感に反応し、雑誌に掲載された関連記事は10月中に週刊誌だけで11件、月刊誌では各12月号だけで13件に達している。「ラロック証言」、又「日本への核持ち込み」に関する記事は75年7月末迄に40件にのぼるが、この中には「ラロック証言」以前に、ミッドウェイの核搭載に関連して、ラロック氏との電話インタビューで「日本への核持ち込み」の証言を得た週刊ポスト(74年8月20日号)の記事と、それへの反響とも言えるエコノミスト(74年10月1日号)の記事が含まれている。記事の多くは、我が国の安全保障と米国の核戦略との関わり方に多かれ少かれ触れており、これを機によりリアルな視点で安全保障の問題を再考する事の必要性を訴えている。又、政府の姿勢と野党の追求の姿勢から国会での核論議がきわめて不毛なものになってしまう事を指摘する記事もある。

ラロック証言そのものの記事は時とともに急速に減っているが、問題は、安全保障と核戦略という次元の中に吸収されていっている。



7.4 NPT批准に関する雑誌記事

74年8月から75年7月迄の1年間の、我が国の核拡散防止条約批准に関する主な出来事を列挙すると以下の如くである。

(74年5月18日 インドの核実験。)

75年2月21日 NPT批准の促進を原子力委と原産会議が提言。

2月26日 NPTの保障協定に仮調印と外務省発表。

4月25日 NPT案件を国会に提出。

5月 5日 NPT第1回再検討会議、ジュネーブで始まる。(30日非核
国安全保障の「最終宣言」を採択し閉幕。)

5月 6日 衆院本会議NPT審議入り。

6月19日 NPT継続審議に。

NPT批准関連の雑誌記事は、74年5月のインドの核実験を機に、盛んに論議される
ところとなった核拡散の脅威の問題・「n番目国問題」や、我が国の安全保障やエネルギー政策の問題などと絡んで言及されているものなども含めて1年間で39件にのぼった。
これを月別に分類すると

74年 8月—5件：批准に賛成—4件

報道—1件

9月—2件：批准に賛成—2件

10月—1件：問題点を指摘，平和戦略を提唱

11月—1件：批准に反対

12月—3件：批准に賛成—2件

問題点を指摘—1件

75年 3月—4件：批准に賛成—2件

批准に反対—2件

75年 4月—6件：批准に賛成—2件

問題点を指摘—1件

賛否両論を紹介—1件

報道—1件

海外記事を紹介—1件

5月—7件：批准に賛成—3件

批准慎重に—2件

問題点を指摘—1件

報道—1件

6月—5件：批准に賛成—2件

報道—2件

海外記事を紹介—1件

7月—5件：批准に賛成—2件

批准に反対— 1 件

報道— 2 件

以上の通りであり，批准に賛成のものは 19 件，反対のものは 4 件，慎重論（早期批准に反対）は 2 件見出される。賛成の 19 件の中には，消極的賛成論，条件つき賛成も含まれており，批准は是とするものの，それらは，核防条約の大義名分は既に失われ，時代遅れのものとなっていると指摘し，NPT の批准はあく迄も全面核軍縮のための第 1 段階にすぎず，我が国はなによりも非核政策の確立を急がねばならないとしている。賛成意見の殆んどが核防条約の不平等性，限界を認めてはいるが，我が国がいつ迄も批准しないことでのデメリットの大きさを批准賛成のひとつの根拠としている。反対意見[※]の根拠としては，条約の不平等性，批准することによって生ずる被査察義務，オプションとしての日本核武装などが見出される。

量的には 15 頁程度のものから囲み記事迄，様々であるが，2～6 頁程度のものが大部分を占める。

NPT そのものは，核に関連するすべての政策を方向づけ，今後の日米関係をも規定してゆく仕組みをもつものであるが，その重要性に拘らず，朝日ジャーナルを唯一の例外として，一般週刊誌には殆ど扱われていないが，このテーマはセンセーショナルな扱いができてくく，一般の人々の理解が困難なためであろうか。

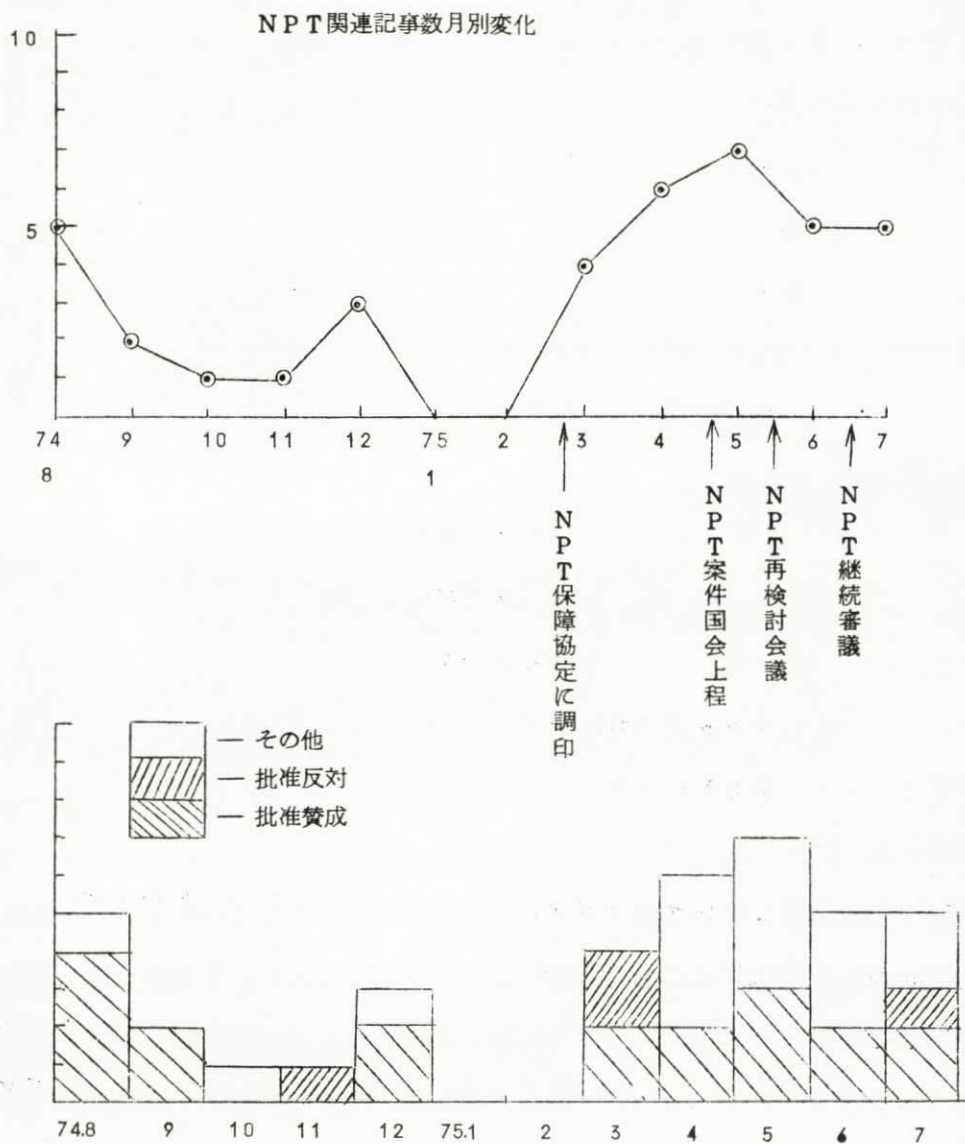
7.5 SALT に関連する雑誌記事

米ソの戦略兵器制限交渉（SALT）を正面からとりあげた記事は 10 件にのぼったが，この中には朝日ジャーナルが 74 年 11 月 1 日号から 11 月 29 日号迄の 5 回にわたって，SALT をめぐる背景，いきさつを叙述したジョン・ニューハウスの「SALT の内幕」の翻訳を掲載したものが含まれている。又，74 年 11 月のウラジオストクにおけるフォード＝ブレジネフ会談の成果ともいうべき，SALT II における米ソの合意点に対する論

※ 自由 74 年 11 月号「亡国の原子力政策」野沢豊吉

週刊読売 75 年 3 月 8 日号「石原慎太郎「核兵器肯定論」の弁明」

文芸春秋 75 年 7 月号「楽園は終わった」生存のための研究会 etc.



.....

評が幾つかある。それらはいずれも、「米ソの戦略核兵器保有量に厳しい上限を設定」する
 というこの合意は核軍備の抑制，戦略兵器の制限協定とはほど遠いもので，質的規制は
 なんら行われていない点を指摘している。

7.6 核戦略・核兵器開発に関する記事

「2.核戦略・核兵器開発」に分類した雑誌記事69件を中心に，トピックを拾い出して
 いくと以下の様になる。

▽ 米国の核戦略・核兵器開発— 29

▽ ソ連の核戦略・核兵器開発— 11

▽ 各国の核政策—

- 英— 1
- 仏— 3
- 中— 5
- 印— 2

▽ 核拡散の危機—

- 核拡散問題全般— 8
- n 番目国問題—
 - 日— 7
 - 韓— 5
 - イスラエル— 3
 - イ ラ ン— 4
 - P L O— 1
- 核ジャックの脅威— 3

▽ 通常兵器と核— 6 (P G M— 3)

▽ 超核兵器— 2

米国の核戦略が我が国，ひいてはアジアの安全保障問題と密接に絡み合っていることから，米ソの核戦略関連の記事は同時に安全保障問題をも包含している。米国の核戦略の基本政策の変化（e.g. 核の所在明確化）と，75年4月末のサイゴン政府無条件降伏をピークとするインドシナ情勢の急変は，核を背景とする米国の極東戦略をどう変化させていくのかという視点での記事を多く産んだ。又，核拡散問題関連の記事は，核拡散傾向を懸念し，「n 番目国」の予想，「一発原爆」の意味などに触れている。日本の核武装に言及している記事の多くは都知事候補であった石原慎太郎氏の「核武装論」に関するものだが，注目すべきは文芸春秋75年7月号の「楽園は終わった」の中での「核武装を多くの選択の一つとして持つべき」だとする主張であろう。わが国の核武装をオブションとして考えてゆくには，日本の核戦略がなければならず，通常防衛との結びつきをもみてゆかねばならないが，未だ論議はそこまでつめられていない。韓国の核武装については，75年6月のシュレジンジャー発言（「韓国に戦術核配備」），朴大統領の独自核武装論の報道以前にも緊迫を伝えられる朝鮮半島情勢に関連して幾つかの記事が見出される。又，「第5次中東戦

争」の可能性に絡めてイスラエルの核武装についての臆測記事が幾つかあった。イランの核武装に関する記事はもっぱらバーレヒ国王の金の使い途を問題にしているものであった。

核兵器の拡散だけではなく、通常兵器の拡散を問題にした記事もいくつかあり、P G M (Precision Guided Munitions = 精密誘導兵器) の紹介記事がある。75年6月にブレジネフが「超核兵器」開発禁止を訴えた事から、「気象兵器」，「環境破壊兵器」の解説記事があらわれた。

7.7 原水爆禁止運動に関連する雑誌記事

この関連の記事はどうしても、8月6日、8月9日という日本の原爆体験日前後に目立つ。前衛、月刊社会党などの政党機関誌には原水禁運動の回顧・現状・今後といった調子のものが幾つかあり、それはそのまま未だに分裂状態を続けている我が国の原水禁運動を浮き彫りにしている様に思われる。被爆者福祉に関するものは援護法の制定を訴えている。被爆体験に関する記事には、75年度上期の芥川賞受賞作品が長崎での原爆体験を書いたものであった事から、その関連のものが幾つか含まれている。

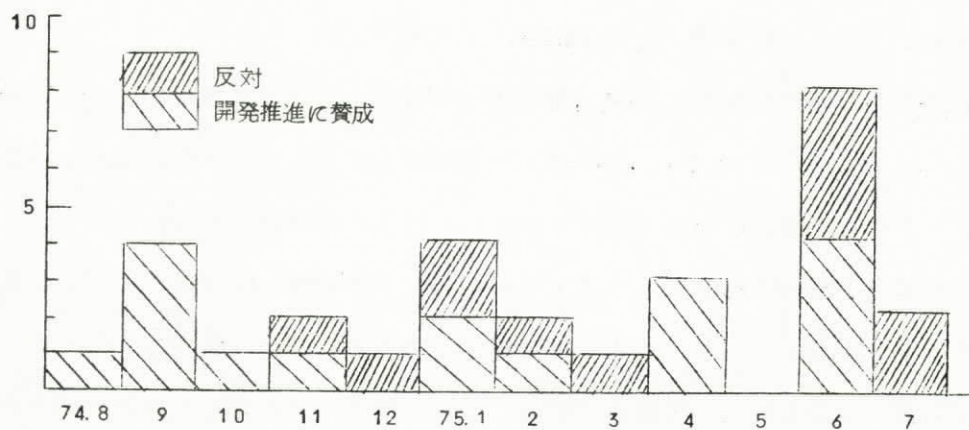
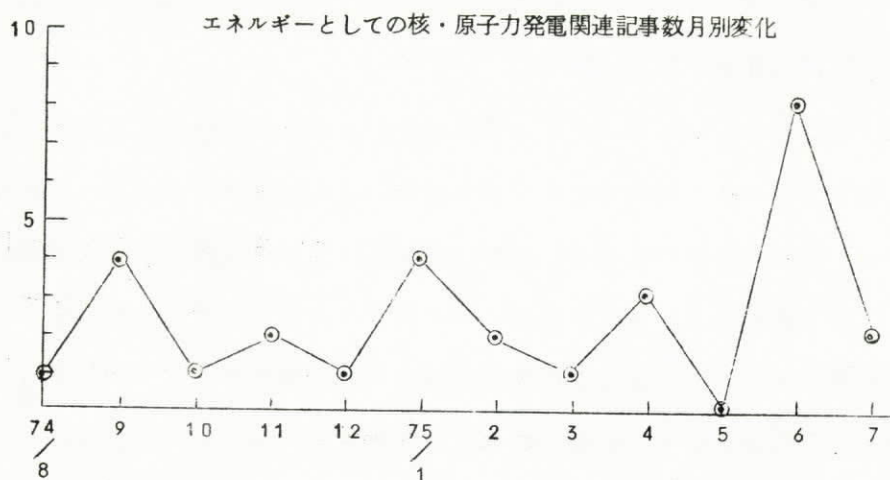
又、3.3に「その他」として分類した記事の殆どは、日本への原爆投下に関するもので、中でもチャールズ・ミーの「ポツダム会談」という書物の紹介が幾つかあった。

7.8 エネルギーとしての核・原子力発電に関連する雑誌記事

原子力発電に関する雑誌記事29件を、開発推進に賛成のものと反対のものに分類すると別表に示した如く、前者は17件、後者は12件になる。賛成の17件には無条件賛成論は1つも見出されず、石油に代るエネルギーとしては、その限界や問題性を認めつつも、当面は原子力発電が中心とならざるを得ず、我が国の原子力行政、開発体制の歪みを是正した上で慎重に開発を進めるべきだとするものが殆どである。なお、賛成に含んだものの中には、開発推進を前提とした上での技術情報記事が6件ある。反対意見の殆どはその安全性の問題を根拠にしている。反対意見で最も極端なものは月刊社会党74年11月号の「原子力開発の歴史的意味」と題された論文で、これは安全な原子力利用は「社会主義的生産関係の実現」によって可能となるのであって、それ迄は如何なる開発計画にも※反対

※ これは条件付き賛成として賛成に分類するのが適切かもしれない。

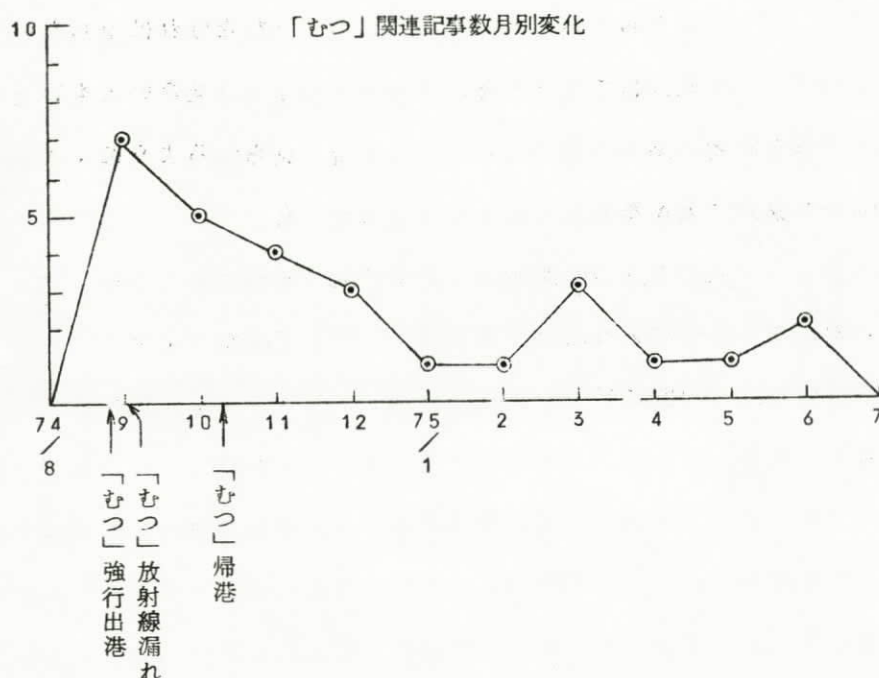
すると述べている。反対のうちには，朝日ジャーナル 75 年 1 月 24 日号から 2 月 14 日号迄 5 回にわたって翻訳掲載された「熱い川のほとり—原子力発電の恐怖」と題する米国での原発の問題点のレポートをはじめとして，ラルフ・ネーダーの運動の紹介などの欧米での反対運動を報ずるもの，外国人の反対論の紹介が 7 件ある。又，日本人の「核アレルギー」が原発の増加を阻止し得れば結構だとする外人特派員の意見もある。



7.9 「むつ」に関連する雑誌記事

原子力船「むつ」に関する 1 年間の雑誌記事は 28 件にのぼった。記事の殆どが，我が

国の原子力行政の杜撰さを衝き，原子力政策の確立を訴えている。又，安全性の問題を扱っている記事の多い事も当然であるが，その中で，むつ湾のホタテ養殖に有害（その根拠が科学的ではないにしても）とする「漁民の論理」と，反対の根拠に非科学的とする「技術者の論理」との対立を指摘するものがいくつかあり，又，「安全性」とは，そもそも何なのかとする記事もある。「むつ」，或いはその背後の原子力行政に批判的な記事の多い中で，「むつ」の「安全性」に問題なしとして，住民運動のあり方を批判するものが3件ある。それと関連して「弱い者に味方すれば事足れりとする」新聞の報道姿勢に対する批判記事も幾つかある。75年になると「むつ」ブラジル身売り説と，新母港問題に関連する記事が目立つ様になる。



(付) 現代日本の核意識再考

1. はじめに

日本人の核意識が日本国内でよりもむしろ国外で特に外交問題や核戦略の専門家の関心の対象となり出したのは、1964年10月に中国が初の核実験に成功し5番目の核保有国となり、いわゆる大国による核独占の原則がくずれ、核拡散の危機感がにわかに高まり出した時期に付合する。国外におけるこうした日本の核武装の可能性に関する関心の高まりは、たとえば21年目の原爆記念日を間近にひかえた1966年8月3日の朝日新聞夕刊に載った、当時ハーバード大学国際問題研究所所員A・M・ハルバン氏の「この数か月、とくに中国の第3回核実験以後、日本人の核兵器に対する態度にはいくつかの変化のきざしがみえ始めた」という指摘や、3日後の8月6日の読売新聞夕刊に載った「日本の世論は核兵器に対する「持ってはならない」という気持から「持たなければならない」という気持へと、きわめて自然に転向してしまうという図式が全くありえないともいえないさそうに思えてくる」という武者小路公秀氏のより慎重な表現に見られるように、この問題の重要性に関する国民の認識に大きな刺激を与えることになった。

現在日本が当面する日本人の核意識の問題は、自衛に関する核武装の選択、核エネルギーの平和利用、外国の核戦略や核装備に対する基本的な外交姿勢など、軍事、産業、外交の諸面にまたがる重要な政策課題に対する国民世論のコンセンサスを達成するという見地から特に重要と考えられる。ことにエネルギー危機以後、日本が経済・産業基盤の長期的安定を計るために、新エネルギー源としての原子エネルギーの開発を真剣に考慮するのは、いわば自然の成り行きであった。また国際関係の多極化の時代にあつて、米中ソという三核超大国にはさまれた形の日本が基本的な外交路線の一環として非核三原則をうち出し、この地域における緊張緩和に貢献したことは一応評価されるが、その原則の実際の運用については矛盾なしとはいえない。いずれにせよ、これらの問題は、すべて現在から未来へかけて日本の国家的生存に深く関与するものであり、最も優先順位の高い政策課題であるといえよう。

この小論は、日本人の核意識の内容と構造、そしてその変化の方向を、戦後に行なわれ

た世論調査と社会心理学的研究に基づいて分析するものである。もちろん、こうした既存のデータ再分析には多くの方法論的な困難がつきまとい、必ずしも一貫した精度の高い結果を期待することは出来ない。また、いくつかの重要な問題（たとえば、核拡散防止条約）については、問題それ自体がきわめて重要であるにもかかわらず、それに対する世論調査がない。このような制約条件があるにもかかわらず、既存のデータの中から新しい「意味」を引き出し、できるだけ心理学的枠組の中でその「意味」を解釈し直してみようというのが、ささやかながら、この小論の目的であるといえよう。

「核意識」とは何か

本節の見出しは本来、「核意識の調査とは何か」であった方がよいのかもしれない。それほど「核意識」と「核意識の調査」との関係は裏腹である。というのも、「核意識」の内容は、畢竟、それを測る物差しによって規定されるという一面があるからである。

いずれにせよ、「核意識」について考えたり論じたりする前に、(1)調査の手法、(2)核意識の対象、(3)核意識の内容、(4)核意識の持ち主、という4つの条件について、一応の定義を明らかにしておく必要がある。

(1) 調査の手法

先ず第一に、「核意識」とは心理学的に計量可能な人間の態度の一種である。今日の心理学では「意識」という用語は稀れにしか使われない。「意識」に当る心理学用語は「態度」(attitude)であり、普通「核意識」とマスコミやジャーナリズムが使うことばを心理学の専門用語でいいかえれば、「「核」問題に関する日本人の態度」(Japanese attitudes toward "nuclear"-related issues)あるいは「核兵器に関する日本人の態度」(Japanese attitudes toward nuclear arms)である。「態度」という科学的概念に翻訳し直して初めて、日本人の「核意識」の問題は社会科学や行動科学の枠組の中で学問的な研究対象としての地位と、文化や言語の背景の異なる外国の専門家にも理解しえる普遍性を与えられることになる。ただし、本稿では便宜上、われわれが「核意識」ということばにすでに余りにも慣れてしまっているので、このことばをあくまで「核に対する態度」の意味で使っていくことにする。

第二に、こうした意識を測定する方法としては、世論調査で代表されるように全国的な

標本に「調査票」を用いて大量の情報を集める社会調査的手法と、比較的少数の被験者を用いて実験室的条件のもとできめの細かいデータを求める実験社会心理学的手法の2つが大別されよう。しかしいずれの場合においても、社会調査における質問も、実験社会心理学における質問も、一定の尺度法に基づいて作られており、(注1)これによって初めて計量的なデータ処理が可能となる。社会調査(世論調査を含む)では主として名義尺度が用いられ、意識の内容の頻度分布が分析の対象となる。これに対して、実験社会心理学研究においては主として距離尺度が用いられ、意識の内容がさらにきめの細かい推計学的手法(相関分析や回帰分析)によって確かめられる。

ただしここで注意すべきは、先程も触れたように、このようにして測定された「核意識」は、それぞれの調査や研究の目的上、たまたま選ばれた意識なのであって、「核意識」ということばで総称されるすべての意識を含むものではないということである。したがってこの辺で、現在までに明らかにされた意識の「種類」がどのようなものであったかということをも明らかにしておく必要がある。

(2) 核意識の対象

今まで行なわれた各種の世論調査や実験社会心理学的研究では、大きく分けて次の四領域の個別的な対象に対する意識が測られてきたように思われる。

(i) 核兵器 この領域では、「原水爆」、「原水爆実験」、「核戦争」、「核兵器と軍事基地」、および「核の持ち込み」、「核拡散」などが、主な意識対象としてあげられる。

(ii) 原子力エネルギーの開発 ここでは、「原子力産業」、「原子力発電」、「原子力船」、「原子力の平和利用」、「核テクノロジーの安全性」などが主な意識対象として考えられてきている。

(iii) 核に関連する政策課題 このいくつかは前出(i)核兵器に重複するものもあるが、日本政府の基本的な政策路線に関係するものとして、「アメリカの核実験に対する日本の協力」、「沖縄の米軍核兵器」、「非核三原則」、「核軍縮」などに関係するものが多い。ただし、前にも触れたが、対外的に日本の立場を最も鮮明に出すはずの「核拡散防止条約」(NPT)については、おそらくその高度に専門的、技術的な性格のためであろうか、それともその「政治性」のためであろうか、特にこの問題を真正面から取りあげた世論調査はない。

(iv) 核反対の市民運動 これには各種の「原水爆禁止・反対運動」への意識が含まれる。

またこれには間接的ではあるが、「支持政党」と「核意識」との関連で、各政党への意識も含まれるとみなすこともできるであろう。

最後に、このような核意識の対象の種類や数は、新しい核問題が出現したり、提起されるたびにふくれていく。したがって、右に掲げた過去から現在にかけての核意識の対象もちろん重要ではあるが、将来いかなる条件のもとで、どのような新しい核意識の対象が出現するかということ予測することも、過去を振り返ると同様に重要であるといわなければならない。

(3) 核意識の内容

先ず「核意識の内容」とは、たとえば「核兵器」とか「原子エネルギーの開発」とかいう「核意識の対象」について回答者や被験者が抱く「態度」のことである。したがって、日本人の核意識の具体的な諸例に触れる前に、今日心理学一般に通用しており、いわゆる態度理論の枠の中で考えられている異なったレベルの態度の種別について、その概略を述べておくことにする。

たしかに態度の実体については、今なお異なった見解があり、態度という概念自体の定義は社会心理学や心理学の中でもっとも困難なものの一つとされているが、多様な学説は次の諸点においてほぼ共通な合意点に達していると考えてよい。注²すなわち、

- ① 態度は＜組織化＞され、ある種の＜構造＞をもつ。
- ② 態度はさまざまな経験を通じて学習され、後天的に獲得されたものである。
- ③ 態度は行動に対してその方向性を与えるような動的な影響を及ぼす。

この三点は、日本人の核意識の動向や将来の予測にいずれも密接に関係しているのだが、その問題は改めてあとで取り上げることとし、いまここでは、「核意識の内容」を考えるに当たってもっとも重要な＜態度の構造＞に焦点をしばらくしてみることにする。＜態度の構造＞という考え方の中には、ほとんど無数に存在する態度が、実はその心理的な機能によって、少なくとも三つのレベルに分類できる、という含蓄を含んでいる。つまり、われわれが「核意識」と呼んでいる精神活動は、単純に直線的、もしくは平面的なものではなく、空間的なアナロジーを用いるならば、三次元あるいはそれ以上に複雑な立体空間のように入り組んだ構造をもつということができる。一般に、態度には、

(a) 認知的 (Cognitive)

(b) 情動的 (Affective)

(c) 動能的 (Conative)

という三つの異なった成分のあることが知られている。

ここでいう態度の＜認知成分＞とは、＜意識対象＞がどのようなものとして知覚されているかという、その知覚のされ方を指すものである。たとえば、「＜原子力＞ということばから何を連想しますか」(1969・9 総理府調査)という質問から出てくる「平和利用」「原子力発電」「原子爆弾」「広島・長崎」,「原子力潜水艦・空母」「核実験・放射能」など、明暗さまざまな連想語は、回答者の個人的学習体験の中から引き出されてくる、＜原子力＞という意識対象に対して持たれる意識の＜認知成分＞にほかならない。もちろん、学習といっても、特定の意識対象との直接的接触による学習の機会是一般にむしろ少いのであって、ほとんどはマスコミや学校教育を通じての第二次的情報による間接学習であることに注意すべきであろう。同じように、「日本は西暦2000年までに核兵器を開発しているでしょうか」(1969・10 読売新聞社調査)という質問も、架空の未来の予測を質問したものであるが、本質的には回答者の態度の＜認知成分＞を引き出す質問と考えてよからう。この種の予見的質問は必ずしも予見そのものの正しさを問題にするのではなく、外挿法的推理を回答者に強制することによって、回答者の頭の中に描かれた未来像の輪郭やその特徴を明らかにするのに役立つ。また、「アメリカが日本に原子爆弾を落したのは、なぜだと思いますか」(1975・6・朝日新聞社調査)という質問のように、ある出来事(意識対象)の条件や原因結果、あるいは事実関係などを尋ねた質問は、もちろん、この＜認知成分＞に関連した質問である。

概して態度の＜認知成分＞は、さまざまな直接もしくは間接の学習を経て個人が獲得する、ある意識対象に対するW・リップマンのいう“頭の中の絵”に等しく、それ故に、その個人への入力情報の質や頻度(つまり強度)によって大きく左右されると考えてよい。たとえば、「原子力」に対するイメージに“否定的”内容のものが種類、頻度ともに多いという事実は、偶然や回答者の気まぐれではなく、否定的態度を形成する文化的に同質な学習効果の強さを反映するものなのである。しかも、「原子力」は「光」や「熱」のように直接知覚できない、いわば抽象概念にしかすぎないから、この抽象的「原子力」に“否定的”態度を持つということは、それをそう条件づけてきている社会的コミュニケーション

ン、特にマスコミによる条件づけの強力かつ広域の効果を言外に示しているといつてよからう。

したがって、「原子力」という使いなれた概念を「分裂エネルギー」とか、「融合エネルギー」のようなより専門的、より馴染みのない（つまり過去の学習体験の稀薄な）概念に置き代えてしまうと、＜原子力＝否定＞という絞切り型の反応はもう全く現われなくなってしまふ。しかし、これらに「核」という接頭語をつけて「核分裂エネルギー」「核融合エネルギー」という概念を作つて「核」をヒントに与えれば、たちどころに“否定的”イメージが復活してくることは疑いない。「核」がつくと、何事も“好ましくなく”なるわけである。「核」は日本人の精神構造の中で「死の接吻」的な機能を持つ概念といえよう。^{注3} いずれにせよ、この問題については、あとで改めて触れることにする。

さて、この辺で第二の態度成分である＜情動成分＞の問題に話を移すことにしよう。ここでいう＜情動成分＞とは、普通われわれが＜感情＞とか、＜フィーリング＞とか、＜ムード＞とか呼んでいるものにほぼ等しく、なにかずく、意識対象に対する好悪の感情によって、もっともよく表わされる。たとえば、「あなたは原水爆の実験はこわいと思いませんか、」（1957・7・朝日新聞社調査 点筆者、以下同じ）、「あなたは日本が核兵器を持つことを望みますか」（1969・6・読売新聞社調査）、「あなたは、わが国が将来核武装した方がよいと考えますか」（1969・4・ニュースセンター調査）、「（核兵器を運べる人工衛星を打ち上げた）中国に対して脅威を感じますか」（1970・5・読売新聞調査）、「将来核兵器を使い全面的な戦争が起きるという不安を感じていますか」（1975・6・朝日新聞社調査）などは、いずれも意識対象の違いこそあれ、態度の＜情動成分＞たる好悪の感情を尋ねたものである。

さて最後に、第3の態度成分、＜動能成分＞は、与えられた条件のもとで個人がその問題の意識対象（たとえば「核実験」あるいは「核実験をした国」）に対して、どのような行動（受容や接近、あるいはその逆に、拒否や回避など）をとるかという＜行動の意図＞を示すものである。一般の世論調査ではこの種の質問はあまり試みられていないようである。唯一目についたものとしては、サンケイ新聞社が1972年6月に行なつた。「フランスの核実験」調査の中の「フランスは国際世論の反対を押し切って南太平洋ムルロア環礁の大気圏で核実験をしたが、これについてどう思うか ①断じて許せない；②遺憾で

ある、③やむをえないことだ、④やってもよいと思う」という質問がある。これは「核実験」を行なった（与えられた特殊の条件下の）「フランス」を＜受容するか＞あるいは＜拒否するか＞という＜行動の意図＞を尋ねた質問であり、回答者の態度の＜動能成分＞を明らかにした数少ない例の一つであった。

さて、このようにして眺めてくると、日本人の核意識に関する調査は、主として態度の＜認知的＞および＜情動的＞成分の現状を明らかにしてきたものといえる。そしてこれらの中には、「である」という単刀直入な「現状認識」に加えて、「こわい」「不安」「おそろしい」というような「ほんね」，「べきである」というような「建前」，「望ましい」や「好ましい」のような「願望」や「選好」，あるいはまた、より現実指向的な「必要」などが、入り混って混在していることが分かる。また、多くの質問形式はこれらの組合わせから成っている。

概して、「建前」，「必要」，「予想」は「現状認識」とともに態度の＜認知成分＞の、また「ほんね」と「願望・選好」は＜情動成分＞の、それぞれ一種とみなしてよからう。もちろん、これらの分類はあくまで原則的なものであり、実際の調査の質問の表現には、これらの分類のどれに属するかがはつきりしないものも多数ある。

いずれにせよ、ここでわざわざ態度成分についてかなり多くの紙面をさいたのは、この問題が態度の本質や測定、あるいはさらに態度変容の予測に重要な意義をもつからである。態度成分相互（たとえば＜認知＞と＜情動＞の間）には、ある場合には高い一貫性があり、相互に予測が可能となるが、こうした一貫性が常に作用するとはかぎらない。むしろ、こうした一貫性が作用せず、予測が困難な場合の方が多い。

この小論では「核意識」を態度一種として扱ってきている。それは、とりも直さず、「核」に対する態度を成分に分解した上で、その相互の関連（構造といってもよい）を眺め、それぞれの変化を「予測」するたりの＜媒介変数＞に μ を入れるために、ぜひとも取らなければならない手順でもあるのである。

(4) 核意識の持ち主

核意識の持ち主の問題については、第一に核問題に関する日本人の態度の分布状況、さらに正確に言えば、最大多数意見（すなわち合意）^{コンセンサス}が国民の間にどのように分布しているかという人口学的視点をまず考えることができる。

表16 6番目に核兵器を作りそうな国 (読売新聞「西暦2000年未来像調査」19699)

21セイキ テヨウサ / 6910

		TOTAL	コード1	コード2	コード3	コード4	コード5	コード6	コード7	コード8	コード9	コード10	コード11	コード12	コード13	コード14
日本の将来	ゴウケイ	1291 (100%)	159 (12.3)	20 (1.5)	78 (6.0)	82 (6.4)	565 (43.8)	25 (1.9)	4 (0.3)	10 (0.8)	36 (2.8)	8 (0.6)	43 (3.3)	6 (0.5)	5 (0.2)	252 (19.5)
	ヨク カンガエル	84 (100%)	16 (19.0)	2 (2.4)	1 (1.2)	8 (9.5)	36 (42.9)	1 (1.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (2.4)	0 (0.0)	5 (6.0)	0 (0.0)	1 (1.2)	12 (14.3)
	トキドキ "	467 (100%)	56 (12.0)	9 (1.9)	31 (6.6)	39 (8.4)	202 (43.3)	9 (1.9)	1 (0.2)	3 (0.6)	14 (3.0)	2 (0.4)	26 (5.6)	1 (0.2)	0 (0.0)	74 (15.8)
	スコシハ "	532 (100%)	62 (11.7)	5 (0.9)	34 (6.4)	27 (5.1)	251 (47.2)	10 (1.9)	2 (0.4)	6 (1.1)	14 (2.6)	4 (0.8)	7 (1.3)	4 (0.8)	0 (0.0)	106 (19.9)
	センセン	175 (100%)	23 (13.1)	4 (2.3)	9 (5.1)	7 (4.0)	66 (37.7)	4 (2.3)	0 (0.0)	1 (0.6)	5 (2.9)	2 (1.1)	4 (2.3)	1 (0.6)	2 (1.1)	47 (26.9)
	DK, NA	33 (100%)	2 (6.1)	0 (0.0)	3 (9.1)	1 (3.0)	10 (30.3)	1 (3.0)	1 (3.0)	0 (0.0)	1 (3.0)	0 (0.0)	1 (3.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (39.4)
主義の相違	ソウイガキエル	96 (100%)	15 (15.6)	4 (4.2)	11 (11.5)	9 (9.4)	41 (42.7)	3 (3.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (2.1)	0 (0.0)	4 (4.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (7.3)
	ヘイワキヨウゾン	407 (100%)	44 (10.8)	6 (1.5)	27 (6.6)	38 (9.3)	207 (50.9)	7 (1.7)	3 (0.7)	4 (1.0)	8 (2.0)	3 (0.7)	5 (1.2)	2 (0.5)	0 (0.0)	53 (13.0)
	シヨウトツガアル	482 (100%)	61 (12.7)	6 (1.2)	29 (6.0)	29 (6.0)	208 (43.2)	9 (1.9)	0 (0.0)	3 (0.6)	15 (3.1)	2 (0.4)	25 (5.2)	3 (0.6)	2 (0.4)	90 (18.7)
	センソウガアル	61 (100%)	13 (21.3)	2 (3.3)	0 (0.0)	1 (1.6)	28 (45.9)	1 (1.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (8.2)	3 (4.9)	4 (6.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (6.6)
	DK, NA	245 (100%)	26 (10.6)	2 (0.8)	11 (4.5)	5 (2.0)	81 (33.1)	5 (2.0)	1 (0.4)	3 (1.2)	6 (2.4)	0 (0.0)	5 (2.0)	1 (0.4)	1 (0.4)	98 (40.0)
国の貧富	サ ガナクナル	174 (100%)	24 (13.8)	4 (2.3)	12 (6.9)	13 (7.5)	76 (43.7)	4 (2.3)	2 (1.1)	2 (1.1)	7 (4.0)	1 (0.6)	7 (4.0)	6 (0.0)	1 (0.6)	21 (12.1)
	ヘイワキヨウゾン	495 (100%)	62 (12.5)	8 (1.6)	41 (8.3)	37 (7.5)	219 (44.2)	9 (1.8)	2 (0.4)	4 (0.8)	6 (1.2)	3 (0.6)	17 (3.4)	4 (0.8)	0 (0.0)	83 (16.8)
	シヨウトツガアル	301 (100%)	43 (14.3)	6 (2.0)	17 (5.6)	23 (7.6)	130 (43.2)	6 (2.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	11 (3.7)	2 (0.7)	12 (4.0)	1 (0.3)	1 (0.3)	48 (15.9)
	センソウガアル	39 (100%)	6 (15.4)	1 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	21 (53.8)	2 (5.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (10.3)	1 (2.6)	1 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (7.7)
	DK, NA	282 (100%)	24 (8.5)	1 (0.4)	8 (2.8)	9 (3.2)	119 (42.2)	4 (1.4)	0 (0.0)	3 (1.1)	8 (2.8)	1 (0.4)	6 (2.1)	1 (0.4)	1 (0.4)	97 (34.4)
人種の相違	カンガエナクナル	319 (100%)	41 (12.9)	5 (1.6)	21 (6.6)	16 (5.0)	134 (42.0)	4 (1.3)	1 (0.3)	5 (1.6)	12 (3.8)	3 (0.9)	12 (3.8)	1 (0.3)	1 (0.3)	63 (19.7)
	ヘイワキヨウゾン	350 (100%)	43 (12.3)	8 (2.3)	24 (6.9)	32 (9.1)	155 (44.3)	8 (2.3)	3 (0.9)	1 (0.3)	7 (2.0)	3 (0.9)	10 (2.9)	1 (0.3)	0 (0.0)	55 (15.7)
	シヨウトツガアル	365 (100%)	45 (12.3)	5 (1.4)	22 (6.0)	26 (7.1)	173 (47.4)	6 (1.6)	0 (0.0)	3 (0.8)	13 (3.6)	0 (0.0)	12 (3.3)	3 (0.8)	0 (0.0)	57 (15.6)
	センソウガアル	27 (100%)	8 (29.6)	0 (0.0)	1 (3.7)	0 (0.0)	11 (40.7)	1 (3.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.7)	1 (3.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.7)	3 (11.1)
	DK, NA	230 (100%)	22 (9.6)	2 (0.9)	10 (4.3)	8 (3.5)	92 (40.0)	6 (2.6)	0 (0.0)	1 (0.4)	3 (1.3)	1 (0.4)	9 (3.9)	1 (0.4)	1 (0.4)	74 (32.2)
人口	100マン トシ	253 (100%)	31 (12.3)	3 (1.2)	15 (5.9)	20 (7.9)	126 (49.8)	2 (0.8)	1 (0.4)	0 (0.0)	6 (2.4)	3 (1.2)	5 (2.0)	2 (0.8)	1 (0.4)	38 (15.0)
	10-100マン "	387 (100%)	50 (12.9)	3 (0.8)	30 (7.8)	27 (7.0)	166 (42.9)	5 (1.3)	2 (0.5)	3 (0.8)	11 (2.8)	2 (0.5)	10 (2.6)	4 (1.0)	1 (0.3)	73 (18.9)
	1-10マン "	416 (100%)	57 (13.7)	6 (1.4)	23 (5.5)	26 (6.3)	179 (43.0)	12 (2.9)	0 (0.0)	5 (1.2)	9 (2.2)	2 (0.5)	15 (3.6)	0 (0.0)	1 (0.2)	81 (19.5)
	1マンイカ "	71 (100%)	2 (2.8)	2 (2.8)	4 (5.6)	2 (2.8)	37 (52.1)	1 (1.4)	1 (1.4)	1 (1.4)	2 (2.8)	0 (0.0)	3 (4.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (22.5)
	イナカ	164 (100%)	19 (11.6)	6 (3.7)	6 (3.7)	7 (4.3)	57 (34.8)	5 (3.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	8 (4.9)	1 (0.6)	10 (6.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	44 (26.8)

		TOTAL	コード1	コード2	コード3	コード4	コード5	コード6	コード7	コード8	コード9	コード10	コード11	コード12	コード13	コード14
地域	ホツカイ、トウホク	190 (100%)	26 (13.7)	4 (2.1)	13 (6.8)	15 (7.9)	64 (33.7)	1 (0.5)	1 (0.5)	2 (1.1)	6 (3.2)	1 (0.5)	8 (4.2)	0 (0.0)	1 (0.5)	48 (25.3)
	カントウ、コウシン	408 (100%)	43 (10.5)	5 (1.2)	29 (7.1)	28 (6.9)	181 (44.4)	11 (2.7)	2 (0.5)	3 (0.7)	15 (3.7)	1 (0.2)	12 (2.9)	3 (0.7)	0 (0.0)	75 (18.4)
	チユウブ	232 (100%)	26 (11.2)	5 (2.2)	17 (7.3)	11 (4.7)	99 (42.7)	4 (1.7)	0 (0.0)	1 (0.4)	7 (3.0)	4 (1.7)	8 (3.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	50 (21.6)
	キンキ	214 (100%)	22 (10.3)	1 (0.5)	11 (5.1)	12 (5.6)	114 (53.3)	5 (2.3)	0 (0.0)	2 (0.9)	4 (1.9)	2 (0.9)	6 (2.8)	0 (0.0)	1 (0.5)	34 (15.9)
	チユウゴクシコク	115 (100%)	15 (13.0)	2 (1.7)	1 (0.9)	9 (7.8)	55 (47.8)	3 (2.6)	0 (0.0)	1 (0.9)	3 (2.6)	0 (0.0)	5 (4.3)	2 (1.7)	0 (0.0)	19 (16.5)
	キユウシユウ	132 (100%)	27 (20.5)	3 (2.3)	7 (5.3)	7 (5.3)	52 (39.4)	1 (0.8)	1 (0.8)	1 (0.8)	1 (0.8)	0 (0.0)	4 (3.0)	1 (0.8)	1 (0.8)	26 (19.7)
学歴	シヨウガク	39 (100%)	3 (7.7)	1 (2.6)	2 (5.1)	4 (10.3)	10 (25.6)	1 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (7.7)	0 (0.0)	1 (2.6)	14 (35.9)
	チユウガク	269 (100%)	36 (13.4)	7 (2.6)	11 (4.1)	12 (4.5)	95 (35.3)	10 (3.7)	0 (0.0)	5 (1.9)	11 (4.1)	2 (0.7)	7 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	73 (27.1)
	シヨクギョウコウ	71 (100%)	9 (12.7)	0 (0.0)	4 (5.6)	3 (4.2)	280 (42.3)	3 (4.2)	0 (0.0)	1 (1.4)	2 (2.8)	0 (0.0)	2 (2.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	17 (23.9)
	コウコウ	697 (100%)	83 (11.9)	11 (1.6)	49 (7.0)	47 (6.7)	316 (45.3)	10 (1.4)	4 (0.6)	4 (0.6)	22 (3.2)	3 (0.4)	27 (3.9)	2 (0.3)	1 (0.1)	118 (16.9)
	イガク	215 (100%)	28 (13.0)	1 (0.5)	12 (5.6)	16 (7.4)	114 (53.0)	1 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.5)	3 (1.4)	4 (1.9)	4 (1.9)	1 (0.5)	30 (14.0)
職業	ガクセイ	316 (100%)	39 (12.3)	6 (1.9)	17 (5.4)	29 (9.2)	147 (47.2)	3 (0.9)	3 (0.9)	1 (0.3)	12 (3.8)	2 (0.6)	15 (4.7)	2 (0.6)	1 (0.3)	37 (11.7)
	キンロウシャ	285 (100%)	45 (15.8)	2 (0.7)	12 (4.2)	12 (4.2)	127 (44.6)	10 (3.5)	0 (0.0)	2 (0.7)	9 (3.2)	3 (1.1)	7 (2.5)	2 (0.7)	0 (0.0)	54 (18.9)
	ジュクレン	47 (100%)	5 (10.6)	1 (2.1)	8 (12.0)	3 (6.4)	20 (42.6)	1 (2.1)	0 (0.0)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (14.9)
	ホワイトカラー	104 (100%)	10 (9.6)	0 (0.0)	8 (7.7)	9 (8.7)	55 (52.9)	1 (1.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (2.9)	0 (0.0)	2 (1.9)	1 (1.0)	0 (0.0)	15 (14.4)
	ヤクヅキ	23 (100%)	3 (13.0)	0 (0.0)	1 (4.3)	2 (8.7)	13 (56.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (13.0)
	カンリ、センモン	114 (100%)	20 (17.5)	2 (1.8)	8 (7.0)	5 (4.4)	49 (43.0)	5 (4.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.8)	1 (0.9)	2 (1.8)	1 (0.9)	0 (0.0)	19 (16.7)
	ジカケイエイ	109 (100%)	10 (9.2)	3 (2.8)	6 (5.5)	11 (10.1)	44 (40.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.9)	3 (2.8)	1 (0.9)	6 (5.5)	0 (0.0)	1 (0.9)	23 (21.1)
	シユフ カジ	260 (100%)	25 (9.6)	6 (2.3)	14 (5.4)	9 (3.5)	93 (35.8)	5 (1.9)	1 (0.4)	4 (1.5)	4 (1.5)	0 (0.0)	9 (3.5)	0 (0.0)	1 (0.4)	89 (34.2)
	シツギヨウ	9 (100%)	1 (11.1)	0 (0.0)	1 (11.1)	0 (0.0)	5 (55.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (11.1)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	ソノタ	24 (100%)	1 (4.2)	0 (0.0)	3 (12.5)	2 (8.3)	10 (41.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (8.3)	0 (0.0)	1 (4.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (20.8)
職業の収入満足	マンゾク	606 (100%)	77 (12.7)	13 (2.1)	39 (6.4)	32 (5.3)	256 (42.2)	13 (2.1)	0 (0.0)	5 (0.8)	21 (3.5)	4 (0.7)	21 (3.5)	2 (0.3)	1 (0.2)	122 (20.1)
	フマンゾク	281 (100%)	40 (14.2)	3 (1.1)	17 (6.0)	18 (6.4)	126 (44.8)	9 (3.2)	0 (0.0)	3 (1.1)	4 (1.4)	1 (0.4)	5 (1.8)	2 (0.7)	0 (0.0)	53 (18.9)
	DK、NA	404 (100%)	42 (10.4)	4 (1.0)	22 (5.4)	32 (7.9)	183 (45.3)	3 (0.7)	4 (1.0)	2 (0.5)	11 (2.7)	3 (0.7)	17 (4.2)	2 (0.5)	2 (0.5)	77 (19.1)
	3マンエン イカ	43 (100%)	5 (11.6)	1 (2.3)	1 (2.3)	0 (0.0)	21 (48.8)	2 (4.7)	0 (0.0)	1 (2.3)	2 (4.7)	0 (0.0)	1 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (20.9)
	5マンエン ミマン	289 (100%)	43 (14.9)	3 (1.0)	14 (4.8)	19 (6.6)	106 (46.7)	7 (2.4)	1 (0.3)	3 (1.0)	11 (3.8)	0 (0.0)	10 (3.5)	1 (0.3)	1 (0.3)	70 (24.2)
	10マンエン ミマン	650 (100%)	74 (11.4)	11 (1.7)	37 (5.7)	45 (6.9)	295 (45.4)	11 (1.7)	2 (0.3)	3 (0.5)	15 (2.3)	5 (0.8)	25 (3.8)	3 (0.5)	1 (0.2)	123 (18.9)
	10マンエン (-)	309 (100%)	37 (12.0)	5 (1.6)	26 (8.4)	18 (5.8)	143 (46.3)	5 (1.6)	1 (0.3)	3 (1.0)	8 (2.6)	3 (1.0)	7 (2.3)	2 (0.6)	1 (0.3)	50 (16.2)

		TOTAL	コード1	コード2	コード3	コード4	コード5	コード6	コード7	コード8	コード9	コード10	コード11	コード12	コード13	コード14
年令	15～17歳	168(100%)	22(13.1)	4(2.4)	11(6.5)	16(9.5)	70(41.7)	2(1.2)	1(0.6)	0(0.0)	8(4.8)	1(0.6)	12(7.1)	0(0.0)	0(0.0)	21(12.5)
	18～20歳	220(100%)	27(12.3)	1(0.5)	13(5.9)	11(5.0)	115(52.3)	5(2.3)	2(0.9)	0(0.0)	4(1.8)	4(1.8)	7(3.2)	3(1.4)	0(0.0)	28(12.7)
	21～23歳	146(100%)	16(11.0)	4(2.7)	11(7.5)	8(5.5)	67(45.9)	2(1.4)	1(0.7)	2(1.4)	6(4.1)	0(0.0)	4(2.7)	0(0.0)	0(0.0)	25(17.1)
	24～26歳	147(100%)	14(9.5)	2(1.4)	9(6.1)	8(5.4)	71(48.3)	4(2.7)	0(0.0)	2(1.4)	5(3.4)	1(0.7)	1(0.7)	1(0.7)	1(0.7)	28(19.0)
	27～29歳	149(100%)	21(14.1)	3(2.0)	8(5.4)	7(4.7)	55(36.9)	1(0.7)	0(0.0)	3(2.0)	4(2.7)	1(0.7)	5(3.4)	1(0.7)	0(0.0)	40(26.8)
	30～32歳	142(100%)	19(13.4)	3(2.1)	11(7.7)	7(4.9)	58(40.8)	2(1.4)	0(0.0)	3(2.1)	5(3.5)	0(0.0)	0(0.0)	1(0.7)	1(0.7)	32(22.5)
	33～35歳	136(100%)	20(14.7)	1(0.7)	6(4.4)	11(8.1)	58(42.6)	4(2.9)	0(0.0)	0(0.0)	3(2.2)	1(0.7)	4(2.9)	0(0.0)	0(0.0)	28(20.6)
	36～38歳	131(100%)	14(10.7)	2(1.5)	6(4.6)	12(9.2)	52(39.7)	5(3.8)	0(0.0)	0(0.0)	1(0.8)	0(0.0)	6(4.6)	0(0.0)	0(0.0)	33(25.2)
	39～40歳	52(100%)	6(11.5)	0(0.0)	3(5.8)	2(3.8)	19(36.5)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	4(7.7)	0(0.0)	1(1.9)	17(32.7)
性別	オトコ	682(100%)	95(13.9)	8(1.2)	37(5.4)	65(9.5)	317(46.5)	11(1.6)	3(0.4)	3(0.4)	15(2.2)	5(0.7)	22(3.2)	4(0.6)	2(0.3)	95(13.9)
	オンナ	609(100%)	64(10.5)	12(2.0)	41(6.7)	17(2.8)	248(40.7)	14(2.3)	1(0.2)	7(1.1)	21(3.4)	3(0.5)	21(3.4)	2(0.3)	1(0.2)	157(25.8)
宗教	ブッキョウ	617(100%)	78(12.6)	14(2.3)	37(6.0)	35(5.7)	268(43.4)	11(1.8)	2(0.3)	6(1.0)	17(2.8)	5(0.8)	22(3.6)	1(0.2)	2(0.3)	119(19.3)
	シントウ	43(100%)	6(14.0)	2(4.7)	1(2.3)	2(4.7)	15(34.9)	2(4.7)	0(0.0)	1(2.3)	2(4.7)	0(0.0)	3(7.0)	0(0.0)	0(0.0)	9(20.9)
	プロテスタント	21(100%)	6(28.6)	0(0.0)	0(0.0)	1(4.8)	7(33.3)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	7(33.3)
	カトリック	10(100%)	2(20.0)	0(0.0)	1(10.0)	0(0.0)	5(50.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(10.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(10.0)
	ソノタ	30(100%)	4(13.3)	0(0.0)	1(3.3)	0(0.0)	12(40.0)	2(6.7)	0(0.0)	0(0.0)	2(6.7)	1(3.3)	1(3.3)	0(0.0)	0(0.0)	7(23.3)
	ナシ	514(100%)	56(10.9)	3(0.6)	36(7.0)	40(8.8)	241(46.9)	8(1.6)	2(0.4)	3(0.6)	12(2.3)	2(0.4)	16(3.1)	5(1.0)	1(0.2)	89(17.3)
	DK, NA	56(100%)	7(12.5)	1(1.8)	2(3.6)	4(7.1)	17(30.4)	2(3.6)	0(0.0)	0(0.0)	3(5.4)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	20(35.7)

S8 現在、核兵器は持ってはいないが、作ろうと思えば比較的短期間で作れる能力のある国が、10カ国以上あるといわれています。現在すでに核兵器を持っているアメリカ、ソ連、中国、イギリス、フランスの5カ国に続いて6番目、7番目に核兵器を作り始める可能性がありそうに思われる国は、つぎのうちのどこだと思いますか。6番目に○7番目に○印をつけて下さい。

- 01日本 02インド 03カナダ 04イスラエル 05西独
06イタリア 07ノルウェー 08インドネシア 09チェコスロバキア
10スイス 11アラブ連合 12スウェーデン
13その他() 14わからない

一般に世論調査では、「回答者」をさらに細く「居住地域」「学歴」「職業」「収入（経済的地位）」「年令」「性別」「宗教」などの諸属性で分類することによって、意見分布のバラツキ（分散）がいかなる属性によってもっとも大きく左右されるかを分析する。＜合意＞が高い状態にあっては、いかなる属性においても大多数の意見が一つに収斂する。このように属性ごとに頻度分布を計算した表を「クロス集計表」とか「相関表」とか呼ぶ。

表1は、読売新聞社が1969年9月に全国の15才から40才までの男女1,291名に実施した。「西暦2000年未来像調査」に含まれた「6番目に核兵器を作りそうな国」に関する回答を13の属性別に調べたクロス集計の実例である。実際に用いられた質問と回答の選択枝は、表の下部のカコミの内に示されている。また、表の上部の「コード番号」は、それぞれ、回答の選択枝の番号に対応している。先ず回答者全体の回答分布（ゴウケイ）を見ると、6番目の核兵器保有国としては、「西ドイツ」（コード5）がほぼ2人に1人、続いて「日本」（コード1）がほぼ8人に1人の回答者から、最有力候補とみられていることが分かる。そしてまた「わからない」（コード14）と回答した者が5人に1人はいる。われわれは今では、1974年5月にインドが初の地下核実験に成功したことを事実として知っているが、この調査が行なわれた、5年前の1969年にインドを第6番目の核保有国と予想した者はわずか20人に1人しかいなかった。

ここでは「日本」が6番目に核保有国となると予想した回答者の属性を中心に考えてみよう。先ず「日本の将来」という属性であるが、これは同じ調査の別の質問を属性によってクロス集計したものである。「日本」（コード1）と「日本の将来」との相関からは、
.....
意外にも、「日本の将来をよく考えると思っている人ほど、日本を6番目の核保有国と予想しやすい」（19.0パーセントでトップ）傾向が認められる。

次に「主義の相違」（これも別の質問とのクロス）では、「資本主義国家と社会主義国家との間で戦争があると考える人に日本の核保有を考える人がもっとも多く、両体制が平和共存すると考える人にそれがもっとも少ない。」（前者の確率は後者の約2倍。）

「国の貧富」（別問とのクロス）については、ほとんど有意な差は認められないが、「日本の核保有を予想する人は、豊かな国と貧しい国の間で戦争があると見る人の間で、両者が平和共存すると見る人の間に比べてわずかに多い。」

「人種の相違」（別問とのクロス）では、「異なる人種の間で戦争があると考える人に

日本の核保有を考える人がもっとも多く、両者が平和共存すると考える人にそれがもっとも少ない。」（前者の確率は後者の約2.5倍。）

日本を6番目の核保有国と考える人は、全回答者の8人に1人の割合で、全体として数は決して多いわけではない。しかし、いま眺めた4つの相関者の属性から、この全体としては少数な回答者の間は、あまり目立たず、それほど強いようには見えないが、それでも確かに現存する次のような一般的な傾向が認められるといえよう。すなわち、

「日本が6番目の核保有国になると肯定的な予想をする人には、日本の将来をよく考え、かつ国際環境に将来大きな戦争があると考えている人に多く、逆に否定的な予想をする人には、国際環境に平和共存が維持されると考えている人に多い」

核意識は、必ずしもそれだけで独立した態度ではなく、より広い国際環境全体の平和や戦争に対する見方、それに対するオプティミズムやペシミズムなどと同関係ではなさそうである。この点については、後節でさらに深く掘り下げてみることにしよう。

さて、残りの属性については、「職業」「年令」「性別」について見るにとどめる。

先ず「職業」については、「管理・専門職」に肯定的予想をする者がもっとも多いが、世代的にも、価値観の面でも、もっともかけ離れているはずの「学生」（高校生および大学生）の間の肯定的予想者の割合が特に低くはない点に注意すべきであろう。「年令」についても各年令層を通じてばらつきはほぼ一様であり、23才から15才までの完全な戦無派世代の中で肯定的予想者の割合が特に低いことはない。「性別」については、「男性」に「女性」よりも肯定的予想者の割合がやや多いが、これも有意な差とはいえない。男女ともに平均10人から8人に1人の割で肯定的予想者がいるということになる。

このようにして見てくると、肯定的予想者を作り出している素地は、「職業」「年令」「性別」などの人口学的な要因によるものではなく、むしろ「日本の将来をよく考える」とか、あるいは「資本主義と社会主義の間で、あるいは、異なった人種の間で、将来、戦争が起こる」とか、どうやら心理的な要因によるものらしく思えてくる。もしこの推論が正しければ、「戦無派は新憲法のもとで民主主義的、平和主義的教育を受けてきているのだから、日本が核武装をすることを許すはずがない」とする楽観的見解も、「戦無派は戦争体験もなく、被爆意識も薄いのであるから、日本の核武装にはさしたる心理的抵抗もないかもしれない」とする悲観的見解も、ともに戦無派世代の心理過程に焦点を当てながら

予測としては飛躍したところがあるといえるだろう。核意識の方向は、「世代」という人口学的な要因、あるいはその世代に固有な学習体験（あるいはその欠如）から直接予測できるものではなく、他の世代と共有する世界観、信条、態度に、より密接な相関がありそうに思えるからである。

3 日本の核意識の整合性

戦後の主な世論調査の記録を調べてみると、日本人の核意識に関するもっとも古い世論調査は、1954年3月1日、アメリカがビキニ環礁で行なった水爆実験で第5福竜丸の乗組員が被災したのを契機にして行なわれている。注6 同年5月には朝日新聞社が、当時の岡崎外相の「日本は今後もできるだけアメリカの原水爆実験に協力していくつもりである」というアメリカ向けの発言をとらえて、「水爆実験への協力の是非」を問い、さらに「第5福竜丸が受けたような被害を今後受ける心配があるかどうか」を質問したところ、「水爆実験に協力」に「賛成」11パーセント、「反対」55パーセント、「DK・NA」34パーセント、そして「原水爆の被害を受ける心配」については、「心配がある」が70パーセント、「心配がない」が5パーセント、「DK」が25パーセントという回答を得た。

続いて、同じ年の7月には、読売新聞社が「原水爆実験」に賛成か、反対か、の調査を行ない、「賛成」わずか2パーセント、「反対」なんと92パーセント、「DK」6パーセントという結果を得た。

これら2つの世論調査は、日本人の核意識（より正確には、日本人の「核実験」に対する態度）を計量的に測定した最初の試みであり、日本人の核意識の時系列的な変動を考える場合の「原点」とみなして差し支えないであろう。（表2.3「原水爆実験」参照）。

1954年以来の日本人の核意識の変動もしくは連続性を考える際に、次の2つのファクターを考慮することが有意味であるように思われる。

第一に、すでに述べたように、態度は、＜認知＞、＜情動＞、＜動能＞という三成分に分解して考えられるものであるが、核に関する具体的な「意識対象」のそれぞれにつき、先ず次に掲げるような疑問を検討してみたい。すなわち、特に＜認知＞と＜情動＞の次元でどのような変化があったのか、あるいは変化がなかったのか。そして、＜認知＞と＜情

動>の2つの次元にまたがって、一貫した変化があったのか、あるいは、そうではなかったのか。

第二に、先に「核意識の持ち主」の項で、核意識が必ずしもそれだけで独立した態度ではなく、より広い国際環境全体の平和に対する見方に関連を持つらしいと述べたが、このような核意識の全体的な構造を眺めてみることも必要である。

そこで次に先ず、1954年以後の主な「核意識調査」の結果を、「意識対象」と「態度成分」に分類し、その分類に応じて整理しながら、そこにどのような変動もしくは連続性が認められるかを眺めてみることにしよう。そして次に、限られた数の世論調査の結果、いわゆる「核意識構造」の一貫性に光を当ててみたいと思う。

(1) 「核意識」世論調査にみられる「理想」と「現実」の乖離

表2を見ていただきたい。表2は、主な「核意識」世論調査の結果を、「日本の核武装」、「日本の核武装の予測」、「原水爆実験」、「原子力の平和利用」という4つの「意識対象」に分け、それぞれについて、世論調査の質問が測定したと考えられる「態度成分」ごとにできるだけまとめ、時系列的に整理してみたものである。「態度成分」については、すでに2-(3)ページで述べたように、「こわい」「おそろしい」のような本音「望ましい」や「好ましい」のような願望や嗜好は<情動成分>、そして「べきである」のような建前、「となるであろう。」のような予想、「が必要である」のような必要は<認知成分>として、それぞれ別に扱う。したがって、「日本の核武装の予測」では、<認知成分>を、そしてそれだけを、測っているということになる。

(ii) 「日本の核武装」

「日本の核武装」について先ずみると、どの世論調査でも、圧倒的に「望ましくない」が優勢である。ここに掲げた例でいえば、平均ほぼ65パーセント以上の回答者は「日本の核武装」を「望ましくない」とみている。しかし、ここで注意すべきは、否定的な回答が圧倒的多数だとはいっても、肯定的回答もほぼ平均して10パーセント内外あるという事実である。そしてこの割合は時間的にあまり大きく変動していない。いいかえれば、世論調査の実施者と実施時期によってサンプルの年齢や数には必ずしも相互の比較を可能にするような一貫した同質性はないのであるが、日本人男女成人のほぼ10人に1人は、「日本の核武装」を望ましいと感じていることになる。

表2 「核意識」世論調査の分類(意識対象と態度成分)

1. 「日本の核武装」

望ましい(好ましい)

ニュースセンター	69.4
望ましい	14%
望ましくない	62
DK, NA	24

ニュースセンター	69.5
しない方がよい	62%
した方がよい	14
DK, NA	24

読売新聞	69.6
望む	16.1%
望まない	71.8
DK, NA	12.1

読売新聞	70.5
望ましい	7.7%
望ましくない	67.6
DK, NA	24.7

読売新聞	70.8
望ましい	8.1%
望ましくない	68.1
DK, NA	25.0

サンケイ新聞	72.8
好ましい	10.1%
好ましくない	82.2
DK, NA	7.7

すべき

毎日新聞	69.4
(本土)	(沖縄)
すべきだ	45% 43% (「わ」を含む)
すべきでない	46 44
DK, NA	9 13

日本リサーチセンター	70.12
すべきだ	7%
すべきでない	67
DK, NA	26

日本リサーチセンター調査研究所	71.7
すべきだ	5%
すべきでない	67
DK, NA	28

日本リサーチセンター世論調査研究所	71.10
すべきだ	13%
すべきでない	61
DK, NA	26

毎日新聞	72.4
すべきだ	35% (「わ」を含む)
すべきでない	58
DK, NA	7

必要

西日本新聞	68.6		
	(福岡市)	(佐世保市)	(田底村)
必要	32.0%	26.2%	37.9%
不必要	56.6	59.0	46.3
DK, NA	11.4	14.8	15.8

サンケイ新聞	73.7
必要	20%
不必要	66
DK, NA	14

2. 「日本の核武装の予測」

読売新聞	69.6
(1980年までに核兵器保有)	
持 っ	32.1%
持たない	35.5
DK, NA	32.4

サンケイ新聞	74.8
(将来核兵器保有)	
持 っ	27%
持たない	36
DK, NA	37

日刊工業新聞	70.8
(1995年に核兵器の開発)	
実現している	45%
実現していない	4
NA	10

サンケイ新聞	75.8
(将来核兵器保有)	
持 っ	25%
持たない	31
DK, NA	44

サンケイ新聞	72.8
(将来核兵器保有)	
持 っ	51.7%
持たない	35.3
DK	13.0

サンケイ新聞	73.7
(将来核兵器保有)	
持 っ	28%
持たない	42
DK, NA	30

3. 「原水爆実験（原水爆の被害）」

望ましい・すべき

こわい・心配・不安

予 想

朝日新聞	5 4.5
(水爆実験に協力)	
賛 成	1 1 %
反 対	5 5
DK・NA	3 4

サンケイ新聞	7 2.6
(大気圏、海での実験禁止)	
地下核実験も禁止すべき	9 0.3 %
大気圏、海の実験のみ禁止	6 6
DK	3.0

朝日新聞	5 4.5
(原水爆の被害)	
受ける心配がある	7 0 %
ない	5
DK	2 5

朝日新聞	5 7.7
(実験制限の話し合い)	
まとまる	1 4 %
まとまらない	4 5
DK, NA	4 1

読売新聞	5 4.7
賛 成	2 %
反 対	9 2
DK	6

サンケイ新聞	7 2.6
(フランス核実験)	
許せない	6 2.1 %
遺憾である	2 6.5
やむをえない	4.2
やってもよい	0.4
DK, NA	6.7

朝日新聞	5 7.7
こわい	8 8 %
こわくない	6
DK, NA	6

朝日新聞	5 7.7
(原水爆実験の自由)	
自由にやれ	3 %
そうは思わない	8 9
DK, NA	8

朝日新聞	7 5.6
(核戦争の不安)	
あ る	4 4 %
な い	4 4
DK, NA	1 2

朝日新聞	5 7.7
(原水爆実験制限)	
制限する	5 8 %
しない	3 1
DK, NA	1 1

朝日新聞	5 7.7
(原水爆実験禁止)	
禁止する	8 7 %
しない	5
DK, NA	8

4. 「原子力の平和利用」

望ましい・すべき

総理府広報室	69.3
賛成	65.3%
反対	4.6
DK, NA	30.1

朝日新聞	75.6
不安を感じる	48%
不安を感じない	3.7
DK, NA	1.5

朝日新聞	75.6
開発すべきだ	6.9% (条件つきを含む)
開発すべきでない	2.1
DK, NA	1.0

必要

総理府広報室	69.3
必要	63.0%
不必要	4.8
DK, NA	32.1

サンケイ新聞	75.8
(原・発建設)	
もつともつと必要	4.7%
不必要	3.6
DK, NA	1.7

「建前」についてもほぼ同様な傾向が認められるが、1969年4月と1972年4月の毎日新聞調査にみられるように、「いま、すべきである」と「いつか、すべきである」とを合計すると、1972年の時点でさえ35パーセントもの肯定的意見がでてくることは興味深い。かなり多数の日本人にとって、現在の建前が、必ずしも未来の建前と同一なものではないことが示唆されよう。

「必要」になると、一般に、肯定意見の割合がさらにふえるようである。1973年7月のサンケイ新聞調査では20パーセント、また1968年6月の西日本新聞調査では、九州という特殊な地域性の反映でもあろうが、平均32パーセントが、「日本の核武装」の必要について肯定的である。

これらの結果を合わせてみると、日本人の最大多数（約10人に6人ないし7人）の感情が「日本の核武装」の受けいれを強く拒否していることは明らかである。しかし、「建前」とか「必要」について考える場合、国家主権や国防のような他の客観的ファクターを合わせて斟酌せざるをえない破目に追い込まれると、個人のレベルでは強い感情的拒否が働いているにもかかわらず、こうした拒否ファクターが相対的に弱まる傾向が出てくるようである。これは次の「日本の核武装の予測」において、より鮮明に認められる。

Ⅲ) 日本の核武装の予測

「日本の核武装の予測」については、各調査を通じて質問の表現が一致しているので、比較がより容易である。1969年6月の読売新聞調査では「1980年まで」という条件で「持つ」「持たない」「DK・NA」がきれいに三つに分かれている。1970年8月の日刊工業新聞調査では「1995年（25年後）に」という条件で、「核兵器を開発している」と「開発していない」がそれぞれ45パーセントとなっている。予測時期を先に延ばせば延ばすほど、また「核兵器の保有」の前段階であり、したがって当然、少なくとも理論的には実現可能性がより高い「核兵器の開発」の場合、「核兵器の保有」に比べてその公算を高く予想する者が増える傾向があっても、さほど奇異には感じられない。たった二つの事例だけでは断定に不十分であるにしても、明らかにこうした傾向は理論的に予測され得る回答分布の方向に一致している。

さらに1972年8月から75年8月まで定期的に繰り返されてきたサンケイ新聞調査には、注目すべき二つの傾向が認められる。第一の点は、1972年から73年にかけて、

「将来、日本が核兵器を持つ」と予想する者と「持たない」と予想する者の割合が逆転していることである。この逆転の事実、同新聞がギャラップ調査と提携して行なった別の調査でも認められる。これは1972年から73年にかけて、米ソのSALT交渉や、日本のNPT（核拡散防止条約）署名など、世界一般に核軍縮や、核拡散を防止する空気が高まり、日本もNPTに署名することによって、少なくとも対外的には、日本は将来核武装しないという姿勢を明らかにした時期に、若干の時差はあるがほぼ一致している。国際関係や外交問題に関係し、日常生活にはあまり関りのないSALTやNPTの認識や、その日本への意味などが、広く国民の間に浸透するのに必要な時間的ファクターを考えれば、このような時差はむしろ当然といえることができる。

しかし、このようにして逆転した予想なのであるが、1973年から75年にかけて、「持たない」という確信を持つ者の割合が着実に減りつつある。そして、これと平行して、「DK・NA」がコンスタントに増えつつある。「持つ」と予想する者も減ってきているのだが、「持たない」とする者よりも減り方はずっと少ない。

この現象はおそらく次の二つの現象の相乗効果として現われてきているのではないだろうか。一つには、国会における、ほぼ「超党派的」ともいえるNPTの批准反対の動きがある。またこれとは別に、1974年5月にはインドが初の地下核実験に成功し、さらに、イスラエルがすでに核兵器を持っているという未確認情報も日本のマスコミによって流されている。つまり国内的にも、国際的にも、肝心かなめの核拡散への歯止めが、この3年間にぼろぼろと抜け落ちてきている。「将来、どうなるか分らない」というのが「DK・NA」の人のほとんど多数の卒直な判断であるかも知れないし、またこの判断は、今日国際的規模で核拡散の未来を予測する際にまぬがれ得ない不確実性の増大と少しも矛盾するものではない。

今から18年前、1957年7月に朝日新聞調査（表2.3「原爆実験」参照）に、こうした不確実性への予見は、すでに明確に示されている。当時、主として米ソと中心に行なわれていた「原水爆実験制限の話し合い」の未来について、「まとまる」と考えた者はわずか14パーセント、「まとまらない」が45パーセント、「DK・NA」は41パーセントであった。すでにこの当時から、核拡散の防止に対する悲観と不確実性が楽観を凌駕していたのである。

④ 原水爆実験

先ず「建前」からいえば、1954年から72年の調査結果は、圧倒的に「原水爆実験」の禁止や制限を支持してきている。アメリカのビキニ水爆実験直後、54年7月の読売新聞調査での「実験反対」92パーセント、イギリスの初の水爆実験直後、57年7月の朝日新聞調査の「実験禁止賛成」87パーセント、またフランスの南太平洋ムルロアにおける大気圏核実験直後、72年6月のサンケイ新聞調査での「地下核実験も含む（全面的）禁止賛成」90.3パーセントは、いずれも日本人のおよそ10人に9人が、建前として、いかなる核実験をも認めないことを明白に示している。それだけ核実験禁止のアピールは、平均的日本人の心の零線にふれる強い感情的な要素をもってきているといえよう。

しかし、こうした日本人の国民感情のコンセンサスがどれほど有効に「世界を動かしえるか」ということになると、「実験制限の話し合い」における悲観的観測のように、どうも悲観論が予想以上に強くなる傾向が出てくる。「フランスの核実験」にしたところで、これを「許せない」とする62パーセントは、だからといってフランスに核実験を止めさせることができると心から信じているわけではないであろう。日本人の手の届かない“彼岸”の世界の出来事に対する諦観の強まりが、これら一連の調査の結果からむしろ明白に予見できそうである。

これと密接に関連するのが、「核実験に対する不安」である。アメリカのビキニ実験やイギリスの水爆実験に対しては、その直後に強い不安やおそれを表明した10人中7ないし8人にのぼるきわめて多くの日本人であったのだが、今日、「核戦争の不安」を訴える者は、10人に4人しかいない。核拡散の進行（核兵器保有国の増加と核兵器貯蔵庫の質的量的増大の両者を合わせて）により、核戦争発生の確率はむしろ増加してきていると一般に考えられているにもかかわらず、むしろ日本人の間には、核戦争の可能性に関する楽観的未来像が広まりつつあるようである。

しかし、この現象は必ずしも日本人に個有なものとはいえない。アメリカの心理学者チャールズ・E・オスグッドはその名著「戦争と平和の心理学」（田中・南訳、岩波書店、1968）の中で、危険な核エスカレーションをもて遊ぶアメリカとソ連の相互的緊張緩和の戦略の必要を説きながら、これを妨げているのがアメリカ人の核エスカレーションの危険に対する無知ないし楽観であることを正しく指摘している。広島・長崎以来30年、

核戦争の危険は不断に専門家や評論家によって指摘され続けてきたが、核戦争そのものは未だ実際には起こっていない。オズグッドが懸念するアメリカ人、そしてわれわれ日本人は、共通して、「核戦争が起こりそうにない」ことを、この30年にわたって、ずっと学習し続けてきているのである。あとさらに10年間、核戦争が起こらなければ、核戦争への不安はさらに払拭され、「核戦争は起こらない」という確信がより広く滲透することになるだろう。

しかし、果たしてこうした確信は正しい確信なのだろうか。たとえば、関東大震災以来、東京には大地震は起こっていない。しかし、1923年（大正12年）以来半世紀以上も大地震がなかったという事実は、次の半世紀もまたずっと地震がないことの論拠にはならない。むしろ、1年が無事に経過することによって、次の年に天災が起こる確率はかえって増えているのである。アメリカ人や日本人の「核戦争の可能性」に関する見方の中にも、これと同じような「錯覚」が働いていないとはいえないのではなかろうか。

(V) 「原子力の平和利用」

「核実験」や「核武装」が日本の未来の、いまだに架空の問題であるのに反して、「原子力の平和利用」はすでに日本人にとって現実の具体的問題である。

この「原子力の平和利用」に関しては、1975年6月の朝日新聞調査が、「不安を感じる者」48パーセント、「不安を感じない者」37パーセント、「DK・NA」15パーセントという興味ある結果を出している。「不安を感じる者」と「感じない者」の割合は、5対4できわめて接近しており、今後の変化の方向が注目される。

「建前」としては、1969年3月の総理府調査の「賛成」65.3パーセント、75年6月の朝日新聞調査の「（原子力を）開発すべきだ」69パーセントと、いずれも肯定が反対や否定を大きく上まわっている。

「必要」についても「必要」が「不必要」を上まわるが、1975年8月のサンケイ新聞調査では、「原発建設」という具体的事例については「不必要」とする見解もかなり多い。おそらくここに見られる「不必要」という回答は、「経済・産業的必要性」のアンチテーゼとして最近とくに強まりつつあるECCS（緊急炉心冷却装置）の不備などから生じてきた原子炉の安全性に関する国外、国内における論争、あるいは同じく内外の第2次冷却水の熱影響（温排水）の議論などが、「原子力の平和利用」に関する手放しの楽観的

態度から慎重論を重視する態度への転換の触媒となっていることをある程度反映しているのかもしれない。もしそうであるならば、アメリカやイギリス、カナダなど、先進産業諸国における原子力発電論争の結果が日本の世論に与える衝撃は、特に今後はかなり強いものとなりえるであろう。仮定の「核実験」や「核武装」と異なり、原子力発電所における不注意によるミスや事故などは、当然、一定の確率で発生する可能性を持つ。したがって、ミスや事故は一度起こったら最後、原子船「むつ」の例に明らかに認められるように、まさに事実で示されたが故に一そう払拭しがたい否定的態度の形成に寄与することになる。この意味で、ことに「原子力発電所の建設」に関する国民の世論は、きわめて「脆い」、つまり「移り変りしやすい」ものとみなさざるをえない。

M <情動>と<認知>あるいは<理想>と<現実>の乖離

<理想>と<現実>とがどこかで一致する均衡状態こそ文字通り理想的な心理的安定の状態といえよう。「核武装」から「原子力の平和利用」にかけての4つの領域についていえば、日本人の世論は、こうした意味での理想的な状態には達しておらず、<理想>と<現実>とは多くの人びとの中でいまだに不均衡、不安定な状態にあるといえる。

第一に、「核」に対する一般的「不安」や「おそれ」のような個人的感情は少しずつ薄れてはきているようだが、全体としては依然としてかなり強く、そして広く残されているようである。このことは、「日本人の核アレルギーは貴重だ」とするラロック米海軍退役少将の発言（朝日新聞，1975・8・6）とも関連して、むしろ前向きに評価されてよからう。心理的にいえば、「こわいもの」をおそれ、避けるのは生物の優れた適応能力の一部であり、個体や種族の生存のために文字通り不可欠な健全な心理状態のあかしに他ならないからである。

心理的な不均衡は、次の第二の条件のもとで生ずる。たとえば、「核実験」に対する「ほんね」もしくは「建前」としての拒絶反応は最近に至るも依然として強いが、「核実験禁止の実現可能性」については悲観的な予想をする者が多い。同様に、「日本の核武装」についても、「ほんね」もしくは「建前」の否定的評価と、「現実」に起こりそうな「日本の核武装」の「公算」や「必要」との間にはかなりのアンバランスがある。ここには、どうやら<情動>要因がより支配的に働く「理想像」と、<認知>要因がより支配的に働く「現実像」との間にはかなりのずれがありそうに思われる。

ことに最近の世論調査での回答分布を眺めてみると、意見の収斂（コンセンサス）よりも、分散の傾向が目立ち始めている。こうした意見の分散傾向が世論調査の実施者自身を当惑させているのも事実である。たとえば、1975年6月の朝日新聞調査の結果を再分析した「朝日ジャーナル」（1975・8・15）は、「非核三原則には反対、アメリカの核兵器の力は必要という“核賛成”論者。20歳台でこの人たちは2割程度にすぎないが、被爆体験の無関心＝核賛成という危険な結びつきがうかがえる」と困難な問題の所在を指摘しているし、同8月に同様の調査を行なった「サンケイ新聞」（1975・8・5）は「核アレルギーについて『日本人にとくに強いのは当然であり、強い方がよい』と考える人が半数を超えている。しかし、日本が将来、核兵器をもつようになるかどうかでは『もつ』とみる25パーセントに対し『もたない』は31パーセントで、否定派が年々減ってきているのが目立つ」と書いて、いずれも今日の日本の世論動向に見られる矛盾する二つの傾向の解釈にとまどいを見せている。

はたして相反する方向へ向う世論の分裂が矛盾であるのか、あるいは当然（もしくは必然）であるのか。もちろん、これは見方によっても違うであろうが、この辺の問題を次節でもう少し本目細く眺めてみることにする。

（2）核意識の潜在構造

（i）日本の核武装は望ましいか

すでにわれわれは、表1で日本を6番目に核兵器を作りそうな国と予想する態度が「職業」「年令」「性別」などの人口学的な要因によるというよりは、むしろ「日本のことをよく考える」とか、「資本主義と社会主義」や「異人種」の間で将来戦争が起こりそうだとする、いわば国際関係全体における緊張関係の予想など、心理的要因と密接な関連があるということを眺めた。それでは、「日本の核武装は望ましいかどうか」という態度も、やはり同じように心理的要因と関連があるのだろうか。

表3は前の事例と同じ読売新聞の「西暦2000年未来像調査」の「日本が核武装することは望ましいと思いますか」という質問に対して得られた回答のクロス集計表である。コード1、コード2はそれぞれ「望ましい」「望ましくない」を示し、コード10は「わからない」を示す。

まず全体では、78.6パーセントが「望ましくない」、8.1パーセントが「望ましい」

表3 日本の核武装は望ましいか

(読売新聞「西暦2000年未来像調査」19699)

カラム126

21セイキチヨウサ / 69, 10.

カラム126

		TOTAL	コード1	コード2	コード3	コード4	コード5	コード6	コード7	コード8	コード9	コード10
日本の将来	ゴウケイ	1291 (100%)	105 (8.1)	1015 (78.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	171 (13.2)
	ヨク カンガエル	84 (100%)	14 (16.7)	58 (69.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (14.3)
	トキドキ	467 (100%)	36 (7.7)	377 (80.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	54 (11.6)
	スコシハ	532 (100%)	40 (7.5)	425 (79.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	67 (12.6)
	ゼンゼン	175 (100%)	12 (6.9)	133 (76.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	30 (17.1)
	DK, NA	33 (100%)	3 (9.1)	22 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (24.2)
主義の相違	ソウイガキエル	96 (100%)	9 (9.4)	78 (81.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (9.4)
	ヘイワキヨウゾン	407 (100%)	30 (7.4)	325 (79.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	52 (12.8)
	シヨウトツガアル	482 (100%)	42 (8.7)	390 (80.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	50 (10.4)
	センソウガアル	61 (100%)	9 (14.8)	45 (73.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (11.5)
	DK, NA	245 (100%)	15 (6.1)	177 (72.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	53 (21.6)
国の貧富	サガナクナル	174 (100%)	15 (8.6)	139 (79.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (11.5)
	ヘイワキヨウゾン	495 (100%)	46 (9.3)	399 (80.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	50 (10.1)
	シヨウトツガアル	301 (100%)	23 (7.6)	246 (81.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	32 (10.6)
	センソウガアル	39 (100%)	7 (17.9)	29 (74.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (7.7)
	DK, NA	282 (100%)	14 (5.0)	202 (71.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	66 (23.4)
人種の相違	カンガエナクナル	319 (100%)	23 (7.2)	261 (81.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	35 (11.0)
	ヘイワキヨウゾン	350 (100%)	35 (10.0)	285 (81.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	30 (8.6)
	シヨウトツガアル	365 (100%)	32 (8.8)	288 (78.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	45 (12.3)
	センソウガアル	27 (100%)	6 (22.2)	14 (51.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (25.9)
	DK, NA	230 (100%)	9 (3.9)	167 (72.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	54 (23.5)
人口	100マン ~ トシ	253 (100%)	23 (9.1)	202 (79.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	28 (11.1)
	10—100マン	387 (100%)	33 (8.5)	299 (77.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	55 (14.2)
	1—10マン	416 (100%)	27 (6.5)	331 (79.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	58 (13.9)
	1マンイカ	71 (100%)	6 (8.5)	55 (77.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (14.1)
	イナカ	164 (100%)	16 (9.8)	128 (78.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (12.2)

[illegible]

		TOTAL	コード1	コード2	コード3	コード4	コード5	コード6	コード7	コード8	コード9	コード10
年令	15～17歳	168(100%)	14(8.3)	126(75.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	28(16.7)
	18～20歳	220(100%)	13(5.9)	165(75.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	42(19.1)
	21～23歳	146(100%)	11(7.5)	119(81.5)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	16(11.0)
	24～26歳	147(100%)	9(6.1)	123(83.7)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	15(10.2)
	27～29歳	149(100%)	8(5.4)	114(76.5)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	27(18.1)
	30～32歳	142(100%)	14(9.9)	111(78.2)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	17(12.0)
	33～35歳	136(100%)	19(14.0)	107(78.7)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	10(7.4)
	36～38歳	131(100%)	11(8.4)	110(84.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	10(7.6)
	39～40歳	52(100%)	6(11.5)	40(76.9)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	6(11.5)
性別	オトコ	682(100%)	65(9.5)	540(79.2)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	77(11.3)
	オンナ	609(100%)	40(6.6)	475(78.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	94(15.4)
宗教	ブツキヨウ	617(100%)	58(9.4)	487(78.9)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	72(11.7)
	シントウ	43(100%)	4(9.3)	30(69.8)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	9(20.9)
	プロテスタント	21(100%)	2(9.5)	18(85.7)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(4.8)
	カトリック	10(100%)	0(0.0)	8(80.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	2(20.0)
	ソノタ	30(100%)	3(10.0)	20(66.7)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	7(23.3)
	ナシ	514(100%)	34(6.6)	413(80.4)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	67(13.0)
	DK, NA	56(100%)	4(7.1)	39(69.6)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	13(23.2)

S6 それでは、現在のあなたのお考えでは、日本が核武装をすることは望

ましいと思いますか、望ましくないと思いますか

答 ①望ましい ②望ましくない ③わからない

と答えている。「わからない」は13.2パーセントとなっている。

クロス集計を見ると、「望ましい」と考える者が、

- ①日本の将来をよく考えると思っている人(16.7パーセント)
- ②資本主義国家と社会主義国家の間で戦争があると思う人(14.8パーセント)
- ③豊かな国と貧しい国の間で戦争があると見る人(17.9パーセント)
- ④異なる人種の間で戦争があると思う人(22.2パーセント)

の間でもっとも多いことが明らかである。これは前に触れた「6番目の核保有国」の予想と全く同じパターンである。

もっとも、今度の場合には、「職業」「年令」「性別」にも相関は認められる。「職業」では、肯定論者は「学生」にもっとも少なく、「熟練工」と「自家経営」にもっとも多い。

「ホワイト・カラー」と「管理・専門職」はそのほぼ中間に位置する。次に「年令」については、「33～35歳」に肯定論者がもっとも多く集まり、「27～29歳」にもっとも少ない。後者は「60年安保」の中心的世代でもあり、現役の学生世代よりもむしろ肯定論者の割合が少ないのは、そうした特殊な時代的経験の反映であるのかもしれない。同時に、「DK・NA」が多いのもこの世代の特徴といえる。

「性別」では目立った差異はないが、やや「女性」に肯定論者が少ない。

- (iii) 「日本の核武装は望ましくない」と考える者の中にも「西暦2000年までに日本は核武装する」と予測する者がいる

さてわれわれは、表3で「日本の核武装に望ましくない」とする意見が国民の大多数の合意を形成している事実を眺めた。また、他方、われわれは同じ調査で「西暦2000年までに日本は核武装する」と予測する者が合計4.3パーセントもいることを発見した。これに反し、「決して核武装しない」と答えた者は、わずか2.5パーセントである。そこでわれわれは、2つの質問から得られた回答を整理した上でクロス集計し、1つの表に頻度分布をまとめてみた。それが表4である。

表4の頻度分布は、「核武装を望ましい」と考える人ほど「西暦2000年までに核武装する」と予測し、逆に「望ましくない」と考える人ほど「決してしない」と予測するという傾向が、統計学的に有意な相関関係として突在することを明らかにしている。この相関関係は、点相関係数 $\phi = 2.704$ ($p < .001$) という表現で記述される。

表4 核兵器保有の「望ましき」と「予測」の相関

	望ましい	望ましくない	
西暦2000年までに 核武装する	88	378	466
決してしない	3	313	316
	91	691	(782)

$$\chi^2 = 57.1736, \text{ DF} = 1, p < .001, \phi = .2704$$

(注) 読売新聞「西暦2000年未来像調査」(699)より。

N = 1291, 全国の15才~40才男女

ここで特に問題になるのは、「核兵器保有は望ましくない」と感じ、それでいて「西暦2000年までに核武装する」と答えた、かなり多数の回答者である。この人たちは、いわば好ましくないことが未来に起こることを予見している人たちである。これは同じ予見でも、「望ましい」とする者が「核化」の未来像を描き、「望ましくない」とする者が「非核化」の未来像を描くのは違って、＜情動＞と＜認知＞とが全くアンバランスで、シニカルともいえる未来像の予見である。この人たちの態度が均衡のとれたものになるためには、＜情動＞の面で「核武装」が次第に「望ましい」ものになっていくか、あるいは＜認知＞の面で「決してない」と予測できるようになるか、二つに一つの道しかない。もちろん第三の道は「現状維持」であるが、人間の心理力学の法則はこうした不均衡な心理状態がいずれは今述べた第一か第二の状態に均衡に達することを予測している。もしこの心理力学の方程式が正しければ、この人たちの態度変容を左右する重要なファクターの一つは、明らかに今後の世界がたどる道程に関する＜認知＞の内容であろう。たとえば、核軍縮交渉の成功やNTPの批准が世界の大勢となり、日本もまたその世界の大勢の中に組入れられていくという事実が次第に実体化していけば、この人たちの態度変容は無理なく第二の二者択一の方角をとるようになるであろうし、またもし正反対の事実が長期間にわたって恒常化すれば(たとえば、7番目、8番目の核兵器保有国の出現)、彼らの態度はますます第一の二者択一の方角をとる圧力の強い支配を受けることになるであろう。

「核意核の潜在擲造」とは、個人が持つ態度の全体と、特に核問題に関連する態度との

間の複雑な相互関係を指すものである。本項では、歴大な世論調査データの中から極く限られた、2, 3の例を取り出し、このような普通には目立たない態度間の関係について光を当ててみたにすぎない。

4. 戦無派世代の核意識

核意識との関連で戦無派世代に関しては、2つの相反する仮説が立てられている。一つの仮説では、戦無派世代は戦争経験を持たず、したがって、唯一の被爆国としての国民感情が稀薄となりがちである、といわれる。また別の仮説では、戦無派世代は、戦後の平和主義的民主教育の成果を代表し、日本の平和主義の前衛である、といわれる。いずれの見方をとるにせよ、戦無派世代がすでに人口の50パーセントを占めるようになった現在、彼らの核意識にメスを入れることは、日本の核問題の未来を考える上でも極めて重要なことのように思われる。ここでは、大学生を中心として、

- (1) N番目に核兵器をもつ国の予想
- (2) 日本の核兵器保有の時期の予想
- (3) フィンランド人大学生との比較
- (4) アメリカ人大学生との比較
- (5) 戦無派世代のオブティミストとペンシスト

という5つの項目にわたって、戦無派世代の核意識の特徴について眺めてみることにする。

(1) N番目に核兵器をもつ国の予想

ここで紹介する調査は、1965年から1968年の4年間にわたり、都内の私立大学男女学生（法学・政治学専攻）と私立デザイン学校男女学生（美術・デザイン専攻）合計785名を対象として行なわれたものである。

表5は、中国に続く6番目、7番目、8番目の最有望核兵器保有候補国の中から最も頻度の高い3カ国を書き出したものである。また、比較のために、1969年9月の読売新聞「西暦2000年未来像」調査、1971年8月、学習院大学・国家目標研究プロジェクト・チームの「オピニオン・リーダーの合意分析」研究^{注7}の結果をそれぞれ併記した。なお、あとの二つの調査では8番目の候補国については質問されなかった。

三つの調査を比較すると、核拡散の将来の有望候補に「西ドイツ」「インド」「イスラエル」にまじり、どの調査でも「日本」が顔を出していることが分かる。しかも、各調査

表 5 N 番目に核兵器をもつ国の予想

	学生1965—1968年 (N=785)		読売新聞1969年(N=1,291)		エリート世論指導1971年(N=160)	
	国 名	%	国 名	%	国 名	%
6 番 目	西 ド イ ツ	38	西 ド イ ツ	43.8	イ ス ラ エ ル	22.5
	イ ン ド	14	日 本	12.3	西 ド イ ツ	20.0
	日 本	9	イ ス ラ エ ル	6.4	イ ン ド	19.4
	D K , N A	10	D K , N A	19.5	D K , N A	28.7
7 番 目	西 ド イ ツ	22	日 本	20.8	イ ス ラ エ ル	16.9
	日 本	11	西 ド イ ツ	14.4	西 ド イ ツ	10.0
	イ ン ド	10	カ ナ ダ	9.5	日 本	9.4
	D K , N A	16	D K , N A	27.1	D K , N A	37.5
8 番 目	日 本	15				
	イ ン ド	9				
	西 ド イ ツ	8				
	D K , N A	24				

とも、6番目よりは7番目、7番目よりは8番目の「日本」の順位が高く、「核拡散が続けば続くほど、日本もまたその波に乗りやすい」という一般的なイメージがかなり強く、また広く持たれているといえそうである。

なかでも、読売新聞調査の全国サンプルでは、6番目、7番目の候補としての日本の順位が、他の調査に比べてことさら高くなっている。またパーセントも大きい。対蹠的に、戦後日本の平和主義の建前にもっともよく合致した「核拡散と無縁な日本」のイメージのもっとも濃いのが、エリート世論指導者のグループである。普通は「保守・反動」のレッテルをはられる。このグループから、日本の平和主義の建前の上でもっとも「理想的」な未来像が得られたことは、すこぶる興味深い。

最後に、われわれは「事後の検査」^{ポスト・モルテム}によって、すでに1974年5月、「インド」が6番目の核保有国になった事実を知っている。その事実を正しく予測した者が、さすがにエリート世論指導者のグループにもっとも多く（19.4パーセント）、学生グループがそれに続く（9パーセント）ということは、単に回答者の直観的な賭（勘）が当たったというだけではなく、国際情勢に関する客観的な理解、そしてそれを可能にするさまざまな情報の投入がこれらの限られた回答者の中で特に密度の濃いものであったことをほのめかすものであろう。

いずれにせよ、これら三つの調査からは、学生グループ固有の特異性といったものはあまり多く認められない。むしろ、調査の時差にもかかわらず、学生グループの回答パターンは、世代的にはもっとも距離のあるエリート世論指導者グループのそれに近似しているように見受けられるのである。

(2) 日本の核兵器保有の時期の予想

表6は、表5で用いた三つの調査の他に、1967年と69年の日本の私立大学生調査（法律・政治学専攻）、1969年のアメリカの大学生調査（政治学専攻）、同じ1969年に行なわれた別の読売新聞調査、1972年から75年まで連続して行なわれたサンケイ新聞調査の結果をすべて1つの表に纏めたものである。

表5で見たのと同様、日本の平和主義の建前にもっとも忠実であるのは、「エリート世論指導者グループ」であり、ほとんど半数に近い48パーセントが恒常的な「非核化日本のイメージを堅持している。「西暦2000年までに日本が核兵器を持つ」と予想するこ

表6 日本の核兵器保有の時期の予想

回 答 者	10年以内	20年以内	決してない	DK・NA
日本の大学生				
1965-68 (785名)	40 %	24 %	26 %	10 %
1967 (169名)	34	19	36	11
1969 (86名)	34	34	33	0
アメリカの大学生				
1969 (90名)	79	9	8	4
日本のエリート世論指導者				
1971 (160名)	—	25 1)	48	27
新聞社の世論調査				
1969 読売新聞(西暦2000年)	23 2)	20 3)	25	32
1969 読売新聞	32.1 4)	—	35.5	32.4
1972 サンケイ新聞6)	—	51.7 5)	35.3	13.0
1973 サンケイ新聞6)	—	28 5)	42	30
1974 サンケイ新聞6)	—	27 5)	36	37
1975 サンケイ新聞6)	—	25 5)	31	44

1) 西暦2000年までに

4) 1980年までに

2) 1970年代及び1980年代までに

5) 将来

3) 1990年代及び2000年代までに

6) 首都圏と近畿圏のみ

のグループの回答者はわずか25パーセントである。

これと対蹠的なのがアメリカの大学生で、「決してない」と考える者は僅か8パーセント、合計88パーセントが「10年以内」あるいは「20年以内」に「持つ」と予想する。これは、ちょうど、表5で日本の回答者が「西ドイツ」に対して抱いていた“非現実的”イメージのアメリカ版といえることができるだろう。実際には西ドイツが核兵器を開発する公算はほとんどないし、また西ドイツの国民も西ドイツが近い将来に独自に核兵器の開発

を始めるとは信じていない。西ドイツに対する日本人のイメージ、また日本に対するアメリカ人のイメージは、多分に第二次大戦の残像によって今もなお影響されている一面があるのであろう。

日本の三つの大学生群は、回答者が異なり、かつ調査の時期がずれているにもかかわらず、カイ二乗検定によって同じ母集団からとられたサンプルであることが示されたので、三群を同一のものとして扱ってよいことになる。したがって先ず「決してない」はほぼ3人に1人、「10年以内」と「20年以内」が合わせて3人に2人程度いるのが、このグループ全体の特徴ということになる。 「DK, NA」が少いのも、これら学生グループの特徴といえよう。予想に必要な情報を比較的多く投入されている面もあるだろうし、また、回答をためらわないという若者独得の割り切り方をする面もあるのであろう。

アメリカの学生との比較は別にして、日本の学生の回答分布パターンは、表5の場合と異なり、エリート世論指導者のそれと対蹠的であり、「決してない」が少く、「持つ」が多い。新聞社の世論調査と比べると、「決してない」の割合はさほど違わないが、学生の間で「持つ」が圧倒的に多い。

新聞の世論調査の回答分布に見られる一つの興味ある特徴は、四回のサンケイ新聞調査に見られるように、「決してない」の漸減傾向である。そしてその代りに「DK・NA」が漸増している。この二つの傾向は、ことに1973年以降、回答者の中で「日本の非核化」の確信がゆらぎ始め、どっちつかずの不安定態度要因が増してきていることを暗示している。

要約すれば、戦後の日本がとってきた平和主義の建前に忠実な回答パターンがもっとも顕著に見られるのは、意外にも、戦前派世代と戦中派世代からなり、日本社会の各分野で指導的立場にあり、直接的、間接的に政策決定過程に影響力をもっとも多く持つエリート・グループである。国民の全国サンプルにおいては、この2, 3年、そうした平和主義の建前にもとづく「非核化」の未来像がやや弱まってきているような傾向が見られる。これに対して、戦無派世代の学生グループにあっては、こうした平和主義の建前に忠実な者1人に対して、そうした建前にはとらわれないで「核化」の未来像を描くことのできる者が2人の割合でいることになる。

一言つけくわえると、この学生たちの「核化された日本」の未来像の背後には、「核武

装された中国との力の均衡を保つため」，「原爆のおそろしさが忘れられる頃」，「核拡散のウズの中に巻きこまれる」，「核兵器製造能力の十分な成熟」などに加えて，「戦争体験のない世代が社会の中核を形成する」とか，「使用しないという条件のもとで核兵器製造への抵抗が減少する」とか，あるいは「核のバランス・オブ・パワーによる平和という考え方が普遍的になる」というような核拡散の蓋然性に対する肯定的な見方がなされている。これに対して，「非核化日本」の未来像は，「憲法第9条がある」「被爆国という国民感情が許さない」「経済的負担に堪えきれない」などの確信が支えている。^{注8} 後者がマスコミや教科書に書かれている戦後日本の平和主義的建前の模範答案，あるいは「教本」に忠実な態度，であるならば，前者はこのような「教本」ととらわれない，むしろそのアンチテーゼとしての，そしてその意味で斬新ともいえる，現実主義的世界観を反映しているといえるかもしれない。

(3) フィンランド人大学生との比較

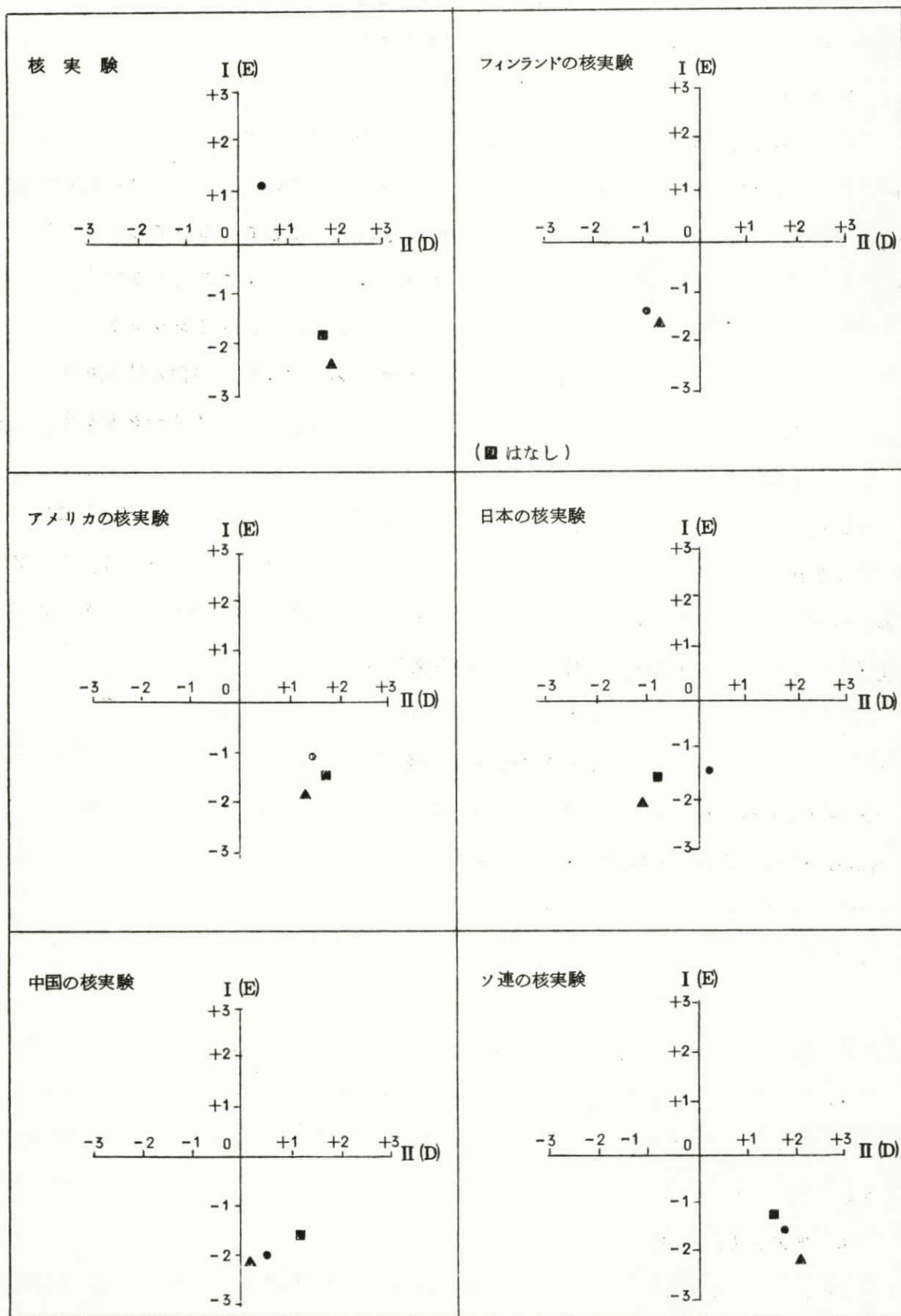
1961年の秋，筆者はたまたま日本とフィンランドの大学生の核意識を測るために，セマンティック・ディフエレンシャル法という態度尺度法を用いた比較研究を行なった。この研究は「核実験」という名詞概念が，「アメリカ」「ソ連」「中国」「日本」「フィンランド」という5つの国名と結合するとき，どのようにその意味を変えるかを調べるために行なわれた研究である。

その後，1964年に中国が初めての核実験に成功したことから，2年後の1966年に日本人学生だけを対象に追跡調査を行ない，1961年の調査と結果を比較した。こまかい方法論的な説明はすでに別のところで述べられているのでここでは省くことにする。
注9

図1はこれら三つの調査の結果をまとめたものである。先ず六種類の「核実験」のそれぞれについて，タテ軸は「価値評価」（好ましい—好ましくない），ヨコ軸は「力動性」（強い—弱い）と呼ばれる「意味」の次元をそれぞれ表わすものと考えていただきたい。タテ軸にそって＋3に近づけば近づくほど「好ましさ」の意味が増し，－3に近づけば近づくほど「好ましくなさ」の意味が増す。同様に，ヨコ軸にそって＋3に近づくほど「強さ」の意味が増し，－3に近づくほど「弱さ」の意味が増す。

そこで先ず「核実験」を眺めてみると，フィンランドの学生（・）はこれを「やや好ま

図 1. 「核実験」の意味のさまざま



▲ 日本の学生 1961 年

■ 日本の学生 1966 年

● フィンランドの学生 1961 年

しく(+1), やや強い(+1)」ものと見ていることが分かる。これに反して、日本の学生(△1961年と■1966年)は、いずれもそれを「かなり好ましくなく(-2), かなり強い(+2)」と見ている。

おもしろいことに、1961年には、日本の学生もフィンランドの学生も「アメリカの核実験」を「ソ連の核実験」と「中国の核実験」よりもやや「好ましい」ものとして見る傾向がある。同じ核実験でも共産主義国のそれを低く価値評価しているのである。この区別は1966年の日本の学生には見られない。これは、あるいは、この間の5年間に生じた両体制間の「雪解け」の間接的効果であるのかもしれない。またフィンランドの学生の場合、「核実験」そのものはタテ軸のプラスの評価であるのに、国の名前と結合されるとマイナスの評価となる。おそらく前者のイメージの中には、核兵器のイメージよりも広い、学術的・平和利用のイメージが強かったのかもしれない。

「日本」、「フィンランド」、そして1961年の「中国」の場合、「核実験」は実際に行なわれておらず、完全に架空の概念である。実際に行なった国、「アメリカ」と「ソ連」のそれと比較すると、違いはヨコ軸にそって大きい。現実となった核実験は架空の核実験より、はるかに「強い」感じを人びとに与えるもののようである。

日本の学生同士を比べると、1966年のグループのタテ軸にそった位置(■)が、1961年のグループのそれ(△)よりも常にゼロに近いことに気づく。フィンランド人グループに比べて日本人グループには、いかなる「核実験」も、より「好ましくない」と感ずる一般的傾向があるのだが、日本人グループの中をさらに分けると、1961年グループよりも1966年グループで、すべての「核実験」に対する「好ましくなさ」が減じていることが分かる。

「核実験」が「好ましくない」のマイナス評価から、「好ましいとも好ましくないともいえない」のゼロ評価に達し、さらに「好ましい」のプラス評価の戸口を越えるということとは、少なくとも今のところは考えられない。しかし、もしこの「好ましくなさ」の漸減の傾向が今後もずっと長期間続くならば、「核実験」が「好ましい」の戸口を越える可能性を真剣に考えなければならない時期が、あるいはやがてやってくるかもしれない。

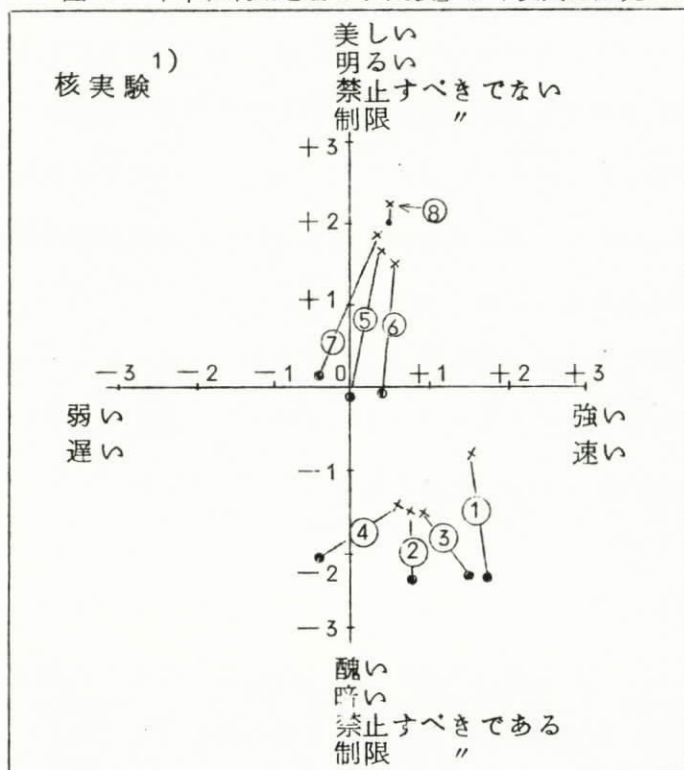
(4) アメリカ人学生との比較

いうまでもなく、「核実験」という概念は含意の範囲の広い概念である。そうであるな

らば、同じ「核実験」でも、「平和利用を目ざす」ものと、「核兵器の開発につながる」ものとは、それぞれに対する人びとの態度はかなり違うと考えねばなるまい。

このような考えから、1969年に、アメリカの学生（政治学専攻）と日本の学生（法律・政治学専攻）を対象に、「核実験」が、その「行為者」（全ての国、核先進国、核後進国）や「目的」（核兵器の開発につながる、平和利用を目ざす）の違いによって、どのように「意味」を変えるかに関して、マンティック・ディフェレンシャル法を用いた比較研究を行なった。^{注10}

図2 「平和利用を目ざす実験」と「核兵器開発につながる核実験」



1) 1969年 日本(86名)とアメリカ(90名)の大学生を対象。

- ① 核実験
- ② 核兵器開発につながる、全ての国における核実験
- ③ 核兵器開発につながる、核先進国における核実験
- ④ 核兵器開発につながる、核後進国における核実験
- ⑤ 平和利用を目指す、全ての国における核実験
- ⑥ 平和利用を目指す、核先進国における核実験
- ⑦ 平和利用を目指す、核後進国における核実験
- ⑧ 平和利用を目指す、全ての国における科学者や技術者の協力

●は日本人、×はアメリカ人を示す。

図2は、その調査の一部を整理して示したものである。先ず、表現は違いが、本質的には図1と同じく、タテ軸は「美しい・明かるい・禁止すべきでない」というニュアンスを持つ「評価」の次元であり、ヨコ軸は「強い・速い」のニュアンスを持つ「力動性」の次元である。そして・は日本人、×はアメリカ人が、それぞれの概念に対して持つ意味を示す。

全く条件をつけない「核実験」①は、日本人にもアメリカ人にもタテ軸にそって「醜く、暗く、禁止すべき」マイナスの評価の概念である。ただし、日本人の方がアメリカ人よりもさらに一目盛以上もマイナスの評価が強い。②③④はいずれも「核兵器の開発につながる」目的の「核実験」であり、これまた日本人にもアメリカ人にもすべてマイナスの評価の概念である。ただし、見られる通り、日本人の場合はすべてアメリカ人よりもマイナスの評価がずっと強い。しかも日本人にとって「核実験」は「核兵器の開発につながる核実験」とほとんど同義であるようにタテ軸上の位置が近い。

「行為者」の区別は、タテ軸では全く違いを生じない。ただし、それは、ことに日本人に対しては、それぞれの概念が与える「強さ」の感じに影響を与えていることが、図2の②③④のヨコ軸での配列から明らかに読みとれる。「核先進国」がもっとも「強く」、
「核後進国」はもっとも「弱い」。この配列は、常識による予想に完全に一致している。

さてそれでは「平和利用を目ざす」「核実験」⑤⑥⑦はどうであろうか。アメリカ人にとって、この概念は、「平和利用を目ざす、全ての国における、科学者や技術者の協力」⑧と同じ程度に、「美しく、明るく、禁止すべきでない」、ちょうど「核兵器開発につながる、核実験」とは正反対なプラスの評価の概念である。ところが日本人にとって、これらの概念はアメリカ人におけるようなプラスの評価の概念ではなく、ほとんどプラス・マイナス・ゼロのタテ軸上に配列されている。⑧の評価が、アメリカ人のそれと全く同じに、高いプラスの評価であるにもかかわらず、である。つまり、「行為者」の違いがタテ軸にそってほとんど影響を与えないことは明らかであるから、⑧と⑤⑥⑦の違いは、実は「科学者や技術者の協力」と「核実験」の意味の差から生じているといってよい。別な見方をすれば、アメリカ人の場合には、「核実験」の価値評価の意味は、その「目的」の違いによって、プラスからマイナスまで広い範囲にわたって変わるが、日本人の場合には、「目的」よりも「核実験」そのもののマイナスの意味にひかれ、常にマイナスの方向に片

寄る。この点、日本人にとって、「核実験」はまさに意味の上での「死の接吻」に匹敵するといってもよからう。もし「核アレルギー」ということばが何らかの点で現実性を有するのならば、それは、たとえば、同年配のアメリカ人学生と比較した場合の日本人学生の「すべての核実験」に対する否定的、拒否的な態度に明白に発見できるであろう。ただし、こうした場合ですら、「核兵器の開発につながる核実験」へのほとんど絶対的ともいえる強い拒否に比べて、「平和利用を目ざす核実験」への拒否はずっと緩かであり、ほとんどないに等しい（プラス・マイナス・ゼロ）ことに注意すべきであろう。

(5) 戦無派世代のオブテイミストとベンミスト

日本の大学生人口を自然科学系と、人文・社会科学系に分けてみると、ほぼ一対七で、人文・社会科学系の学生が圧倒的に多いことが分かる。ということは、もちろん、いろいろな例外はあるだろうが、科学やテクノロジーになじめない、あるいはなじまない学生の方が、科学やテクノロジーに積極的な関心を持つ学生よりも、全体としてはるかに多いことを示すものである。もし大学が日本社会の一つの縮図であるならば、日本社会全体で、科学やテクノロジーになじむ人びとの数は、ごく限られたものであるということができよう。

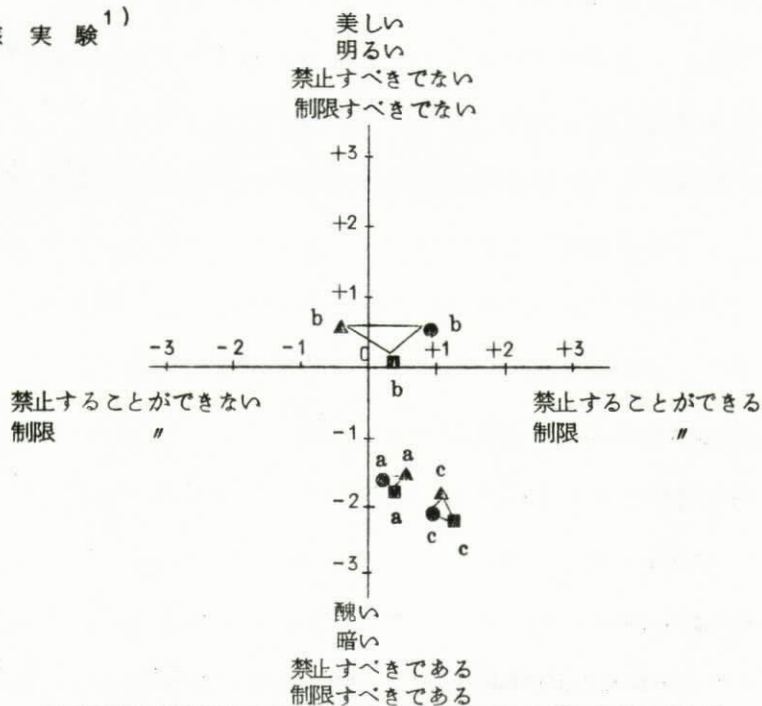
このことを念頭において、筆者は、1967年の夏、都内の私立大学で法律・政治学を専攻する男女学生167名を対象に一つの実験を行なった。先ず彼らは「日本の核兵器保有時期」の予想を通じて、「比較的近い将来」、「比較的遠い将来」「決してない」の三つのグループに分類された。それからこれらの三つのグループのそれぞれで、図2の場合と全く同様、「行為者」と「目的」の違う「核実験」と「科学者・技術者の協力」の意味をセマンティック・ディフェレンシャル法によって測定した。

当初の予測が正しければ、「決してない」グループには「核実験」や「教科者・技術者の協力」にも否定的な、つまり、科学やテクノロジーに心情的になじめない被験者がもっとも多く、当然、これらの概念に対する価値評価の平均値は、他の二つのグループに比較して低いはずである。さて、はたしてそうなるであろうか。

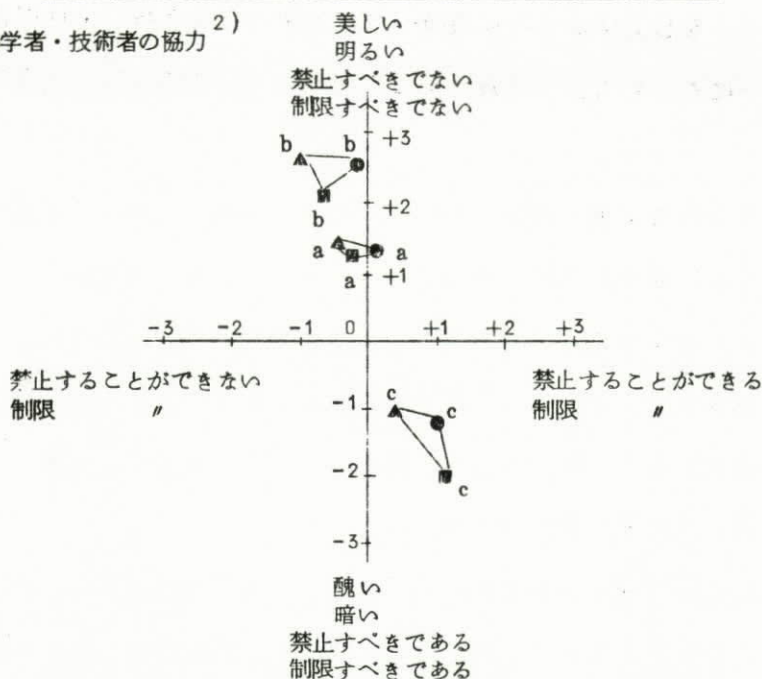
図3は、この実験の結果をまとめて示したものである。先ず「核実験」については、「平和利用・学術研究を目ざす核実験」(b)は、3グループともに一応プラスの評価となっており、「核兵器の開発につながる核実験」(a)や「目的や種類の別を問わない(全ての)

図3 科学・テクノロジーに対する「オブティミスト」と「ベシミスト」

核実験¹⁾



科学者・技術者の協力²⁾



1) 1967年日本人学生(169名)を対象。

核兵器保有時期予想

- : 10年以内
- ▲ : 20年以内
- : 決して持たない

核実験の種類

- a : 目的や種類の別を問わない
- b : 平和利用・学術研究を旨とする
- c : 核兵器開発につながる

2) 同上

核兵器保有時期予想

- : 10年以内
- ▲ : 20年以内
- : 決して持たない

科学者・技術者の協力の種類

- a : 目的や種類の別を問わない
- b : 平和利用・学術研究を旨とする
- c : 核兵器開発につながる

核実験」(c)とは歴然と区別されていることが分かる。しかし(a)(b)(c)のすべてのケースを通じて、「決して持たない」グループ(■)の評価の平均値は、タテ軸にそって常に最下位であり、予想通り、これらの概念に対するマイナスの評価が三グループ中もっとも強いことを示している。

「科学者・技術者の協力」については、「死の接吻」現象が再び明白に認められる。すなわち、「核兵器開発につながる」(c)協力のみが、ことごとくマイナスの評価となっている。そして、ここでも「決して持たない」グループのタテ軸にそっての評価が、それまた予想通り、常に最下位であることが分かる。

おそらく、日本は決して核化しないと予測した学生は、もともと科学や科学技術に対してなじまず、あまり好意的な印象を持たない、より典型的な人文科学的、アンチ科学的学生だったのではなかろうか。右にかかげたデータ分析は、どうもこのような一般的な傾向がありそうなことを示唆しているようである。この学生たちは、現代の科学やテクノロジーに対して総体的に「ベシミスト」であるとみなしてよいかもしれない。それに反して、さすがに「核兵器の開発」だけは断呼として拒否するが、それ以外の核実験や科学者、技術者の協力は大らかに認め、肯定する学生は、科学やテクノロジーに対する「オブティミスト」なのであろう。われわれのサンプルには、一人の「ベシミスト」に対してほぼ二人の「オブティミスト」が発見された。(表6参照)。

日本全体の戦無派世代に、こうした「ベシミスト」と「オブティミスト」がそれぞれどの位の割合で混じっているのか。もしそれが明らかになれば、非常に参考になる。仮りに「オブティミスト」が戦無派世代の最大多数でないにしても、こうした核兵器だけは認めない「オブティミスト」固有の心理的特徴は、まさに1975年6月の朝日新聞調査がいみじくも「この若い人たちは、核兵器には反対、原子力開発には賛成、と割り切った考え方の人」(傍点筆者)と表現した戦無派世代の若者の特徴と完全に一致しているのである。

なにかんずく、平均年齢59才の戦前・戦中派世代のエリート世論指導者と対比される戦無派世代の「オブティミスト」の核意識の特徴は、彼らの認知や感情が既成の政治的イデオロギーや平和主義的建前にとらわれることなく柔軟であり、かつ全くの個人ベースのものであるように見受けられる点にある。この点、戦無派世代の「オブティミスト」の核意識の中に(もっとも、政治学専攻の大学生というやや特殊なケースであるが)、国外にお

ける核拡散の現状や論理が日本人の中に「核武装」への引き金を引くという、いままでの「教本」にのっていなかったような考え方が強く出ていたのは、彼らが自分のさめた眼で世界を眺めていることの一つの証拠として認めて差支えなからう。

人間は万物の尺度であるといわれるが、これをもじっていえば、若者は社会の鏡でもある。しかも、この鏡とは、必ずしも閉された狭い日本の社会をうつす鏡にとどまらず、広く世界をうつす鏡である。これから形成され、あるいは形成後の柔軟性の故にさらに修正されるかもしれない戦無派世代の核意識のすべてが、過去の被爆体験の口伝や「原爆許すまじ」のスローガンで左右できると考えるのは、誤った「オブティミズム」であろう。すでに、『朝日ジャーナル』（1975・8・15）の表現を借りれば、「非核三原則には反対、アメリカの核兵器の力は必要」、あるいは「被爆関心と核・原子力の関心は別の次元」と考える戦無派世代が生れつつあるのである。このような思考が生れてくる背景には、それなりの原因があるはずである。たとえば、すでにわれわれは「国際的な対立や緊張」が「日本の核化」イメージをある人びとの間に強めることを指摘した。繰り返しになるが、「若者は世界をうつす鏡である。」とするならば、世界情勢をより強く反映して、戦無派世代の核意識は、戦前・戦中派世代の被爆国日本固有な核意識から、開かれた世界の中の核意識に、全体として大きく変容しようとしているのかもしれない。

この報告で触れたのは、本来多重層的な構造の核意識の、ほんの氷山の一角にすぎない。この報告が、日本人の核意識の特徴の一端を明らかにするとともに、将来、さらに体系的かつ精緻な核意識分析の土台として役立つことを願って、筆をおく。

注

- 1 たとえば、いくつかの選択枝の中の単数もしくは複数を選ぶような質問項目は＜名義尺度＞（nominal scale）ある一つの性質（たとえば「望ましさ」）に関して、複数の対象の相対的順位をつけさせるような質問項目は＜序数尺度＞（ordinal scale）、そしてまた、ある一つの性質（たとえば「望ましさ」）の程度が等間隔に変わり（たとえば、非常に望ましいから非常に望ましくないまで5段階に分ける）、あとでこれらの数値を比べたり、足したり、引いたりできるものは＜距離尺度＞（interval scale）から、それぞれ構成されている。詳しくは、『講座・現代社会とコミュニケーション4』（東大出版会、1974）所収、田中靖政、「世論とコミュニケーション（136

～139頁)を参照されたい。

2. 田中 政『コミュニケーションの科学』(日本評論社 1968)。特に第12章「核兵器に対する『戦後っ子』の態度分析」(294-344頁)。

McGuire, W.J., The Nature of Attitudes and attitude Change, in Lindzey, G., and Aronson, E., (Eds), The Handbook of Social Psychology. (2nd Ed.), Vol. 8, 1969, Addison-Wesley, pp, 136-314.

3. Tanaka, Y. 1973 . A Cross-Cultural Psycholinguistic Study of Attitudes Toward Nuclear-Space Development: A Case Study of Learning in Subjective Culture, Jap, Psychol. 15 , 2 , 65-81
4. 日本原子力産業会議『原子力年鑑・1973 年版』, 151 頁。
5. 上掲書, 145 頁。
6. 『資料・戦後20年史・5』, 日本評論社, 1966。「付録・朝日, 毎日, 読売三新聞の戦後世論調査一覧」, 372-384 頁
7. 学習院大学国家目標研究プロジェクト・チーム『日本の国家目標に関する調査オピニオン・リーダーの合意分析』, 1973。この調査では, 政界, 官庁, 行政, 経済界, 学界, マス・コミ, 労働組合, 文学界のオピニオン・リーダー, 計160名のパネルを対象にしてデルファイ法による分析が行なわれた。パネルの97パーセントは男性, 平均年齢は59歳である。
8. 田中靖政『コミュニケーションの科学』日本評論社, 1969年。第12章「核兵器に対する戦後っ子の態度分析」294-344頁。
9. 田中靖政「現代日本の核意識」, 中央公論, 1969年3月号
10. Y. Tanaka, 1973. op. cit.

核関連年表（74年8月→75年7月）

1974年

- | | | |
|---|----|--|
| 7 | 29 | ○仏相次ぐ核実験。ニュージーランド首相が発表。 |
| 8 | 1 | ○原水禁国民会議の国際会議，核禁会議の全国集会開く。 |
| 8 | 5 | ○広島で二つの原水禁大会。 |
| 8 | 9 | ○フォード新大統領就任。 |
| 8 | 11 | ○関西電力美浜原子力発電所でイリジウム192を紛失。 |
| 8 | 13 | ○日本に核兵器持ち込みと空母ミッドウェーの米兵が軍法会議で証言。 |
| 8 | 15 | ○ムルロアで仏また核実験と露外務省発表。 |
| 8 | 25 | ○仏、南太平洋で六回目の核実験と露・ニュージーランドが声明。 |
| 8 | 26 | ○「むつ」抗議船団のスキをついて出港強行。 |
| 8 | 28 | ○「むつ」に原子力の火，臨界実験に成功。平和利用船，世界で四番目。 |
| 8 | 29 | ○ソ連メガトン級核実験とスウェーデン発表。 |
| 9 | 1 | ○「むつ」で放射線漏れ。出力試験中の原子炉止める。 |
| 9 | 5 | ○国連事務総長年次報告序文発表，核拡散防止の緊急性を強調。 |
| 9 | 10 | ○韓国，ギリシャ，トルコに貯蔵の核兵器が奪取される危険を元米艦隊司令官が議会で証言。 |
| 9 | 12 | ○インド向けウラン供給禁止で米英ソが合意と英紙報道。 |

恐喝目的で盗んだ三人組
を逮捕－12日

遮蔽板の設計，製造ミス
11日出力試験中止決まる
帰港問題で紛糾，“漂流”
状態続き，帰港は10月15日
迄の「むつ」関連事項25個
この司令官はラロックで
これが所謂ラロック証言
10月6日参照

- 沖縄米軍の核模擬弾訓練再開。
- 9 15 ○仏、ムルロアでまた核実験。
- 9 18 ○ジュネーブでSALTⅡ再開。
- 9 24 ○日加共同声明で核実験全廃訴える。
- 木村外相、国連で演説、核防体制強化等を訴える。ソ連外相は米ソの核管理を強調。
- 9 26 ○米、74年6回目の地下核実験。
- 10 3 ○ソが潜水艦から新型長距離ミサイル発射実験と米国防総省発表。
- 10 6 ○ラロック証言、非核三原則の日本に衝撃。(米艦核積載のまま日本に寄港、空母原潜に限らず寄港時には積降ししたりしない。)事前協議ない以上、持ち込みないと確信と木村外相語る。防衛庁はノー・コメント。科技庁、平和利用へ暗影を心配。米第七艦隊の基地を抱える町に不安と政府不信高まる。
- 10 7 ○横須賀・沖縄は核つき基地とラロック氏の「国防情報センター」資料で指摘。核持ち込み事前協議は義務とラロック証言を米國務省が間接的に否定。
- 10 8 ○米艦拒否の動き広がる——空母寄港延期を、神奈川知事横須賀市長。疑がわしい米艦断わる長崎知事。
- 佐藤前首相にノーベル平和賞決まる。(非核政策を評価さる。)
- ラロック証言問題——協定・了解事項を完全順守してきたと米国防次官声明。安保取り決め尊重を確認との米政府見解を日本側に伝達。米艦

cf.9月10日

		の核つき寄港は日本政府も承知のはずとニューヨーク・タイムズ紙報道（米国防総省はこれを否定）。 ラロック氏，知ろうと思えば日本政府は知り得たとモスクワで語る。
10	13	○横須賀寄港のミッドウェー乗員から核積載をワシントン・ポスト紙の東京支局長が確認。
10	14	○インド，核実験続行計画を公表。
10	15	○「むつ」50日ぶりに帰港。
10	16	○全国知事会議で首相非核三原則堅持を言明。
10	18	○安全な原子力へ，原子力委部会が提言。
10	23	○東電福島第一・中電浜岡の原子炉に異常発見。 ○核の一時通過は事前協議の対象外と米統合参防本部が見解。
10	25	○米，輸送機からのICBM発射実験成功と発表。
10	28	○エジプトに原発供与をソ連発表。
10	30	○海水からウラン採取実用化の長期計画に通産省取り組み。 ○日本・ニュージーランド共同発表。核実験全面禁止で一致。
11	7	○核戦争の危険減ると革命記念日式典でソ連国防相演説。
11	13	○ソ連ミサイルの性能向上し米地下基地破壊の確度ありと米国防総省発表。
11	16	○茨城県の原子力安全確保協定が合意。
11	18	○フォード大統領来日（22日離日）。
11	20	○南アジア非核地帯設置，国連総会で可決。
11	24	○米・ソ首脳会談終え共同声明。SALT新協定50年締結へ。MIRVも制限，爆撃機など数値合意。

11	26	○田中首相，辞意を表明。（12月1日後任に三木氏）
12	1	○国産濃縮ウラン試験工場を東海村で初公開。 ○原子力商船建造ラッシュに経済性，安全性で全米調査会議警告。
12	2	○MIRV は米ソ各 1320 基保有などウラジオ会談合意内容を米大統領が公表。 ○イスラエルは核兵器製造の知識と科学者を持つとカッピール大統領言明。（3日，かかる脅しが続けばこちらも核開発と駐英エジプト大使。）
12	8	○米の核戦略の基本政策再検討中との国防長官証言録事録を発表。 核の所在明確化で日本に影響大。
12	10	○佐藤前首相，オスロでノーベル平和賞受ける。（11日受賞記念講演，原子力平和利用の国際三原則を提唱。）
12	14	○太平洋地域の核配備は 4000 個を越すと米軍事専門家筋語る。
12	20	○仏の核実験禁止求めた露政府提訴を国際司法裁判が却下。
12	28	○バルト海に世界初の原子力灯台。

1975年

1	7	○東電福島第二原発許可取り消し訴訟を住民側が起こす。
1	8	○美浜原発，二号炉も放射能漏れで全面ストップ。
1	11	○原発従業員被ばく急増で電労連が安全要求へ。

- 1 13 ○リビアが核開発へ動くとベイルート紙報道。
- 1 21 ○核積載艦通過の要請あっても拒否と檜崎質問への政府答弁書。
- 1 31 ○ジュネーブで SALTⅡ 再開。
- 2 8 ○米軍の核兵器配備状況をラロック機関が公表。全世界に 3 万発。
- 2 10 ○NPT の保障協定ほぼ合意と衆院外務委で外相答弁。
- 2 11 ○米国防報告、沖縄を韓国防衛の拠点と明示。横須賀に原子力空母配備の可能性示唆。
- 2 12 ○横須賀の核貯蔵庫否定も肯定もできぬと米が日本に回答を非公式に明かす。
- 2 20 ○ソ連が地下核実験とスウェーデンのウプサラ地震研究発表。
- 2 21 ○NPT 批准の促進を原子力委と原産会議が提言。
- 2 24 ○米、横須賀搬入の核爆雷を否定。
- 2 26 ○NPT の保障協定にウィーンで仮調印と外務省発表。
○英、ソ連から 80 年以降、濃縮ウラン 1,000 t 受給計画に調印。
- 3 4 ○ジュネーブ軍縮委開く。SALTⅡ も再開。
- 3 10 ○「むつ」贈与申し出を検討中とブラジル外務省公表、日本側否定。
- 3 21 ○極東米軍は日韓の核保有を抑止と米国防長官が上院委で証言。
- 3 25 ○ジュネーブ軍縮委、非核武装地帯専門家小委を設置。
- 4 15 ○米ソ中の軍拡続くとジェーン兵器年鑑が指摘。

4	24	○東海動燃で作業中の十人がコバルト60被ばく。 軽症ですむ。	
4	25	○NPT 案件を国会に提出。	
4	29	○米，サイゴン総引き揚げ，ベトナム介入終結を声明。	
4	30	○ベトナム三十年戦争に幕。サイゴン政権無条件降伏。	
5	1	○ポスト・ベトナムのアジア戦略構想を米国防長官が表明。防衛拠点を韓国に，日本はその支援後方基地で重視。	
5	2	○キャンベラで日英閣僚会談，ウラン開発参加絶望。	
5	5	○ジュネーブでNPT の第一回再検討会議始まる (30日閉幕)。	
5	6	○衆院本会議NPT 審議入り。首相，安保強化説否定。 ○敦賀の原発基地周辺の農作物から放射能汚染物質検出。検査時に排気筒から飛散の疑い。	
5	12	○核武装はマイナス，「防衛を考える会」で一致。 ○カンボジア，シャム湾で米貨物船マヤゲス号を捕獲。	14日，米軍武力奪回
5	13	○原発の人体への放射線，世界最高の規制を原子力委決める。 ○「むつ」調査委，答申で原子力開発体制の欠陥を指摘。	
5	14	○米，ネバダ州で大規模核実験。	
5	18	○北朝鮮が南進すれば一挙心臓部へ反撃と米国防長官がベトナムの教訓を語る。	

- 5 21 ○美浜原発二号機にまた欠陥燃料棒。
- 5 28 ○レーザー光線でのウラン大量濃縮に米研究所が成功。
- 6 2 ○米、核支援部隊、日本にいないと太平洋軍司令官が否定。
- 6 4 ○ソ連、巨大ミサイルSS18の実験、3日、ソ連中部から発射、ミッドウェー島付近に着弾と米国防総省発表。
- 6 8 ○仏が南太平洋で6日に地下核実験と豪首相語る。
○ソ連の地下核実験をインドが探知。
- 6 12 ○試運転中の玄海原発で放射線漏れ事故。
○米のカサなくなれば独自に核武装と朴大統領の言明を米紙報道。
- 6 13 ○「超核兵器」開発禁止協定をブレジネフ提唱。
- 6 16 ○NPTで衆院三委の連合審査。緊急避難でも核持ち込み認めぬと外相答弁。
- 6 18 ○「むつ」受け入れ意向を佐世保市長が表明。
○キ長官、日米協会で演説。核燃料の安定供給を約束。
○米軍事境界線に核配備し挑発と北鮮紙が非難。
○ロンドンで原子力施設輸出6か国が核兵器への転用について秘密協議。
- 6 19 ○NPT、継続審議に。
- 6 20 ○韓国に戦術核配備、北が攻撃すれば使用ありうると米国防長官言明。
- 6 22 ○朴大統領が国防当局に核兵器開発を指示と米紙報道。

7月14日、作業員の巻き
尺忘れが原因と判る

6	23	○キ長官演説，同盟国の防衛努力を強調。自衛の気力持たぬ国は落第，軍事援助は慈善でないと述べる。
6	25	○米，核戦略を転換。使用は最大限柔軟にとフォード表明。
6	27	○朴大統領は核兵器開発を否定と訪韓のカナダ外相語る。 ○西独，ブラジルと核利用協定に調印。
7	1	○「むつ」受け入れを長崎，田平町議会決議 ○ソ連，世界最大の核融合装置「トカマク10」の運転を開始（6月29日）。 ○核戦略の中核は先制攻撃，主要目標はいぜんソ連と米国防長官語る。
7	2	○ジュネーブ米代表部でSALTⅡ再開。
7	3	○核積んだ米ソ原潜が74年5月，ソ連領海で海中接触と米紙報道。
7	5	○パキスタン，スリランカ共同声明，核放棄を強調。
7	6	○朝鮮戦争再発遠のくと米国防長官語る。
7	10	○ジュネーブで米ソ外相会談。MIRV 検証で新提案とキ長官語る。
7	21	○米ソ超大国の世界争奪で第三次大戦避けられないと鄧副首相語る。
7	27	○トルコ米軍基地接收。
7	29	○原水協・原水禁統一，大筋で合意。（8月1日，社共歩み寄れず統一流産）
7	30	○ヘルシンキで全欧安保首脳会議開く。